

平成28年12月定例会

飯島町議会会議録

平成28年12月 8日 開会

平成28年12月16日 閉会

飯島町議会

平成28年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年12月8日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 6 第 3号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 7 第 4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第11 第 8号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第12 第 9号議案 平成28年度飯島町国民健康保険税特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 第12号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第16 第13号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第17 第14号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	折山 誠
5番	橋場みどり	6番	堀内 克美
7番	三浦寿美子	8番	浜田 稔
9番	中村 明美	10番	坂本 紀子
11番	竹沢 秀幸	12番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>唐 沢 隆</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>宮 沢 卓美</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>堀 越 康寛</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大 島 朋子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>宮 下 寛</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>久 保 田 浩克</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>田 沢 義郎</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>堀 内 喜美江</td> </tr> </table>	副 町 長	唐 沢 隆	総 務 課 長	宮 沢 卓美	企画政策課長	堀 越 康寛	住民税務課長	大 島 朋子	健康福祉課長	宮 下 寛	産業振興課長	久 保 田 浩克	建設水道課長	田 沢 義郎	会 計 管 理 者	堀 内 喜美江
副 町 長	唐 沢 隆																
総 務 課 長	宮 沢 卓美																
企画政策課長	堀 越 康寛																
住民税務課長	大 島 朋子																
健康福祉課長	宮 下 寛																
産業振興課長	久 保 田 浩克																
建設水道課長	田 沢 義郎																
会 計 管 理 者	堀 内 喜美江																
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 小林 美恵</p>																

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議開会

開 会 平成28年12月8日 午前9時10分

議 長 おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。これから平成28年12月飯島町議会定例会を開会します。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。

町 長 おはようございます。12月議会定例会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成28年11月15日付、飯島町告示第92号をもって平成28年12月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、例年は晩秋から初冬にかけて強い霜が降りて冬の到来を実感するところではありますが、ことしは、こうした強い霜が降りないまま、いきなりの降雪が落葉寸前だったイチョウの葉を散らし、収穫終盤の色づいたリングオに雪の綿帽子をかぶせました。真冬並みの寒気と南岸低気圧の影響を受けて、11月としては異例の積雪でありましたが、この冬がどうか平年並みの冬であってほしいと願うところでございます。

さて、ことしも残すところ20日余りとなりました。私が町長に就任以来一年が経過したところでございます。この一年、議員並びに町民の皆様には、町の行政運営に対しまして御理解、御協力を賜り、計画いたしました事務事業がほぼ順調に実施できていますことに対しまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。行政経験のなかった私にとって、町長としてのこの一年は、町民の生命、財産を守り、暮らしのすべてにかかわる行政の役割の重要性、その責任者としての重みを実感させられた一年でありました。今後もより一層この身を厳しく律し、町のためにさらに粉骨砕身の努力をする覚悟でございます。一年の経過に当たりまして、これまでの取り込みについて振り返ってみたいと思います。私は、公約としてみんなが安心して暮らせる豊かな町という行政の大目標を掲げ、第5次総合計画やまち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略などの基本路線をベースに、これを実現するため、3本柱となる具体的政策を掲げ、民間からの風と行政からの風をしっかりと受けとめ、3本の柱に沿った施策を展開してまいりました。

1番目の柱は内なる固めを目指しての風通しのいい行政へのチャレンジであります。進行中の政策は尊重し、より丁寧にかつ効果的に進めるよう意を注いでまいりました。子育てや教育、健康、医療、福祉、介護、防災、インフラ整備など安心して暮らせる町にすることが行政の使命として最も重要な役割であるとの認識から、円滑な行政サービスの提供とその質の向上に努めてまいりました。まずは、町民と役場の風通しをよくしたいということで接遇面に取り組みました。町民の皆様初め町外の方からも役場職員は元気にあいさ

つができるようになった、明るくなった、気さくになったという評価をいただけるようになりました。今後は、町民と職員が一層風通しのいい関係を築いていけるように努める所存でございます。喫緊の重要課題と位置づけて取り組んできた事業といたしまして道の駅田切の里建設事業、子育て支援センターの移転新築事業や開業医の誘致、それに伴う診療所整備などがございます。とりわけ道の駅田切の里建設事業につきましては、国、県初め関係機関や関係者の皆様の御理解、御協力、そして地元の皆様の熱意により7月にグランドオープンすることができました。多くの皆様に御利用いただき、重点道の駅にふさわしい事業を展開しているところでございます。一方、豊かな町の実現には、町の活気や将来への希望を創出することも需要と捉え、町の魅力を向上するための施策にも重点的に取り組んできたところでございます。

2番目の柱となりますが、当町を積極的に売り出す、外へ押し出すことを目指して儲かる飯島町へのチャレンジを掲げました。活気やにぎわい、楽しみ、これを取り戻したい、町に人が集まってくることが活気を取り戻す基本と考え、有力は観光産業を立ち上げることが大きな課題であるという認識に基づくものであります。幸い当町には観光資源になり得る魅力的な地域資源が豊富にあります。ここには既に世界一のステージがあります。町民と行政の知恵を結集し、総力を挙げて行動することで、これらの宝物を生かしていくよう展開を始めてまいりました。その第一歩が飯島町営業部の発足でありました。内部組織としての「特命チーム営業部」と町民が委員として参画する任意団体「飯島町営業部」によって町民と行政の接点としての役割を担いながら事業に取り組んでいるところでございます。ことし一年は、その準備のための期間と位置づけ、地域資源や人材の発掘、特産品の開発、販売など今後の事業展開のための基礎固めをしながら大博覧会を企画、運営するとともに、インターネット通販、アウトドア事業、アルプスのお花畑構想などの具体的な事業展開に向けて準備を進めているところでございます。

3番目の柱として外から町へ呼び込むことを目指して田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジを掲げました。町長が町を売り込むトップセールスマンとして飛び回りながら、観光や産業振興とあわせたダイナミックな展開で定住促進を推進しているところでございます。さらに、世界一のステージ加え、生活安心空間を売りとして、そのためのさまざまな基盤整備を一層進めることで、町の魅力を高め、地域防災力を強化し、都市住民の移住、定住を促進しているところでございます。

また、本年は飯島町発足60周年という記念すべき節目の年でもありました。6月の大博覧会プレイベントに始まり、シンポジウム「つなごう!!未来へ」、映像で振り返る企画「飯島町60年の軌跡」、60周年記念誌の発行、そして、メインとなるイベントとして10月には60周年記念式典、それと「田舎の底力!!大博覧会」を開催いたしました。「田舎の底力!!大博覧会」には産業祭りやいいちゃん文化祭といった既存の祭りや地域伝統行事関係者の皆様、テント市に参集された皆様など多くの関係者らの皆様の御理解、御協力を得て、おかげさまで関係する機関が一堂に会する文字どおり町を挙げての大博覧会を開催することができました。子どもさんから高齢の方まで町民こぞって会場を訪れていただき、2日間の入場者は延べ5,800人、スタッフを加えると7,500人を超える方が大博覧会にかかわつ

ていただき、久々ににぎわいや活気を演出することができました。60周年の節目を町民みんなで祝い、盛り上げ、飯島町の誇りである大いなる田舎を町民が自身を持って外に向けて売り出す機会となったと思っております。御参加いただいた皆様に厚く御礼を申し上げる次第でございます。この勢いを今後のまちづくりにつなげていくとともに、町全体の一体感を醸成できるような祭りをつくり出すことが大きな課題として残りますが、若い世代の皆さんが中心となって地域や町全体を巻き込みながら行政と共同して祭りを開催できる方向が理想と考えているところでありまして、この方向に向かえるよう町として下支えをしていきたいと思っております。

このように、限られた財源の中ではありましたが、まさに種をまき水をやった一年でありました。次の一年は、芽吹いた事業を育てて、部分的には花を咲かせてまいりたいと考えております。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件につきましては、人事案件3件、条例案件4件、4件、予算案件7件の計14案件であります。いずれも重要案でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただき適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会招集のごあいさつといたします。ありがとうございました。

- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により3番 久保島巖議員、4番 折山誠議員を指名します。
- 議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から12月16日までの9日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの9日間とすることに決定しました。会期の日程は事務局長から申し上げます。
- 事務局長 (会期日程説明)
- 議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。
最初に請願、陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。
次に、監査委員からお手元に配付のとおり平成28年度定期監査の報告が出されております。
次に、例月出納検査の結果について報告します。9月から11月における定例出納検査の

結果、特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

次に、議場内での携帯品の制限にかかわる議長の許可について報告します。当町議会では本年度からタブレット型端末機の活用による議会のICT化を進めるため、議員は当該機器操作の修練、習熟を図ってきております。このことから、本定例会におきまして議員のタブレット型端末機の携帯及び使用を許可しましたので報告します。ただし、議事運営に支障を来すようであったら使用を停止といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第1号議案 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。本年12月21日をもちまして、前任者の残任期間を含め3期9年、教育委員として、また教育委員長、教育長職務代理として町の教育行政のために御尽力をいただきました下島恭子さんが退任されることになりました。ここに改めて町教育行政に対する御尽力に感謝を申し上げる次第でございます。

後任の教育委員として御提案申し上げます追引耕地の松崎充恵さんは、お手元の経歴書にございますとおり、平成5年3月に大正大学文学部史学科を卒業後、同年4月にジャスコ株式会社、現在のイオンでございますが、就職以来7年勤務され、現在は家業のお手伝いをしながら子育てをされております。これまでの経験を生かし、教育行政の振興に御尽力いただけるものと思っております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4号第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては平成28年12月22日から平成32年12月21日までの4年間といたします。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この議案は討論を省略し、これより第1号議案 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議 長 お座りください。起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第5 第2号議案 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長	(議案朗読)
議長	本案について提案理由の説明を求めます。
町長	第2号議案 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。本年12月21日をもちまして、2期8年、教育委員として町の教育行政のために御尽力をいただきました松村かおりさんが退任されることになりました。ここに改めて町教育行政に対する御尽力に感謝を申し上げる次第でございます。後任の教育委員として御提案申し上げます新田自治会、鈴木富美さんは、お手元の経歴書にございますとおり、平成12年3月に東京理科大学工学部電気工学科を卒業後、同年4月に第二電電株式会社、現在のKDD株式会社でございますが、就職後、平成15年6月に同社を退職、その後は主に有限会社鈴木製作所で勤務され、現在は勤務を続けながら子育てをされておられます。これまでの経験を生かし、教育行政の振興に御尽力いただけるものと思っております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4号第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお、教育委員会制度における中立性、安定性、継続性確保の観点から、委員の交代の時期を重ならないようにするため、任期につきましては平成28年12月22日から平成30年12月21日までの2年間といたします。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。
議長	これより質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 この議案は討論を省略し、これより第2号議案 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。 (賛成者起立)
議長	お座りください。起立全員です。したがって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。 暫時休憩といたします。このままお待ちください。
休憩再開	午前9時38分 午前9時40分
議長	再開いたします。 ここで、ただいま任命に同意いたしました松崎充恵さん、鈴木富美さんからごあいさつをいただきます。 初めに松崎充恵さんからお願いをいたします。 (松崎教育委員会委員 登壇 あいさつ)
松崎教育委員	このたび、飯島町議会の同意をいただき、下平町長より教育委員を拝命いたしました松崎充恵です。飯島町民となって約16年、皆様方からの温かい御支援を賜りながら、家庭

に、地域に、そして社会に少しでもなじむことができるように無我夢中の思いで生活しておりました。そうした折に、このような教育行政の一端を担う大役を仰せつかり、その責任の重大さを改めて痛感している次第であります。昨今の新聞、テレビの報道から学校教育に関するさまざまな問題が定義されております。私は、気になって悩んでいたことを教育委員の方に話したことで助けていただいた経験があります。まだまだ迷いながらの子育て真っ最中の者で、至らぬ点も多々あるかと存じます。しかしながら、微力ではございますが、一念発起の気持ちで職務にまい進していく所存であります。若輩者でございますが、御指導、御鞭撻を賜りながら、少しでも町の教育を支えていくために尽力してまいりたいと思います。今後とも何とぞよろしくお願いいたします。(一同拍手)

議長

松崎さん、ありがとうございます。

次に鈴木富美さん、お願いいたします。

(鈴木教育委員会委員 登壇 あいさつ)

鈴木教育委員

このたび、飯島町議会の御同意をいただき、下平町長より七久保区の教育委員に任命されました鈴木富美と申します。私は他県の出身で、小学3年生、小学1年生、年少に子どもがいます。お話をいただいたときは、今まで教育関係に携わっていない者がこのような重責の職務を全うできるのか大変不安でした。しかし、澤井教育長より保護者の立場から一緒に参加してほしいというお言葉をいただき、この不安が解けました。微力ではあります。できる限り頑張らせていただきたいと思います。私が過ごした小学校や中学校は、飯島町よりも人数が多く、クラスもたくさんあり、運動会や文化祭はとっても活気がありました。一方で、アサガオやハウセンカを植えて学習した覚えはありますが、学校の畑で作物をつくったり、地域の皆さんと一緒に何かをするという経験は少なかったように思います。七久保保育園や七久保小学校では畑を持っていて、種や苗を買うところから最後の収穫まで体験できます。水やりや草むしり、葉っぱにつく幼虫をとったり、去年は畑でとれた大根をクラスのベランダに干して、地域の方に御指導いただきたくあんにしていました。参観日にとってもおいしくいただいたのを記憶しています。教科書だけではわからない学習を小さいうちから経験、体験できるという環境がととてもすばらしいと思います。このような食育から始まり、飯島町の農業、工業、商業、それらをもっともつとろんな形で経験することによって、さらに地域密着型の学校ができるのではないかと思います。大きくなるにつれて楽しかった勉強が点数化されていきます。必要なことではあります。本来の何でなんだろう、不思議だなあ、勉強が楽しいなあ、みんなとやってみたいなあと思えるような体験を、学びの場を、取り組みを役場の方々や保護者、地域の皆さんとともに考えていきたいと思えます。議会の皆様にも御協力と御理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。保育園や学校の保護者の皆さんの意見を橋渡しし、飯島町の教育のためにできる限り力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。(一同拍手)

議長

ありがとうございます。

暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休憩再開	午前9時45分 午前9時46分
議長	<p>日程第6 第3号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>事務局長に議案を朗読させます。</p>
事務局長	(議案朗読)
議長	本案について提案理由の説明を求めます。
町長	<p>第3号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会委員は、当該市町村の住民・市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任すること、任期は3年とすることが地方税法第423条第3項及び第6項に規定されております。現在、岩間耕地、堀越壽一氏、本郷第一耕地、片桐邦彦氏、南街道自治会、上原靖一氏の3名が在任中ですが、そのうちの南街道自治会、上原靖一氏が平成28年12月20日に任期満了となります。任期満了の委員として、後任と、任期満了の委員として宮下好矢氏を委員として専任いたしたく、議会の同意を求めます。よろしく議審議の上、議員全員の御同意を賜りますようお願いいたします。</p>
議長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
	(なしの声)
議長	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>本案は討論を省略し、これから第3号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p>
議長	お座りください。起立全員です。よって、第3号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
議長	<p>日程第4 第4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
町長	<p>第4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例提案理由の説明を申し上げます。平成28年人事院勧告に基づき国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまして、これに準じて常勤特別職及び議会議員の期末手当支給月数を0.1月分引き上げるよう改正するものでございます。実施時期につきましては平成28年12月1日にさかのぼって行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。</p>
総務課長	(補足説明)

議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 | 日程第8 第5号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 | 第5号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成28年人事院勧告に基づき国家公務員に関する給与法及び勤務時間法の一部改正が行われたことに伴いまして、国に準じた改正を行うものでございます。今回の改正は、民間給与との格差等に基づく平成28年の給与にかかわる改定及び働き方改革と勤務環境の整備にかかわる介護休暇の分割取得、介護時間の新設、育児休暇等にかかわる、この範囲の拡大にかかわる改定となっております。まず、給与にかかわる改定においては、平成28年の民間給与の格差を解消するため、給料月額を平均0.2%、期末勤勉手当を0.1月分、それぞれ引き上げるものでございます。実施時期につきましては、給料表については平成28年4月1日、期末勤勉手当については平成28年12月1日にさかのぼって行うものでございます。また、介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休暇等にかかわる、この範囲の拡大については育児及び介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国に準じて所要の改定を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 | (補足説明)

議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第5号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 第6号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第6号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、外国人等の国際運輸業にかかわる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部を改正し、平成29年1月1日より施行されることにより本条例の一部を改正を行うものでございます。条例の改正点でございますが、日本と台湾における租税の枠組みが取り決められたことを受け、特定の利子や配当などの所得について課税の特例制度を設けるものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

住民税務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第6号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第7号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第7号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は、第6号議案と同様、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、外国人等の国際運輸業にかかわる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部を改正し、平成29年1月1日より施行されることにより本条例の一部を改正を行うものでございます。条例の改正点でございますが、日本と台湾における租税の枠組みが取り決められたことを受け、特定の利子や配当などの額を国民健康保険税の所得割の額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため規定の整備を行うものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

住民税務課長 (補足説明)

議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第7号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開時刻を10時40分といたします。休憩。

休 憩 | 午前10時23分
再 開 | 午前10時40分

議 長 | 休憩を解き会議を再開いたします。

議 長 | 次に、日程第11 第8号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第5号)
日程第12 第9号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)
日程第13 第10号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第2号)
日程第14 第11号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第
2号)
日程第15 第12号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予
算(第2号)
日程第16 第13号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正
予算(第2号)
日程第17 第14号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)
以上7議案につきましては、一括して提案理由の説明を求め、一括して質疑を行いた
いと思っておりますが、これに御異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 | 異議なしと認めます。それでは、本7議案について提案理由の説明を求めます。
町 長 | 第8号議案から第14号議案、第8号議案から第14号議案について一括して提案理由の
説明を申し上げます。
まず第8号議案 平成28年度一般会計の補正予算(第5号)について申し上げます。
予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,288万1,000円を

追加し、歳入歳出それぞれ 53 億 423 万 9,000 円とするものであります。主な歳入の内容としましては、農村地域防災減災事業などの地元分担金及び負担金におよそ 1,280 万円、ふるさといいじま応援寄附金に 2,400 万円、地方債に 1,310 万円の増額補正を計上し、その一方で公共施設等整備基金について 2,000 万円を減額するものです。主な歳出の内容としましては、活性化推進事業としてふるさと納税PR用特産品等におよそ 1,370 万円、ふるさといいじま応援基金積立金に 2,400 万円、また、国の 2 次補正を受け、農村地域防災減災事業及び農地耕作条件改善事業につきましておおよそ 1,460 万円、それぞれ増額するものであります。そのほか、人件費における給与改定及び職員の人事異動に伴う科目間の調整による補正、後期高齢者医療給付費負担金、障がい者自立支援事業などの扶助費、各種事務事業に対応する必要な経費を補正計上したところです。

続きまして、第 9 号議案 平成 28 年度国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,034 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 8,111 万 4,000 円とするものであります。今回の補正は、介護納付金、前期高齢者交付金、負担金、後期高齢者支援金の決定及び国保制度改革準備のためのシステム改修費用並びに保険基盤安定事業の決定見込みについて補正し、あわせて基金繰入金、予備費について補正するものであります。歳入につきましては、国庫支出金、繰入金を増額し、前期高齢者交付金を減額するものです。歳出につきましては、総務費、介護納付金、後期高齢者支援金等を増額し、前期高齢者納付金等を減額し、歳入歳出の差額につきまして予備費を減額するものです。

続きまして、第 10 号議案 平成 28 年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 264 万 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 億 2,471 万 4,000 円とするものであります。今回の補正は、人件費の変更により繰入金、総務費の補正を行うものであります。歳入歳出の内容につきましては、一般会計繰入金の歳入とこれに対応した歳出としてそれぞれ 264 万 2,000 円を減額するものです。

続きまして、第 11 号議案 平成 28 年度飯島町介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 10 億 7,245 万 6,000 円とするものであります。今回の補正は、保険給付費の高額介護サービス費が伸びたことによるものと人件費の変更によるものです。歳入につきましては、国庫支出金 86 万 7,000 円、支払基金交付金 92 万 4,000 円、県支出金 41 万 2,000 円を増額し、繰入金を 300 万 3,000 円減額するものであります。歳出につきましては、保険給付費を 330 万円増額し、総務費一般管理費の人件費を 341 万 5,000 円減額、地域支援事業費の人件費を調整し、予備費を 68 万 5,000 円減額するものです。

続きまして、第 12 号議案 平成 28 年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出の予算総額 4 億 425 万円と変わらず、歳出内容の補正をするものであります。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、職員の人事異動及び給与改定に伴う人件費

等で109万4,000円減額し、予備費で調整するものです。

続きまして、第13号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出の予算総額2億9,708万3,000円と変わらず、歳出内容の補正をするものであります。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、農業集落排水事業費を給与改定に伴う人件費等で2万4,000円、管理費を50万円、それぞれ増額し、予備費で調整するものです。

続きまして、第14号議案 平成28年度飯島町水道事業会計の補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支に関する補正であります。最初に収益的収支につきまして収入の補正はありません。支出につきましては、営業費用の総経費を、総係費を給与改定に伴う人件費等で33万9,000円増額し、支出総額を2億1,413万5,000円とするものです。続きまして、資本的収支につきまして収入の補正はありません。支出につきましては、配水池等の設備更新等を行うため、配水施設費を298万円、浄水施設費を35万7,000円、それぞれ増額し、支出総額を1億6,028万4,000円とするものです。

その他、細部につきましては、第8号議案の一般会計及び第9号議案の国民健康保険特別会計については担当課長から、それぞれ説明申し上げ、第9号議案から第14号議案、その他の特別会計については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

副町長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

事務局長 (補足説明)

議長 提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項についての質問をされるようお願いいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。ただ議題となっております第8号議案から第14号議案までの補正予算7議案について、各常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。補正予算7議案については、各常任委員会に審査を付託いたしま

事務局長 | す。議案を付託するに当たり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。
議 長 | (審査区分説明)
議 長 | お諮りします。第8号議案から第14号議案までの委員会審査区分については、ただいま
事務局長説明の審査区分のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長 | (異議なしの声)
議 長 | 異議なしと認めます。したがって第8号議案から第14号議案までの補正予算7議案につ
いては、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託します。
議 長 | 以上で本日の日程は全部終了しました。
議 長 | 本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。
散 会 | 午前11時34分

平成28年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年12月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

竹沢 秀幸 議員

久保島 巖 議員

本多 昇 議員

滝本登紀子 議員

橋場みどり 議員

中村 明美 議員

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	折山 誠
5番	橋場みどり	6番	堀内 克美
7番	三浦寿美子	8番	浜田 稔
9番	中村 明美	10番	坂本 紀子
11番	竹沢 秀幸	12番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 小林 美恵</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成28年12月12日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許可します。なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。 11番 竹沢秀幸君。
11番 竹沢議員	それでは通告に基づき一般質問を行います。私、一般質問を毎回行っておりますが、今回で47回目の質問でありまして、トップでやるのは初めてでありますので、よろしくお願ひします。 まず、新町発足の日の町民の日を条例制定したらどうかということについて提案をするところであります。まず、先般、新町発足60周年の「田舎の底力!!大博覧会」が10月29、30日と行われまして、5,800人ほどのお客様が来場したところでございます。新町発足60周年の各種イベントが行われまして、多額の予算を費やした中で行ったわけでありまして、飯島町の魅力を再確認し、また外へ発信し、未来につなぐことができたのでありましようか。この成果と課題についてまずお尋ねをいたします。
町 長	おはようございます。12月の一般質問、トップバッター竹沢議員にお答えしてまいりたいと思ひます。飯島町大博覧会の成果と課題はと、こういうお尋ねでございます。飯島町発足60周年記念事業は、基本コンセプトを、1つとして一体感を得られ未来に向けて元気が出る事業、2番目として町の魅力を掘り起し発信できる事業、3つ目としまして歴史を振り返り新たな時代を切り開く事業ということで、総じて「つなごう未来へ!!」をキャッチフレーズに実施してまいりました。そして、その中で「田舎の底力!!大博覧会」につきましては、その目的として飯島町を外へ押し出すために飯島ブランドを外に訴求、町の魅力を発信し、I・Uターン促進と定住促進、そして飯島町の内なる固めとして町民に町の魅力を再認識してもらおうと、もう一つが田舎の底力による町民の一体化として、こういう欲張った目的を持って実施いたしました。成果としましては、来場者5,800人、会場で準備された方、2日間で約2,000人おります。合計で7,500人ほどになりますけれども、多くの町内外の皆様を訪れていただき、飯島ブランドや飯島の魅力を発信することができ、町民の皆様には町の魅力を再発見していただけたものと考えております。さらには、飯島町の心を一つに、力を一つにという御柱曳行の理念にもありましたように各地区の皆様にご協力をいただきまして田舎の底力による町民の一体化に結びついたものと考えております。大博覧会としましては、私は大成功であったと考えております。御指摘の課題であり

ますけれども、参加された皆様からいただいた御意見を紹介しますと、毎年、御柱のような町民が一つになるイベントが欲しい、今後も継続して全町を巻き込んだイベントを毎年開催してほしい、場所は文化館、役場付近が最適だと思う、今回のようなイベントを年に1回は実施してほしいなどなど、お声が届いております。このように町民が一つになれるような機会を多くの方が望んでいるのかなあというふうに実感した次第でございます。また、内に向けては、町民の人たちが集い元気になれる空間づくりや、外に向けては町のコンテンツをブランド化し広く発信する、このようなイベントも町民の盛り上がりの中から実施できればと考えております。いずれにしても、今回の大博覧会を機に町民の皆様が一つになれるような機会を検討してまいりたいと思っております。

竹沢議員

答弁いただいた中で課題につきましてですけれども、年に、町民の皆さんが一つになるようなイベントですとか町民を巻き込んだイベントなどを年に1回はやるべきだという声結構あるというお話でございます。また、ブランド化につながるイベント、町民が一つになれるための企画、こうしたものが今後課題であるという答弁をいただいたところであります。そこで御提案申し上げるわけでありまして、そうした課題の中の御意見にもあるとおりでありますけれども、いわゆるこの合併の日を、9月30日であるわけですが、町民の日ということで条例制定をしたらどうかということを提案するわけでありまして、全国的にも、今1,700くらいの市町村がございまして、町村が925あるわけですが、この中にもそうした形で市民の日、町民の日、村民の日というふうに制定している自治体もあるところであります。60周年の節目でのイベントについては大成功だったということで受けとめるわけでありまして、合併してからの歴史をですね、改めて学び、歴史をとうとび、また未来を見据える、町民の心を一つにする機会として町民の日を制定したらどうかということを提案するところであります。現在、飯島町営業部のほうでは、4つの部会、すなわち自然、文化、食、花の部会が、飯島町の特産をどう開発し楽天市場にアップしていくのかということで、現在、取り組んでいる最中でございます。来年の春にはですね、楽天へアップするという計画もあるようでありまして、よく町長がチャレンジしておる儲かる飯島町をつくり上げていくためにもですね、この営業部を中心とした活動というものが期待されるわけでありまして、そこで、町民の日をですね、9月30日というふうに制定をいたしまして、営業部を中心にして、内なる固めから外に営業をかけていく節目の日としてアクションを起こす、こういう機会として捉えたらどうかということを提案するわけでありまして、9月30日というのは、行政の事業年度で考えますと、4月1日から3月31日までの事業年度であるわけですが、ちょうど半年経過する上半期の終日であるわけでありまして、ちょうど半年を振り返ってですね、また、その年ごとの事業の折り返し地点で、さらに、この事業執行など状況をチェックして、後半に向けて取り組んでいく、そういう節目の日でもあるわけでありまして、そういう意味で、新たにですね、飯島町としてこの9月30日を町民の日に制定することを提案するわけですが、町長の見解を求めます。

町長

合併の日、9月30日を町民の日にしたらどうかと、こういう御提案をいただきました。飯島町の発足を祈念して、10年ごとには節目の年として町民の皆様の御参加によりさまざ

まな記念事業を行ってまいりました。今までは。そして、御提案いただきましたように、毎年、町民の日ということの制定につきまして、これにつきましては、まさに町民が心を一つにするためにも、町民の日の制定の意義を町民の皆様が十分理解し、行動に結びつけていくことが欠かせないことと思っております。でありますから、最初に町民の日ありきではなく、町民の心の盛り上がりを見計らって、何らかの節目に合わせて制定を検討していくことがふさわしいと考えております。

竹沢議員

ただいま答弁をいただいたところであります。町長の今議会の招集のあいさつの中で、町長、就任して一年が経過したということで、内なる固めのチャレンジは一応完成してですね、2年目、外へ押し出す、そうした部分的な、植物でたとえれば2年目は花を咲かせたいと、こういうことを述べているところであります。ただいま、町民の心の盛り上がりの中で、こうしたことも考えていきたいということでもありますので、ぜひ、今後においてですね、町民の皆さんの心が一つになるような機会として町民の日の制定ができますように、町民の皆さんに投げかけていただいて、ぜひ、このことが実現できますように求めまして、次の質問に入っております。

2番目の質問項目であります。JR飯島駅ほか、開業してですね、100周年を迎える、来年、迎えるところであります。旧伊那電鉄は高遠原の駅までが開業いたしまして、来年100周年を迎えるところであります。そこで幾つかのイベントをJR東海などをお願いしたり、また町として捉えたりしてやっていくこと、また、将来的にはリニア開通を見据えた飯田線の利便性向上などの多面的な取り組みを行っていくことが必要であるわけでありまして、このことについて提案を申し上げていきたいというふうに思います。まず第1点目ではありますが、100周年を記念してお座敷列車、過去にも町でこうしたことをやったことがあるんですけども、友好姉妹都市云々の鳥羽市ですとか斑鳩町まで行けるようなお座敷列車をやったらどうかちゅうことを提案いたします。遠いのでですね、実現するのかがどうかちゅうところに問題もあるかと思いますが、JR関係の方にお聞きしますと、半年ぐらい前からこのことを要望していくと実現可能なことがありますよ、ということをお伺いしておるわけでありまして、町としてこれを積極的に取り組んでいくことがいいのではないかなというふうに思うわけで、提案をするわけではありますが、町長の見解を求めます。

町長

続きまして飯田線開通100周年を記念してお座敷列車で鳥羽市や斑鳩町までの旅を企画したらどうかと、こういう御提案をいただきました。飯田線は平成30年で開設100周年の記念となります。この記念事業としてお座敷列車の御提案をいただいたわけなのでございますけれども、駅開設の記念事業として町民相互の交流、自治体間での交流を深める、そういった意味では大変すばらしい企画案を御提案いただいたと思っております。しかし、現在、JR飯田線ではお座敷列車の運行は行っておりませんで、また特別列車の運行につきましては現在使用している列車のあいている時間帯を使って飯田線の中で企画、調整を行った上で運航できることとなっておりますのでございます。したがって、お座敷列車で鳥羽、斑鳩町までの旅を実施することは、現在の段階では極めて困難なことかなあというふうに考えております。なお、飯島駅開設100周年の年は伊那県庁150周年にも当たり

ますので、記念イベントとして飯田線において貸し切りの特別列車を運行する旅を企画する方向で検討してまいりたいと考えております。

竹沢議員

ただいま答弁をいただいた中で、飯田線を活用しての特別列車の企画、検討をするということですので、ぜひ前向きにさせていただいて、町民の皆さん、大勢がこの列車での旅を経験できるように企画、検討を求めるところであります。

続いて、高遠原から田切までの区間の往復の切符をですね、春、夏、秋、冬と4回くらい発行いたしまして、飯島町の魅力を再発見するふるさと探訪的なことをやったらどうかということを提案をいたします。また、4つの駅があるわけですが、実質は2018年がその年になりますが、100年の歴史の写真展。こうしたものをですね、やって各駅で展示する、また、各公民館の文化祭などでこうしたことを取り組むということによることをやったらどうかというところで提案をしております。それから、田切の駅が舞台になった「究極超人あ〜る」の漫画があるわけですが、また、七久保の駅が舞台になっております「咲 - S a k i -」っていうアニメもございます。これらが町内の駅として登場するわけですが、こうした機会に映画の上映会をやるとか、あるいは、「究極あ〜る超人」の中ではスタンプラリーなんかも出てくるわけですが、こうしたことも企画したらどうかなと思います。それで、ちょっと漫画の関係についてちょっとお話ししますが、まず「究極超人あ〜る」でありますけれども、これは作者がゆうきまさみさんでございまして、アニメのほうにつきましては1991年に制作されております。御存じかと思いますが、毎年7月の28日の日にですね、田切の駅を起点にいたしまして伊那市の駅まで「轟天号」という、その大勢で乗る自転車がこの漫画の中に出てくるんですけども、サイクリング大会を開催しております。毎年100人くらいの方がファンとして全国から訪れておるわけでありまして、これは伊那市がですね、2012年のときに100周年を迎えたわけなんですけれども、そのときをスタートとして、現在、取り組みが行われておると、こういうことであります。これ、いろいろ調べてみますと、田切の駅100周年を記念をいたしましてですね、この田切の駅の前でアニメ聖地巡礼発祥の地ということで記念碑を建立するというのが計画をされておまして、今、40万円くらいの予算で、26万円ほどかな、集まっておるといってございまして、こんな自主的なことも行われておるといってございまして。それから、もう一つのアニメであります、小林立さん原作のマージャンの強い高校1年生が出てくる、宮永咲さんが主人公のやつですけど、これは2006年に発表されておりますが、この中に七久保の駅ですとか、あの周辺が出てまいります。こうしたアニメの活用をした事業というのでも取り組んだらいかかなあということを思います。もう一つは、この飯田線で田切の駅の、例えば鉄橋、それから与田切の鉄橋ですね、それから荒田の踏切の付近ですとか、新屋敷のあたりですね、これが結構、鉄道マニアが多くてですね、写真のコンテストだとか、いろいろのものが取り組まれておるわけでありまして。そういう意味で、この機会に町としてフォトコンテストをやったらどうかというのも思うわけでありまして、幾つか、100周年に向けてですね、取り組むことについて提案を申し上げましたが、見解を求めます。

総務課長

幾つか具体的な御提案をいただきましたので、一つ一つお答えをしてみたいと思

ますが、最初の往復切符に関してでございます。これは恐らく記念切符を発行するという意図かなあと思うんですが、これについてJRに確認したところ、企画書を作成した上でJRと協議をしまして、JRが採択すれば発行できると、こういうことでございます。近隣ではこういった事例がないということでもありますけれども、大変話題性もあることでありますので研究をしてみたいと思います。それから、町内探訪、この記念切符とは別にですね、町民の皆様の中には、町内に5つ駅があるわけもございますけれども、乗車あるいは下車したことがないという駅もあろうかと思えます。ぜひ、100周年を機にですね、例えばある駅から乗車をして特定の駅で下車をして、その地域の歴史や文化を探訪するという、町を知る上でも大切なことだと考えますので、関係部署と連携しながら検討してみたいと考えます。それから、写真展。特に駅舎での写真展についてでございますが、実は駅舎への展示には非常に制約が多くて、JRの展示許可を得た上で展示を行っていくという必要がございます、しかも展示を行っている間は職員が監視を行う必要があるということもございます。これは、展示物を線路へ投げ入れたりすることで、運行の妨げになるということを防ぐという意味があるようであります、基本は、一切、駅には展示をしないということがなっているということもございます。したがって、駅舎における写真展っていうのはちょっと困難と考えるわけですが、この写真展につきましては、関係団体、今、公民館の文化祭というようなお話もございましたが、そういった関係団体と連携する中で、例えば町の施設であります、まちの駅を活用しての展示、これは可能と考えますので、検討してみたいと考えます。それから、アニメ駅フォトコンテストの関係で、議員、御指摘のとおり、七久保駅と田切駅はアニメ駅の聖地として、とりわけ、この田切駅につきましては、ビデオアニメーション、この舞台になった駅でございます、聖地巡礼の元祖的な存在の駅というふうに言われております。この七久保、田切、この両駅とも知る人ぞ知る駅ではあるわけですが、全国的な知名度は少ないわけであります。ぜひ、100周年を機に、関係団体あるいは関係機関と連携しながらですね、場合によっては実行委員会的な組織をする中で、このフォトコンテストを初め記念イベントを開催して知名度アップと来客アップを図れればと考えております。なお、駅の開設100周年、これをですね、単なる通過点のイベント、あるいは政として捉えるだけでなくでですね、次の節目の年、例えば50年、100年につなぐ取り組み、これが大切と考えているところでございます。このことは一つの自治体だけではなし得ないことでもありますので、ぜひ沿線自治体全体で連携する中で、飯田線のあるべき姿を描きながら、地域振興、地方創生の柱の一つ、として位置づけて考えていくことも必要かなあというふうに思っております。

竹沢議員

それぞれ詳細にわたって御答弁いただいたので、それらが実現するように求めるところであります。

続いて、JR飯田線活性化期成同盟会と共同してリニア駅に連結するスーパーあずさの単車車両走行を実現することを目指したらどうかということをお願いいたします。さきの12月3日、駒ヶ根市におきまして同期成同盟会におけるシンポジウム、JR「飯田線の活性化と活用による地域づくり・まちづくり」も開催されたところであります。リニア飯田駅とのアクセス、スピードアップというためにはね、スーパーあずさ単車の乗り入

れというのが要望が出されておるところであります。先般、町長も同席したと思いますが、参議院、自民党幹事長の就任祝いのときにも、こうした話題が結構出ておまして、国会議員並びに県会議員もこうした取り組みについて取り組み始めようとしているところでもあります。このことによりまして、松本、それから新宿との時間短縮も図れるわけでありまして、また、辰野からのこの上伊那の各市町村にも、これが実現すればメリットも出てくるということかと思えます。加えて、昔、急行とか、準急っちゅう、そういうものが新宿とかそっちにも乗り入れておったわけですけど、あの当時は飯島もとまっておったわけですね。ですから、通常、考えると、飯田の駅、それから駒ヶ根、伊那くらいで行っちゃう可能性があるんですけども、これもですね、ぜひ飯島の駅にもとまっていたくようにするためには、この政策を具体的に、共同です、かつての市町村とともに一緒に取り組むと同時に、町として飯島の駅にも停車できるような、そういう取り組みも必要かなあと考えるわけですが、将来を見据えて町長はどうお考えでしょうか。

町長 飯田線へスーパーあずさの単車両を乗入れましょと、こういう威勢のいい御提案でございます。このスーパーあずさの単車両走行への要望につきましては、田切駅の清掃活動などを行っておられます田切ネットワークからも要望、提案をいただいているところでございます。JR飯田線活性化期成同盟会においては、スーパーあずさの単車両走行の要望について同意がされれば、同盟会として要望してまいりたいと考えています。また、ダイヤ改正等につきましては、JR飯田線活性化期成同盟会を通じて、毎年、要望活動を行っていますので、引き続き必要な事項の要望を続けてまいりたいと思っております。スーパーあずさの乗り入れを契機に、また、この地域の発展の可能性も十分あるかと思っておりますので、そのようなことが現実になればいいなあ、というふうに思っております。要望活動を一生懸命やっていきたいと思っております。

竹沢議員 ぜひ積極的な要望活動に取り組んでいただくことを求めるところでもあります。

さて、このスピードアップということをですね、一方、大事なことは、このローカル線の旅の魅力というものを醸成していかにかいけないということでもあります。先般の3日のシンポジウムの中でも、福澤さんからもそういう提言があったかと思えます。町内に5つの駅があるわけでありまして、田切、飯島、本郷、七久保、高遠原、それぞれの駅にですね、下車願って、付近の名所、旧跡、あるいは観光スポット、こういうところに立ち寄っていただいたり、また食事をしていただいたりしてお金を落とさせていただく、そうしたことが大事かなあと思うわけでありまして、そういう意味ではですね、この観光スポットや食事などがですね、スマホで検索できるWi-Fiの環境整備というのが各駅周辺、また公共施設に求められるわけでもあります。後に同僚議員からも同様の問題の質問があるところではありますが、Wi-Fiの環境整備はやるという方向のようでもありますけれども、こうした取り組みとあわせてですね、先ほども答弁の中にありましたが、まちの駅の活用も含めて大事かなあと思えます。先般、飯島の駅のところに観光看板が設置されました。このことは評価するものであります。そういう意味で、この田切地形の中のオメガカーブがある、この町内の飯田線であります。この魅力をですね、ぜひいろんな形で発信していく必要があるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、ここら辺についての町長の

見解を求めます。

町 長

飯田線にまつわるこの地域の——この地域といいますか、飯島町の地域資源は、たくさんあると私は認識しております。先ほどから出ていますように、オメガカーブ。あそこは、もうカメラマンの列が続くところでもございますし、田切駅に関しましては、先ほど「超人あ〜る」の物語にも出てきます。また、七久保もアニメに取り上げられているということでございます。そして、飯田線を撮りながら、バックに中央アルプスを控えたいい写真が撮れると、こういう箇所がこの飯島町には幾つもあるわけでございまして、それぞれがそれぞれ大切な飯島町のブランド化し得るコンテンツになっているかなあとというふうに思っております。飯島町営業部でも、この自然等を生かした中で、どのように売っていくかということ、今、町民の皆様と御一緒に考えているわけでございますけれども、一つの100年のイベントということではなくてですね、恒常的にこの地域の資源を発信していくと、そして、もちろんインターネットを利用すると、これは、もう今の世の中では常套手段になっていますので、そうしたものを利用しながら外に向けて売っていきたいなというふうに私も思っております。

竹澤議員

それでは3つ目の質問に入ってまいります。このことは些細なことではありますので、こんなことを言わなくてもいいんじゃないかっていう町民の皆さんのお声もあるかもしれませんが、町内で亡くなった方もおりますし、最近、上伊那でも5年ぶりですかね、10人以上の死者が出たというような、こういうこともありまして、この問題を捉えて質問してまいりたいと思います。交通事故防止のため、車の夜間走行時はハイビーム、ロービームの適切な運転とですね、歩行者夜間反射材の着用普及ですね、を本県における交通事故の、まず状況についてですね、ちょっと古いデータですが、11月23日の長野県警のデータでありますけれども、この時点でお亡くなりになった方が111人で、前年より53人多いわけでありまして、この111人亡くなったうちの夜間の死亡者が52名ということで、半分であります。また、高齢者は111人のうち47人ということであります。駒ヶ根署管内におきましては5人亡くなっておりまして、前年より3人増加ということでありまして、この5人のうち4人が夜間に亡くなっているわけでありまして、そのうち3人が歩行者で、飯島町でも1名亡くなったわけでありまして、飯島町の事故件数は10件で前年より2件増えておるわけですが、本年10月末の本県における交通事故高齢者死亡のうち9人が、やっぱ夜間、道路横断で反射材などを着用していないがためにお亡くなりになっているということでもあります。ことしは、御案内のように軽井沢でのバス事故もありましたので、この人数によりまして総体的に押し上げておるということもありますが、しかし、いずれにいたしましても、総じて、この分析しますと、夜間における歩行者が死亡事故に遭うケースが多いと、それから、反射材など着用が行われないうちの実態が事故につながっておるということでもあります。お手元にいろいろと資料を配付してありますけれども、2月8日の信濃毎日新聞の報道によりますと、そういうわけで上伊那で既に10人の方がお亡くなりになっておって、5年ぶりであるということでございます。そこで、飯島町の町民の皆さんが交通事故を起こさないように、また交通事故に遭わないようにする取り組みというのが、今までも取り組んできていることではありますけれども、さらに取り組んでいく必要があるのではな

いかっていうことを思うわけでありまして。参考に、お手元に長野県警と駒ヶ根警察署が配布しておりますチラシを配付してございますので、これもごらんいただければわかるところでありますが、こうした啓発活動も取り組んでおるよ、ということ御紹介するところでもあります。まず車ですけれども、運転する場合に、通常はハイビーム走行を励行し、危険を早期にキャッチするということが必要なわけでありまして、ハイビームにいたしますと、大体ですね、100メートル先が見えるということで、ロービームですと40メートルということでありまして、ハイビームにすることによって歩行者や自転車などをすぐ把握、見つけることができるっていうことであります。道路運送車両法の中では、ロービームの正式名称はすれ違い用前照灯、それからハイビームにつきましては走行用前照灯としておるわけであります。また、道路交通法第52条第2項では、対向車と行き違うとき、前走者、前までに車があるときはロービームに切りかえるように定めておるわけでありまして、霧のときもロービームということであります。また、日の入り30分前に早期に点灯するということも大事であるところでもあります。今はいろんな技術も進歩しておりましてですね、車もセンサーですとか光学式のカメラなどを連動させてハイビームとロービームを自動的に切りかえる、そうした車も現在はできているところでもあります。これらもやがて普及が進んでいくのかなあと思うわけでありまして、当面は、車、運転者は、夜間、ハイビームを基本に、状況に応じてロービームに切りかえるという運転励行が必要であります。また、夕暮れから夜間に走行車が被害に遭う事故が多発しておるわけでありまして、反射材の着用というものが必要なわけでありまして、先般、町は、11月の広報と配布と一緒に（資料掲示）この反射リストバンを配布したことは評価するところでもあります。町で行う交通安全の人波作戦も結構でありますけれども、町の交通安全対策委員会や安協などを通じてですね、我が町の町民の皆さんが交通事故を起こさない、また交通事故に遭わない、安心・安全のまちづくりが必要であるわけでありまして、些細なことではありますが、この普及推進を求めて、町長の見解を求めます。

町長 続きまして交通安全についての御提案でございます。竹沢議員さんは些細なことと非常に御謙遜しながらの今回への御提案なんですけれども、しかし、これはですね、最近、非常に心配されることで、交通事故が増えていると。しかもお年寄り。夜間に、その事故が非常に勢いで増えているという実態を捉えての、それを危惧しての御提案でございますので、私たちは決して些細な問題だとは思っておりません。交通事故は、まず自分から身を守らなきゃいけないということが第一義であるんですけれども、そのためには、夜、歩くときには、自分がここにおるんだぞと、こういうことで光るものをつける、反射帯をつける、これは、ぜひですね、皆様方、夜の会合に出かけるときにも、ぜひ必ず着用していただきたいなあと、1つだけじゃなく2つも3つもピカピカピカピカひっつけて歩くぐらいでないと発見できないということもございまして、ぜひ注意していただきたい。この今のお話はですね、テレビを見ている向こう側の皆さん、町民が大勢おるわけですから、ぜひ、そういう、その意識を啓発していきたいという竹沢議員さんの思いと私の思いがあるわけなんで、お聞き入っていただきたいと思うんです。それと、幾ら身を守ってもですね、今度は運転する側でね、夜なかなか発見できにくいと、今まで運転免許証を取るときには

対向車がまぶしいからライトを下げなさいと、「ロービームにしなさい」これが常識でございました。「あいつ、まぶしいなあ」と言われるもんですからね、ロービームにすると。しかし、その状態だと歩行者が、今度、発見できないと。こういう状況が生まれてきてしまうわけですね。今度は人の命のほうが大事だということの中で、夜間の走行はハイビーム、ライトを上げて運転して、早くその歩行者を確認してくださいと、こういう流れになってきておるわけでございます。最近の、多分、免許取得の試験でも、路上試験でもですね、実地試験でも、そういう指導がされるかと思えます。これは、今までの教育、運転免許の教育とはちょっと違ったところがこうなっているわけですね。そういったことの、その意識を改革しなければならないという、今、その時点でございますので、どうか、皆さんも、そこら辺に御留意して、それぞれ加害者も被害者も悲しい事態に陥るわけでございますんで、ぜひ、そこら辺を心がけていただきたいなあというふうに思うわけでございます。ちょっと状況をお話させていただきます。長野県内の交通事故発生件数及び負傷者は前年に比べ減少しておりますが、死者数は111人と昨年の倍近くまで増加しております。危機的な状況となっております。上伊那管内での交通事故死者数は9人で、昨年同期より3人増となっております。極めて憂慮すべき状況であります。当町におきましても、この4月に交通死亡事故ゼロ1,000日を達成いたしましたんですけれども、その直後に、非常な残念なことに、その1カ月後ですね、伊南バイパスにおいて死亡事故が発生しました。ドライバーも歩行者も、より一層交通安全に努めていただくように、ここに改めてお願いするものでございます。以上でございます。

追加でお願いします。上伊那管内での交通死亡事故数は10人となったそうでございます。また増えました。昨年同期より4人増ということだそうでございます。最新情報でございます。ありがとうございました。

総務課長

それでは具体的な対策等について私のほうから御答弁申し上げたいと思えますが、今、議員、御指摘のとおり、車のライトの照射範囲、ハイビームが100メートル、ロービームが40メートルってというのが一般的だそうです。60キロで走行していた場合には停止までに44メートル必要と言われておまして、したがって、ロービームで人は、60キロ走行でロービームの場合には人をひいてしまう可能性が高いということでございます。特に暗くなるとですね、運転者から歩行者は見えにくいついていうことになりますので、ドライバーはもちろんです。歩行者も、やっぱりそのことを認識しておく必要があるというふうに思います。したがって、議員御指摘のように、ドライバー、早目の点灯、それから夜間はハイビームで走行することを基本と、それから、対向車の状況によってはロービームを切りかえて、こまめに切りかえによる運転を基本としていくと、加えて、夜間は速度を落として安全運転に努めると、これが基本中の基本かと思えます。歩行者のほうはですね、夕暮れから、やはり目につくもの、特に夜光反射材等を身につけることを習慣づけることが交通事故をみずから、交通事故を防止をしてみずから身を守ることにつながるということでございます。現在、国では、これから製造される自動車につきましてはエンジン始動と同時にヘッドライトが自動点灯するように義務づけていくという方向であります。メーカー側も既にハイビーム、ロービームの自動切りかえの車両を発売をしておまして、車

の技術的な安全対策は今後かなり進むと思いますが、やはりドライバーが常に注意を払っていない限り、交通事故は防げないということだと思います。一方、歩行者のほうは、運転者から自分は見えにくい、見えていないのではないかと、失礼しました、見えているから大丈夫という、こういった安易な意識をなくさない限り、交通事故はなくなるというふうに思います。先ほど御紹介いただいたとおり、この11月に安協飯島町支会から提供いただいた夜光反射リストバンドを全戸配布をいたしました。この反射材、従来のたすき型と違って、手首ですとかカバンにもつけられます。ぜひ、これを機会にですね、町民の皆様には、痛ましい交通事故の当事者にならないように、夜間外出の際には反射材の着用を心がけていただきたいと思います。町としても、今後、関係機関や団体と連携しながら、あらゆる機会を捉えてヘッドライトの正しい使い方、夜間運転のテクニック、それから、歩行者には反射材着用の重要性について、安全教室、講習会、あるいは防災無線や広報誌などを通じまして、交通安全意識の啓発に努めてまいりたいと思います。

竹沢議員

それでは、交通安全対策につきましては、町民の皆さんが事故を起こさない、また遭わない、町民の皆さんの命を大切に作る取り組みを、ぜひ今後とも引き続き普及、推進を図っていただくことを求めまして、4つ目の質問項目に入ります。これは、町として県や国に働きかけていただきたいという課題でありますので、質問要旨2つありますが、時間の関係もありますのでまとめて発言をいたしたいと思います。

少子化対策といたしまして、子ども医療費窓口無料化について、長野県がこれに転換することを求め、町が働きかけることを求めるわけであります。加えて、国保の制度移管が、19年度以降、行われるわけでありますけれども、これについて、国のほうでは、消費税を2%増税するのについて、その実施時期をおくらせたことによりまして財源不足を生じるため、この国保、県への移管に対する国の財政措置を少し削減しようと、こういう動きがあるわけであります。詳細の資料につきましては、お手元に信濃毎日新聞の記事を、11月7日付、それから11月30日付、それから11月20日付か、のそれぞれ資料を参考に出してありますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。この子ども医療費の無料化の問題ですけれども、過去の同僚議員からも何回か取り組むようにという質問があった課題でもあります。飯島町におきましては、現在、高校生まで医療費無料化ということで支援を行っておるわけでありまして、現在、77本県の市町村は償還払い方式を行っておるところであります。全国では、長野県、三重県など6件が償還払い方式でありまして、現行の制度でいきますと、県がですね、これを、窓口無料化を行うとですね、国のほうで補助金を減額するペナルティーがあるということで、なかなか踏み切れなかったのが今日であります。例えば、東京に住んでいる方が飯島へ移住した場合にですね、東京では窓口で無料化になるんですけれども、本飯島町に住むと、一旦窓口で一部負担金を払って、後で返してもらうと、こういうことで、ときお金が要るわけでありまして、こうした不具合があって不評であるということでもあります。そこで、一番最近の情報をお手元に配っておりますが、11月30日付の信毎報道によれば、国がですね、いよいよ、この一億総活躍プランの中で、この制度をですね、減額措置を見直すということが確認されてきておるわけがあります。そういうことでありますので、県がこのことをやっていたかかないと、町民も

その恩恵を受けられないわけでありまして、この課題について県へ強く働きかけを求めるわけでありまして、また、この地域にも、県会議員、何人もおりますけれども、会派、党派を超えてですね、各県会議員にも、このことをぜひ働きかけることを求めるわけでありまして、

もう1点は国保の県への移管であります。飯島町はですね、保健予防活動などを推進しております、町民の皆さんの健康管理がいいがためにですね、現在、県下でも医療費は49位ということで、低いほうであります。また、国保税は県下21位で、ちょうど、税額としては高いほうでありますけれども、この7年間、引き上げを行ってこなかったわけでありまして、聞くところによると、平成29年度、来年もですね、国保税を据え置いてやっていけると、こういう見通しのようにありまして、基金もあるわけで、健全な運営が引き続き求められるところでもあります。しかしながら、国はですね、この国保を県へ移管するについて、その費用を減額しようということになっておるわけでありまして、そうしますと県下の国保に加入する皆さんの負担が増えると、こういうことでもあります。こうしたことについて国に、この国保、県への移管に対する助成をですね、減額しないように働きかけをしていただくということを求めるわけでありまして、この、以上2つの課題について、県などを通じて国へも働きかけをいただきたいので、この件についての町長の見解を求めます。

町長

お答えいたします。町では、子育て支援の一環として高校3年生相当学年までの子どもの医療費自己負担分の補助を福祉医療費給付事業として実施しております。現行では、一医療機関、一薬局ごと500円以上、自己負担分を福祉医療給付費の対象としております。この自己負担分をゼロ円とする議論は、県内の事務担当者の代表からなる福祉医療費給付事業研究会で継続して協議しているところでございます。今後の動きにつきましては担当課長より御説明申し上げます。

健康福祉課長

それでは今後の動きにつきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。2つあわせてお願いをしたいと思います。今、町長、申しましたとおり、県内の協議会で研究を重ねているところでございまして、窓口無料化の実施の課題は、今、議員さんおっしゃったとおり、国保特別会計の調整交付金の減額のペナルティーというものがございまして、このことは国レベルの協議事項にもなっておりまして、新聞記事にも載っております。このことは、未就学児分の減額措置を2018年度から一部廃止をしていく方向で調整に入っているようでございますので、子育て支援の推進のため、また、国民健康保険の被保険者の不利益となるこの制度についてはですね、強く見直しを県、国に働きかけていきたいというふうに思っております。ただ、これ、長野県の問題もございまして、77市町村の国保がございまして、システムの改修とか、そういうのが多額にかかるわけでございまして、そこら辺も含めましてですね、研究会を重ねて、要望を重ねてまいりたいというふうに思っております。それから、国保の県移管にかかわります国の減額処置の動向と、国の働きかけでございまして、国民健康保険につきましても、国民皆皆保険の最後のとりでと言われております。ただし、構造的な赤字体質でございまして、財政基盤の強化のため平成30年度から保険者が都道府県に移管することが決定をしております。県では、今年度4月から、健康政策課にですね、国民健康保険室を設けて、広域化の準備を進めてお

るところでございますけれども、詳細な事務手続につきましてはですね、まだこれからでございます。そんな中、11月に国が財政支援の減額の方角を調整してるといふことが、今、新聞記事でありましたように出されておまして、県の国保室でもですね、国の財政支援が前提でないと広域化ができないといふことで、運営に支障が来すから財政支援を減額することはできるだけやらないでほしいといふコメントを出しておまして、これに従って町も行動をしてまいる所存でございます。現在ですね、先ほど、議員さんおっしゃいましたように、県内の国保はですね、半数以上が法定外繰り入れをしているような状況でございます。たまたま、うちは平成21年度に保険料を上げましてから、当時5番目ぐらいだったと思うんですけども、今21番目というお話がございましたが、経営は安定しておるといふ状態でございます。ただ、ことしはですね、当初5,000万円、それから今回の補正で4,000万円ほど基金を取り崩す予定をしておまして、来年度も取り崩しをしなきゃならんといふところでございます。厳しい経営状態には変わりはないといふふうには理解をしておまして、国の社会保障制度改革推進本部で決まった平成25年の2月の、先ほどの3,400円の――3,400億円の財政支援、半分、1,700円の300円を削るといふような報道でございますが、これに対して、国、県の行動に従って、町としても注意をし、やらないように要望してまいりたいといふふうには思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長
3 番
久保島議員

次に3番 久保島巖君。

それでは通告に従いまして一般質問を進めてまいります。今回、私は3点につきお伺いをいたしてまいります。まず、新町発足60周年の記念事業終了に当たりまして、その所見と今後について、次に風通しのよい行政ということについての見直しの提案、そして、また前回に引き続きまして奥出雲町との今後についての3点でございます。

まず1-1でございます。6月のイベントに始まりまして、9月17日のシンポジウム「つなごう未来へ!!」、10月22日には60周年記念式典、そして10月の29、30日には大博覧会と計画し、実施されてまいりました。大きなイベントはこれでほぼ終了かと思えます。予算では1,000万円という計画でございましたけれども、節約をされたんでしょう、909万1,000円となったと11月22日の議会全員協議会で報告がされたところです。記念式典にはですね、予算180万円盛っていたんですが120万円で収めた、しかし、イベントは367万7,000円の予算が381万8,000円と、かなりオーバーをしたといふことでございます。そして、大博覧会は452万3,000円が407万3,000円となったといふことで、イベントでちょっと使い込んでしまったので、シンポジウムや記念式典で節約して、大博覧会も絞り込んで、とりあえず前を合わせようよといふことだったのかなあという感じがございます。それにしても、いかにイベントがちょっとお金を使ったかなあといふところがございます。シンポジウム「つなごう未来へ!!」の子どもたちの作文発表、非常によかったですよね。しかし、パネリスト、パネルディスカッションのときのパネリストにはですね、町民の参加がといふか、パネラーが少なくですね、年代も高齢者から若者までといふわけにはいかなかったといふことで、少々物足りなさを感じたところです。また、

観客数も少なかったですよ。その点も、ちょっとですね、寂しさを感じた、町民の関心のなさっていうのが情けないなあというふうに思ったところです。このシンポジウムに関しては、PR不足、問いかけ等が足りなかったのかなあということを感じたところです。

次に記念式典なんですが、町歌、それからいいねいいじまの子どもたちのダンス、それから信濃の国のダンスなんかあってですね、その辺は、まあ、よかったんですが、中身といえば、功労者表彰、来賓の祝辞、来賓の紹介っていうのがってメインですよ。式典単独だと、やっぱりちょっと寂しいなあ、60周年記念のですね、そこに何かあわせたものが欲しかった。例えば何とか宣言とかね。それから、この機に始まる新規事業を打ち立てました、そのプロジェクトの発表とか、町長、得意な、そういうのがなかったじゃないですか。また、60周年のときには、こんなライブがあったよねとか、こんな講演があったよねとかっていう、そういう何かあってもよかったなあ、当然、この記念式典にはですね、一般の人はほとんどいなかったと見ております。300人の席もね、多少空席が目立ったと、祝宴っていうのは、当時、企画されて、当初ね、企画されていませんでしたけれども、表彰者の中から声が出てということで、理事者と正副議長と、それから表彰者との参加でですね、会費制で行われました。だったら最初から、質素でもいいから、参加者全員でさきやかにやればよかったかなあというふうにも思うんですね。ここに節約しなきゃあっていう気持ちのあらわれかなと思っております。60周年記念事業がですね、当初、私も何回も言っていました。総務課と特命チーム営業部との、その担当になっていて、どうもね、その全体の一体感っていうのがなくて、違うふうになっていたんじゃないのっていうことをあえて苦言的に申し上げる。町民の中には厳しい意見があります。この一連のお祭り騒ぎは果たして効果があったのか、1,000万円使った効果はあったか、私に責められますよ、いや、私に言われても困るなと思って、ああ、これから頑張っていく、そのための投資でしょうというような話をしておきましたが、これを、何度かそういう経験をしたことで今回の第一に挙げたわけでございます。60周年記念事業全体を通じての総括、大体できているというふうに先ほどの竹沢議員のお答え、御質問にお答えになった町長の答弁から察しいたしました。ただ、同時開催、共同開催っていう形のいいちゃん産業祭り、またはいいちゃん文化祭のほうからは、まだ報告がないのかなあというふうに思いますので、その辺は別にして、行政サイドでの部分で結構でございますので、この60周年全体、どうだったのか、反省や分析、評価をお願いしたいと思います。

町長 それでは、続きまして久保島議員の一般質問にお答えしてまいります。新町発足60周年記念事業の総括と、こういう御質問でございます。今年度、実施してまいりました60周年記念事業は、60年の歴史を振り返り先人へ感謝の意をあらわすとともに、町の魅力を掘り起こし発信できる事業、町民の一体感を醸成し未来へ向けて元気が出る事業を基本コンセプトに、町民の皆様の御参加をいただき、実施することができたものと思っております。

記念事業としましては、「田舎の底力!!大博覧会」の、まずはプレイベント。シンポジウム「つなごう未来へ!!」。飯島町60周年を振り返るDVDの作成、記念誌の発行。そして最終、10月の祈念式典、「田舎の底力!!大博覧会」の本イベントと、このように続いてまいりました。事業費に見合う効果があったかどうかという、本来は今後の、今の段階では

すべてを判断することはできませんけれども、基本コンセプトに沿った事業を実施することができたと思っております。とりわけ町民の心が一つになるようなイベントの必要性が確認でき、さらには、町を外へ向けて押し出す今後の取り組みにつながる事業ができたものと確信しております。本年度のいわば一番重要な記念事業としまして、発足 60 周年記念イベントというものが大きな課題としてあった、あったわけでございます。そのゴールを 10 月のイベントに目標を定めました。テーマは「田舎の底力!!大博覧会」ということでございます。ここへですね、飯島町のすべてを集中したいなあと、いまだかつてないような人寄りをつくりたい、人混みをつくりたい、老若男女、子どもからお年寄りまで一堂に会する場所を演出したいと、これがもくろみでした。その裏目標ですね、今のが表のにぎわいをつくらうと思った事業なんですけれども、その裏目標は飯島 4 地区の心をつくりたい、与田切の谷をこの機会に埋めたい、そういう 60 年でありたいという思いが私にはありました。私も町長に就任して最初の年でありますし、ちょうど飯島町が 60 年、私は、この 60 という数字をですね、〇周年の記念イベントをやっている 40 年 50 年 60 年、そして 70 年と、この流れの中での〇周年であってはならないと、60 年というのは人間の人生においても大きな節目の年である、60 年続いた歴史、立志、不惑、天命を知り、そして 60 年になって誰の言葉でも聞けるような、そういう心の広さになったと、耳順、こういう節目が人間にはあるわけでございます。町でも 60 年といえばそういう年だなあという思いがありまして、殊 60 年には、非常に私はこだわっておったわけでございます。ですから、この 60 周年という機会を、そういった飯島町が今までどうしても一つになり得なかった部分を、何かの機会に、次の火がひとまとめにする火をともしたいと、こういう思いがあったわけでございます。そのために、今回の 60 年の記念事業の予算とは違いますけれども、まずは営業部を立ち上げてね、飯島町営業部を立ち上げて、町民の皆さんが行政に参加できる、行政としての知恵を出し合える、そういう期待感をまずつくらせていただきました。そして、地域の方々の元気を鼓舞するように元氣道場を何回も何回も開催させていただきました。そこに参加していただいた皆様、それぞれお感じになられてですね、よし、この町も頑張らなきゃいけないと、自分たちが頑張らなきゃならないんだと、こういう思いに少なからずなっていたかかなあというふうに思っているわけでございます。そういう地盤の上に、まずは 10 月の大イベントのミニチュア、こんなことをやりたい、やるんですよ。主催するほうもですね、それが、まず手応えとしてどんな感じになるのかっていうのを試験する必要があった。プレイベント。初めての経験でありました。そこへも多くのテントが 60、70 のテントが集まっていたかまして、飯島町の団体の皆さんが舞台上で出演できる、演出できる場面もつくって、百十何台のグループ、先ほど、また後ほどしっかり数字は言いますけれども、そういった方が参加していただいたと、いうことでございます。それをやり、今度はシンポジウム。子どもたちの作文発表、意見発表、それと、過去を振り返って、今まで活躍していただいた方々にお出まし願って、ビデオで流せれるように、何回もこう、流せれるように過去を振り返った DVD の作成、これは過去を振り返りました。そして記念式典。記念式典は、最近のこの地域の 8 市町村、上伊那 8 市町村の風潮としまして、もう、そこで飲食はやめようよと、こういう流れがございまして、その流れに沿った

この飯島町の60周年、60週年っていうのは、ここずっと、今、続いているわけですね。あちらこちら、重なっております。そういった風潮の中での流れを酌んで、そういう質素な式典にさせていただきました。そして10月の大博覧会と、こういうことで、申せば、飯島町営業部を看板掲げた時点から町民を巻き込んで、この大博覧会に到達したということでございます。先ほど申しました裏目標、あの七久保も、御柱がですね、神事に関係なく飯島町までお出まし願って、山出しから始めたんですね、七久保の皆さんの多くのお力をお借りしました。そして、それを引っ張るについても大勢の力がなければ、あの大きな大木は曳行できないと、こういうことの中で、飯島町、田切、本郷、多くの方が参加していただいて、あれを一つの象徴として引っ張って柱を立てたと、会場は、その会場には5,800人の御来場者いただきました。お年寄り、また車椅子でも参加していただきました。もちろん子どもさんも、このにぎわいをまず目に焼きつけていただいたと思います。飯島町ってすごいじゃん、やればできるじゃん、こういう思いが少なからず心に焼きついたんじゃないかな、そういった思いを持って、今後、生きて、また飯島へ帰ってきてほしいっていう思いがありました。そして、何よりも、裏目標でありました、ああいう飯島町全体が一つになるイベント、必要だよ、こういうふうに言ってほしかったんです。私は、60周年記念イベントの途中でですね、風神、雷神、水神のお話をさせていただきました。こういったことで一つのお祭りをつくろうよ、どんな形でも、例えば風神、雷神、水神という思いがあります。私は、このストーリーを、自分でつくったストーリーをですね、4、5回、いろんな会場でお話させていただきました。思いは、何か一つ町民の集まるお祭りが欲しいんだよねっていう思いでした。それは、私は、この今回のことしの途中から、その言葉を一切言わなくなりました。それは、今回の60年の記念イベントの成功の後に自然に湧き上がってくることに委ねようと思ったわけでございます。いろいろ御批判もありませんが、将来に向けて一つにまとまらなきゃならないと、こういう町民の意識が湧いて、ふつふつと湧き出したことは間違いないなあと感じております。私は、ある意味、そういう方向性を狙っていたものでございます。以上でございます。

久保島議員

はい。御丁寧な説明をありがとうございました。私の1-2の大博覧会についての評価、その辺のところにも引っかかってくるというお話でございました。確かに七久保の皆さんが御柱で出てくれた。これは大変なことですよ。とても普通じゃあできることじゃあない。だけど、それを見てた、見ていた人がどのくらいいましたか。ほとんど誰も見てなかったじゃないですか。参加した人も割り当てで来た人が参加して、一般の町民の人が参加しましたか。来てないじゃないですか。私は、5,800人っていう数字は、決して多い数字ではないというふうに思っています。例えば、昨年、第4回いいちゃん産業祭りは166万の経費で3,500人を集めました。今回は、大博覧会が407万円、産業祭りは140万円、そして文化祭のほうは多分40万円ぐらいだと思いますが、合せて580万ちょっとですよ。それで5,800人じゃ少ないじゃないですか。私は、これだけ金かけるんだったら、1万2,000、1万3,000は集めてほしい、それでこそ本当のにぎわいだと思うんですよ。ここが効果がなかったんじゃないのって言われてる要因だと思います。確かに、町長おっしゃるように、いいちゃん産業祭りのイベントでですね、スタンプラリーっていうのがあるんですね、で、

いつも例年は、よりも40%近く配布したんですよ。だから、いいちゃん産業祭り自体としても40%の集客アップがあった。要するに、これは共同開催をしたメリットがあった。祭りを一つにした、その効果っていうのはあった。確かに町民の中には、飯島にはお祭りがいろいろ多過ぎるよね、これ一つにまとまれないのっていう話は前からありました。そこは、町長、狙ったって言うんなら、それはそこで成功でしょう。けども、金、かけた金だけの分は効果がないと何にもならない。出口がその心一つにするというだけのことだったらば、もう少し違う方法の金のかけ方もあったんじゃないのかということでございます。一部、町民の中からは、あの大博覧会のとときの観客の少なさ、御柱を引いていた皆さんののがっかり感、それから、獅子舞のときも、代官行列、町長やりましたよね、代官行列の、見ている人ほとんどいなかったじゃないですか。そこに、テント村のあの閑散たる状況、風が強くて、落ち葉の吹きだまりになってて、人が集まってきませんでした。これを見て、厳しい人は、大博覧会は失敗だったんじゃないのっていう人もいます。町長は、この大博覧会で何を目標そうとしたのか、この評価をどういうふうに分析するのか、この辺については、もう一度伺いいたします。

町長

なるほど、いろいろ見方はあるもんだなあというふうに思う次第でございます。そちら側から見れば、そちらからしか見えないんでしょうねえ、こちらから見れば、こちらからしか見えないんでしょうね。しかし、何人集めたかということは問題じゃない。5,800人、私は大勢来ていただいたと思っています。1万2,000人、2万人集めようと思ったら、久保島議員の得意なロック歌手でもフォークソング歌手でも、そういったものを記念イベントにぶつければ集まったかもしれません。あの60周年の、あのロック歌手はよかったよねというふうになるかもしれません。しかし、それは私たちがやったことではありません。私たちがどこまでできるか。いろいろのイベントを組んでお金を使ってまいりました。予算をいただきました。あれが、飯島町、今回の精いっぱいのことだかなあというふうに思っております。今後、その意を継いでですね、未来へつなく、テーマのとおり未来へつないで、もっとさらに大きなイベント、外へ誇れるイベントにつながることを期待しておる次第でございます。

久保島議員

私もね、余り厳しいことは言いたくないんですが、とにかく、お金をかけたからにはね、やっぱりそれなりの効果が欲しいわけですよ。町民がみんな納得する効果が欲しい。例えば、どこかが非常に利益が上がったよとか、もうかったよと、そういう人が出てこない、このイベントの価値はないんじゃないかなあというふうに思っています。この新町発足、発足60周年がですね、大体、事業が終了したということで、これからですね、町長おっしゃるように今後につないでいくんだということでございます。まちづくりや人づくり、それからですね、特産品の開発とか新商品、また、そのブランド化っていうことも取り組んでいく、そういう方向性が多分見えてきたんだろうと。それから、イベントのあり方についてもですね、各散漫にやるんじゃなくて、一カ所にまつたらどうだということが、多分、今後、提案されてくるだろうというふうに思います。で、この60周年がね、単なるお祭り騒ぎで終わらないで、来年度に、再来年度に向けて、一步一步町民の輪がまとまって、心一つにして一体感を出して進んでいく。そういうふうにしていくことが必要だと

いうふうに思います。そこで、次年度に向けてね、この成果をどういうふうに今後につないでいくのか、予算化はどういうふうになっていくのか、予算事業項目等は何かあるのか、この60周年をどう評価して、それをどう生かしていくかっていうことについて、お伺いしたいと思います。

町長 60周年の大成功を受けて、今後の飯島町の方向性でございますけれども、具体的な内容は検討課題とさせていただきます、例えば、内に向けては、町民の人たちが集い元気になれる空間づくりや、外に向けては町のコンテンツをブランド化し、広く発信するような町民主体のイベントも望まれます。いずれにしましても、今回の大博覧会を機に町民の皆様が一つになれるような機会を検討してまいります。このイベント、将来に向けてはですね、行政がこうあるべきという主導ではなくて、町民の皆様がみずから湧き出るような企画を持って、それを育てて、町は支援していきたいと、こういう形に進んでいければ最高だと思っております。

久保島議員 やっぱりですね、これから町民の皆さんに参加していただいて、飯島町営業部の件もそうなんだろうが、いただいて進めていくんだというときにはですね、町民が利益をこうむっていくんだということがないと、やっぱり難しいんだろうというふうに思います。出口がですね、やっぱり定まっていない。心一つにしていこうとかですね、それから一体感を持っていこうとかっていうことは、まあ、抽象的にはよろしいでしょうけども、じゃあ、飯島町の特産品の売り上げを何億円にしますよとか、何兆円にしますよとかっていう話もですね、どこそこ出てこない、やっぱり町民の皆さんも燃えてはこないというふうに思うんですね。その辺のところ、新施策というんですかね、インターネットを、じゃあ使って、じゃあどのくらいの利益が上がってくるんだよとか、町民の皆さんでもうかってくる人がいますよとか、そうすると、当然、町税も入ってくるわけですので、そういった具体的な何か施策でもって、今、町長が考えているもの、ございますでしょうか。

町長 まずですね、飯島町には何もないと、こういう冷えた心に、飯島町には何かがある、大いなる田舎を誇ろう、田舎の底力を発揮しようと、こういう思いでまずは立ち上がることが大事だと私は思っています。これが、まず第一歩、これが動かなければ、どんな理想の商品を掲げても、それはできないし。売れないし。町民が一丸となって外へ押し出すことはできない。このように感じております。まずは、飯島町が、町民の皆さんが心一つにあわせて、行政に頼らず、自分たちでも何かできると、こういう思いと行動をまず期待するものでございます。その後、いろいろ具体的な策は、あの手、この手とあろうかと思っております。

久保島議員 町民の皆さんに期待ということでございます。それぞれ頑張っていかなきゃいかなあというふうに思っているところでございます。

さて、関連してまいります2-1にまいります。まあ、下平町長はですね、風通しのいい行政、儲かる飯島町、田舎暮らしランキング日本一ということ掲げて、大改革をすべく一年を経過してまいりました。今回、風通しのよいということで、ちょっとお話をさせていただいてます。町民の中、特に役員をやっているような人の中にもですね、どうも、その組織がよくわからないなあという話をされております。一般町民に至ってはですね、

もっとも、わからないだろうなあというところがございます。何かといいますと、まちづくりセンターいいじまっていうのもあります。まちづくり推進室、これもまちづくりと一緒にしないのって思っている方も多いんですね。その中に、また、まちづくりセンターいいじまと飯島町営業部、また特命チーム営業部と、もう統一したほうがいいんじゃないのっていう意見もございます。まちづくりセンターいいじまは、文化館とか与田切公園とか千人塚公園の指定管理、それからアンテナショップや観光協会などの委託をしているんですが、その辺のところがよく見えていないと、まさにですね、まちづくりのセンター的役割を果たしているんだというふうに認識している方も多いわけでございます。そこが飯島町営業部と重複してくるんですね。飯島町営業部で行おうとしている新しいブランドづくりとか商品開発、インターネット販売っていったようなもののもですね、既にまちづくりセンターいいじまが委託を受けて委託をしている観光協会が取り組んでいます。これが、だから重複感がどうしてもあるっていうんですね。ところが、実は、観光協会の商品開発とかインターネット販売は余り実績も結果も出ていないというのが実情です。観光協会がですね、町長が会長だったんですが、それが民間に移管になって10年ぐらいになりますけれども、これがより積極的な、より活動的な活動ができるというふうにやったわけですが、そんなふうにはならなかったと、町もですね、観光行政に対して一端の責任があるというふうに思っているところです。この見直しを含めてですね、観光協会と飯島町営業部との連携、合体、その辺がいいんじゃないのというふうに思っています。また、違う方面でですね、まちなか活性化協議会がありまして、まちの駅を中心とするまちなかの活性化を図っている。これはですね、飯島町営業部と同じ円の中にいるわけですね。飯島町営業部は全体かもしれませんが、まちなか活性化はその中の一部ということになるかもしれませんが、同じ円の中じゃないということもちょっと複雑さを増している。で、さらに複雑なのは、このまちの駅のいいちゃんの運営はですね、飯島区の地域づくり委員会の中のまちの駅運営委員会っていうんですかね、そこが運営している。じゃあ、これもちよっとね、わけわかんなくなる。さあ、これで、この辺をちよっと整理、統合したらどうですか、全体的に、と思うんですが、町長のお考えはいかがですか。

町長 組織のわかりにくさが増しているとの御意見をいただきました。行政サービスを提供する上で、わかりやすさは信頼と共感、協働へとつなげる大切な要素であると捉えております。今回、御指摘いただきましたわかりにくさは、名前の要素と、各組織の目的や方向性、活動内容が重複しているのではと思われる要素の、この2つに分けられると考えております。現在、御指摘いただきました各組織の名前のわかりにくさにつきましては、今後、検討させていただきます。また、各組織の活動内容等につきましては、現在、すみ分けができていないものと考えておりますが、社会情勢の変化や各組織が設立当初の役割を果たしていく中で、その整理、統合は検討していくつもりでありますので、その際にはわかりやすさを十分考慮してまいりたいと思います。いずれにしましても、議員が挙げられました町の中にはいろいろのまちづくりにかかわる組織がございます。しかし、それが生まれた経緯も違いますし、そこに参加されている方々も違いますし、範囲も違うわけでございます。それぞれ特色ある活動をされていることかと思っております。それはそれで重要視していかなければ

ればなりません。かといって、今後の事業の展開の中で統合されるものは統合するべく検討してまいりたいと思っております。

久保島議員

ぜひですね、すっきりした形の中で、町民がわかりやすく参加しやすい、そして物を言いやすい、そういうふうなシステムなりになっていくとよろしいかなあというふうに思っています。

2-2なんですが、長野県はですね、長野県DMO、ディステーション・マネジメント・オーガナイズーションですかね、が認証されまして、一般社団法人観光協会っていう、長野県観光協会っていうのがあったんですが、それが一般社団法人長野県観光機構というふうに名前が変更になってですね、観光の地域づくりに取り組んでいくと、いうことで動きがされました。ここの会員にですね、我が飯島町からは「飯島町」が加入しています。市町村によっては観光協会っていうのが入っているところもございます。それはそれとしましてですね、観光協会ではなくて町が入っている所に関しては、私は評価しているところがございます。一方ですね、駒ヶ根市の杉本市長は12月の定例会の一般質問に答えて伊南のDMOの設立ということの重要性っていうのを示唆いたしました。既に4市町村長の中では認識を共有しているよという報道もあったところがございます。この辺の町長の御見解をお伺いしたいと思います。続いてですね、この飯島町が、例えば伊南DMOに対応していくにはですね、現体制の観光協会では無理だというふうに思っています。そこで、飯島町は産業振興課の商工観光係、この辺とですね、特命チーム、この辺も一緒にする、したほうがいいかなあ。行政の一本化をして、企画、計画の一本化を図っていく、さらに実戦部隊としての飯島町営業部と観光協会、これもまた、とまちづくりセンターいいじま、この辺もね、3社も一体とさせるという、観光についてですね、この辺の体制づくりっていうのが必要じゃないかなあというふうに思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

町長

飯島町営業部、観光協会、そしてまちづくりセンターいいじまの統合、一本化が図られるべきだと、こういう御意見でございます。飯島町営業部、観光協会、そしてまちづくりセンターいいじまにつきましても、それぞれの目的により設立された組織であり、構成員についても違いがございます。特に飯島町営業部関係の業務につきましては、そのプロジェクトが成熟し事業化したときに、観光協会やまちづくりセンターいいじまなど、ほかの組織とどのようにかかわりを持っていくかが、そういう検討が必要になろうと考えております。それぞれ組織の具体的な内容につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

産業振興課長

それでは産業振興課の担当する組織が主になりますので、私よりまとめて御説明を申し上げたいと思います。まず飯島町営業部でございますが、特命チーム営業部のもとに民意を集約するための任意組織として設置したものでございます。自然、文化、食、花の4部門を置き、部門ごとのプロジェクトにおいてそれぞれ検討を進めているところであります。担当業務としましては、アウトドアフィールド構想、またお花畑構想、インターネット販売などの業務を担っております。次に飯島町観光協会についてでございますが、飯島町の自然、文化、産業の創造を通じまして自然と調和のとれた魅力あるまちづくりを目指すこ

とを目的といたしまして、この趣旨に賛同する個人、法人、また団体の皆さんが会費を出し合って運営をしている団体ということであり、その事務はまちづくりセンターいいじまが担っております。具体的な業務としましては、ホームページなどによる観光情報の発信、また特産品の奨励品の認定と各種イベントでのPR販売、またフォトコンテストなどを開催しております。観光協会につきましては行政の組織というわけではございませんので、なかなかどうしろ、ということを上申する立場にはないということで考えておりますので、お願いいたします。最後に3つ目のまちづくりセンターいいじまにつきましては、その前身の財団法人飯島町振興公社が担ってきました町所有の施設の有効的な運営のための業務の受け皿として、その役割を、新たな法人として立ち上げて、多様化するニーズに対応するとともに、収益事業も含めまして、公共の担い手として町が担う住民サービスの受託業務の拡大を図るということで設置されたものでございます。具体的な業務につきましては、町からの観光施設等の維持管理業務、委託業務でございます。そのほか、また、キャンプ場、マレットゴルフ場、釣りなどの自主事業を行っております。まちづくりセンターいいじまにつきましては、消費税が再増税されるまでには組織のあり方について一定の方向を出すこととしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。各種イベントなど、それぞれ3つの組織、その他の組織も含めまして、協力して開催しております。実際の運営部分で、そのすみ分けがわかりにくい部分もあろうかと思いますが、組織的には、今申し上げましたとおり、すみ分けができていくというふうに考えております。

久保島議員

わかりやすさと動きやすさっていうことがやっぱり必要だというふうに思います。今後ですね、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。それを求めまして、3にまいりたいと思います。

前回と引き続きまして、飯島町と奥出雲町の話でございます。飯島町にですね、島根県の奥出雲町から11月の21、22日、両日にわたりまして、勝田町長を初め町職員、それから要害山三沢城頭彰会の塚田じゃない、田部会長ですね、田部会長ほか会員の皆さん、合せて20人ほどが訪問されております。10時間半という長旅にですね、かかわらず、元気いっぱいの方でございました。21日の夕方ですね、飯島氏頭彰会の皆さんと町長、それから理事者、幹部職員、そして全議員も参加してですね、歓迎会を開催したところです。非常に盛り上がりましてですね、いい会だったなあというふうに思っています。奥出雲町の皆さんはですね、翌22日には北町の飯島紘さんのお宅にお邪魔して、飯島氏と三沢氏との関係のわかる系図など、そういった古文書をごらんになった。そして、本郷の飯島城跡、これをごらんになって、その後、そばの会の皆さんのですね、そばに舌鼓を打ったということでございます。ちょうど我々もですね、あのバスが出る所にいまして、お見送りをすることになりまして、「ありがとうございますあ」と、こう手を振ったんですね、そしたら、バスの窓ががとあきましてですね、「待ってるからねえ」って言われました。私も思わず「必ず行きまあす」って言っちゃったんですね、そうって言ったからには、これはちょっとお土産が必要だなあというふうに思っています、そのお土産は何かというと、姉妹都市提携準備会を設立しましょうよっていう議員の交流会なり検討会、そんなのをしたらどうかなあって、私の案でございます。奥出雲町の勝田町長もですね、災害時応

援協定なり姉妹都市協定なりに進んでいくことを希望するというふうにおっしゃっておられました。あいさつの中ですね。我が下平町長はですね、さすがでございまして、あえて応援協定や姉妹都市協定を結ばなくても、もう既に兄弟同然だと、形式にこだわらずに交流を深めたいというふうにおっしゃる。ああ、いいことを言ってくれたなあと思ったんですね。だけど、町長、やっぱり、その形やね、形式、やっぱり大事なんですよ。世間的にはね、どうしてもPRする必要がありますし、重要な点だというふうに思います。町民の皆さんや内外にも発信していくっていうためには、やっぱりその辺も要るだろうと、それから、後世にも引き継いでいくためにも、やっぱりそこも必要だろうというふうに思います。60周年の記念事業っていうこと、ちょっと遅いかなあというふうに思いますけれども、ちょっと時間がもうないので、発足60周年の記念事業としてですね、災害時応援協定を飛び越えて、もう姉妹都市協定を結ぶ協議会を立ち上げましょうっていうの、だめですか。ちょっと忙しいことになりますけれども、先日の交流会の折にですね、ふとそんなことが浮かび上がってきましたので、御提案をするところです。ちょっと通告にないもんですから、ちょっとあれなんですけど、ここでね、やっぱり、その飯島氏の歴史資料館っていうのもやっぱり必要なあと、ああいう方々が来て見ていただくにはですね、やっぱり個人のお宅にお邪魔するのではなくて、やっぱり、それはちゃんとした資料館があって展示してるっていうのが、やっぱり一番いいだろうなああと、何か飯島さんのですね、聖地、それこそ竹沢議員のおっしゃっていたアニメの聖地でもあるように、飯島さんの聖地でここはあるわけですので、その点からも、それは整備していく必要があるだろうなあというふうに思って、その辺も、ちょっと追加で申しわけないんですが、この検討会みたいなものをですね、60周年記念の事業の一つとして立ち上げたらどうかなあというふうに思います。大まかにですね、奥出雲町との姉妹都市提携について町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

町 長

先日、久しぶりの奥出雲町の皆様がお出かけいただきまして、飯島町との交流会ができたわけでございます。盛大にできました。島根県奥出雲町と飯島町とのつながりは、西暦1221年、承久の乱までさかのぼると伺っております。一方で、この歴史が奥出雲町と飯島町で認識されたのが比較的最近であります。平成14年ということでございます。飯島町町内でも、特に歴史に関心のある方を除いては、奥出雲町とのつながりについてまだまだ御存じでない方も多いのが実情であると伺っております。友好姉妹都市にすべきとの御質問でございます。この場合、友好姉妹都市の提携そのものよりも、一番大切なのはお互いの町民によって文化や教育、産業振興など幅広い分野で相互交流が行われていくことにあると考えております。友好姉妹都市締結につきましては、最近、全国的な課題点が浮かび上がってきております。かつては、相互理解や国際親善のように比較的抽象的で大きな枠組みでの目的を明示し、交流を開始することが普通でしたけれども、近年は、厳しい財政事情等により、事業の効率や効果が求められる時代となり、多くの自治体で友好姉妹都市の取り組みの効果を示すことが難しくなっていると伺っております。特に行政と一般住民の認知度に差がある場合は有名無実となってしまうことも多く、自治体、行政として有益な状態ではない側面を抱えてしまう傾向があるようでございます。このようなことにも

留意しながら、いずれにしましても、奥出雲町は、神話、スサノウノミコトを初め歴史と伝統、それから地域資源を生かしたさまざまな特産品等を持つ由緒あるすばらしいまちでございます。今後も交流を重ね、お互いの町民の意識が高まっていく中で友好姉妹都市の提携が現実に向かうことがよいのではと考えております。

久保島議員 終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻は11時10分といたします。休憩。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

1番 本多昇君。

1番

本多議員 それでは通告に従いまして3件の質問をいたします。今回は、質問要旨をさらに短くして細分化しました。質問の時間が早く終わっても構いませんので、的確にお答えください。

1番目の質問です。定住促進、住みたくなる住宅環境、住みたいまちづくりの整備はの質問です。第5次総合計画後期基本計画の重点プロジェクトの一つ定住促進プロジェクトについて質問します。現在、定住促進室の定住促進事業、移住、定住を進める事業等の取り組みの実績はすばらしく、敬意を表します。この取り組みがさらに加速するためにハード面の施策が必要だと思います。26年6月定例会の一般質問で定住促進について質問しました。飯島町の知名度をアップするため、将来を見据えた施設の整備を提案しました。自然、景観、環境がすばらしい地の利を生かしたまちづくりを進め、近隣市町村のベッドタウンとなるよう整備し、住宅地は飯島町と言われるようになりたいと思っております。それでは、住みたくなる住宅環境整備1から5の質問をします。

1-1です。後期基本計画、第2章第7節3の現状課題、施策方針に変わりはないかの質問です。住みたくなる住宅環境整備について、現状と課題が4つ、施策方針が2つ提示されています。施策方針は、1つに若者や子育て世代を中心に幅広く移住・定住促進をする。2つ目、町内全域をくまなく網羅し、多様な住宅、宅地のニーズに対応した情報提供により移住、定住の促進を図るの2つです。新たな課題はないか、施策方針に変わりはないか、町長にお伺いします。

町長 続きまして本多議員の一般質問にお答えしてまいります。定住促進についてでございます。住みたくなる住宅環境の整備につきましては、後期基本計画にありますとおり、公営住宅の維持管理を初め、多様な住宅や宅地のニーズに対応できる情報の収集が課題となっております。近年は空き家を希望する移住・定住者が増えておりますので、特に空き家の情報を充実させることが最大の課題と思われまいます。これらの課題につきましては、施策方針に沿って定住促進プロジェクトともに重点的に進めてまいります。後期基本計画の策定時点と現状課題、施策方針に変わりはありませんので、よろしく願いいたします。

本多議員 わかりました。施策方針は移住、定住の促進であって、7-3の住みたくなる住宅環境整備のタイトルとは方針が違うのではないかと考えます。細かいことは言いませんので、また考えておいてください。

1-2です。若者、子育て世代の定住に向けた住宅対策の強化、どこを強化するのかの質問です。住宅対策については住宅建設資金利子補給金事業が主体となっています。建設する場所がなければ家を建てることはできません。移住もできません。将来の構想を考えた最適な場所に若者・子育て世代の定住に向けた住宅地の造成が必要と考えていますが、町は民間に任せて造成工事は行わないことになっています。これは定住対策の強化に逆行するものではないでしょうか。どこを強化しているのか町長にお伺いします。

町長 移住、定住に向けた住宅対策の強化、どの部分を強化しているのかと、こういう御質問でございます。後期基本計画に挙げられております住みたくなる住宅環境の整備につきましては、住宅建設資金利子補給金事業を柱といたしまして、住まいに対する支援を実施しているところでございます。この事業は、自己資金の少ない若い世帯や経済的負担の多い子育て世帯を中心とした支援となっており、昨年度は15件、318万円を交付しております。さまざまな世代の方に移住、定住していただくためには、個々のニーズに対応できる住宅環境を提供することが大事だと思っております。町では、この課題を解決するため、先日、46社が加入する伊南不動産組合と不動産情報の充実と連携強化のための協定を結び、多様なニーズに応えられる体制づくりを目指すことといたしました。今後は、組合員の皆様と連携した取り組みのもとで住みたくなる住宅環境の整備を進めていきたいと考えております。

本多議員 そのニュースはテレビでも新聞でも見ましたので、頑張ってください。それでですね、太陽光発電もですね、設置業者なんですからけれども、農地転用が簡単な場所に農地の荒廃地を狙い、地主に設置を持ちかけたり、その土地を取得して太陽光発電施設を設置しているのが今現在の状況です。住宅に適した場所の農地に太陽光発電が設置されています。住宅に適した荒廃地の農地は町で購入して、太陽光発電施設の設置を防ぎ、購入した土地を農業もできる宅地として造成して分譲する。これ、一石二鳥だと思いますけれども、このような住宅対策の強化、町長はどうお考えでしょうか。

町長 通告にはございませんので、いろいろ、そのそれぞれのケース・バイ・ケースがあると思います。施主がどういう方かとか、範囲はどういうことかとか、環境にどうように配慮されているかと、そういったことを担当課ではしっかり熟慮して、地域住民の皆様によく御理解いただく中で、それを実行していただくように指導しているところでございます。

本多議員 いや、通告にはあります。私の言いたいのは、ただ、たまたま太陽光を出しただけで、土地のことについてうたっているわけで、例えば、今言ったですね、要するに、そういう場所に、要するに町が土地を買って、それを造成して、ほいで売ると。そういうところをやれば一石二鳥じゃないかという質問なんで、それをお答えください。

町長 そういった土地を確保したりする部分として、公社の今までの存在があるわけなんですけれども、公社につきましてはですね、その運営等について、いろいろ負の意見も出てきております。そういったことは慎重に対応しながらいければいいなあというふうに思っ

います。いずれにしても、そういう景観等を壊さないための手立てとしてですね、今後、知恵を出し、絞っていかねばいけない、知恵を絞らねばいけないし、景観計画、環境計画等の、これから、今、一生懸命、そこら辺の条例等を研究しているところがございますので、そこら辺にどれだけ盛り込んでいけるかということも、また重要な部分かなというふうに考えております。

本多議員 はい。わかりました。土地開発公社、解散の方向に向かっているようですけれども、ぜひ、うまく活用してもらいたいと思います。

1-3です。公営住宅の環境、上通り住宅へ行く町道芝宮線は工事が中断されているため、非常に危険な状態にあります。今後の計画はの質問です。上通り住宅は11戸あり、自治会を形成しています。住宅へ行く町道芝宮線について、26年3月定例会の一般質問で工事再開について質問しました。そのときの答えが「総合的に判断し、3カ年の実施計画には入っていないが5年間の計画には入っている。もうしばらくお待ちいただきたい」とのことでしたので、計算すると29年から31年の実施計画に入ってきます。今後の計画を町長にお伺いします。

町 長 町道芝宮線は、通勤、通学に利用され、地域の生活道路であり、幹線道路で重要な路線であると認識しております。さて、御質問の今後の計画についてでございますけれども、社会資本整備総合交付金事業の国庫補助事業を活用し、事情推進を図る必要があると考えております。現在、実施中の北街道縦3号線ほかの補助事業の内定率が低く、完了の予定が立たないために、再開時期は定まりませんが、芝宮線は重要な幹線道路であり、その改良について、緊急度が高く、必要性がありますので、実施中の補助事業の進捗を見据えながらですけれども、再開を検討してまいります。

本多議員 再開の検討は、その縦3号線の関係が終わってから検討するということですか。

町 長 細部につきましては担当課長より詳しく説明申し上げます。

建設水道課長 現在の町内における道路の改良系統の内容を、簡単に説明をさせていただきます。3路線ございます。まず1路線目、県営の農道整備事業を活用をいたしまして広域農道に歩道を設置する工事。2点目が、ただいま出てまいりました北街道縦3号線、社会資本整備総合交付金事業でございます。3点目が同じく社会資本整備総合交付金事業を活用した南田切線の改良ということで、現在、改良系統3事業が動いておるところであります。それぞれ、先ほど町長答弁がございました。現在、国の考え方を引き継いで町もやっておりますけれども、長寿命化維持修繕事業に集中的に事業投資をしております。町内もそうでございます。それを受けまして、改良系統につきましては補助事業の内示率が非常に悪い状況であります。例えば社会資本整備総合交付金事業につきましては3割、改良系統は3割を切るような内示率でございます。そんなような現状を踏まえまして、3事業の進捗状況を踏まえながら再開のほうを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本多議員 そうすると、補助金が見つからないということになれば事業はしないということで、そういう解釈になりますけど、それでいいんですか。

建設水道課長 実施計画で町の方針を決めてございます。やはり国の補助事業を活用しないと、どうし

でも事業進捗が図られることが想定できませんので、国の補助事業を活用しつつ、実施計画に入れた計画どおり粛々と進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本多議員 副町長 そうすれば、芝宮線の実施計画は今どういふふうになっているかお答へください。

副町長 先ほど来の町長、課長の答弁のとおり、国の補助事業の内定率、内示率が非常に低い段階でありますので、実施計画については、北街道縦3号及び南田切線、それから広域農道の整備について、実施計画には計上しておりますけれども、年々先送りのような状況であります。芝宮線につきましては、26年の答弁当初では5カ年計画に載せてあるということで答弁させていただきましたけれども、現状のような状況でありますので、5カ年計画のほうも先送りということで御承知おきいただきたいと思ひます。

本多議員 すべてがですね、一応、こういう危険な状態の所が先送り先送りでいくつうことは、今ですね、その補助金がなければ、とにかくだめだつう考え方なんで、そこをですね、もっと変えてもらって、財政、要するに基金が幾らでもあるんですよ——幾らでもという言い方はないんですけど、基金があるんですよ。そういうものの利用してですね、一応検討してもらいたいと、補助金ありきじゃあまずいと思ひますので、そこら辺を検討してですね、ぜひですね、もう21年の中断から7年が経過しているもので、これ以上ですね、送らないように、今の話からいくと、どうも、あと10年ぐらい先になるような気がするんですけども、もう1回、確認しますけど、その10年にも先になっちゃうのかどうかだけは、ちょっと確認します。副町長、お願ひします。

町長 全国的に、このような地方自治体の困窮はどこもかしこもあるかと思ひます。というのは、財政の引き締め等の国の主眼、財政の交付税の分配、こういったものがぐっと締められておまして、長野県でも社会資本整備事業が2,000億かつてあったものが今は1,000億と、こういう状況を伺っております。そういった中で、私たちもそういった苦境に立っているわけなんですけれども、健全財政のバランスと事業の絡みから言ひましても、ある意味の蓄えはなければならぬし、事業を進めなければならぬし、真水でやるよりも、やっぱし国のお金を使ったほうが有利であると、こういう一つの判断の中で、国の支援のあるときに行おうと、こういう方針でございます。

本多議員 長い先送りをね、されないことを求めまして、この質問は終わります。

次の質問に入ります。1-4、空き家についてです。空き家対策総合支援事業の活用を、また、特定空き家抽出現地調査の結果は、の質問です。空き家の質問は、今回で、私、5回目です。大変申しわけありません。空き家対策が進展しているように思へませんので、また質問します。前回の質問で空き家が191物件あり、うち21物件が危険建物であるということ、答弁されました。後期基本計画の第2章6節12、空き家の適正管理と有効活用の項目があります。現状の課題と施策方針を掲げています。空き家対策計画をまとめ、空き家対策総合支援事業を活用すべきと考えます。町長の考えをお伺ひします。そしてまた、当初事業予算198万8,000円の特定空き家抽出現地調査の結果を担当課長よりお伺ひします。

町長 空き家対策総合支援事業を活用するには、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基

づく空き家等対策計画の策定と同様に基づく協議会を設置する、といった補助要件がございます。町としましては、平成 27 年度に庁内連絡会議において空き家等対策計画及び協議会は設けず、庁内の関係部署間で連携を図り空き家対策に対応していくと確認した経過がございます。この経過を踏まえて、支援事業の活用はせず、空き家対策処置法で対応してまいります。町では、平成 25 年度に空き家実態調査を行っており、200 件程度の空き家を把握しております。この結果を、今年度、コンサル業者により専門的に調査を行い、活用できる空き家、特定空き家等の空き家に分類をした後、所有者確認、意向調査を行い、データを整備して有効活用等へつなげていきたいと思っております。空き家調査の結果につきましては担当課長より御説明申し上げます。

住民税務課長 空き家調査につきましてですけれども、現在、コンサル業者のほうへ発注をしております。その中で実施をしているところでございます。今年度末に完了の予定でございますので、よろしく申し上げます。

本多議員 今の町長の答弁なんですけれども、その空き家対策の特別措置法とは、この空き家対策総合支援事業つつうのはちょっと違ましてですね、例えばですね、ポケットパークとして利用するために空き家の解体、それから、空き家を地域活性化のための施設に活用するなど、さまざまないろいろな補助対象があるんですよ、それで、そういうものがあるから、それを利用したらどうかという質問なんです。これは、また、社会資本総合整備事業とは全く別な枠であるわけで、その特別措置法とも、社会資本のその補助金ともまた違う、この補助事業なんですけれども、そこら辺は研究していません。

住民税務課長 空き家対策総合支援事業というのの補助対象市区町村っていうのの条件としまして、その特措法に基づく空き家等対策計画というのを策定しているのがまず第一条件でございます。で、空き家対策措置法に基づく協議会も設置するというのが条件になっていて、それが設置されている市区町村に対して補助対象事業としてポケットパークとして利用するための空き家の解体とかの空き家の除去などが補助対象事業となっておりますので、計画や協議会を設置をするということがまず条件になっていて、27 年度の会議の中で設置をしないということで対応をしているところでございます。

本多議員 わかりました。すいません。私も認識不足で、その協議会についてはちょっと知らなかったもんで、申しわけありませんでした。

それでは 1-5 に入ります。1-5、ICT 利活用、Wi-Fi スポットの設置等を検討したかという質問です。本年 6 月の定例会で ICT 利活用戦略について質問しました。Wi-Fi スポットの設置や補助金を検討したと思いますが、その検討結果を町長にお伺いします。

産業振興課長 産業振興課で観光産業の充実、また企業誘致の強化という 2 点の観点におきまして Wi-Fi 環境の整備について検討しております。まず観光産業の充実についてであります、与田切公園や千人塚公園等の観光施設の Wi-Fi 環境を整備することは、観光客の皆様からすればメリットもあると考えられますが、その一方で小中学生等がこの Wi-Fi 環境を自由に使えるということにより、意外と人目のつかない場所に集まってくるということも問題視されております。こういうこともちょっと心配するところです。観光施設の整

備につきましては、そのニーズの高まり等があれば、その時点で適切な判断をしまいたいというふうに考えております。次に企業誘致の面から考えますと、公共的なWi-Fi環境を活用して一般企業で業務を行うということは、セキュリティーの面でちょっと問題があると、リスクがあるというふうに言われております。現在、当町の企業活動におきましては、エコシティー・駒ヶ岳で整備をしました光回線網、これが全町全域をカバーしておりますので、この回線を利用した高速通信が可能という点をセールスポイントとしております。今後の企業誘致活動の中でも、ほかの市町村の情報も収集いたしますが、そういった形で判断をしまいたいというふうに考えております。

本多議員

わかりました。

それでは、住みたいまちづくりの整備、6から7を質問します。

1-6です。観光で千人塚公園から与田切溪谷の周遊コース整備、千人塚公園のキャンプ場、後援周辺整備を早急にの質問です。今回このような質問をするのは、整備をすれば次年度において必ず成果が生まれます。そのために早急にやるべきだと考えるからです。遊歩道計画も26年6月に提案したものです。27年6月にはキャンプ場の施設を与田切公園と同じにする、あずまやを建てる、その中にかまどをつくる、長期的には公園と東と南側の土地の取得を提案しています。28年度9月までの利用状況ですが、千人塚公園のキャンプ場の利用者は170人、与田切公園は1,469人、かまどの利用者は4,681人です。例年と同じく利用者に大きな差があります。施設に整備を行いたためです。千人塚公園から与田切溪谷の周遊コース整備が当初予算150万円で事業化されています。現在の進捗状況とキャンプ場の施設整備、公園周辺の整備をどのように考えているのか町長にお伺いします。

産業振興課長

与田切溪谷から千人塚公園周辺の再開発につきましては、ただいま取り組んでおるところでございますが、観光ビジョン、それから観光基本計画の策定も、今、進めるところでありますので、この計画に沿いまして、計画的に整備に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、皆さんの御意見を賜りながら計画策定につきましても行っていきたくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、今年度、予算を盛ってございますが、千人塚から下のほうの与田切川まで下りるところを地元住民の方々のお話も聞きながら、過去にはこういうルートがあったということで現地調査はしております。ここを整備すればいいなあというところまでは来ておりますが、ちょっと土地の境等がはっきりしない部分もありまして、具体的にそこをこし整備できるかは、ちょっと難しい問題がありますが、そういった形で地元との話し、ルートもここがいいんじゃないかという案をやっておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

町長

観光産業につきましては、今後、飯島町の新産業育成の部分で非常に大事な部分と、このように捉えております。そのうち与田切川と千人塚につながる、ここ部分はですね、過去の観光に対する投資も飯島町では行われておりますし、天上の御協力によって護岸整備も行われましてね、あそこで親水路環境が非常に整ってきておるところでございます。ですから、与田切へ、千人塚、このラインは、飯島町の、今後、観光の背骨になるところかなあという認識でおります。それを中心にアウトドアというくくりの中で広げていきたいなあというふうに思っております。アウトドアのコンテンツにつきましても、いろいろ御

提案、考えられる部分があるわけでございますけれども、しかし、まずは飯島町の観光のグランドデザインというものをしっかりした中で観光計画を立てて、それに沿って着実観光産業というものを育てていきたいと、このように考えております。ですから、御指摘の与田切千人塚ラインについては重要な部分だという、こういう認識でございます。

本多議員 ぜひ期待しますので、よろしくお願いいたします。

1-7です。教育施設について、緊急防災減災事業活用事業で採択されなかった3事業は実施すべきだの質問です。指定避難所・トイレ整備事業の3事業所の当初予算は、七久保小学校の2階1,202万円、文化館353万円、飯島運動場370万円の合計1,925万円です。緊急防災減災事業活用事業で採択されなかったため、本年度の事業はやめるとのことです。本当にそれでよいのでしょうか。必要なことは実施すべきです。公共施設等整備基金は何のためにあるのでしょうか。現在3億8,000万あります。なぜ基金を使って事業を実施しないのか、財源を組み替えればいだけですか。町長にお伺いします。

町長 教育施設の緊急防災減災事業活用事業で採択されませんでした3事業は実施すべきだと、こういう御意見をいただいております。教育施設の3つの改修事業につきましては、起債を予定していましたが、適採性がないと、こういうことで、本年、整備を見送ることになりました。整備は必要であると認識しておりますので、財政状況を見ながら整備してまいる予定でおります。細部の状況、経緯につきましては教育長のほうより御説明申し上げます。

教育長 教育委員会から、今、御指摘がありました3つの事業につきましては、非常に重要性があると、重要性があるということは認識しております。財政面はともかくとしまして、教育委員会の実情としましては、まず町民の安全・安心に係る事業を優先的に進めたいということですが、今年度に入りまして、2つの小学校が雨漏りを始めて、その工事をしなければいけない、あるいは学校体育施設、社会体育施設のつり天井、あるいは照明施設を固定しなければいけないというようなことが新たに出てきて、今は、教育委員会としては、そちらにエネルギーを振り向けているということでもあります。しかし、その、今、御指摘いただいた点は大変重要であるというふうに思っておりますので、そういった快適で使いやすい施設整備を図る事業は、財政的な裏づけを得ながら、順次、実施していきたいというふうに考えております。

本多議員 予算の関係がありますけれども、ぜひですね、飯島運動場のトイレの改修、これは、もう絶対にやっていただきたい。もう来年の春からまた始まります。グランドを。ぜひですね、これだけは年内に事業化していただきたいと思っておりますけれども、町長はどうお考えですか。

町長 各課の財政状況、また、その実施計画等のバランスと照らし合わせて検討をしてみたいと思っております。

本多議員 ぜひ実施することを求めて、次の質問に入ります。

2番目の質問です。若者・子育て世代の定住に向けた住宅対策の事業を提案します。これも定住に向けた試みです。各市町村、人口減少が近々の課題となっており、人口増加への施策に取り組んでおります。他市町村に負けない思い切った施策をとらなくては人口の

増加に結びつきません。特に若者・子育て世代の定住に力を入れるべきです。この事業は、町で行う若者・子育て世代定住に向けた住宅対策の強化の一つであると考えます。2つの事業環境については、質問の中では提案したことのすべてを発言する時間がないためと理事者に検討していただきたいため、通告書の質問要旨に具体的に掲げました。数字については私の希望です。不備なところもあります。検討していただいていると思いますので、後で考えをお伺いします。

2-1です。2-1です。マイホーム応援事業を提案します。マイホーム応援事業は、町内における住宅の新築または中古住宅の購入等に要する費用に助成を行い、住宅建設促進、未活用住宅の流動化及び快適な住まいづくりに定住人口の増加促進を図るものです。新築住宅の場合の補助金は、住宅は50平米以上、自治会に加入することを条件に、町内施工業者の場合は200万円、町外施工業者の場合は150万円、子育て世代加算20万円と考えました。住宅が50平米以上は所得税の住宅課税金等特別控除の対象とするためです。この補助金と住宅建設資金利子補給金を併用し、所得税の住宅借入金等特別控除を受ければ、若者・子育て世代の住宅建設資金は2割以上軽減されると思います。町の新築建設、新築住宅の建設は、28年は現在まで24戸、27年が38戸、26年が52戸となっています。仮に50戸に補助金を出した場合、補助金は1億円ですが、町の経済波及効果は7億円以上が予想され、町の活性化につながります。先ほど住宅対策強化でも提言したとおり、農業もできる宅地に今の事業展開をすれば、町長の公約の農地付格安住宅の構想より現実的だと思います。この事業展開について町長の考えをお伺いします。

町長

マイホームの応援事業ということで御提案いただきました。御提案いただきましたマイホーム応援事業につきましては、これまでにない大きな支援と思われれます。しかし、これまでに個人資産でマイホームを購入された方との公平性や町の財政状況を考えますと、御提案の事業は導入がなかなか困難と考えています。住宅支援につきましては、補助対象年齢の拡充等を行った住宅建設資金利子補給金や、ことし7月に制定した空き家改修費等補助金も有効な施策と思います。また、移住者が求める住宅ニーズは大半が中古住宅の賃貸であり、住宅を購入するケースは少ないのが現状でございます。このような状況を踏まえまして、現在、定住促進プロジェクトを中心に、町の自然環境や景観を生かした住宅の提供、例えば農地付格安住宅等について、民間グループと検討を進めているところでございます。行政と民間、地域住民が一つになった住宅事業が移住、定住を促進していくことと期待しております。なお、町の補助金等の一つのスタンスとしまして、例えばマイホームを建設するという方は、1,000万円なり2,000万円なりの生活の余裕といいますかね、力のある方だと思います。その方への補助というより、快適、私どもが、今、続けております改築等に、そういった方々に支援するという補助金のあり方のほうが町の補助金のあり方としてはいいのかなあという感覚は持っております。

本多議員

そこら辺が私と町長の大幅な見解の相違がありますけれども、飯島町にはですね、マイホーム応援事業があり、メリットがあるということがわかればですね、移住者は増加して、その自然、景観、環境のすばらしい、本当に近隣の市町村のベッドタウンとなると私は確信しておるんですけども、町長は、まだ——まだという言い方は失礼ですけども、見

解は変わりませんか。

町長 思いは本多議員さんと同じであります。ただし、それをお金で還元するのか、表現するのか、あるいは、もっとほかのですね、環境のいい場所の提供、農地をどのようにつける、その配慮等について、飯島町らしい移住、定住の場所を提供することも一つの方法ではないかなというふうに考えております。

本多議員 ほいじゃあ、次に2-2の賃貸借住宅建設促進事業をまた提案します。またつつう言い方はないんですけど、またお金のかかる提案ですけども、賃貸借住宅建設促進事業は、賃貸住宅を建設する個人または法人に対して助成措置を講じることにより優良な低家賃の賃貸住宅の建設を促進し、定住人口の増加を図るものです。補助対象者は町内に住所を有する個人または法人で、施工業者により建設するものです。町内施工業者ですね。より建設するものです。補助対象住宅建設費は1戸当たり700万円を限度として、補助金は2分の1、1戸当たり350万円限度、月の家賃は4万円以内、6年間は継続する。29年度の予定は、12棟、12戸以内、補助金4,200万と考えました。家賃は町営住宅グリーンハートの最低家賃を参考にしています。町の経済波及効果は1億円以上と人口50人を予想しています。これは、町の方針で町営住宅は建設しない、民間に託す施策ですので考えました。町長の見解をお伺いします。

町長 賃貸住宅建設促進事業を提案すると、こういうことでございます。民間事業者が行う賃貸住宅の建設に対する支援により、定住促進を目的とする賃貸住宅建設促進事業の提案をいただきました。ダブリましたね。そういうことで、町では、住宅対策として民間アパート事業者の皆様の御協力は多大なものであり、重大な、重要な柱と考えております。御提案いただきました賃貸住宅建設促進事業につきましては、住宅需要に対する民間アパートの入居状況、既存民間アパートとの公平性など、分析、検討が必要になるかと思っております。現在、把握している入居状況では、民間アパートで3割、町営住宅で2割に空室があり、受け入れ態勢において不足している状況ではありませんが、飯島町アパート・マンション組合等の関係者からも御意見を伺いながら、参考にしてみたいと考えております。

本多議員 ええとですね、家賃が、7年後ですね、7万円以上取れることを計算にですね、1戸3DKの70平米くらいの賃貸借住宅を建設すればですね、企業も十分に採算がとれるメリットがあると思っております。しかしですね、果たして飯島町の中にこの事業に投資意欲があるか、そういう企業があるかどうか非常に疑問ですけど、私は一応期待しております。ぜひ、これを有効活用していただきたいと思っております。

次の質問に入ります。3番目の質問です。自然エネルギー推進事業の補助金の見直しへの質問です。飯島町はですね、地域自然エネルギー基本条例を制定して、発電、設置、施設設置の手續に関する規則を制定して厳しく管理しております。しかし、設置条件が整えば許可を与えなければなりません。今、先ほどもちょっと言いましたけれども、今、太陽光発電の設置業者は、農地転用が簡単な場所の農地の荒廃地を狙い、地主に設置を持ちかけたり、その土地を取得して太陽光発電施設を設置しているのが今の状況です。七久保では、景観もよく、駅にも商店にも近い住宅に適した農地に太陽光発電が設置されています。20年後、廃棄物になることは間違いないと思っております。非常に残念なことです。

3-1です。恵まれた自然と景観を破壊する太陽光発電についての補助金は廃止すべきだ、の質問です。飯島町自然エネルギー推進事業補助金は、26年4月1日より、町内の自然エネルギーを活用して持続可能な地域づくりを進め、自然エネルギーの安定的かつ適切な供給事業を行う町内発電事業者の支援を目的として補助金を交付するものです。補助金は施設用地が地目変更されることにより固定資産税が増額した場合における差額2分の1を10年間補助するものです。26年度は2件、42万円、27年度は4件、49万円、28年度は48万円の予定です。住宅の屋根の太陽光発電システムの設置は大いに推進すべきですが、景観を破壊している宅地の太陽光発電について補助金は廃止すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

町長 この補助金につきましては、自然エネルギーの推進と地域で安定的な供給事業を行う町内の事業者を対象とした制度でございます。発電施設を設置する場合には、飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続に関する規則に基づいたルールに沿って地元説明会を実施し、地元、町との協議を行い、地元の同意を得て設置になります。また、設置後には町との協定書の締結を行っています。手続に関しては、ほかの市町村に比べて厳しい状況で設置することになります。景観等についても配慮をし、必要な処置を講じているものと考えております。制度の内容については、見直しは必要かと考えておりますが、現在、この制度を利用している事業者もありますので、発電施設設置の実態や状況を見定めながら、制度の内容について研究、検討をしております。

本多議員 わかりました。ぜひですね、宅地でも太陽光発電施設ですね、設置場所のさらなる規制が私はまだ必要だと思っております。ぜひ考えていただきたいと思っておりますので、町長の考え方をもう1回お伺いします。

町長 法律的な問題もありますし、非常に悩ましい部分なんですけれども、どれだけそういった規制が町の条例等でできるかにかかってくるかと思っております。今後、顧問弁護士等とも相談しながら、また、住民の皆様ともお知恵を出しながら、こういった環境等の条例の整備を整えていきたいと思っております。

本多議員 終わります。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

議長 休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。
2番 滝本登喜子さん。

2番

滝本議員 では、通告に従いまして、私は次の5点について質問をいたします。
まず1つ目でございます。食育推進計画の取り組み状況と今後の具体的施策はということでございますけれども、1つ目の1、医食同源の考えから健康寿命を延ばす取り組みは、

ということでございます。町での腎臓予防活動が栄養改善学会から学会賞を授与されました。このほかにも生活習慣病の糖尿病やがんなど、これらの予防にも食事療法は深くかかわっていると考えております。これらの予防事業の進展についてどう取り組むかでございますが、町長にお伺いいたします。医食同源とは、日ごろからバランスのとれたおいしい食事をとることで病気を予防し、治療しようという考え方でございまして、中国の薬食同源思想から着想を得て、近年、日本で造語されたということでございます。さて、11月号の町の広報誌にも載りましたけれども、土村みどり管理栄養士がまとめた飯島町における慢性腎臓病予防活動の歩みが学会賞に選ばれ表彰されました。慢性腎臓病は、今や二十以上の成人8人に1人いると考えられており、新たな国民病とも言われております。生活習慣病との関連が深いと言われておりまして、町では、この腎臓予防に対してのあじさいの会という教室がございます。行われております。国では透析患者が増える中で、町では減少傾向にあるということでございます。脳血管や心臓疾患、がんなどで亡くなる人は、平成26年度で約74名、若干増えており、食事療法の必要性が説かれています。バランスのとれた食事で病気にかかる人を減らすことは医療費の削減にもつながります。国の医療費は40兆円、飯島町民1人当たりで換算しますと33万円となります。総人口では年間35億円の計算になるということですが、食事での病気の予防ができれば、町の保険給付額では4分の1の約1億7,000万が削減となると予想されます。これらを考えますに、食事内容や食事のあり方などが幼児から高齢者まで広く周知し、日々の生活に生かす講座や料理教室など、システムづくりのさらなる推進を求めますが、どのようにお考えになりますか。

町長

滝本議員の一般質問にお答えしてまいります。食事の観点から見た健康、医療、福祉の取り組みについてということでございます。飯島町の職員であります土村さんが、その学会の表彰を受けたということも、大きな、今、起爆剤になっております。食育について取り組むいい機会ではないかなというふうに思っております。飯島町食育基本計画は、平成24年度からの第1期を、食育活動の土台づくりをしつつ実践を進めるという期間と位置づけまして、特に子どもの食育を重点に取り組んできました。今年度は次期計画の策定年でありまして、食育推進町内会議、住民アンケートを行ったところでございます。今後は、食育ネットワーク会議を年明け1月に開催し、平成29年からの5年間の取り組みについて協議し、年度内に計画策定をする予定でございます。詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。

健康福祉課長

それでは、詳細と若干の説明を、私のほうからさせていただきたいというふうに思います。まず最初ですね、質問でございます健康寿命の延伸と食事療法の予防活動についてでございますけれども、飯島町につきましては、他市町村に先駆けて平成5年から町に管理栄養士、学会賞をいただいた土村さんでございますが、配置をして、栄養食生活、食習慣等を基軸として、生涯にわたる健康づくりから疾病予防に取り組んでまいりました。従来の保健予防活動に病態での食事指導というのを加え、健康増進や保健予防活動の幅広くやることで、今回の腎臓病予防の栄養士学会の学会賞をおとりいただいた慢性腎臓病予防活動も継続することができたというふうに考えております。今後につきましてはでございますが、町の健康づくり計画、食育推進計画、それからすこやか親子21、国民健康保険データ

ヘルス計画でも食事、栄養、食習慣などについて取り組むこととしているところがございます。町では、母子健康手帳の交付時の妊婦の食事指導、乳幼児健診の育児相談の個別健診結果のデータから個別支援、それから集団指導や調理実習、高齢者の栄養指導、各種団体への出前講座等を現実に実施していることではありますが、これを継続していくといたしております。また、活動の効果につきましてはですね、るる詳細なデータの分析を行いまして、その都度、検証してまいる所存でございますので、これからつくります計画につきまして、このような格好で盛り込むということで御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

滝本議員

これらの食事に対しての取り組みに対しては、栄養士の存在というものは大変重要なことだと考えます。保育園にも嘱託としてはありますが、栄養士がいるということ、それから小中学校も兼任ではありますが栄養士がいるということ、また役場庁舎内に土村さんがいるということがございますので、それらの皆さんの連携をとりながら、よりよい方向へ計画を立てていただくことを求めます。

では次の1-2の質問に入ります。これらを踏まえてですけれども、子どもの食育に向け学校給食での取り組みは、ということでございます。学校での食育の実施状況は、昨年度、飯島小学校、七久保小学校で各1回、学年限定では小学校が1回、中学で2回など行われている様子ですが、給食での取り組みはしているかという質問でございます。小中学生で朝御飯を時々またはほとんど食べない子は9%、約72人、中学では約48人とアンケート結果が出ております。この中で「朝は時間がないから食べない」という子は約30%、この児童らは、学校給食が本当に頼りになるということですね。昨今の子どもの食事環境や内容など、家庭の事情も加わっているとは思いますが、子どもみずからが食事について考え、実践できるような取り組みの構築を求めます。教育長にお伺いいたしますが、一つ、伊那市では弁当の日という制定をして実施しております。弁当の日とは、2001年に香川県の小学校の竹下校長が始めましたことで、子どもが自分でお弁当をつくって学校に持ってくるという取り組みです。何をつくるかを決めるのも、買い出し、調理も片づけもすべて自分でします。親も先生も、そのでき具合を批評し、評価もしないという約束です。2016年度現在、弁当の日実施校は全国で1,800校を超えているということです。この事業を、弁当の日の制定を町での取り組みとして提案をいたします。お答え願いたいと思います。

教育長

食育に関する御質問をいただきました。まず食育のほうですけれども、学校給食での取り組みにつきましては、年間を通じて季節や行事に合わせた献立の提供を行っています。また、時期に合わせて生産者あるいはJAの御協力により地元飯島産の野菜を献立に合わせて納めていただいております。飯島小学校、七久保小学校では農産物の生産者との交流給食を開催し、食や食べ物を学ぶことや地産地消に取り組んでおります。御指摘にありましたように栄養教諭がおりますが、この栄養教諭が両小学校の各学年へ訪問し、一緒に給食を食べながら栄養や食の指導にも取り組んでおります。そのほかにも、七久保小学校1・2年生では給食センターを見学したり、各学校では保護者給食試食会を開催して、皆さんに給食センターの活動を知ってもらいたく取り組みを行っています。給食とは別ですけれども、学校の授業としてみそづくりを大豆栽培から体験したり、お米づくりを田植えから行っ

たりして、普段食べているものの、ものと姿や始まりを知りながら学習をしております。多くの学年で栽培、調理、食品、食事などは学習しているところであります。ただいま弁当の日について御提案がありました。先ほども御指摘いただきましたが、朝御飯を食べているかという生徒が小学校で90%を越えますが、数%の生徒が時々食べないあるいはほとんど食べないという状況にあります。その約10数%の子どもたちの朝御飯を食べない理由が「時間がない」とか「お腹がすかない」とか、あるいは保育園の場合は「できていない」というようなこともその理由に挙げられています。さまざまな家庭事情を抱えたお子さん方がおりまして、一律に、そのお弁当の日を実施して、子どもたちが自主的に弁当をつくったりできるかどうかというのは、ちょっと様子を、また学校に聞きながら考えなきゃいけないことだと思いますが、今すぐにとすると、ちょっと保護者のほうの対応ができ切れないかなあとと思いますが、大切な提案をいただきましたので、ちょっと各方面に御意見を聞いてみたいというふうに思います。

滝本議員

お弁当の日のことについては検討していただくということで、期待申し上げたいと思いますが、やはり身近に、問題として、やっぱり自分が生きていくには自分で調理をして食べる、そういう力を養うこともとても大変大切なことだと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

では次の質問、2にまいります。午前中に久保島議員からも同じような質問がございましたまちづくりセンターについてでございますが、その中で、役割と、まちづくりセンターの役割と行政の関係ということはお答えいただきました。ですが、本来、町として農業振興や観光事業、文化事業として行うことが本来だと考えておりますので、そのところは苦言を申し上げたいと思います。この質問につきましては、お答えをいただいておりますね。これらのまちづくりセンターの事業に対して機能的に活動していくことが考えております。また、名称も含めて、また、10%導入時に検討したいというお答えをいただきましたので、ぜひ、町民にわかりやすい組織をして確立をしていただくことを期待いたします。

次の2の質問についてですが、まちづくりセンターの具体的な部分について質問いたします。まちづくりセンターの決算におきまして委託料を全額支出しなかった場合、町へ返還となるということをお聞きしました。センター事業の販売収入やマルシェでの販売収入、観光協会でのイベント収入など、職員のアイデアや努力での成果が大きいと考えております。観光協会自体の問題点はございますが、協会の収入は別としても、これらの返金はセンターの運営費や職員の処遇改善に充てられないかということで、お答え願いたいと思います。町長にお伺いいたします。

産業振興課長

町からの委託事業につきましては、町づくりセンターの飯島の職員の皆さんの創意工夫によりまして経費節減に努めながら事業を執行していただいております。事業完了後、不要額があれば精算をさせていただくこととしております。また、自主事業につきましても、その決算状況によりまして、黒字のときもあれば赤字のときもあると思いますが、基本的には、運営費に充当をしていただくことは可能ではないかというふうに考えておりますし、経営努力の中で財源を確保していただくということも、町としてもお願いしたいところでございます。それから、職員の処遇改善という点でございますが、現在、基本的には町の

役場の基準に沿った形となっておりますけれども、一法人として内部検討していただくことも可能ではないかなというふうに考えております。

滝本議員

まちづくりセンターの職員の待遇は、ほとんど嘱託、臨時、嘱託という待遇でございます。それで、その期間が長くて正社員——正社員っていうか、正規に採れないということでありましたけれども、そういう場合に、やめた方もいらっしゃいますので、ぜひ、そこら辺のところも考慮して待遇改善に努めていただきたいと思いますと思っております。

では次の質問にまいります。3-1でございます。子育てをしながら働くことへの支援、環境整備の取り組みは、ということでございます。幾つかの課での紹介や相談事業はありますが、実際、就職につながるケースは少ないということを知っております。町の子育てママ相談事業の例では、昨年7月からことし10月までの相談件数は55件、月に約4件ありました。その中で町内での就職は5件で、インターンシップ利用者は7件ですが、これを受けたからといって採用は別という企業があります。また、ブランクを経ての就職に不安がある、結婚などして退職をしてから後でパートなどで働きたいということですが、働き方がわからない、重い物を持ったりする仕事はできない、在宅ワークや内職などの求人企業が町にはないなど、就職に結びつくまでに壁があります。就職者と求人側を結びつけるきめ細かい施策を町でも取り組んでいただくことを求めます。子育てママや再就職希望者、中高年の女性のための学習、研修の開会の開設や資格取得に関することなどの支援を求めたいと思います。また、先ほど恵幸堂歯科医院では事業所内保育を開設しました。このように他の事業所への取り組み推進などを町ではどうお考えですか、町長にお聞きいたします。

町長

子育て支援は町の最重要課題として位置づけております。それぞれ各課等が担当する業務の中で支援策などを検討して進めているところでございます。今後でもできる限りの支援をしていくつもりでおります。幾つかの具体的な取り組みにつきましては、教育委員会、また担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。恵幸堂さんの子どもさんを預かる、その施設が開設されました。民間のそういった融資、資本を投資してですね、この地域社会に貢献しようというお志につきましては非常に感謝を申し上げておるところでございます。ぜひ多くの方が御利用していただきたいなあというふうに思います。御存じでない方もおられますかと思っておりますけれども、お母さんが病院にかからなきゃいけない、予約してあるときに、子どもさんを預かってくれる施設でございます。恵幸堂歯科医院に限定せずに、ほかの病院へ行かれる方も預かってくれるとのことでございます。また、お年寄りが子どもさんを預かっている場合にもですね、お年寄り、おじいちゃんおばあちゃんが病院へ行かなきゃいけないんだと、そういうときに、また、その子どもさんも預かっていただけると、こういうお話を伺っていますので、ぜひ多くの方が御利用していただきたいなあというふうに思っております。それでは、各担当課長のほうから御説明申し上げます。

教育長

教育委員会からは子育て支援という観点から、ただいま幾つか議員さんからもお話がありました。含めてお話ししたいと思います。結婚、出産を機に家庭に入ったけれども、子育てが少し落ち着くと仕事復帰を考えるお母さんや育児休暇を取得して企業で働き続け

る女性は着実に増える一方、復帰したいけれど小さな子どももいるのと働くことに消極的になっているお母さんたちも多く、いざ仕事復帰となると不安も少なくないというふうに思います。仕事と育児、家庭の両立には、家族の協力はもちろんのこと、保育園以外にも自分や、あるいは夫の実家に預けられると安心なんですけれども、さまざまな状況に応じて万全の態勢を整えておくということが必要となります。町では、通常保育を初め早朝・延長保育のほか、学童クラブが利用できます。そして、教育委員会では平成28年2月から病気治療中または回復期にあるお子さんを一時的にお預かりする病児・病後児保育を実施しておりますし、本年10月からは地域の中で相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を地域福祉センター石楠花苑において利用を開始しているところであります。また、子育てママの就業相談のほか、子育て支援事業として子育てママを対象とした勉強会で主に講演会を開催し、情報提供を行っているところであります。広く一般住民を初め、町内の企業はもちろんのこと、長野県の社員子育て応援企業に登録のある企業へ参加を呼びかけを行うなど、これらの事業を通じまして子育てしながら働くことへという支援を行っております。

産業振興課長

産業振興課関係では、現在、中高年女性のみを対象とした具体的な働き方支援というものは残念ながらございませんけれども、就職を希望されている方々全般に対しましては、関係団体が開催している学習会、また研修会などを活用していただくように勧めております。資格取得などにつきましては、御自分自身のスキルアップという点もございますので、自助努力でお願いしたい部分もございます。また、企業側に対しましては、国や県の雇用関係の助成金制度がございまして、既にこのような制度を利用して取り組みを行っている企業もあるように聞いておりますけれども、町でも、町長、来年になりますと、また、企業訪問を行ったりしております。また、業務的に担当職員が企業を訪問させていただくこともありますが、そういった場合や商工会さんを通じてなど、この助成金制度の推進を図りまして、多くの事業所でこういった制度を利用させていただくよう働きかけてまいりたいと思っております。

滝本議員

いろいろな補助金制度とか、そういうことはあるとはお聞きしましたけれども、やっぱりママさんたちには情報が少ないという点が多分あると思います。次の問題にも、質問にも入りますけれども、やっぱり、そういう情報を公開して、学習の機会とか研修の機会をつくり出していただく、そういうきっかけを町でもぜひ検討をしていただきたいと思います。

では、3-2に入ります。これらに関して、就職の役場の中での連携はどのようにとっているかということでございますけれども、先ほどお話いただきましたように、教育委員会では子育てママ相談事業、産業振興課ではハローワークの情報提供、定住促進室では職業紹介などを行っているということをお聞きいたしました。これらの情報の共有は各課でどのように共有できているのかということでございます。また、就職に結びついた例などの紹介はしていますかということですが、情報を掌握して、より就職に結びつく方法の実行を求めたいと思います。また、この教育委員会の子育てママ相談事業ですけれども、これは県の女性の相談員という方がいまして、女性、県の女性の就業相談事業の中のことで

ありましたので、この子育てママに限らず女性全般の相談ができるということを広報などにも情報発信をすることがよいと考えております。その点はいかがででしょうか。お願いいたします。

町長 就職に関します相談窓口につきましては、相談者の事情によりさまざまでございます。それぞれの窓口で相談者が希望する仕事や働き方を紹介できるよう、日ごろから業務を越えた情報の共有に努めているところでございます。今後も就労支援につきましては関係部署の連携を図りながら進めてまいります。連携をしているところでございますけれども、まだまだ高度な、その連携の仕方について、また精査していきたいと思っております。

滝本議員 女性の立場ってというのは、やっぱり、まだいろんな問題を抱えておりますので、何とか、これからの社会に対しても女性が進出して働くことは必要なこととなってきておりますので、ぜひ、そのところを町のほうでも検討をいただきたいと思っております。

では次の質問にまいります。4番目の1つでございます。都市と農村、移住者と町民などの交流施設として空き家活用を求めるということでございます。今年度は移住・定住促進としてお試しトレーラーハウス事業が施行されました。1,800万円余をかけて行った事業でございますけれども、この金額程度を次年度に空き家活用の交流施設リフォーム代として計上を求めたいと考えます。移住者同士及び町民との交流の拠点づくりは、大縁会や住民の中でも、再三、要望の声が上がっていますが、どうお考えですか。

町長 続きまして都市と農村、移住者と町民などの交流施設として空き家の活動をという御提案でございます。町では、空き家を活用した移住、定住に取り組むために空き家情報の提供をさまざまな方法でお願いしておりますが、なかなか情報をいただけないのが現状でございます。また、空き家は年数がたつと使える状態に戻すまでに多額の経費がかかります。相続や維持管理の問題も、なかなか有効活用ができない課題の一つでございます。現在、移住者と町民の交流事業は文化館やまちの駅など既存施設を利用して実施しておりますが、これら空き家の課題が解決されるようであれば、交流施設としての活用も検討してまいりたいと思っております。

滝本議員 では次の質問にまいります。これらの町関連施設の有効活用を求めるということでございますけれども、現在、外国人観光客の、今は本当に爆買いということは下火となりまして、日本の文化や芸術、職人技術などの体験交流を求める人が増加しているという現状でございます。飯島の資源、人を生かし、農業体験や農産物加工、伝統工芸、芸術、文化などの体験交流施設として町の施設の有効活用を求めたいと思っております。例えばですが、道の駅本郷での五平餅やおやきづくりの体験、農産加工室では漬物やリンゴの加工ができます。そして、アグリネーチャーでは五平餅、そばの体験を合宿の学生が行っております。道の駅本郷でも学校から体験教室の希望があるということでございます。しかし、施設が狭く、厨房も体験用施設として整っていないので人数制限もあり、一部の体験のみとなっているが、現在は受け入れているということでございます。これら施設と連携を図り、体験交流プログラムの作成を求めますが、いかがお考えですか、町長にお伺いいたします。

町長 町の関連施設の有効活用といたしまして、体験、農業体験や農産物加工、伝統工芸、芸術、文化などの、こういう、そういったものを交流施設として活用するという御提案をい

いただきました。農政関連では、ただいまアグリネーチャーいいじまが、都市と農村の交流、体験、研修、情報発信、農産物の産直等、アグリビジネスを促進する拠点施設として位置づけられております。ここ数年、本来の目的に沿った取り組みができなかった部分もございましたが、今年度は研修棟で米俵マラソンに参加する町外ランナーを対象としたわら細工のワークショップを米俵保存会と連携して開催したり、岩間耕地の有志の皆さんによるポピーのお花畑づくりの協力、また、移住者向けの市民農園の開設を検討するなど、各種団体と連携した交流や活性化事業に積極的に取り組んでいただいております。また、生涯学習関連につきましては、飯島陣屋で火打石による火おこし体験やわらじクラブと連携した俵づくりなど、一般客を対象とした体験活動が行われております。今後、体験交流事業を実施する際には、町内の各公共施設とその管理団体等との連携に努めて、有効活用が図られるよう進めてまいりたいと思います。議員のほうからいろいろ御提案をいただきましたことも参考にしながら、飯島町のせつかくの施設がどどんにぎやかに使われることを望んでおります。また、計画していきたいと思っています。

滝本議員

各施設との連携を図りながらプログラムの作成ということを考えているということですが、それぞれの施設の特徴を生かしながら、また、内容の設備などの検討もしていただきながら、よいプログラムができることを期待いたします。

では最後の質問にまいります。田切の駅で移動購買車の運用が始まりましたが、まだ2カ月足らずでございます。今の現状と、それから利用者とか住民との反応はどうだったかということをお聞きしたいと思います。課長でよろしいですかね。お願いいたします。

産業振興課長

それでは私のほうからお答えを申し上げます。田切の里の移動購買車につきましては、7月の28日から町内を週4日ということで、主に各耕地、自治会の集会所等を巡回する計画で業務を行っております。8月中旬から9月下旬でしたが、夏場の高温の影響で、車両の後部の商品を入れておくボックスですね、それに商品が置けなくなるという、ちょっと事態が発生いたしまして、改修の期間を要しましたために休止しておりましたが、10月から業務を再開いたしております。道の駅の田切の里に寄せられた住民、また利用者の反応ですが、品ぞろえが悪い、停留場所が遠い、知らなかったなどという厳しい意見もいただいておりますけれども、利用いただいた高齢者の皆様からはありがたいとか便利でいいと、また、若い方たちからも、今は必要ないけれども、将来こういったことは大変必要になるといった御意見もいただいております。運行開始前には住民へのチラシ等により周知を図ってまいりましたけれども、新しい事業ということで、移動販売の担当者も初めてのことでありまして、試行錯誤しながら一生懸命取り組んでいただいているところでございます。移動販売事業は、道の駅田切の里における重点事業の一つとなっておりますので、各地区に支え合い拠点施設、集会所等ですが、を整備し、高齢者の皆様などが集まる事業もそれぞれ行われておりますので、こういった集会所に合わせまして移動購買車が出向くような、そんな福祉部局との連携を図りながら、販売内容や停留場所の再検討、こういったこともする中で事業を、今後、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

滝本議員

この購買車は始まったばかりですので、いろいろな問題を抱えていると思いますけれど

も、やっぱし売り上げなどのことも考えますけれども、やっぱし町のこの重点施設ということで、福祉の問題っていう点も重要なことだと考えておりますので、それらも考えながら、また、よりよい売り上げにもつながっていけばよいと考えておりますので、ぜひ今後の活躍を期待いたします。以上で質問を終わりといたします。

議 長

5番 橋場みどりさん。

5番

橋場議員

通告に従いまして危機管理と行政について1から9の質問をいたします。

1-1、16号台風により避難準備情報、避難所が開設された、当町では最近このようなことはなかったこと、町長の所見を伺いますということでお伺いします。16号台風は、9月20日から深夜にかけ、飯島は99.5ミリの雨量となり、町内全域に避難準備情報が出されました。それにより成人大学センターに避難所が開設され、3世帯が避難しました。幸い早く解除され、大した被害もなくほっとしたところです。最近では、避難所開設というような災害に全く見舞われてこなかった町にとっては実践訓練ともなったわけですが、実践訓練となり生かされたことができたのでしょうか。就任されて間もない出来事でしたが、町長もこの状態を見まして、どのように見られたのかお聞きしたいと思います。

町 長

続きまして橋場議員の一般質問にお答えしてまいります。台風16号によりましての避難準備情報、そして避難所の開設という初めての経験の中で、どのように町長は感じたかと、こういう御質問でございます。今回の台風16号と秋雨前線による避難準備情報の発令、それに伴う指定避難所の開設は、当町にとって初めてのことであります。風の強い中、しかもあたりが暗くなってから避難準備情報を発令せざるを得ない状況にありましたが、その判断の難しさを痛感するとともに、町民の命を守るという使命の重さを身をもって感じたところでございます。今後も、災害の危険が迫っていると判断した場合は、最悪の状況を想定した上で、空振りを恐れず、避難勧告や避難指示を出してまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。実際に災害の危険に直面してみて、さまざまな課題が見えてきましたので、これらを十分検証して今後の防災、減災につなげてまいりたいと考えているところでございます。

橋場議員

確かに、避難勧告とか出すのは本当に判断の難しいことだと思います。10月のですね、10月11日の防災会議でも言われておりますし、今も町長おっしゃられたんですけども、課題があるということをおっしゃられました。その課題の一部でも、どんな課題が見えてきたのかなというのが、今、お答えになられましたらお願いしたいと思います。

町 長

当日の状況、経緯に沿ってですね、ちょっと次の質問に入るかと思っておりますけれども、当日の経緯に沿って、それぞれ担当課長のほうから御説明申し上げ、浮かんできた課題等がその中に潜んでいるのではないかというふうに思っています。

総務課長

まず、避難準備情報を発令する場合ですね、町の防災計画、それから、もろもろのマニュアルの中では地域を指定して発令するという原則をしております。ただし、今回はですね、大雨による土砂災害が想定されるということの中で、果たしてこれを地域限定で

出せるかという大きな課題がありました。したがって、やむを得ず町内全域を対象として出したという経過がございまして、これを今後どんなふうにきめ細かく出していけるのかなあというものが最大の課題だったというふうに思います。それから、避難所を実際に開設するに当たって、町として避難所の開設マニュアルを準備を進めているところですが、まだ具体的なものが実はございませんでしたので、まずは、当面できることからということで、区長さん方をお願いをして、そこに町の職員も合流する中で、避難所の開設準備を進めたところでございます。したがって、有事の際にもですね、スムーズに避難所が開設できるように、そのマニュアルを大至急整備する必要があるかというふうに思います。それから、もう一つ、情報の連絡面ではですね、いろいろな媒体を通じて避難準備情報を発令したところですが、実は、ホームページ上でその準備情報を発令したことを失念、失念してしまいまして、そのホームページからは情報が発信できませんでした。よくよく考えてみると、情報発信するには町の職員の体制も十分必要であるということがわかってまいりまして、従来考えていた体制だけでは少し、やっぱり物足りないということで、十分な情報発信の体制、職員体制を整えていく必要があるということ、それから、情報収集・発信の面で、今回は電話等が利用できたわけですが、これが仮に利用できない場合を想定したときに、やはり頼りになるのは防災行政無線になるんですが、ああいった雨の中で音が聞こえにくい地域もあるだろうと。しかも有線テレビに加入されていない世帯には音声告知も届かないという状況をどういうふうに克服していくかという情報を伝達する手段での課題がありました。それから、もう1点は、現在、町の移動系の防災無線、防災行政無線につきましては、消防団と同じ回線を使っております。1つの回線の中で全部の情報が聞けるようにしているわけですが、実際に災害が起きますと、行政側からも消防団側からもいろいろな情報が入ってまいりますので、やはり一つの無線形態で、無線の体系でもってそれが処理できるのかということが大きな課題として考えられたところでございます。主だったところだけ申し上げます。

橋場議員 ありがとうございます。次の質問のお答えまでしていただいていたかと思うんですけども、次の質問に行きたいと思います。

避難準備情報から避難所開設までの経緯を伺いますということだったんですが、今、防災無線でですね、成人大学センターに避難という防災無線が流れたときには、そのときには、あれっと思ったわけなんですね。それはなぜかといいますと、耕地の集会所が1次避難所、いつとき避難所ですかね、なっているっていうことがありましたので、なぜ成人大学だったのかなあという疑問を私も持ちましたし、住民の皆さんも持たれた方がいると思いました。そのお答えが、今、そのマニュアルにより地域指定するという、地域限定でしたという、成人大学センターに決めたというお答えでしたので、そういうことなのかなあということで、わかりました。それで、議長にお許しをいただければ、ちょっと関連で質問したいのですが、お許しいただけますでしょうか。

議長 あくまでも関連で。はい。

橋場議員 はい。それで、避難所がですね、開設されるということで、役場から区長さんのほうに連絡がありました。区長さんと三役の方が大学センターに駆けつけまして、避難所の開設

だとかいう、そのチラシを玄関に張ったりですとか、毛布なんかを出されたりして準備を進められておりました。そこに町の職員の方が2名お見えになったそうですが、区の皆さんは当然——当然というか、避難所に危機管理室からお見えになるのかなあというふうに思われていたと思うんですけども、危機管理ではない部署の方がお見えになったということで、何か不安を覚えたようなことをお聞きしました。危機管理室からは、そういった場合には、避難所のほうにはどなたもいらっしゃらないのか、そういうマニュアルができていないのかということもお聞きしたいですし、それから、その2名の方が、役場との、その情報を常に、こう、とっていらしたようなんですが、その情報を区長さんたちにも共有されなかったというお話でした。区長さんたちも、じゃあ、我々は何しにここにいるんだろうかなあというふうなふうに思ってしまったというお話を伺いましたので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

総務課長

前段の質問でございますが、まず、危機管理係はですね、災害対策本部の中では、本部機能を有する、本部機能を発揮するための職員という位置づけになっておりまして、その本部にとどまるのが、こういったケースの場合の大原則でございます。したがって、今後、いろいろの災害があったとしてもですね、危機管理係の職員は、災害対策本部の指令、町長が司令塔になりますので、それを補佐する役目ということで、現地には出向かないケースがほとんどかと思われます。それから、後段の情報共有の面でございますが、おっしゃるとおり、町から出向いた職員がですね、地元の区長さん方といろいろな情報を共有しながら対応するのが、これは当たり前のことでありまして、ちょっとその辺の訓練が十分できていなかったかなあというふうに思っております。

橋場議員

その危機管理室なんですけれども、現在2名の方がいらっしゃるわけなんですけれども、今、課長のお話にあったように、災害が発生すると、対策本部と、それから消防団の、消防団の対策本部ですか、それ2つ、2カ所がつくられるということで、そこに1名ずつ配置されてしまうということなんです。そうしますと、対策本部のほうですと、県のほうの連絡ですとか、それからマスコミ対応など、また、もろもろのそういう対応で、もう手いっぱいになると、消防団のほうでも対策部長が、係長がなられるんですかね、消防団との、こう、対応になってしまって、とても、何お話を聞いていると手が回らないような状況に聞こえるんですね。そういう2名しかいないということは、本当に心臓部である危機管理室、本当にこれで大丈夫なのかなあというようなことも思うんですけども、その2名に対して、その少ないなっているのは、多分、行政のほうでも感じられていると思うんですけども、その対策として消防署のほうから1名出向していただくとか、何かそういう対策は考えておられるのかどうかお聞きします。

総務課長

おっしゃるとおり、何か有事といいますか、災害等の危険が迫った、あるいは発生した場合に、今の体制では少し不安を抱えております。災害対策本部につきましては、総務課職員が、その今足りないところを補う形で配置をされますので、すべてというわけにはいきませんが、災害対策本部の機能としては持つことができるかというふうに思います。それから、例えば消防署から職員を派遣してということをお聞きしましたが、特に土砂災害が想定されるようなケースはですね、消防署というよりも県、例えば建設事務所で

すとか、そういったところから職員が参って、これは災害が発生した場合に限られるかと思いますが、災害対策本部の一角に連携用の部署を設けまして、町と連携しながら対応に当たるといこともできるようになっておりますので、その辺、お含みをいただきたいと思ひます。

橋場議員

では、しっかり十分な機能として動けるようなふうにお願ひしたいと思ひます。

では次の1-3の質問に行きます。避難所となる施設の耐震強度のレベルをお伺ひします。みんなの防災避難所一覧の18施設の耐震強度レベルは安心できるものと思ひておりますけれども、安心レベルはどの程度なのかお聞きします。

総務課長

次に耐震の基準に、建物の耐震基準に関する御質問かと思ひますが、御案内のとおり、昭和56年に建築基準法が改正されまして、現行の基準が定められております。この基準では、震度5強程度の地震ではほとんど損傷を生じず、震度6強～7程度の大地震でも人命に被害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない強度を目標とするということが求められているわけであります。その強度レベルを耐震診断調査の中で、構造耐震指標という名前を使うんですが、この危険性が高い、ある、低いという3つのランクにつけております。町では、この耐震基準を満たしていない施設、当時あったわけでありましたが、現在はすべて耐震補強工事を完了してございまして、現在の指定避難所に相当する施設については、耐震指標で危険性が低いという診断結果となっております。しかし、4月の熊本地震のようですね、大きな揺れが複数回襲ったような場合など、耐震基準を十分満たしてははずの建物が倒壊するという状況もあったわけでありました。さらに、壁とか天井、いわゆる非構造部材、これに関しては、建設当時の耐震基準では、この耐震設計の対象外とされておりましたので、壁、天井、あるいは照明器具の損傷等によって、場合によっては避難所として使用できない場合も想定されるわけでございます。そこで、町は、長野県建築士会上伊那支部との間で、災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定、この協定は平成24年に結んだ協定でございますが、この協定に基づいて、震度5強以上の地震が発生した場合は、町からの要請を待たずに、上伊那支部は直ちに応急危険度判定士を派遣をしまして、町の指定避難所を回って危険度判定をするという取り決めになっております。町は、指定避難所が安全かどうかの判断、助言をいただいた上で、安全な避難所を指定避難所として開設するような体制を整えております。

橋場議員

まずは安心な対策をされているということですか。

次、1-4の質問に移ります。避難所の収容人数の算出法、それから福祉避難所の収容人数の無記入のわけをお伺ひいたします。避難所一覧より避難所、避難施設の収容人数を見ると、概数ですが載っております。この人数の算出はどういう算出法で出されているのか、また、福祉避難所の収容人数は記入されておられません、これはどういう理由によるものなのかお伺ひいたします。

総務課長

収容人数の算出方法でございますが、明確な決まりはございません。当町の場合は、近隣の自治体などの例も参考にしまして、屋内施設であれば1人当たり4平方メートルを基準として建物面積で割り返してございまして、それから、屋外、外の場合は、1人当たり2、2平方メートルを基準として算出をしております。御指摘にありました石楠花苑につきま

しては、通常利用者の状況によって使用人数の変動が大きいということが予想されたことから、これまで空欄としてきたわけでありましたが、今回の防災計画の見直しの際に、先ほどの1人当たり4平方メートルの基準で計算をして、想定収容人数、マックスということになりますが、110人と定めて町の防災計画に掲載していくこととしましたので、よろしくをお願いします。

橋場議員 福祉避難施設の人数がないというのはどういう理由でしょうか。課長、お願いします。
総務課長 福祉避難施設の 하나가石楠花苑でございます。その石楠花苑が今まで空欄だった理由を

申し上げて、今度の防災計画の見直しに際して想定人数を110人と定めたということでございますので、よろしくをお願いします。

橋場議員 すいません。それで、屋内施設が1人4平米っていうことだったんですけども、ネットとかですね、それから避難所運営の研修会などに行きますと、1人1.62平米ということ

が言われているんですけども、4平米にされた理由っていうのは何でしょうか。
総務課長 先ほども答弁申し上げましたとおり、国で定めている基準でもありませんので、近隣の自治体でこの数値を使っていたということを参考にさせていただいて4平方メートルとしたわけでございますが、確かに広いようで狭いのかなと、先ほどの1人当たり1.6幾つということになりますと、大変狭いと思います。最近はですね、間仕切り等をする中で大きな部屋を区切って使うケースも多いわけでありまして、余り面積が小さ過ぎても、やはり実態にそぐわないのかなというふうに思ひまして、4平方メートルあれば、1人が長期間生活するには、とりあえず何とかなる面積かなあということを感じております。

橋場議員 それでは1-5の質問にまいります。避難所運営組織と自主防災組織の関係っていうのはどういう関係になるのでしょうか。お聞きします。

総務課長 まず、住民の方が短期間避難する位置づけの場所、これが指定緊急避難場所でございます。当町の場合は集会施設が多いわけですが、あるいは一時的な広場ですとかね、そういうところを指定緊急避難場所と呼んでおります。それから指定、指定緊急避難場所でもって避難所を開設するようなケースもあるわけですが、こちらは耕地、自治会の自主防災組織が開設をし、運営をしていただきたいというふうに考えております。それから、避難生活が長引きそうな場合、これは指定避難所に移るか、あるいはそこで生活をいただくわけですが、避難をいただくわけですが、この指定避難所の開設及び運営につきましては、区の、特に区に体育館、地区の体育館、公民館等をですね、区にあるところの避難所につきましては区の自主防災会、自主防災組織と町が協力をして開設、運営をします。このときに、それだけでは手が足りないような場合には、ぜひ活動できる町民の方にも協力をいただければというふうに考えております。期待をしております。なお、大規模な災害の場合には、これは日を追うごとに全国からボランティアの応援も期待できるわけですが、こうした場合の避難所の運営については、そういった自主防災組織と町、それからボランティア組織が連携して行っていくものというふうに考えております。

橋場議員 自主防災組織を母体として私たちが協力して運営していくということでしょうか。

それでは次の質問に移ります。1-6、業務継続計画の作成は急ぐ必要があるとありますが、そのお考えはということでお聞きいたします。5月4日の信毎に被害時の、災害時

の業務継続計画を策定した、作成した自治体は県内7市町村のみのという記事が出ておりました。損害を最小限に抑え、職員の被害や橋の崩壊、土砂災害により職員の登庁ができれば被災者への対応がそれだけおくれます。また、限られた施設で職員も少なく、担当者を充てられないような中で、町民の命、安全を守り事業を続けるためには事業継続計画の作成を急ぐ必要があると考えます。町長は積極的に取り組むべきと考えますけれども、町長のお考えと作成の予定はあるのかお聞きします。

総務課長

次の質問は業務継続計画の策定についてでございますが、今、御案内どおり、直近の情報では県内で9、9つの市町村が策定済みということでございます。まだ多くの自治体が未策定となっております、当町もその中に含まれているという実態でございます。この業務継続計画につきましては、議員、御指摘のとおり、災害時に自治体自身が被災をするという前提のもとで、人や物、情報等の制約を受けた場合でも優先的に実施すべき業務、これを非常時優先業務ってな言い方をしますが、この業務を特定して一定の業務を的確に行えるよう、その執行体制や対応の手順、それから業務に、業務の継続に必要な人、物、情報等の確保をあらかじめ定めておくという計画であります。当町に防災対策を定めた計画としまして地域防災計画があります。それと、これを補完する形で具体的な体制や手順等を定めたものとして職員の初動マニュアルがあるわけでありまして、この業務継続計画は、これらの計画等を補完をする、あるいはそれらと相まって非常時優先業務の実施を確保する、そういう性格の計画であるわけでありまして。この計画を策定することによる効果としては、災害発生時、特に業務量が急増するわけでありまして、そうした中で執行体制や対応手順を明確にすることによって非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能になる、これによって災害直後の混乱で行政が機能不全になることを避けて、早期に、より多くの業務を実施できるようにすることが挙げられております。また、みずからも被災するわけでありまして、当然、職員の睡眠や休憩、そういった安全・衛生面での配慮の向上も期待できるというふうに考えております。策定に当たっては、計画をより実効性のあるものにするためにですね、関係する全課の職員が参画して策定することが望ましいというふうに言われております。結論であります、町では、この業務継続計画の策定を、現在、地域防災計画の大規模な見直しをする時期にまいっておりますが、これにあわせて行っていく考えであります。いずれにしても、できるだけ早く策定するよう検討してまいりたいと思います。

橋場議員

町長のお考えをお伺いします。

町長

ただいま総務課長のほうから御説明があったとおりでございます。粛々と進めていかなくてはならないと考えております。

橋場議員

町民の命、財産を守り、生活の早期復旧、行政サービスの提供を維持するためにも必要ですので、粛々との前に早々に、ぜひ作成を急いでいただきたいと思っております。

次に1-7の質問ですけれども、ここで、すいません、私が区会との懇談会、耕地懇談会で区長への防災無線、間仕切りが欲しいという要望があるというふうに書きましたけれども、すいません、区長には、もう防災無線は配備されております。耕地総代というふうに書き間違えましたので、おわびを申し上げます。すみませんでした。ということで質問

をいたします。11月2日に飯島区から出た議員と、それから飯島区会議員との懇談会がありました。その中で、区長さんより2つの要望がありました。その一つは防災無線を耕地総代にも配備をしてほしいとの要望です。発災時には、携帯電話は使えなくなることが想定されます。連絡には徒歩ですることになり、時間と命を守るのかの不安、また、情報の共有も滞ってしまう心配があります。もう一つは間仕切り壁の要望です。間仕切り壁は避難所生活が長くなれば被災者のプライバシーを守るためにも必要となりますが、今は乳幼児を持つお母さんが安心して授乳できる場所としての授乳室、おむつかえスペース用に間仕切り壁が欲しいということです。間仕切り壁にもワンタッチで組み立てられるもの、段ボール、プラスチックのものといろいろありますが、今回の要望では段ボールを希望しています。安心して授乳できる場所の確保、また、情報の共有ということで要望いたします。いかがでしょうか。

総務課長

次の御質問は、防災無線、それから間仕切り壁ということの要望でございますが、現在、耕地総代自治会の集会施設で防災行政無線を設置してあるのは日曾利集会所のみでございます。これは、災害時に孤立する可能性があるということで、日曾利集会所には防災無線を設置してございます。また、区長のお宅には携帯型の防災行政無線を配置してございますが、耕地総代・自治会長宅には配置してございません。本年度、町の地震総合防災訓練を行った際にですね、発災から15分で安否確認をすることを目標に掲げて実施をいたしました。その結果、特に耕地・自治会数の多い飯島地区、七久保地区においては、この安否確認完了までに相当な時間を要したということでございます。やはり効率のよい連絡手段、通信手段を確保することは大きな課題というふうに認識をしているところでございます。そこで、全耕地、自治会に防災行政無線を配置できれば、これは理想であるわけですが、実は、導入経費、それから維持管理費、高額になるということから、今のところ実現しておりません。この導入経費について申し上げますと、この携帯型の防災行政無線を2台そろえると軽トラック1台分くらいの費用に換算、相当するというくらい、かなり高額なものでございます。そこで、防災行政無線にかわる自主防災組織間の無線通信の機器ですね、これを導入することも考えられるわけですが、やはり導入経費、それから維持管理費、加えて使い勝手ですとか耐久性、こういったこともよく精査した上で導入をする必要があるだろうというふうに考えております。この通信手段の確保については、経費面、運用面、両方から慎重に検討して、できるだけ早く導入できるような形で検討してまいりたいと考えております。次に避難所の間仕切り壁についてでございますが、避難が長引けば避難所には必ず欠かすことのできない物品であるというふうに認識をしております。先ほどの授乳等の関係でもすぐに必要になってくるだろうと、町でも幾分かは、このダンボール型の間仕切り壁、要してございますが、決して十分な数量とは言えません。本年度は、町の自主防災組織の施設整備事業補助金、これを活用いただいて間仕切り壁を整備していただいた地区自主防災会もでございます。これは、公民館と体育館をすべて区切るだけの量が確保されてございます。町としてもこの必要数量の確保に努めたいと思っておりますが、ぜひ、地区自主防災会としてもこの補助金を有効に御活用いただいて準備、整備していただければと考えております。

橋場議員

地区でも整備をせよということでございますけれども、もういつ起きてもおかしくない災害ですので、災害が起きれば、もう即、このように乳幼児を持つお母さんたちは困るわけですので、町のほうでもそれなりの予算を捻出していただいて、準備も整えていただきたいと思います。

それから、次の質問に入ります。1－8、男女共同参画で防災における視点追加の考えはあるかについてお伺いします。11月23日、日報の記事に、駒ヶ根市は男女共同参画プラン パートVで防災における男女共同参画の視点を追加しています。さきの区会の要望にもありましたが、女性専用のスペース確保、また女性や子どもを暴力から守る、女性用トイレも必要になります。物資では生理用品、赤ちゃんの粉ミルク、粉ミルクがあっても哺乳瓶や消毒用品、お湯を沸かす道具がない、紙おむつ、離乳食など、特に女性に必要な物資が足りません。町の備蓄食料資機材一覧にも、その準備はありません。女性が声を上げにくい問題もたくさんあります。安心できる避難所の運営をしていくためには男女共同参画の視点での中での避難所の開設、運営の取り組み、啓発が必要となります。視点、この女性視点、この防災視点の追加はあるのかをお聞きします。

教育長

男女共同参画で防災における視点追加について御質問いただきました。内閣府では、東日本、東日本大震災を含む過去の災害対応の経験をもとに男女共同参画の視点から地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針を平成25年5月に作成しております。東日本大震災では、今お話の中にございましたように、避難所により衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳、あるいは着がえの場所がなかったり、女性だからと当然のように食事の準備や清掃を割り当て、割り振られたりしたところがあったそうです。また、近年では国際的にも災害に強い社会を築くためには男女共同参画社会の実現が不可欠という認識が高まっており、そうしたことから内閣府の指針が示されたと承知しております。こうした視点は、現行の当町の男女共同参画プラン「心をつなぐまちづくりIV」には反映されておりませんが、災害の予防、災害時の応急対応、そして復旧、復興という各段階における対策や対応について、国の指針、基本的な考え方が7点ほど挙げられておりますけれども、こういった国の指針を参考にしつつ、教育委員会としては、今後、男女共同参画社会推進懇話会でこういった点についても話し合ったいというふうに考えております。

橋場議員

避難が長引けば避難所は女性にとって本当に安全な場所ではなくなってくるという事例がございますので、ぜひ、その辺をですね、男女共同参画の中で理解をしていただき、自主防災組織と連携をとったり、それから災害時に避難所の円滑運営ができるようにしておくことが必要になりますので、防災訓練等への支援ですとか啓発に、ぜひ、男女共同参画の中で積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは最後の質問になりますが、1－9、防災の啓発、地域の防災力強化を高めるためにはNPOなどボランティアの活躍も生かしていく必要があると考えるが、NPOとの共同をどのように考えているか、また、支援をどのように考えるかについてお伺いします。災害による防災対策など、自主的な防災活動を組織的に行うために地域ごとの自主防災組織を啓発、整備し、NPOなどと連携を図りながら災害時の情報収集の伝達や災害を想定して防災訓練の積み重ね等を行う必要があります。さきの16号台風のときにも、ちょっと、

やはり、開設はしましたけれども、ちょっともたついたような経緯もあります。町長は防災、地域防災力を強化し、移住、定住を強化していると議会初日に述べられましたが、私には強化しているとは思えません。なぜなら、避難準備情報、避難勧告、避難指示、一時避難所、指定緊急避難所、指定避難所などの言葉を突然言われてもわからないという区の方の言葉、それから住民の声があります。突然言われても本当に理解できないと思います。避難準備情報、避難勧告、避難指示については、12月号の広報にわかりやすい形で掲載されておりますが、それで理解されたかっていうと、そうではないと思います。一読して終わり、あるいは見なかったというようなこともあります。一時避難所、それから指定緊急避難所などしかりです。訓練の中で覚えていくことが必要だと思います。また、総代、自治会長は単年度で交代してしまいます。防災アドバイザーも町内には2名です。防災士も各耕地、自治会にはおりません。このような中で、地域の防災意識の啓発、訓練が十分できているのでしょうか。町は地域の防災力が高まるよう積極的な支援を行う必要があると考えます。NPOの連携、NPOが立ち上がったときの支援を町ほどのようにされるかお伺いいたします。

総務課長

地域防災力の強化に向けてNPO等の協力が必要だということかと思えます。この地域防災力の強化、それから防災、減災の啓発等をですね、進めるためには、どうしても町の行政だけでは限界がございまして、地域や団体、それから住民の力がどうしても必要になってまいります。今、御指摘のあったとおり、耕地、自治会の役員、どうしても1年交代ということで、なかなか地域防災力を高めるには困難な状況にあるかと思えます。御指摘のとおり、県の防災アドバイザー有資格者が町内に2名いらっしゃるわけですが、自主防災会の訓練等にボランティアで参加いただいております、的確なアドバイスをいただいております。大変ありがたいことだと思っております。来年度は、この防災に高い志を持ったこうした方々を一人でも多く地域防災のリーダーとして募集をして育成をしていきたいと考えておまして、防災士の育成取得支援補助金制度を創設をしております。加えて、県の防災アドバイザーの募集を積極的に行ってまいりたいと考えております。現在、当町には防災、あるいは、その教育を目的としたNPO法人はないわけですが、そうしたNPO法人が立ち上がっていただいて、地域の防災力を高めていただくことは非常にありがたいことだと思いますので、そういった設立の際には、いろいろな補助制度もございまして、十分な支援をしております。先ほど御指摘のありました避難行動ですねえ、避難準備情報ですとか避難勧告、避難指示、これがわかりにくいというお話がございました。御指摘のとおりでございまして、これ、全国的に、今、話題になっておまして、特に勧告と指示の違いがよくわからないという指摘が多くあるわけです。その法律改正云々は別としまして、現在、町では耕地・自治会といった自主防災会を回りまして防災の講座を開設をしております。ことしも何カ所か実施をしておりますが、向こう3年くらいの間に全耕地・自治会を回って、そういった学ぶ機会を設けていきたいと考えておまして、先ほどの言葉の違いですとか、あるいはいざというときどこへ逃げるんだということも含めてですね、自分で自分の身を守る手段、これを十分皆さんに学んでいく機会を、学んでいただく機会を設けてまいりたいというふうに考えておま

す。町と自主防災会、それから防災リーダー、そして、今、御指摘のありましたNPOなどのボランティア団体がですね、連携をして、防災、減災、その対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

橋場議員 行政のほうでもボランティアに積極的な協力をしていただけるということですので、ぜひ、向こう3年の間に学ぶ機会をつくっていきっていくんでは、もう、とても遅いと思いますので、もし、このボランティアが、NPOが立ち上がったときにはですね、もう即、そういう活動をしていっていただきたいと思いますので、ぜひ行政のほうの支援をよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻は3時15分とします。休憩。

休 憩 午後2時55分

再 開 午後3時15分

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

9番 中村明美さん。

9番

中村議員 それでは通告に従いまして一般質問をいたします。今回は大きく4つの質問をさせていただきます。

項目1、新事業の地域未来塾、土曜塾の取り組み状況は。平成28年度新事業として開始した地域未来塾、土曜塾は、放課後、また土曜日の学習の場として飯島中学校に設けられました。当初は家庭学習の支援や英語、数学の補助学習を行うとのことでした。私も、平成26年3月の一般質問で文科省が予算化されたこともあり土曜日の教育活動の推進をと質問した経過があり、この事業の実現を大変評価いたします。そこで、①の質問です。コミュニティ・スクールの一環として始められた2つの塾での学習内容、受講生との様子や学校職員、ボランティアの皆さん、家庭、親御さんの反応をどのように受けとめているか伺います。

教 育 長 御質問にありましたいいじま未来塾は、今年度7月から始まりました。水曜日の午後3時半からと土曜日の午後1時から、毎週、飯島中学校の教室や図書館を使って行っています。授業内容としましては、通常は数学、英語について個別学習の支援をしており、2月に1回程度、特設講座を開催して、通常の受講生以外にも話を聞く方を募って開催しております。現在までに開催したテーマは、進路講座、それから青年海外協力隊の活動などがあります。いいじま未来塾の受講生徒は、発足時26名でしたが、辞退した方や追加した生徒もおりますので、現在は33名の生徒が登録しております。サポーターにつきましては、高校の非常勤講師や元教師、大学生や高校生、あるいは地域の方など、さまざまであり、現在15名が登録され、シフトを組んで指導を行っております。教職員の話によりますと、個別指導で生徒の理解が深まっているとか、支援員も最初に比べ生徒とのかかわり方を工夫していて、当初のぎこちない関係が改善されているという意見がある中で、力をつけて

きた生徒で、自分でできるようになったという生徒の中には塾をやめてしまうという生徒もいるという意見がありました。家庭からの評価では、アンケートの項目で拾ってみますと、「普段、家では勉強しないので助かる」「無料でやってくれてうれしい」「小学生の兄弟がいるので、その子が中学生になるまで何年も継続してほしい」というような意見がありました。教育委員会では、このように学びの多様性を今後も保証していくために、来年度以降もこの事業を継続してまいりたいというふうに思っております。

中村議員

今、教育長のほうから、生徒、学校、ボランティア、家庭の状況を伺いました。何と受講生も26人だったのが今は33名に増えているということで、やめる子もいたりしているようですけれども、子どもたちには評価が高いのかなあというふうに受けとめました。また、サポーターの人数も15名、学校の職員の先生方も生徒の理解が深まってきているような、そんな評価をしてくださっているようですね。また、家庭においては、なかなか家で学習しない子どもたちが学校でしてくれるのでうれしいという、そのような声があることを伺いました。大変、学校側にとっても、またボランティアさんと子どもさんとの交流で地域の人たちの顔が知れて、また深まって、いいのかなあというふうに今は思っております。このような取り組みがですね、今後、この教育の支援が、親御さんたちはもちろん、町民にとっても関心が高いところです。子育てを地域ぐるみでというのであれば、取り組みの実態をもっと住民に発信することが大事ではないかというふうに思います。また、定住促進事業の中でも、自然環境の恵みを売り込むことに加えですね、このような子育て、子どもを健全に育むために飯島町が取り組んでいる学習支援、こういうことを自信を持って発信していったら、飯島で子育てしたい人たちが定住してもらえたら喜ばしいなあというふうに思う次第です。子どもたちに地域がかかわって学習支援している、飯島ならではの子育て支援も、PRすることが町民理解を得るために大切であり、また、定住促進においてもよい影響力が出ることを考えます。現時点では、まだまだこのようなことを取り組んでいることが住民には見えていない感じがいたします。

そこで、1-2の質問に移ります。住民参加による学校教育支援の取り組み内容を広報し、住民理解につなげ、また、子どもの個性を育む町の学習の取り組みを、定住促進の中でもですね、町の特質として発信をしていく、このような取り組みを今後していったらいいと思いますが、これに対するお考えを伺います。

教育長

私のほうから、まず、今さまざまな取り組みのお話がありましたので、ちょっとつけ加えさせていただきます。今お話し上げたいいじま未来塾につきましては、6月の広報に掲載して、サポーターの募集を行い、開講や特設講座については、一部、新聞にも取り上げられました。また、中学生と保護者全員にチラシを配布し、役場のホームページにも掲載しております。12月7日に開催しました2回目の特設講座の開催につきまして周知をして広げていったという経過がございます。住民参加ということではほかの例を挙げますと、飯島小学校では飯小タイム、クラブ活動ですが、地元の方々がさまざまな指導者として参加していただき、いただいたり、七久保小学校では読み聞かせ、あるいはパソコン学習などの学習支援、鼓笛隊などの指導をしていただいております。また、飯島中学校では、写生会での絵画指導、ミシン操作、それから大正琴、詩吟などの支援のボランティアにより

詳しく、教職員一人によるよりも充実した指導を行っております。これも地域の皆様方の御協力のおかげであります。各学校からさまざまな要求に対しまして、そのボランティアの募集の呼びかけをコミュニティ・スクール等の活動を通じて行いまして、皆さんの御協力により、今後とも、こういった学習支援を行っていききたいというふうに思っております。

町 長

中村議員さんのほうから、飯島町特有の、この民間が、町民の皆さんが協力しながら子育て支援に取り組んでいるということの特性をもっと売り出すべきだと、こういう御指摘でございます。これらの学校教育支援につきましては、田舎での子育てを考えている世代にとりまして非常に魅力的なことと思います。飯島町独自の子育て支援として、定住促進の面でもしっかりと情報発信等を進めてまいりたいと思っております。

中村議員

ぜひ、研修のほうでも発信をしていただけるということで、その点を進めることを求める次第でございます。と申しますのも、まだ子育て前のお母さん方にとってはですね、その学校の教育、飯島町はどうなんだということを知らなくて、他の町村のことに目が向いて、飯島の教育はいまいちだよねっていうような声も聞きますので、ぜひ、そういう若いお母さんたちにもですね、飯島の学校教育、また地域で教育しているということもPRしていくことを求めまして、2番目の質問に移ります。

自殺のない生き心地よい社会への施策は、について質問いたします。質問内容、余り触れたくない文字でもあります。「自殺」の「殺」という文字なんですけれども、これは自死という表現が亡くなった方に中立的な表現と今はされております。この質問を、あえて私はしようと思いましたが、先月、個人的に受けた講演「自殺のない生き心地よい社会へ～地域のつながりが命を守る～」を受講し、事の重大さと地域の力がとうとい命を守れるのだと知ったからであります。少々前置きが長くなりますけれども御辛抱願いたいと思います。この講座の講師はNPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表 清水康之氏で、氏は2001年、NHKで全国放映された「クローズアップ現代」「お父さん死なないで～親が自殺 残された子供たち～」の製作者で、この反響が大きく、政治や行政を少しずつ動かすはしましたが、その後、自殺対策が具体的に動かないことに憤りを感じる中、2004年、NHKを退職し、自殺対策に取り組むNPO法人を立ち上げました。氏は、自殺は個人の問題だけでなく、社会構造的な問題もあると考え、その活動を活発に行いながら国へも働きかけ、念願であった自殺対策基本法が2006年15、6月15日、成立しています。NPOライフリンクでは、自殺で亡くなった523人の遺族や関係者に聞き取り調査も行っています。そこから見えてきた自殺の危機経路を話してくれました。時間の関係上、一端ですけれども、「自殺の最初のきっかけ要因は日常にあふれており、平均4つの問題が連鎖する中で起きていることがわかった。複合的な自殺の危機経路に気づかなければ、自殺イコール鬱問題、自殺イコール生活苦問題と単純化してしまいます。人々が自殺に追い込まれる構造的メカニズムを解明しなければ効果的な対策は立てられない」と言われました。では、日本の自殺の現状を見てもみますと、これは内閣府28年版自殺白書からですが、自殺率は18.9%、世界8位、アメリカの2倍弱、イギリスやイタリアの3倍に当たります。また、年代で見ますと40～60代の男性、父親世代ですが、全体の35%を占め、20～30代の死因は自殺が1位です。内閣府調査「一年以内に本気で自殺を考えたことがあるか」に対し「あ

る」が5%、世代別で一番多いのが20代で10%です。1人が自殺で亡くなると4～5人が遺族になる、全国に300万人を超えており、国民の4人に1人が遺族ということになるそうです。現代日本社会において、自殺は国民的リスクとなっています。日本では、1998年から14年連続で毎年3万人以上が自殺で亡くなりました。2012年から15年までは3万人を下回っているものの、昨年は2万4,025人も亡くなっており、極めて深刻な事態です。1日にすると66人の人がみずからの命を絶っております。交通事故の何と6倍に当たります。午前の交通事故の死亡数で町長は危機的と言われていますが、この数字を申し上げましたが、町長はこの数字をどのように受けとめておられるのでしょうか。では、長野県では、2015年404人、この現状について阿部知事は「自殺者数は交通事故死の5倍以上、自殺願望を持っている人はもっとたくさんいるでしょう。自殺問題は極めて深刻な社会的課題です」と対策に前向きな取り組みを知事は始めようとしております。この実態をとめる施策は急務であると私は感じます。では、当町はどうなのでしょう、決して安心できる状況でないのはおわかりだと思います。飯島町健康づくり計画の心の健康で課題を取り組み、目標が挙げられています。個々に悩みの原因は違い、相談の充実には常に現状把握と迅速な対応が求められるのかと思います。そこで、飯島町の現状の中で、当町のこの自殺対策による実態を、課題は何なのか、どのように把握しているのか伺います。

町長

自殺対策についての御質問でございます。これが大きな問題になってくるからこそ、国でも自殺対策基本法でしたかね、こういった法律を制定したり、長野県でも県が主導して各首長を集めるトップセミナーも開かれました。私もそこへ参加してまいりました。少し勉強をさせていただきました。そういった状況の中で、当町の自殺対策による実態をどう評価しているかという最初の御質問でございます。

日本では、自殺者が平成10年に急増し、その後、3万人を超え続けたことから、平成18年に自殺対策基本法を制定し、国を挙げての対策に取り組んでおります。国の自殺者数は22年度から6年続けて減少しておりますけれども、平成27年度でも2万4,000人という数字を数えております。長野県は、そのセミナーのお話の中でですね、年間360名で、飯島町は年間3名と、こういう数字でございます。飯島町では、それまでも精神保健対策として取り組んでいましたが、平成21年に国の自殺対策緊急強化補助事業ができたことをきっかけに、ほかの市町村に先駆けて補助事業を活用し自殺対策事業としての取り組みを始め、以降、現在まで継続して実施しております。平成28年4月に、自殺対策基本法の一部改正により目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してこれに対処していくことが重要な課題となっていること」が追加されました。飯島町の自殺対策事業の取り組みは死亡率の減少の効果を確保することができていない状況ですけれども、継続していくことが重要であると認識しております。飯島町が生き心地のよい町にさらになくなっていくように、今後とも息長く取り組んでまいりたいと思っておりますので、飯島町の皆様の御理解、御協力をぜひお願いしたいと思っております。

中村議員

飯島町でも決して安心できる状況でないということがわかりました。死亡された方の原因の究明ができてないというお答えの中にもありましたけれども、ぜひ、今後ですね、こういうところをしっかりと聞き取りをして、そして次に同じことが続かないような対策を

打っていかねばというふうに思います。人は、生涯を生き抜く中で喜びを分かち合いながら、いずれ命のバトンを次の世代につなげていくことが人生のあり方かなあと感じております。決してみずから命を絶つようなことのない社会にしていかなければなりません。また、人口減少対策に取り組むに当たって自殺対策は急務と実感しております。当町で暮らす中で孤独にさせない、孤独にならないために気軽に相談できる窓口、遺族を取り巻く地域環境や住民の啓発、周知などが早急に取り組んでいくことが重要と考えます。国では、この事態を深刻に受けとめ、2016年度から全自治体分の地域の自殺実態を分析、実態の分析に始まり、2017年、先駆的に取り組む自治体を募集、2018年度以降は全自治体が自殺対策計画を策定、ここでは自殺対策のPDCA、プラン、実行、チェック、アクションという、こういうサイクルの中できちっと決めて、そして行っていくこととしています。そして、平成29年度予算概算要求の概要には自殺対策の推進に32億円が計上されています。その中には3つの項目がありますが、その一つ、自治体における自殺対策計画の策定支援4.2億円とあります。町が今後、真剣に対策をするのであれば、計画が形だけになってしまわないためにも実効性のある計画が必要だと思えます。実効性のある計画にするためには何かと財源も必要になるでしょう。その財源確保のためにも交付金などを活用するような方向で次年度から計画策定を検討していくことを提案いたします。また、町民の命と財産を守る立場にある町長が強い意志をもって計画策定に当たってほしいとの思いも強く込めまして、2-2、国の流れとして2018年度以降で全自治体が市町村自殺対策計画を策定とある、実態分析や町長の理解も徹底し、実効性のある計画になるよう計画策定を開始すべきではないかについて町長の見解を伺います。

町 長

この自殺対策につきまして、飯島町として実効性のある計画の作成をと、こういう御指摘でございます。先ほども申しましたけれども、ことし9月14日に長野県と日本財団、NPO法人ライフリンク主催の「長野県「いのち支える地域自殺対策」トップセミナー」が開催されました。これは議員さんが受けたセミナーと同じ方の講師だったと思えます。そこへ私も出席いたしました。県で行うトップセミナーは今回が初めてであり、長野県の実態、取り組む状況、自殺対策実践者からの報告、今後の方向性等についてより深く知り、自殺対策の重要性を再認識したところでございます。ところで、町の自殺対策計画であります、健康づくり計画の重要項目として心の健康を設け、その中で自殺対策への取り組みを挙げております。また、町では補助事業を活用した事業展開をしているところで、具体的な事業計画について作成し、取り組んでおり、新しい健康づくり計画にも自殺対策を盛り組んで策定する予定であります。自殺する人は何らかのサインを出すことが多いと言われております。先ほど中村議員もおっしゃっていましたが、自殺する方の要因としましては、4つはその原因が考えられるということでもございました。決して1つではなくて、4つの関連した要因を持っていると、例えば会社の業績不振、あるいは地域でのトラブル、また家庭での悩み、そして自分自身の悩み等々、いろいろの部分であるかと思えます。そして、その方々は、自殺、結局された方はですね、何らかのサインを出しているということをおっしゃってました。ですから、この4つの要因、自分が生きていく上でなかなか乗り越えられない部分について、必ずサインを出しているんだということでもございま

す。要は、そのサインに気づくこと、気づく体制があるか、気づく心があるかということに尽きるかなあというふうに思っております。企業、地域、家庭、そして自分の、そういった悩みを発信し、受け入れる、あるいは聞く、その機関においてそれを察知し、それぞれ、また連携し合うことが大事だと、こういうことでございます。突き詰めると、自殺対策は、結局、そういった地域の連携ということでもありますから、いい町をつくるという基本的な、そういった構造と似ているんだよというお話を聞いたところでございます。周りがそれに気づき、予防するために保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策と有機的に連携し、総合的に実施することが重要となっています。このことから、町内外のさまざまな機関、組織、そして地域の皆様との連携、これが一緒に取り組んでいくことをお願いするところでございます。このことに関連しましては、町では29年度にかねてよりの課題であります引きこもり支援について支援員を配置し、取り組みを強化するよう計画しております。引きこもりもさまざまな理由があると推測をしますが、自殺の要因ともなっているメンタルヘルスについてもあわせて対応できればと思っています。そういった仕組みづくりが大事なかなあというふうに考えておるところでございます。

中村議員

町長も同じ講演を、場所は違っても受けられていたということで、思いが共有できていることにうれしく思う次第でございます。それで、今、町長が、気づく体制づくりが必要であって、そして地域が連携して体制をつくる、これがまちづくりと同じだというようなことをおっしゃられたと思います。まさに私もそうであると思います。清水氏のお話の中ですけれども、「自殺者というのは本気で死んだほうがましだと思っているのではないのです。皆、生きたいと思っているのですが、ついに死に追い込まれてしまう。自殺のリスクは社会と地域のあちこちに埋め込まれている。このリスクを取り除かない限り次の世代も自殺のリスクと背中合わせで生き抜いていかなければなりません。今こそ私たちが自殺のリスクを社会と地域から取り除かなければならないのです」と。町長は営業部の設立し町を売り込むことに力を入れているわけですが、確かに、それは町の発展にとって大切なことであり、重要だと思います。しかしながら、その根幹になるのは町民であり、町民のモチベーションがいかに高まっているかによって成功、不成功が決まっていくのだと思います。この対策は町の発展の重要課題であると町長の胸に置かれているのではないかなあというふうに察する次第でございます。我が町では町民が互いに命を守り合える、悩みはあるけど希望を見出していける、生きていて心地よい環境となるよう真剣な取り組みをすべきと考えます。地域住民の団結で介護支援や認知症サポートや子育て支援などと同じように地域が一緒になって自殺対策にもしっかりと手を打ち、地域が本当の意味で暮らしやすい飯島町になることを望む次第でございます。先ほど町長が計画を立てていくということをおっしゃいましたけれども、ここで、この対策に対する意気込みをもう一度しっかりとお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

町長

要するに、この問題は、いかに気づくか、周りの人が気づいてあげられるかということでございます。都会の隣に住む方がどんな人かということもわからないような状況では、そういった気づきはまず起こらないだろうというふうに思っています。飯島町、こういうコンパクトな町であるからこそ、心をついにしなければならぬ、まちづくりもそうだと

思っております。そういった結果、あ、あの人を助けなければ、アンテナを出したときに気づけるというふうに思っておりますので、先ほど申しましたように、まちづくりと同じ、そういった人間の団結、心の通い合い、きずな、こういったものをまず育てることが大事なかなあというふうに思っております。予算をかけて物質的にどうするというこの前に、まずは町民の皆様がそういったアンテナを立てること、行政としては、それぞれの窓口がございますので、そこら辺で、そこでお出かけ願って、お話されたことに敏感に感じ、あるいはほかのところへも「こういった、感じたんだけど、あの人についてはどう」と、そういったことについての連携をしっかりと密に役場庁舎内でとっていくことがまずもって大事だというふうに認識しておるところでございます。

中村議員 ぜいともですね、しっかりとした対策を打っていただきたいというふうに思います。体制をつくるに当たっては、専門的なゲートキーパーとかですね、そういう人材も必要になってくるわけでございます。そういうところもしっかりと加えた中で、きちっとした体制づくりをして、また、できることであれば国の予算を活用して、よりよい、飯島町の住民が暮らしやすい、そしてお互いに気づき合える環境をいち早くつくっていただけるような体制を今後しっかりと検討していただくことを求めまして、次に3番目の質問に移ります。

イベント時の安全・安心のために飯島文化館玄関前に、玄関前テラスにひさし設置について質問いたします。文化館で行うイベントは野外にテントを張ることがあり、本年度は新町発足60周年イベントもあったので、従来の比ベテントの張られる回数が多くありました。そんな中で、私は、ここ2年ほど健康福祉大会、ふれあい広場の準備でテントの準備から撤去に携わり感じたのですが、文化館の玄関前テラスは広くないため、テント張りに苦慮をいたしました。また、雨天ともなると濡れる確率が高いことや、テントにたまる雨水の処理など、大変でした。ボランティアの方の年齢層も高齢化しており、楽しいイベントがスムーズな準備と安全な環境で実施できるよう配慮していくことを町は考えるべきではないでしょうか。町長も幾つも本年度はイベントに参加をされており、様子は承知のことと思います。そこで、2-1、文化館のイベントではテントを張ることが多々あり、作業は高齢化により危機、危険をもないこともあること、狭い敷地でテントの設定に苦慮すること、雨天での危険性などあることから、大ホールの渡り廊下側にひさしを設け、イベント時、作業の負担軽減と住民が安心して使える施策にしてはと考えます。これで、説明で、どの辺かということ、町長、おわかりいただけたでしょうか。見解を伺います。

町長 文化館の周辺の施設、事情につきましては、教育長がよく熟知しておりますので、教育長のほうからお答え申し上げます。

教育長 今、御提案の件は、文化館の正面玄関前の北側のことだと思います。現状は水路の上まで軒が出ております。御提案は、それをさらに南へ伸ばすということですが、どこまで伸ばすかということも問題ですけれども、軒を支えるためには柱が必要になるということで、運搬、荷物の運搬のときとかですね、あるいは高齢者とか、あるいは障害者の方の送迎をあそこの近くまで、今、車で行っているわけですが、こういった車両、あるいはマイクロバスが入ってくるということもあって、使い勝手がどうなるかということもあります。それから、ガラス張りの廊下があるわけですが、その採光、あるいは

文化の館としての景観としてはどうかと、いろんなことに配慮する必要があると思いますし、費用も相当なものだというふうに思われます。限られた予算の中で施設を改善していくことが必要であるということはもちろんでありますけれども、安全で快適に利用するために、今、文化館が抱えている課題も幾つかありますので、より優先度の高いものから改修計画を立てていき、御指摘の件につきましては、少し長い目で見て、どうしたらいいのかという課題とさせていただきたいと思います。

中村議員

ここで答弁を町長に求めたのはですね、やはり出てくる財源元というのは町長かなあというふうに思いましたので、財源的な面で、町長も文化館に出入りをしながら、どのように思っていたのか、必要というふうに感じていたのかなあということでお伺いしたわけでございます。長い目で見るといってもですね、いろいろイベントにかかわっている人たちの年齢的なもの、体力的なもの、また利便性を考えたときに、かなり大変になってきているなあというのを感じます。また、かかわった皆さんも、ぜひ、そういうふうにしてくれよという声もありました。北側っていうんですか、そのガラス張りの側のところには、こう溝がずうっとあるわけなんですけれども、そこにふたをしてでも、もうちょっと使いやすくないか。テントもいろいろ、私もホームページでしか見てないんですけども、いろいろなものがあります。景観上のものもあります。ただ単に長い目でというふうに、ちょっと流すのではなくですね、ぜひ、住民の要望でもあるし、そして町民が集ってイベントをしやすい環境をとということで、前向きにですね、どういうものがあるのか調査をしていただきたいというふうに思いますが、町長はどうでしょうか。

町長

どうしても町長の意見を聞きたいということでございますのでですね、このように、ここを直したいなというところが、これは言葉のあやですからお許しいただきたいと思うんですけど、ごまんとあります。飯島町にとりまして。道路から、すべて、トイレのことから、いろいろあります。そういったものですね、各課が計画的に優先順にをつけて、また、財政課と相談しながら、あるお金、ないお金を工面してですね、やりくりしておるわけでございます。この問題も、その中の一つとして捉えさせていただきたいと思っております。

中村議員

確かにたくさんの方のいろいろな要望もあることでは私も承知しているわけですが、文化館の、この後にも続くわけですが、やっぱり町民が楽しく集い合うところ、そういうところが心地がいいというのは住民にとっても飯島にいる誇りの一つにもなると思いますので、前向きな検討をしていただくということを要望いたしまして、最後の4番の質問に移ります。

この大見出しのところ町創立70周年に向け文化館内環境改善計画の検討をというふうにしたわけですが、本当は新町発足という「新」新しいというものが1文字抜けておりました。ここで訂正をさせていただきます。70周年、60周年の記念イベントが終わったばかりなのに、もう70周年かね、ということも思うかもしれませんが、だからこそ、今あえてこの質問をさせていただきます。飯島町文化館は、文化・芸術鑑賞やイベント、会議、学習など、町民にとっての憩いの場として、また活動の場として広く愛用されています。であれば、町民の側に立った配慮、町民サービスの行き届いた施設であってほしいものです。先月末に行われました米俵マラソンでは、800人近い参加者が集いま

した。スタッフ一同、精いっぱいのおもてなしの心で当たりました。当日は寒く、小雨も時々降る天候、では館内の、午前中にも質問がありましたけれども、では館内のトイレはと見ますとですね、暖房もなく、冷たい便座で、とても残念に思いました。聞くところによると、緊急防災減災関係の補助に外れてしまいできなかったというふうに聞きました。そうであれば、どうして一般財源から補正を組んでできなかったのでしょうか。おもてなし、おもてなしという言葉はありますけれども、先ほど金額で聞くと 353 万円かかるということでありました。どうして、一般財源をそこに使ってでも、この大きな町のイベントとしているものに間に合わせてあげられなかったのか、とても大変に残念に思いました。今やトイレ環境の充実に参加した人たちにとっておもてなしの大きな評価対象となっております。あちこちの道の駅に行ってもそうですね。トイレがきれい、トイレがすてき、トイレじゃないみたい、そんな話題が帰ってきた皆さんたちからはよく聞きます。そのぐらい、今、トイレの環境というのは関心が高くなっています。ぜひ、これからですね、寒くなります。トイレのヒーターに関しては早急な改善をしていただきたいというふうに強く求める次第です。また、文化館の大ホール客席は座り心地が悪いと、住民はもとより町外者からの声もよく聞きます。音響設備なども更新が必要ではないでしょうか。大ホールの模様をロビーで見ることができるような、そういう施設が近隣の地域にもあります。また、ロビーも、もう少し広くですね、西側に拡張するような、イベントにゆとりをとれたり、また、住民が普段でも文化館に気軽に立ち寄って友達とおしゃべりをしたり本を読んだり、そんな環境がくれたらよいのではというふうに考えます。そこで、先ほどから町長は、財源、厳しいということを言われています。その財源が何より問題となります。60 周年イベントは盛り上がりましたが、今後の新町発足 70 周年に向けては、イベント重視ではなく、常に住民が愛用する環境、数多く使われるこの文化館の施設が心地よく利用できるよう、文化館のトイレは早急ですけれども、客席、ロビーの拡張、音響設備などの改善、文化館の充実を図るような文化館内環境改善計画の検討を進めてはというふうに提案をいたしますが、町長の見解を伺います。教育長と町長の見解を伺います。

教育長

文化館の改修ということで御質問いただきました。今回は、大変トイレに関する御指摘が多くありましたので、十分しみておりますが、平成 5 年に文化館が開館しまして、ことしで 23 年目を経過しています。昨年度、御存じのとおり大規模改修を行ったところですが、20 年を過ぎましたので、当然、至るところで修繕すべき箇所が、あるいは機器が多くなってまいりました。そこで、優先すべきものから順に計画的に修繕を行えるように今後 10 年程度の修繕計画を立てて考えています。最優先と考えているのは、やはり安全・安心ということで、大きな課題は、大ホール舞台のワイヤーロープやマニアロープと、いわゆるつるすロープの、この交換がとても重要になってきております。これらを怠ると重大な事故が発生しかねないということでもあります。それから、今、御指摘のトイレにつきましても、教育委員会としては早い段階でできるように考えております。大ホールの観客席、あるいは大ホールと小ホールのその音響設備についても計画の中には入っております。まずは、先ほど申し上げたように、利用者あるいは来館者の安全面の確保を第一に考えて、次いで、また、その快適に使い勝手のよい、こう、施設となるように、計画的な修繕を今後

も心がけてまいります。

町 長 私と教育長の思い、価値観は共通でございます。一緒の思いでございますので、よろしく御理解、お願いいたしたいと思います。

中村議員 同じというように言われたわけですがけれども、ということになりますと、この次、70周年に向けて、この10年間あるわけですがけれども、その70周年のイベントというような大きな、ことしは1,000万というお金を使ったわけですがけれども、文化館の改修というか、修繕には、そんな額では到底できるわけではないわけなんですけれども、そういうものを充ててでも、お金を大きく使わなくても、この10年間の中でしっかりと文化館の整備をしていくという、そういうことでの理解でよろしいでしょうか。

町 長 10年後に私がここにいるかどうかわかりませんので、そこまでは答えられませんけれども、でき得れば、〇周年事業というのは、やっぱり質素にできるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

中村議員 質素にやるということでございますけれども、それもよろしいと思います。ぜひ、そういう形にしていきながら、私が一番申し上げたいのは、住民が楽しく集える場所を、やっぱり楽しめる、快適に集える環境にしていくのが住民サービスの一つかなあというふうに思いますので、ぜひ予算ができれば、できたというように、予算も大事ですがけれども、そういうふうにどんどん後回しにして、住民の、そのテンションを下げてしまうようなことをしないように、せめて、計画を立てたら、その中で足りない分は、じゃあ一般財源で繰り出して町民の満足度を上げていこうじゃないかという、そういう取り組みをぜひ望むものでありますが、しつこいですが、どうでしょうか。

町 長 先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、できるだけ早く実行したいと、こういう思いでございます。

中村議員 終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散 会 午後4時05分

平成28年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年12月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

折山 誠 議員

堀内 克美 議員

浜田 稔 議員

坂本 紀子 議員

三浦寿美子 議員

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	折山 誠
5番	橋場みどり	6番	堀内 克美
7番	三浦寿美子	8番	浜田 稔
9番	中村 明美	10番	坂本 紀子
11番	竹沢 秀幸	12番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐沢 隆 総 務 課 長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会 計 管 理 者 堀内喜美江</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 小林 美恵</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成28年12月13日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 4番 折山誠君。 通告順に質問をしてまいります。 質問事項1、役場非正規職員の処遇改善を、これについて町長の考えを伺ってまいります。非正規職員とは、職員定数に数えられない臨時、嘱託、こういった皆さんのことですが、これは議会と町民懇談会や団体との懇談会、それから各種の会合の折に出席者から寄せられた声でございます。それでは、質問要旨1-1、同一労働同一賃金、女性の社会進出、こういったことがクローズアップされている今日でございます。一方で、非正規職員と正規職員の処遇の格差が拡大している。これは、会社では非正規の社員、正規の社員っていうことになりましたが、ここ数年、役場の臨時、嘱託など、非正規職員の数が急増してはいませんか。また、一般事務、福祉・介護職、保育士、給食調理員など、職種別の実態はどうでしょうか。続けて質問要旨1-2。非正規の採用方法と処遇、これは賃金、報酬、有給休暇、社会保険加入などの実態は。この2つについて一括して伺ってまいります。当町では、これまでに財政事情から計画的に職員数を削減してまいりました。また、団塊世代の職員の退職により年齢構成も大幅に若返り、その結果、10億円台であった人件費は、今日では8億円台までに減少している、こういった報告が町から過日ございました。一方で、農業政策や社会保障など、次々に変遷する国の制度のため、行政業務は年々多岐にわたり複雑化し、産業、福祉、医療、教育、環境など、町民ニーズも社会的な背景をもとに加速度的に多様化してまいりました。加えて、地方創生は人的物量とアイデア勝負で自治体間を競わせております。財政事情から正規職員数を減らしてきたものの、増え続ける行政事業に対して町民の負託に支障なく応えるために常勤的雇用の非正規職員を増やしてきたのではないのでしょうか。仕事の内容もコピーや書類整理などの単純労働ではなくて、正規職員の穴埋めめのかかなり高度なスキルを求め、一方では、処遇は低賃金、低報酬のまま、それが今日の非正規職員の皆さんの実態ではないのでしょうか。その点、人数や処遇の実態、いかがでしょうか、伺ってまいります。
4番 折山議員	
町 長	おはようございます。2日目の第1番目の一般質問ということで、折山議員さんの一般質問にお答えしてまいります。今、社会的問題にもなっております同一労働同一賃金と、こういう、今、かけ声が高くなってきております。この20年間の低迷する景気の中でですね、このような労働状況が生まれてきたのかなあとというふうに推察するところでございます。

す。当役場もですね、人件費カットの部分の中で、過去、人数が削減されておりますけれども、ここ、国からの、あるいは県からの役場に対する、地方行政に対する事務量が、これは減っておらず、増えてきておると。こういう環境は確かにあるわけでございます。その中で、正規職員につきましては、定員管理計画に基づき、業務を行うのに必要な職員数の把握を行いながら、町の人口規模からの適正な職員数管理を行っていく必要が基本的にはあると思っております。正規職員のみでは補いきれない部分を嘱託・臨時職員で補っている状態でございます。職種別の実態等につきましては担当課長より詳しく説明申し上げます。

総務課長

それでは、1-1に関連しまして職種別の実態について申し上げます。この10年の推移を見ますと、正規職員数は年々減少する中で、非正規職員に当たります嘱託職員、臨時職員が増加をして、全体の職員数は増加をしてきております。この中で嘱託職員につきましては、相談員、あるいは健康、福祉、産業振興などの分野で専門的に配置する職員が増えています。また、近年は地域おこし協力隊員も増加をしております。臨時職員につきましては、7、8年前と比べますとほぼ2倍くらいになっているという状況でございます。具体的には、子育て支援、保育の分野で未満児保育の需要が高まっておりまして、保育士数の必要数が増加している状況でございます。また、子育て支援センター、学童クラブ等の指導員、保育サポーターの職員が急増をしておりまして、正規職員で補うことができないために臨時職員を配置して対応している状況でございます。それでは職種別に正規職員と非正規職員のおよその比率を申し上げますと、まず一般職、一般事務職につきましては、正規職員が8割、嘱託と臨時職員、いわゆる非正規職員が2割、8対2の比率となっております。専門職について申し上げます。保健師、栄養士につきましては、正規職員が6割、嘱託職員が4割でございます。福祉・介護職員につきましては、正規職員が4割、臨時職員が6割という状況でございます。保育士に関して申し上げますと、正規職員が4割、嘱託・臨時職員が6割、4対6という状況でございます。給食センターの調理員につきましては、正規職員の配置はございません。内訳としては、嘱託職員が4割、臨時職員が6割という状況となっております。そのほか、作業員、相談員、指導員、あるいは図書館職員、運転手につきましては、正規職員の配置はなく、嘱託・臨時職員を配置している状況でございます。続いて1-2の採用方法と処遇についてもよろしいわけでしょうか。

折山議員

簡単をお願いします。

総務課長

まず、非正規職員の採用方法でございますが、基本的には、公募をしまして、面接試験を行った上で採用の可否を判断をしております。次に非正規職員の処遇でございます。初めに嘱託職員から申し上げます。嘱託職員の賃金は月額報酬制でございまして、報酬額は職種によって異なります。任用形態にもよるわけでございますが、報酬以外で臨、失礼しました。時間外勤務手当、それから通勤手当があります。これに加えて、一般職の期末手当に相当します嘱託手当が年2回、支給がございまして、有給休暇は年間15日ありまして、未消化分、消化し切れなかった分は、限度がありますけれども、次年度へ繰り越すことができることとなっております。保険については、基本的には社会保険へ加入をしております。次に臨時職員の処遇について申し上げます。臨時職員の賃金は時給で定めてありまし

て、職種によって時給単価は異なってまいります。時間外勤務手当、通勤手当がつきますが、一般職の期末手当に当たる手当はございません。任用期間は原則として6カ月を限度として行っております。有給休暇は、その6カ月の間に5日間となっております、6カ月を超える任用で、年間というか、継続して年間という場合には年間最大で10日の有給休暇がございます。保険につきましては、加入基準を満たしている職員については社会保険に加入をしております。以上でございます。

折山議員 かなり不安定で、しかも重要な職責を担っているということがちょっと想像できます。幾らか、とかいうようなことは、またいろんな支障があるかと思えますので省略いたしますが、続いて質問要旨1-3、臨時から嘱託、嘱託から正規へといったステップアップを望む、そういった方がいた場合に、そのような機会は与えられるのかどうか。常勤の長期雇用の若い職員の中には、臨時から嘱託に、それからまた嘱託から正規にと望む方もいると思われます。現在、そのような機会は与えられているのでしょうか。与えられるのであれば、どのような基準で行われているのか。実は、これは懇談会の中でこのような声も寄せられておりますのでお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

副町長 それでは、非正規職員から正規職員へのステップアップを、の機会はどのようになっているかということでございますけれども、基本的に、嘱託職員につきましては、各事務事業におきまして専門的な分野での任用になっております。保健師、それから保育士、栄養士、調理員等でございますけれども、こういった専門的分野の臨時職員につきましては、経験年数、それから業務内容等を考慮した上で嘱託職員となるというステップアップがございます。また、以前から実施しておりますけれども、正規職員の採用試験におきましては、保育士、あるいは土木専門技師、それから保健師等ですけれども、社会人枠を設けて、経験年数のある嘱託職員、それから臨時職員の皆さん等が受験できる機会を設けておるところでございます。引き続き、今後も職員採用試験の際には社会人枠の検討を行いながら採用試験を実施してまいりたいと考えております。

折山議員 ステップアップの門戸が開かれているということで、希望を持てる職員の皆さんもいるかと思えます。町民の皆様は、正規、非正規、関係なく、役場職員全体に満足 of いく行政、そういったサービスを求めてまいります。お聞きしますと、職場によっては正規が4割、非正規が6割、こういった職場の皆さん、言いかえれば多くの非正規の皆さんによって今日の町の行政運営は支えられている。しかも、正規職員にかかわらない職員としての誇りと責任感を持って職務を遂行してくださっている。議会内でも、住民懇談会の後など、たびたび話題になっております。また、こういった状況を知り得る立場にある住民の皆様、良識と見識のある町民の皆様、何とかならないかと強く願っているというふうにお聞きをしております、それが声として懇談会などに寄せられてくるものでございます。

そこで、次の質問要旨1-4、非正規職員の早急な処遇改善を求めるがについて伺ってまいります。繰り返しになりますが、常勤の非正規職員は、面接など採用試験を受け、求められる事務能力は、みずから判断し、処理し、住民接遇も、接遇も何ら正規職員と変わらない内容を求められるなど、年々高度になっており、負わされる精神的な負担や責任も正規職員並みになってきておるといふふうに見受けられます。誰とは申し上げませんが、

ある課長は非公式の場所で私にこのように言ってくださいました。その課長の職場では、非正規職員は高度の事務処理をこなすだけではなく、町民の苦情処理も担当しているんだと、しかも実に見事な対応をしてくれているんだと、その方々がいなければ自分の職場は回っていかない、しかしながら、処遇を考えたときに申しわけない気持ちでいっぱいなんだと、その課長は申しました。多分、言葉にはあらわさなくても、正規の職員の皆さんは、そういう思いをどこかかで持ちながら職場を回しているのではないかというふうに想像ができます。さて、町長に伺います。人事異動がつきものの正規職員に対して、常勤的非正規職員っていうのは、採用当初は正規職員の手足であったというふうに思われますが、特定事務を長期間にわたり従事してきた結果、その部署としてのスキルが磨き上げられて、人事異動後間もない正規の職員がそこへ異動していった場合には、そこの職員を超える事務処理をしていると思われまじ、事実、そうだと思います。その皆さんが今日の行政運営を下支えをしているという実態が先ほど総務課長の報告で浮き彫りになったわけでありまして。紛れもなく、この方たちは町民の貴重な人的財産となっているんです。その点の認識は、町長、共有できますでしょうか、その1点、伺います。

副町長 町の施策の推進、それから事務事業、この下支えをしていただいております非正規職員の処遇改善ということでございますけれども、後ほどまた町長が基本的な考え方を申し上げますけれども、町長の掲げます3つの3本柱の施策の中で風通しのいい行政へのチャレンジというのがございます。来年度実施計画にも掲げてありますけれども、その中でも、こういった支えていただいている非正規の職員の皆さんの処遇改善、これをその中で大きな柱として掲げてございます。特に未来へつなぐ人づくりというようなことの中では、そういった嘱託職員、臨時職員の皆さんの処遇改善はもちろんでありますけれども、働き方を変えて選択と集中による未来へつなぐ体制づくりということで、一方では行革を進めながら、町の事務事業について人材育成の強化を図っていきたいということで掲げているところであります。そのような中で、来年度につきましては、嘱託職員、臨時職員の賃金面でのアップを改善していきたいということで、特に、近隣の市町村の状況も見ながら遜色のない状態の中での賃金アップを目指してまいりたいと考えております。

町長 今、折山議員の御意見につきましては、当役場の中もですね、認識しておるところでございます。それで、待遇の改善等を、今、検討中でございます。今までの一つのルール、流れというものがございまして、一気にというよりも徐々に、そういった時代に合った方向に環境を整えていく必要があるかと思っております。

折山議員 こういった正規を減らして臨時が増えてきたっていう、そのこと自体は前町政の中で行われてきたことでございますので、さあ、民間からお見えになった町長が、そういう実態をどういうふうに受けとめるかということで、その上げる上げないはさておいて、私の申し上げてきた今の常勤的長期に雇用されている臨時職員の皆さんは、町の職員としてスキルの見ても町民の大事な財産という認識を私と共有できるかどうかの点について、今、町長に伺ったものでありまして、もしお答えいただけるんなら、そういった認識をお互いに共有できるのかどうか、その1点について、再度、町長、お答えいただきたいと思っております。

町 長 | もちろん、そういう人材のですね、スキルの向上、自分が努力しているということは評価しなければならぬというふうに思っています。その人材の評価についてはですね、日本古来の年功序列という一つの日本に根づいた、そういった評価の方法もございます。また、最近では欧米式の実力主義という評価もございます。これ、どちらも一長一短もあるものでございまして、そこら辺を複合しながら捉えていきたいなあというふうに思っております。

折山議員 | 大事な点でありますので、もう1回、伺います。町民の貴重な財産という認識はお持ちでしょうか、どうか、その1点だけお答えください。

町 長 | 役場の職員、どなたでも、皆様方一人一人すべてが財産、貴重な命であるということはお変わりございません。

折山議員 | ちょっと感度が違うんですが、お言葉の中では、町民福祉、福利の向上に資する大事な町民の財産であるんだということを明確にお答えいただいた前提で次に入ります。そういうことであるのであれば、近隣、近傍に引けをとらない、いわゆる改善を考えてくださっているということなんですが、そうであるのなら、その処遇も仕事に実態に見合った財産としての価値に見合った内容にすることが行政として当然行わなければならない責務ではないでしょうか。当町では、町内の勤労者福祉など、労政の窓口も有してございまして、町長は町内の事業所などに向けまして同一労働同一賃金の処遇を働きかけていくべき立場にお立ちになっているような気がいたします。また、雇用形態の処遇格差の拡大については、社会問題として連日のようにマスコミに取り上げられてございまして、もう、これ、当然だっというような考え方は町民の間にもかなり浸透してきているはずで、先ほど申し上げましたとおり、この声は良識と見識のある町民の皆様の声が寄せられた結果の質問でございます。行政需要が高まれば、当然、その職務をこなす人件費は増えてきます。これは当然です。議会と町民の理解は必ず得られるものと確信をしております。非正規職員の賃金、報酬、休暇、保険適用など、処遇改善を早急に、しかも大幅に行うことを求めましたところ、近隣、近傍に引けをとらない改善を行うというお答えをいただきました。今定例会初日には人勧に基づく給与改定と育児・介護休暇に関する行政の一部改正が可決しております。格差は、そのことにより、また拡大するわけです。ぜひ、新年度予算には、同一労働同一賃金に向けて第一歩を踏み出す大幅な処遇改善、これを数字として計上されることを町長にここで明言いただきたく、再度お答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町 長 | 先ほど副町長が申しましたとおり、改善を、次年度より改善をしていく予定でおります。

折山議員 | 先ほど町長、ステップ、副町長のほうからステップアップしていくというお答えだったと思います。それで結構だと思います。一端には、なかなか、多分、来年度の実施計画の中で、所要財源の確保が厳しい折の中での引き上げなり、いわゆる待遇改善になろうかと思っておりますので、その点を踏まえましても、ちょっと近隣、近傍をあんまり展望することではなくて、近隣、近傍の、そういう皆さんのものを引き上げていくんだというくらいの意気込みをぜひ数字であらわしていただきたいと思っておりますし、近年の評判のいい町は、職員の数がものすごい少ないんだと、それでこれだけの行政を回しているんだと、裏では、

ものすごい数の臨時職員さんたちが支えているんだ、これはみんなが承知しながら、あえてそのことに言及していない、そういった町の実態もあるわけですね。飯島町は、そういった隠れみの的な、そういうことではなくて、明確にしながら、町長の言われる風通しのいいの中で堂々と非正規の皆さんの処遇を改善してまいりましょう。協力いたします。

次の質問項目に移ります。質問項目2、医療・介護行政の新たな展開を求めます。昨日の滝本議員の質問とかぶりますが、当町では介護新制度移行や診療所開設という喫緊の課題を有しております。そこで、社会文教委員会では所管する事務分掌ということもございまして、本年の視察研修として介護と医療をテーマに御代田町と群馬県の公立富岡総合病院を訪ねました。所管する宮下健康福祉課長、那須野主任介護専門員にも同行していただきました。御代田町では、新年度から当町でも取り組む介護保険総合事業移行の状況とその成果を伺ってまいりましたし、また、富岡総合病院では佐藤院長の終末期医療に対する方向性や食と医療は密接に関係、密接な関係にあることの講演をしていただきまして、それぞれ当町行政の参考にしなければという思いで全員が受けとめてきたところでございます。

そこで、質問要旨2-1、行政機関としてのACP、初めて聞いたんですが、事前医療ケア計画だそうです。アドバンス・ケア・プランということのようであります。や栄養外来の取り組みを検討してはという提案を申し上げて伺ってまいります。佐藤院長の講演の2つの要素のうち食と医療に密接な関係がある点につきましては昨日の滝本議員の質問のとおりでございます。食で健康寿命を延ばせる、医療費を4分1削減できる、滝本議員は、それを食育行政に求めました。私は医療の観点から伺ってまいります。院長は、このように主張をされておりました。「私は、病院内に栄養外来を設けたい。だが、病院経営としては、診療報酬の観点から経営者の理解は得にくいだろう。しかし、医療費を削減できる視点からは、国や地方自治体の財政効果は大きいし、何よりも健康寿命を延ばせるということから地域に暮らす人々のためになる。だから、私は栄養外来を開きたい」その思いに全員が感銘を受けてまいりました。そこで、医療費削減で町財政にメリットがあるのであれば、その財源をもって行政支援をし、新しく開業する診療所を初め開業医の同調される先生方に栄養外来開設の働きかけができないのかどうか、また、いずれは伊南、上伊那へその取り組みを飯島町から発信しながら展開していくことはできないのかどうか、その点、町長の見解を伺います。

町長 ACPという聞きなれない言葉が出てまいりました。これにつきましては、これから受ける医療やそのケアについて自分の考え方を家族や医療者に表明して文書等に残す手順をアドバンス・ケア・プランニング、ACPと呼んでいるそうでございます。現在、2025年を目途に重要な要介護状態、状態となって住みなれた地域で……

折山議員 町長、ごめんね。今ね、栄養外来のほうの点、ACPは、次にもう1回、伺いますので、栄養外来のほうを。

町長 栄養外来、ああ、そう。

折山議員 その取り組みについてのほうを……

町長 栄養外来の内容につきましても、まず明細を担当課長より、まずは御説明申し上げます。

健康福祉課長

栄養外来のことをございますけども、私も、先ほど折山議員さんがおっしゃるとおり、富岡総合病院で研修をさせていただいております。栄養外来につきましてはですね、健康寿命、それから、いかにその、その部分を、今度は医療を使わないで自分たちが生きていくかというところにつながっていくんだなというふうに考えておりました、この部分につきましては、食が大変大事だという、きのうの滝本議員さんの質問でお答えをしたとおりでございます。ただでございますね、栄養外来につきましては、上下上伊那等を通じましてですね、1カ所だけ下伊那にそういう病院がございます。ただ、栄養外来の開設につきましては、お医者様、先生方ですね、考え方が、やはりあります。その点につきましてはですね、なかなかその部分に踏み込むということはですね、難しいのが今の現状でございます、そういう栄養外来につきましてはですね、上伊那の中でお話をしますと、行政の中でお話をさせていただきたいと。啓発活動ですかね、そういうものを中心に行っていたらいいということで、今、流れはそっちのほうが大きいのかなというふうに考えておりました、病院、それから行政、役割はそれぞれあるんだというふうに考えております。その中で、うちもですね、その栄養外来につきましては、これから2回目の、2期目のですね、食育計画をつくる段階にも来ておりますので、そういう要素も取り入れながらですね、そういうものを、啓発活動をしていくというのが一番ふさわしいのではないかなというふうに思っております。それと、ここら辺の近隣の病院、昭和病院が主でございますけども、病気になる、そういう予防、成人病の関係ですとかですね、そういうものを全部教室を開いていただいておりますので、そういうところと連携をとりながらですね、行政主体に啓発活動を行っていくと、そういうのが中心になってくるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

折山議員

どうか私は、多分、聞き方があんまり上手じゃないもので、ちょっとストレートなお答えがいただきにくいんですが、栄養外来を設けることによって、いわゆる医療費がかからなくなってくれば、財政的なメリット、町にもあるんだから、その財源を使って支援をすることで医療機関に栄養外来を設けるっていう考え方についてはいかがでしょうかということをお伺いしたんですが、なかなかストレートな答えが返りませんので、次に進みます。

次に、院長が力を入れておまして、本来の医療の方向性を示しているのではと考えられるACPの医療機械の行政的働きかけ、行政、医療機関への行政的働きかけ、これについて伺います。これは、端的に言うと医療費の増大要因となっている延命治療、これを施すか否かを本人が判断できるうちに結論づける、こういったものと理解を先生のお話からいたしました。もう少し補足をいたしますと、例えば末期がんの患者さんが自分の最後をどのように過ごしたいか、そういった考えを医療の中に反映させて希望に沿うような治療を行うという新たな医療の方向でございます。実は私、90を越えた父親とそのような話し合いをした経験があります。それは、母を見送ったときの経験から、自分のときにはどうしたいかを話し合ったものです。結論は、父も私も延命はやめたい、そういうものでした。当時の私たち家族は、母に少しでも長く生きてほしいため、また、病院のスタッフの皆さんも母を生かすためのあらゆる治療を懸命に施してくださいました。しかし、振り返ってみますと、母の最期は気管切開で会話もできない、胃漏をし、喉に絡むたんに苦しみが

ら、認知も進んでおりましたので、両手をベッドに縛られたままの延命でございました。私たち家族は、旅立ってしまったことの悲しみと同時に、一方ではできるだけのことをしたんだ、そういった満足感も心の内にはありましたが、母には苦しいだけの数カ月だったのではないのかという思いにもそのときには至りました。延命治療は家族の満足のためなのか、本人のためなのか、医療機器メーカーや製薬会社のもうけのためなのか、人間の尊厳を守るために医療としてどうあるべきなのか、また、延命医療の発達により膨れ上がりつつ、膨れ上がり続ける医療費という社会問題を考えたとき、ACPっていう、そういう方向性はとても大切なことではないのかなというふうに研修として受けとめてまいりました。そこで、お聞きしたいのは、今からそういった考え方を町民の間に医療の考え方の方向性として普及させていく、そういう取り組みの必要性を感じるのか否や、町長の考えを伺いたいと思います。

町 長
折山議員

そのように感じます。

ぜひ、そのような考え方の中での取り組みをいただきたい、そういうふうに願うものであります。

質問要旨 2-2、来年度から始まる介護総合事業に社協と連携した住民主導の介護予防事業の展開を求める、このことについて伺ってまいります。御代田町では、全国に先駆けて昨年度から総合事業に移行しました。その中で民間力による介護予防事業に力を入れた結果、県下で上位にあった給付額と介護保険料を大幅に減額できたという成果を上げております。特徴的な取り組みを紹介するために、ネット上でも公開しておりますが、竹沢議員による報告をここで承認をいただきまして引用させていただきます。

御代田町では、住民主体によるサービス事業を行うためNPO法人御代田町はつらつサポーターを立ち上げました。サポーターは年会費1,000円で、現在70名を数え、はつらつ介護予防教室を毎月2時間、町内4会場で開催しておるそうであります。参加者は男性15、女性は76人で、最高齢が92歳、平均年齢は83歳。サポーターの皆さんは、養成講座を開催しながら育成しているところでございます。このサポーターは、2時間で1,000円の実費を弁償する、いわば有償ボランティアの皆さんでございます。今年度より外出支援にも取り組むと、こういうことでございます。

ここまですが竹沢報告でございます。教室の様子はビデオで鑑賞をいたしました、笑い声と熱気にあふれ、これは予防効果があるなど痛感をいたしました。町長は、所管課長から詳細な報告を受けていると思いますので、省略をしながら伺ってまいります。当町には幸いにして各種の福祉ボランティアの拠点となっている社会福祉協議会がありまして、しかも行政と良好な関係にあります。そこで、社会福祉協議会に事業として委託して、総合事業としての取り組みを進めることを提案いたします。現在、社会福祉協議会も健全財政に向けて新たな収益事業を模索しているところでございまして、要支援者、社協、行政の3者にメリットがある提案であるというふうに考えます。これは、次年度の取り組みということもございまして早急な検討が必要であると考えます。一緒に行きました宮下担当課長との認識は研修を通じて共有できておりますので、ここでは町長のお考えを伺います。

町 長

来年からしっかり取り組まなくてはならない総合事業でございますけれども、もちろん、

行政だけで、医療だけで、それがなし得るものではございません。施設から地域へと、こういう言葉の中からです、要介護者も地域へ、で見守ると、こういう環境になる。そういった状況は、やはり社会福祉協議会及びボランティア活動の皆様方、福祉にかかわる方々、サービス事業の方々、そういった方々と連携をせずに、この総合事業が成り立つものではないと考えております。

折山議員

共有できておりますので。早急に来年度の計画、課長との認識は共有しておりますので、取り組んでいただけるものというふうに、今、お聞きをいたしました。

質問項目3、いいじま大縁会、さらなる発展について伺ってまいります。その前に、関連しますので、さきの大博覧会に対する私の感想の一端を述べてみたいと思います。このたびの大博覧会で、私、注目いたしましたのは、博覧会を下支えした関係者が延べ1,700名を数えたということでございます。私は、当日、そばコーナーに張りついておりましたので、全体を眺める余裕はございませんでしたが、よくこれだけ多くの人間が運営に参加しているなというふうに驚きを持って見ていたものでございます。これからのまちづくりのエネルギーというものをそこで感じました。そういった力の結集ができたことはよかったですと思いますが、町長公約の本来の成果は3年後に数値として求められ、そこで町民の視線にさらさせることになるかと思いますが、いずれにしても、その大博覧会の中で移住をしてこられた多くの皆さんがスタッフとして活躍しておられました。そのことをしっかり、あの博覧会を通じて確認ができたことはよかったですというふうに思います。

そこで、質問要旨3-1、大縁会会員の登録の状況について伺います。先ほど申し上げたように、移住してこられて町を支えてくださっている移住者と受け入れ住民により構成される会員は増加しているでしょうか。また、大縁会の参加者は増加しているでしょうか。続いて質問要旨3-2、大縁会を心の支えにしている移住者がおります。受け入れ住民の参加増の工夫を、これについて一括して伺ってまいります。この質問は議会住民懇談会の席上で移住してきた方から出された声でございました。「大縁会に参加したんですが、移住者の参加は多かったんですが、従来からの住民の参加が少なく、何だか地域から見捨てられてしまったような寂しさを感じた」というふうに言われました。また、その方からは、私もその席に不参加であったことも指摘されまして、大変恐縮をいたしましたし、現在も私はまだ大縁会の会員の登録をしてございません。大反省をしております。その方は、さきの大博覧会でもステージで活躍をされていたり、この町の評価をですね、ありのままの自分で暮らせる町だというふうに感じてくださっている、いわゆる真飯島町、そういった女性の方でございます。その方にそのような寂しい思いをさせたことの反省をもって、移住者は移住者同士の交流とともに地元の住民との交流を望んでいるんだなということを改めて実感をいたしたところでございます。町として、我々住民もそれに応えていく必要があるのではないか。そのために大縁会の会員を増やしていく必要があるのではないか。地元の人たちにできるだけ呼びかけて、地元住民の参加も促していく必要があるのではないか。大縁会そのものは4回を数えるのでしょうか、その折々の工夫をしながら行われているというふうにお聞きをしております。移住の皆さんも楽しみにしておる、おるといふことも聞いております。町長、御見解は。

町長 移住された方と地域住民の方々の交流の場としての大縁会、非常に価値のある場面だなというふうに思っております。なかなか地元住民の皆さんが集まってくれないんだと、こういうお話も聞いております。この大縁会の認知をですね、もう少し積極的にやる必要もあるだろうし、もう一つは、この大縁会の企画が、役場主導とか、そういうことではなくて、逆に地域、その地域、地域に移住者がおられるんですけども、その地域の方々が大縁会の企画をし、今回はここへ集まろうよと、こういうようなことが、また一つの方法として考えられるんじゃないかなあとと思います。いずれにしても、この場をですね、今後、もう少し知恵を絞った中で多くの方が集まれるようにすることが肝要かと思っております。

折山議員 町長の明確な御答弁いただきましたので、これで私の一般質問を終わります。

議長 6番 堀内克美君。

6番

堀内議員 それでは通告に基づきまして一般質問を行います。今回は、1つ目としまして、町の不動産登記事務について、また、未登記解消のための不動産登記の迅速化につきましてお伺いをいたします。また、2つ目としては、合併60周年を契機に戦後の時を過ぎると失われていく生活用品や農業などの産業用品などの文化財の保存を進め、次世代に町内の歴史を引き継ぐ、そのための取り組みについてをお伺いをしてまいりたいと思います。

まず初めに不動産登記事務についてをお伺いをいたします。核家族化や故郷を離れている皆さんなど、当町にある山林や農地の管理ができない不動産などが多くなっていると思います。これらの土地について、町に対して寄附をされる皆さんが出てきているのではないかなあと、そんなように思います。現在、町に対してこのようなものが、申し出がどのくらいあるのか、その状況についてまずお伺いをいたします。

町長 続きまして堀内議員さんの一般質問にお答えいたします。町への不動産寄附があるだろうと、その寄附の申し出状況をまずお尋ねということでございます。寄附の申し出状況につきましては、従前からの一般的な寄附申し出に加えまして、近年、土地所有者の高齢化や遠方にお住まいの方から所有地を管理できないなどの理由により町に寄附したいというお問い合わせが増加傾向にあり、おおむね年間20件から25件程度で推移しておる状況でございます。また、寄附受納の直近の状況を申し上げますと、平成26年度は13件、平成27年度は12件の寄附を受けたところでございます。今年度につきましては、この11月末日現在で6件の寄附を受け付けております。寄附の申し出に対しましては、現地の状況はもとより、町所有とした場合の利活用の方針や管理の見通し等を踏まえて個別に対応をしておるところでございます。

堀内議員 私はそんなにあると思っていなかったのですが、非常に多くの寄附の申し出があるというふうにお伺いをいたしました。

次に、戦前は家督相続制度であったために、相続権などが、相続権は長男など1人の相続権利者に相続を行うという制度でありました。そんなことから、相続に関するトラブル等はほとんどなかったというふうに思いますが、戦後になって、民法の改正によりまして相続の範囲が拡大されまして、配偶者やそれぞれの子どもなど多くの方に相続権が付与さ

れました。相続権の範囲が拡大し、相続が困難な事件も多くなってまいりました。このような中で、未相続のまま、または寄附の申し出者に名義が変わっていない土地、それらの申し出を受けた場合には、町ではどのような対応をされているのか、それについてをお伺いをいたします。

建設水道課長

相続等の問題がある土地の扱いにつきましては、所有者により相続登記や権利の解消、これを行っていただき、その後、町が所有者にかわって行う嘱託登記により町への所有権移転登記を行っておるところでございます。

堀内議員

続いて、もう一つお伺いをいたします。寄附の申し出があった土地がその筆の一部であるというふうなことになりますと、分筆の必要があると思いますが、それらの土地についての取り扱いについてをお伺いをしたいと思えます。幾つかの事例についてお伺いをいたしてきましたが、申し出者名義のある分筆後の権利が確定しないと申し出を受理しない、まとめるにも、先ほどの中でも状況によってということですが、また、権利移動なんかしたときということになりますと、そういうことになると思えますが、伺ってまいりました。相続登記や分筆登記を行う場合には、相続でも最低でも数万円以上の経費がかかります。また、分筆の必要な土地については測量の経費も含まれますので1件当たり数10万単位の経費が必要となってくるということになります。そうしますと、申し出者には多額なお金がかかるというようなことから、町へ寄附の申し出があっても、その経費の問題もありまして寄附ができなくなってくるんじゃないかなあ、そんなふうにご心配をされるところでございます。一つの事例として、田切区から申し出のあった案件を、についてを例でお話をします。場所は旧の田切駅西でありまして、聖徳寺の北に隣接する丘陵地帯の山林であります。この土地周辺には大正から昭和の初期にかけて大きな開発計画がありました。その歴史的な背景について少しお話をさせていただきたいと思えます。書籍の「共同の源流」山田織太郎というものがあるんですが、それによりますと、大正から昭和にかけて、昭和の初期にかけて長野県県、長野県県会議員を3期にわたり務め、組合製糸龍水社の創設者の一人として後に龍水社の会長、また大日本製糸販売組合連合会の副会長を務められておりました地元の山田織太郎氏が中心となり、この地に陸上競技場、野球場、プールなどのスポーツ施設、児童遊園地と孔子像を建立する孔子廟などの計画がされまして、約2万坪といえますので6ヘクタールにわたる公園化を進めるという一大計画がありました。昭和4年4月にはこの孔子廟の地鎮祭が小川平吉鉄道大臣の代理、伊那電鉄の柿木ステツ氏など、国、県や伊那谷の市町村長など大勢が列席されまして盛大に挙行をされたと記録されております。着工から工事が順調に進められておりましたが、山田織太郎氏が翌年の昭和5年5月、病に倒れて、残念ながら逝去されてしまいました。この中心的な人物の逝去によりまして、残念ながら、この広大な計画につきましては中止となってしまったところでございます。この田切区が寄附の申し出を受けて町に登記をお願いした場所は、この計画の一角となります。現地には、戦後しばらくは孔子廟がありまして、孔子像が安置されておりました。その後、建物が朽ち落ちてしまい、孔子像は、昭和39年、盗難、破壊されてしまいました。私も子どものころには遊びに行った記憶がありまして、孔子廟も孔子像も立派なものであった、そんなふうにご記憶しております。現存していれば、当然、

町、県の文化財となり得る貴重なものであったのではないかなあと、こんなふうに思いませんし、また、この公園が実現していれば飯島町の姿も大きく変わっていたものと惜しまれます。現在では、この地には山田織太郎氏の記念碑が飯島町と龍水社の合同によりまして建立をされ、その傍らには破壊された孔子像、これをモデルとしまして等身大の孔子像も復元されております。前置きが少し長くなりましたが、この山田織太郎氏の記念碑と孔子像の建立されております周辺約2、3千平方メートルにつきまして地権者より田切区に寄附の申し出があったということでございます。田切区は地縁団体でなく、観光資源となり得ることや将来のことを、に配慮しまして町に登記を依頼されました。しかし、この土地は広大な山林の一部でありまして、分筆が必要のため、分筆、測量・分筆後でなければ町では寄附に応じてもらえないというようなお話だったというふうにお聞きしております。この土地を測量、分筆、登記を行うと100万円くらいの経費が見込まれる、そんなことで、地元でも負担が難しく、対応に苦慮しておるところでございます。この場所は、前にも申し上げたように、山田織太郎氏の記念碑と孔子像が建立されております。その前の広場は、10数年前まではバレーボールやゲートボール場として地域で利用されておりましたが、荒廃し、うっそうとした山林になっておりました。ことしになりまして、地元の有志等により孔子廟・山田織太郎碑保全管理の会というものが発足しまして、町のほうからも御支援をいただいて周辺整備に着工をされております。代表者のお話では、数年かけて整備を進めていきたい、また、それに足る支援もお願いしたいというようなことを伺っております。そんなわけで、現在はヒノキの巨木に囲まれました誰もが立ち寄れる場所となっております。下平町長も現地を訪れておられるというふうにも伺っております。私は、町の観光資源の一つとして有望な場所と考えております。また、山田織太郎氏の記念碑は高さ約10メートルくらいの巨石であります。この反面は日方磐神社の前で立っておる社碑となっております。また、山田織太郎氏の碑は、さっきも申しあげましたが飯島村と龍水社が連名で建立をされております。この場所をするの、保全するには、飯島町としましても、その責任の一端があるかと思えます。そこで伺いをいたしますが、このような公共性が強い場所の寄附で分筆が必要な場合について、町で経費を含めて必要な手続をしていただけたらと思えます。対応について伺いをしたいと思えます。

企画政策課長

寄附の申し出のあった土地の分筆につきましては、ただいま堀内議員さんより田切区の孔子廟のいわれやこれまでの経緯につきまして詳細に御説明をいただきましたが、その土地の分筆が必要な場合は、原則としてあらかじめ所有者に分筆登記を行っていただいております。ただし、道路改良工事や河川改修工事など、町の進める公共事業等に必要な土地を御寄附いただくような場合につきましては、町にて分筆登記を行っておるところでございます。

堀内議員

原則として寄附される者がということですが、例外もあるというお話でございました。先ほども申し上げましたが、観光資源としても有望な、有望な場所であるというふうに私は考えております。地権者からの寄附について、町の寄附の申し出となった場合には、その寄附者の意向を酌んで町のほうで経費を負担して対応していただけるか、その点について伺いをしたいと思えます。

副町長 今、御説明のありました観光資源として有望な場所ではないかということでございます。先ほど課長答弁でも申し上げましたように、町で願います公共事業については町で分筆登記を行っております。なお、このような、今申し上げていただいた案件等でございますけれども、町で進めます観光基本計画、そういった計画に基づいて公の計画の中で、公園構想ですとか、あるいは農業公園構想、そういったものが計画されているもので該当案件のようなものがあれば、また個別で対応してまいりたいと考えております。

堀内議員 ケース・バイ・ケースによっては対応していただけるということでございましたので、ぜひ、そんなことでお願いをしたいと思っております。また、地域としても、そのことについて検討を進めていただくようにしてまいりたいと思っております。ちょっと関連でお伺いしますが、現在の耕地、区、耕地または自治会の不動産についても、町名義となっている不動産があると思っております。これは、一応、それぞれの団体から寄附をした形にして登記がされているというふうに思っておりますが、これらの登記の経費については、当時は町のほうで囑託登記のようなことをやっておりましたので、多分、それらの団体から経費をいただかなんでやってきたんじゃないかなあ、そんなふうに思っておりますので、今の件もそれらの準じた対応ができないのか、事案が出たらという先ほどもお伺い、御回答でございましたけど、その点についてもあわせてお伺いします。

企画政策課長 区や耕地、自治会にかかる不動産につきましては、寄附にかかる分筆登記の経費負担について、現在は原則として原因者負担でお願いしておるところでございます。

堀内議員 それでは、事情はわかりました。

次の質問に移っていききたいと思います。未登記解消についての質問に移ります。現在、未登記不動産の現状についてをまずお伺いします。また、登記困難な案件の主な原因は何かについてもあわせてお伺いしたいと思います。

建設水道課長 未登記不動産につきましては、歴史的な経過の中で土地の所有権移転登記がされないままに道路や水路の工事が行われ、現在も個人の名義となっている不動産でございます。今現在の未登記件数でございますが、公衆用道路が 235 件、用悪水路が 156 件、その他の地目が 4 件、合計で 395 件でございます。この未登記案件を分類分けいたしますと、相続や権利を伴う見通し困難な案件が 190 件、未登記解消が可能と思われる案件が 205 件でございます。

堀内議員 それでは、次に町で行っております未登記解消による年間の登録件数、この件数についてはどのくらい行われているのか。また、測量、分筆、登記につきましては、現在は外部委託というふうにお聞きをしております。1 件当たりの経費の平均はどのくらいかお伺いしたいと思います。

建設水道課長 未登記処理の登記件数でございます。平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間で 15 件、未登記の解消を行ってございます。年間平均では 5 件ということでございます。また、1 件当たりのかかる経費につきましてでございますが、基本的に職員が所有者との交渉、資料の収集、契約事務を行ってございます。それで、分筆が伴うものにつきましては測量及び登記関係書類の作成を業者委託をしてございます。その土地の範囲などにもよりますが、実績といたしまして 1 件当たり 30 万～40 万くらいでございます。

堀内議員 次に地籍調査についてお伺いしてまいりたいと思いますが、地籍調査につきましては計画どおりに進行しているのか、また、この辺に関連して町の未登記解消にもつながっているのか、その点についてお伺いします。

建設水道課長 地籍調査事業でございますが、土地の面積、地番、地目及び境界の明確化などを目的に平成6年度に着手をし、本年度で23年目を迎えました。完了見込みは平成38年度の計画で、現在進めているところでございます。進捗状況でございますが、平成23年に発生いたしました東日本大震災の影響で一年休止、また、近年、国の補助金の内示率の低下もございまして、進捗率は平成27年度末で52.7%でございます。現在、把握をしてございます未登記案件につきましては、大部分がこの地籍調査により明確となったものでございます。地籍調査事業におきましては、所有権の移転はできませんが、土地の境界と面積が確定ができ、必要に応じて分筆も行えます。また、現在は、土地所有者による閲覧におきまして該当所有者への未登記の状況説明等行ってございまして、寄附意向の確認まで行っているところでございます。未登記解消につなげているところでございます。

堀内議員 今、お話がありました東日本大震災後の予算額が減額になってきているというようなことで、その完成見込み38年度というお話でしたが、これがまだ先へ延びる可能性があるのか、それについてを、その点についてをお伺いします。

建設水道課長 今後、その計画の見直しをしていくところでございますが、その可能性はございます。

堀内議員 幾つかの点についてお伺いしてきましたが、どうも未登記解、未登記問題というものとは地籍調査のたびに増えてくるというようなふうにお伺いをいたしました。それぞれ登記の関係についてお伺いしてきましたので、次に1-3についてをお伺いします。

登記事務につきましては、寄附等による不動産登記、また、町の未登記不動産の現状について把握をさせていただきました。迅速的な処理を進めるために、動産登記について、役場、外部発注ではなく、職員により実施することを提案をいたしたいと思っております。まず未登記解消であります、年間件数の実施となりますと、295件のうちの190件の登記困難な者を除きまして約200件余りが未登記となっている、それで、年間約5件ずつが処理というようなことで先ほどお伺いしました。そうすると約40年、40年という長い間が単純に計算するとかかるというようなこととなります。また、これからも地籍調査のたびにそんなようなものが出てくるというようなこととなりますと、いつ終わるのか予想もつかない状況ではないかなあ、そんなふうに思います。未登記ということは、町で実際には現地を管理する土地が個人名義になっているということですので、万一その方に相続事件が発生したりしますと、これまた処理困難な案件になっていくんじゃないかなあ、そんなふうに思います。また、職員による嘱託処理となれば、登記が可能な件数ということになれば、相当の数が処理できると思っておりますし、今まで年間5件なのが、例えば年間20件処理できるということになれば、現在のある未登記のものについては10年くらいで処理をできるということとなります。また、それらにあわせまして町民からの寄附の案件につきましても対応していただければ、寄附申し出者の負担が軽減されまして、あわせて不動産の適正管理が進むということとなります。また、現在、道路や水路になっている土地が対象でしょうから、不動産管理上も早急に処理する義務が町にはあるのではないかとこのように思い

ます。未登記解消、また核家族化の中、今後、増加が予想される不動産の寄附などに対するために、職員による不動産登記事務の推進を提案をいたします。町長のお考えをお伺いします。

副町長 未登記事務の解消に職員の体制の充実をとということでございますけれども、現状の嘱託登記にかかわる職員体制でございますけれども、登記の専属の職員は配置しておりません。地籍調査事務、業務との兼務職員が登記事務に当たっているのが現状でございます。先ほど、平成38年の地籍調査事業の完了予定ということでありまして、こちらも国の助成の関係で延びる可能性もありますけれども、地籍調査の事業の進捗状況も踏まえながら、体制についても検討してまいりたいと思っております。

堀内議員 職員による嘱託登記であれば、資格がなくてもできるということになりますので、そういう形で進めていただければ経費が削減できるというふうに私は見てこのことを提案したところでございます。それとあわせて、次、地籍調査の進捗状況も少し鈍っているようですので、その皆さんの、職員の皆さんのその間の職務としてやっていただくということになれば、なお効率的ではないかなあ、そんなふうに思います。ぜひ御検討をさせていただいて、未登記をできるだけ早く解消し、住民の皆さんの権利関係との調整を進めていただきたいと、そんなふうにお願ひしまして、次の質問に移ってまいりたいと思っております。

2つ目の質問としまして、町発足60周年の歴史的な物件の保存についてをお伺いをいたします。新町発足60周年を契機に、これは、戦後70年間の飯島町の歴史、生活用品や農業などのそれぞれの器具等の調査を行いまして、必要なものを収集をし、戦後70年のこの歴史的な遺産を次代に継承する、そういう考えがないかについてをお伺いしたいと思っております。昔は「十年一昔」と言われましたが、時代が急速に進みまして、五年一昔、あるいは、今ではそれを越えたスピード化した、越えたスピードで時代が進んでおります。終戦後という言葉も最近では聞かなくなりました。戦後の70年は大きく変化した時代でもあります。それだけ終戦後の昭和の遺産は多くあるものと思っております。現在は使い捨ての時代とも言われ、必要のないものは廃棄される、そんなときを迎えております。世代交代で家の建てかえが進んでいる現在、今、調査、収集をしておかないとなくなってしまうというようなものがたくさんあると思っております。この貴重な文化財となり得るものについて、この60周年という節目を機会にして調査を実施する、そういう考えがおありかどうかお伺いしたいと思っております。

教育長 今お話にありましたように、古い民具、あるいは先人の営みを学ぶための財産、いわゆる文化財というものはもちろんですが、それは、ただそれを見るだけでも好奇心を沸き立たせたり、特に、それを知っている年齢の方にとっては、昔を顧みたり、懐かしさに癒されたり、それによって元気が出たりするものと思っております。平成の今、収集する必要が高まっている民俗資料として、議員のおっしゃる戦後や昭和の資料、特に戦後の機械類や出始めの家電製品などがあります。木製のいわゆる古い民具などと違って、鉄製であったり、動力がエンジンだったり、あるいは電気を使うものだったりすると、案外、古くて大事なものという認識が薄く、実は、今どこを探しても見つからないというものが多くなっています。幾つか例を挙げます、挙げますなら、昭和30年ごろ、いわゆる三種の

神器と言われました冷蔵庫、洗濯機、テレビであります、こういったものは、町の資料館で保存すべきものという認識は余りないかもしれませんが、そうした資料こそ今の中高年が懐かしく感じる昔の生活用具であり、将来へ残す価値がある資料と言えると思います。もちろん、家電製品ばかりでなく、農機具や養蚕の道具から子どものおもちゃに至るまで、昭和時代の飯島を語る資料は既に貴重品だと思っております。そうした資料がこの世から消えてなくなってしまうことを防ぐために、収集をするためには、まず、その保存するスペースの確保を考えていきたいというふうに思っております。

堀内議員 意外と簡単に今の皆さんは捨ててしまうということで、貴重なものが失われつつあるということでもあります。保存する場所ということですので、次の質問に移りたいと思います。

収集品の収集場所、収納場所、展示場所の確保についてお伺いをしてまいりたいと思います。学芸員にお聞きをしましたところ、現在は、陣嶺館、陣屋資料館、北町の倉庫、それぞれに分散して収納しておるということですが、そこも手狭になってきていまして、収納場所がなく、申し出があっても現在はお断りしていると、そんなことが実態というふうにお伺いしました。また、学芸員の話では、陣嶺館の前にある旧役場玄関の石柱、これはもう何百万という非常に貴重なものだというふうにお伺いしました。夜中に持っていかれてもわからないというような場所でもありますので、何とかしないといけないんだというようなことも学芸員からはお聞きしております。昨日の同僚議員の質問の中に飯島氏の資料館建設の提案もございました。また、町のほうで新たに学芸員を採用したとも伺っておりますので、この際、資料館の建設と収集した文芸品等の整理を進め、つなごう未来へ、昭和の歴史を引き継ぐことを求めまして、ここんところは教育長、また町長にお答えをいただきたいと思っております。

教育長 今、御指摘いただいたように、町民の皆様から古い生活用具や農具などを御寄贈いただいております。それらは、今おっしゃられたように、その陣嶺館に保存したり、あるいは陣屋で展示しているものもございますし、陣嶺館のプレハブ倉庫や北町の書庫というところで保管をして、確かに手狭になっております。そういった意味で、収蔵スペースは現在がいっぱいで、特に大型の資料はなかなか受け入れがたい状況になっています。というわけで、収蔵スペースの確保が一番の課題というふうに認識しておりますが、新たなものという大変な大規模なものということも予想されますので、何とか既存の施設の中でそういった機能を果たせるところがないかということを考えておるわけでありまして。そういったところで収集をした上で整理をしていくというのが2番目の課題になると思っております。調査、研究をして、公開、活用ということでもあります。人的にも資金的にもかなり必要になってくるかなあというふうに思っております。とりあえず、その資料をよい環境で保存できるための既存の施設をうまく活用した所がないかということ、それこそ知恵を絞って考えていきたいというところでもあります。それができて、整理は、人材、そういう文化財にたけた人材の確保の段階で進めていければなというふうに思っております。

町長 文化財の保存、展示等の問題でございますけれども、今、ほんとに所狭しと、陣嶺館等はいろいろ物であふれ返っておると、こういう状況でございます。適切な保存場所を検討する中で、まず保存すると、で、展示にする場所もですね、また考えなくてはならないと思つ

	<p>ていますけれども、書籍みたいなものにつきましては、きちっと保存しておいて、あるいは写真ですね、何ちゅうの、その写真とか、映像か、画像、そうそう画像、画像で、こう撮って、常にこう見られるような状況っていうことも考えられるのかなあというふうに思っております。いずれにしても、歴史の中で飯島町が飯島町の歴史を証明するものでございますので、それは大事にしなくてはならないと思っております。今、基本的には、教育長が言ったような段階、順番を踏んで、この保護に取り組んでいきたいと思っております。</p>
堀内議員	<p>問題は収納スペースということでございますが、既存の場所の確保をしてということでもありますので、それらについては、ぜひ町のほうで積極的に進めていただいて、戦後、我々の生きた時代の財産ですので、ぜひ長く後世に伝わるように保存をお願いをいたしたいと思います。また、町長からは収納場所についての対応としていろいろなアイデア等も提案がありましたので、そこらも含めて、ぜひ対応していただきたいと思います。ただ、先ほど教育長にお伺いした中で、収集までは無理としたら、私は調査だけして、その調査したものを現物を見て、これは必要なものか、ないかと判断しておくということも大事ではないかな、そうしておけば失われていかないんじゃないかな、そんなふうに思いますので、調査について、ぜひやっていただきたいと思いますので、再度、教育長から答弁をお願いします。</p>
教育長	<p>町長からも御指摘がありました。町で収集できなければ、画像だけでも残しておくというのは価値があると思いますので、また、そういったのがどこにあるかということも実はなかなか把握が難しい状況ですので、また住民の皆さんから情報をお寄せいただいた時点で、画像で、データで残しておくなり何なりのことは考えていきたいというふうに思います。</p>
堀内議員	<p>終わります。</p>
議長	<p>ここで休憩をとります。再開時刻を10時55分とします。休憩。</p>
休憩再開	<p>午前10時36分 午前10時55分</p>
議長	<p>休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 8番 浜田稔君。</p>
8番 浜田議員	<p>通告順に一般質問を行います。まず第一番目の項目は町内不法投棄、産廃の瓦れき撤去の進捗は、という質問であります。これは、6月議会で同僚議員から豊岡地籍に産業廃棄物が不法投棄がされているという指摘がありまして、その事情が明らかになったわけですが、私が確認している限りですね、その後の進捗がないように見受けられます。ですので、この瓦れきの撤去に対するですね、現状、それ、これまでの取り組みがどうであっ</p>

たのか、また、この撤去がいつ完了するのか、このあたりについて町長の見解をお伺いしたいと思います。

町長

それでは浜田議員さんの一般質問にお答えいたします。豊岡地籍の産廃の撤去が進んでいないと、その後の経過はどうなっておるか、という御質問でございます。9月以降も県において工事事業者、工事施主と数回にわたり面談し、廃棄物の全量撤去を求め、指示書を交付し、改善に向けて強く指導を行っております。しかしながら、工事施主等の事情により、現在のところ廃棄物の撤去には至っておりません。当町といたしましても、安全面からも、随時、現場の監視を実施しておりますが、一日も早い産廃物の全量撤去、原状回復に向けて、今後も県と一層連携をして進めてまいりたいと思っております。詳細の今までの経過につきましては住民税務課長より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

住民税務課長

それでは詳細の経過等につきまして説明をいたします。面談等につきましては県において実施をされております。9月以前の面談では、現場から別の場所に移して原状回復をするという申し出もございましたけれども、移動させるのではなく、適正に処理をするようにという指導をしてきています。9月以降につきましては、9月の6日に工事施主、工事業者と面談を行い、施主のほうから破碎瓦の処理費用を捻出し撤去を行うとのことでした。県では、市道を公図どおりに戻すこと、産業廃棄物量の強化、許可のある業者に委託して処理することを指示しております。10月3日には工事業者と5日には工事施主と、それぞれ面談をしておりますけれども、工事施主のほうからは撤去費用の捻出が難しいということ聞いております。また、工事施主に対しましては、県から破碎瓦の全量撤去等と改善計画書の提出を指示する指示書を交付しております。11月に入りまして、工事施主宅に10日と21日と訪問をしておりましたが、不在で会えませんで、25日の日に連絡がとれたんですけども、1カ月ほど前から体調を崩して療養しているということでした。その後、現在に至っているところでございます。町としましては、これらの状況を県から情報共有していただいて、随時、現場か、現場の監視や情報提供を行ってまいりました。今後につきましては、どのように対応をするかという手段も含めまして、引き続き県と連携をして対応をしてまいる所存でございます。

浜田議員

体調を崩して進まないという話ですけれども、6月に指摘がありまして、議会でこの問題が明らかになって、実際には、それよりも1年以上前から進行していた出来事だと思っています。私も9月議会でですね、瀬戸内海での不法投棄の例をお話いたしました。結局、後手に回れば回るほど被害は大きくなってですね、瀬戸内海の豊島の場合には、最終的にはですね、不法投棄に手を貸した香川県が、県民の税金の負担でもってですね、この撤去のために大きな負担をしょい込んだと、こんな事例だったわけでありまして。ですので、このまま半年、一年とですね、事態が進まないまま推移するようなことがあってはならないということで、一層強い対応を町のほうに求めたいというふうに思っております。この際、感じたことなんですけれども、対応が進まないもう一つの理由はですね、実は担当部署の人員不足もあるんじゃないかということ、私、ちょっと心配しております。町長は積極的に、飯島町営業部等でですね、攻めの町政運営をなさろうというふうに思っている

わけですけれども、それと同時に町としてのコンプライアンスの確保というのがですね、セットとして必要ではないかというふうに私自身は感じます。ちょっと話を転じますけれども、この間、世界的な自動車メーカーを初めとする不正燃費問題がありました。それから、それ以前にもですね、国内でもさまざまな食品偽装事件、粉飾決算等ですね、そういうことを起こした企業は不正により得た利益をはるかに上回る大きなダメージを受けたというのは皆さん御存じのところだというふうに思います。この責任が経営トップにあることはもちろんなんですけれども、実際には、そこに至る過程ですね、私は品質保証部門の弱体化がそれぞれに企業にあったんじゃないかっていうふうに思っております。今、ちょっと行政とは違う話をしているんですけども、各会社の品質保証部門ってのはかなり強大な権限を持っているわけですね。何かの不具合が工程で発見されれば出荷差しとめをするぐらいの権限は持っているわけです。工場によってはですね、1日、数10万から数10億の損失を生むような、そういう権限を持っているわけですね、逆に経営側から見れば至って邪魔な部門ということになります。ですけども、こういう部門があることで安定して発展して、企業はですね、健全経営を進められるということになっているわけでありまして。同じような機能は、じゃあ飯島町でいえば何なんだということなんです。要するに小うるさい部門っていうことだけど、議会そのものかもしれません。あるいは監査であったりですね、あるいは町内の機関、行政の機関でいえば危機管理、分掌管理ですとか、同時に生活環境などがですね、前向きのまちづくりとは別に、しっかりと備えを固めていく、そんな部門かなあっているふうに思っております。そんな意味で、営業部等の攻めの経営には期待しますが、同時にですね、それにふさわしい内なる固めをもう一步詰めていただきたいというふうに期待するわけでありまして。世界のトップステージで田舎暮らしランキング日本一という、こう、飯島の自然に引かれて移住した皆様がですね、町内を散歩して、至るところでめぐり会うのがですね、不法に投棄された産業廃棄物だと、こんな町になってはいけないんじゃないかというふうに思います。こんなことであればですね、さきに述べたさまざまな企業不正を笑える立場にないんじゃないかと、そういう意味でですね、県にお任せの姿勢でいいのかと、また、こういったコンプライアンスを担う部門はですね、もっと組織強化すべきではないかというふうに私は考えますが、こういう全体的な取り組みの推進について、町長のお考えもう一度お尋ねしたいと思います。

町長

破棄物の処理についての法規、条例につきましては、飯島町の条例の上位の部分もありますし、県が担っている部分もございまして、ですから、そこら辺の整合性が必要だろうというふうに感じております。しかしながら、飯島町のカラーとしてですね、そういう自然環境に非常に厳しい町であるという一つのバリアーを張るということも、一つの認識の中で大事なあと、認識というのは、私たちもそうですし、外から飯島町を見たときに、あそこは厳しいぞと言われるような、そういったバリア的条例等を厳しく設けると、こういうこともまた必要かなあというふうに感じておるところでございます。

浜田議員

今、産業廃棄物の所管部署は町ではなくて県であるということは重々承知してあります。しかしながら、直接被害をこうむるのは飯島町でありますのでですね、ぜひ期限を切った取り組みを県の側に求めていただきたいというふうに思います。もし必要であるならばで

すね、例えば町議会が議決を上げて県に迫るとか、あるいは陳情を上げるとか、そんなことも必要なかもしれませんが、それに至る以前にですね、問題が解消する、特に雪やなにかで危険が迫ってくる中でもありますのでですね、ぜひ3月議会に再びこういう質問をする必要がないような状態にさせていただきたいということを求めまして、2番目の質問に移ってまいります。

2番目の質問は新年度予算の編成方針を問うという内容でございます。まず第一番目としましてですね、実施計画を12月議会の開催前に事前配布することができないだろうかということ、が、この2-1の骨子です。まず、趣旨を最初に簡単にお話ししたいと思っておりますけれども、町の予算案、実際には3月に上程されて、3月議会の一番おっきな目玉の議案ということになろうかと思っておりますけれども、この予算案というのは、本来、町民とのキャッチボールの中でつくられるべきものだろうというふうに思っております。現実にはですね、予算案が議会、3月議会の前に配付されて、それから具体的な審議が始まると、それまでは、予算編成の状況について、我々議会は十分に知る状態にはないわけでありまして。それからですね、もう一つは、年度予算についてですね、それぞれ審議するのが3月議会なわけですけれども、そうではなくて、その先の3カ年の流れを見て審議することがですね、より充実した予算審査、審議になるんじゃないか、そんなふうに考えるというのがこの2-1の提案の趣旨です。以前、議会運営委員会、飯島町議会の議会運営委員会で茨城県の大洗町、漁業とか海水浴とか、原子力施設もございまして、この町を視察いたしました。この大洗町ではですね、12月議会で、執行部が中間決算、その年度の執行途中の状況の報告をして、それと同時に、3月議会に上程するであろう予算の概要をですね、発表すると、こういう仕組みになっています。この仕組みですと、実は、ことしの9月に決算をやるわけですけど、これは一年前の予算ですから、回周おくれ、1回おぐれの決算を見ながら来年度予算の審査をするということになるわけですけども、そうではなくて、リアルタイムで来年度予算の審査をするというふうな仕組みになってるわけですね。この件について、以前、高坂町長時代に、同僚議員がですね、この大洗町とおんなじようなシステムを導入したらどうかということをお求めたことがございましたが、実際には、事務手続とかですね、かなり大変だということで、実施困難という結論に至ったというふうに私は記憶しております。今回は、その蒸し返しではなくて、それにかわる案としてですね、実施計画、要するに3カ年ローリングの12月議会前の配付をですね、してはどうかというふうに考えるわけです。これは2点メリットがありまして、一つは、既に実施計画自身は、もう、ほぼこの時期にでき上がっていると、実際には全協で説明を受けるというのが例年の倣いなわけですけども、ですので、配付に当たっての事務手続はそれほど難しくなろうというのが一つです。それから、もう一つは、プラスの面としては、単年度の予算ではなくてですね、その先の3カ年まで見通しての議会と行政の側のキャッチボールが可能になると、この状況を受けて、議会としては、3月までの間にですね、町民要望がどこにあるのかということについての意見の集約を図る時間ができる、こういうメリットがあるんじゃないかと、そのときに、単年度ではなくて、例えば2年先、3年先にはこれが計画されていることを議員が説明することも可能だと、こんなメリットがあるのではな

いかということで、今回、御提案申し上げるわけですが、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町長

実施計画を12月議会に開催前に配付できないかと、こういう御提案でございます。実施計画につきましては、総合計画、基本計画に定められた施策を具体化するための事務事業を定める3カ年の計画を言います。この策定作業は、例年、9月中旬から12月中旬にかけて行われております。この期間の中で、まず、各職員は、通常の業務に上乘せする形で現状の課題や地域要望の整理、国、県等の動向の把握、新たな重点推進事業の検討を行って事業を積み上げておるわけでございます。その後、優先度、緊急度、重要度、財政状況を勘案する中で、各係、各課、副町長、町長による段階的な査定とそれに伴う再検討を繰り返しながら全体像を形成し、最後に実施計画としてまとめ上げておるのが実情でございます。従来、平成23年度までは3月の全協で御報告させていただいていたものを、それ以降、12月の全協で報告できるよう改善を重ねてきたという経過もあります。現在、非常にタイトな作業スケジュールとなっているのが実情でございます。御質問では、12月議会開催前の配付と、このような御要望をいただきました。次年度に向けて実施計画をより早く公表することの有効性は、議員がおっしゃるとおり理解はできるものでございます。メリットもよく理解できます。一方で、さらなる策定機関の圧縮やスケジュール全体の前倒しは、国、県の動向把握や計画制度への支障、各部署の負担増などが考えられますので、今後、研究をさせていただければと思っております。

浜田議員

前向きの御答弁をいただけたのかなというふうに思っております。ただですね、もう一度、改めて、この実施計画配付の有効性はですね、議会側の要望だけではなくて、執行部側、行政側にとっても非常に有効だというふうに、私、考えておりますので、そこについて御理解をいただきたいというふうに思います。昨日、本日の一般質問の中でも、道路や文化館、防災、職員の処遇、それから文化財の保護、医療の制度等々ですね、さまざまな予算に対する要望の内容が含まれた一般質問が多くなりました。一般質問の中で、それぞれの切実な背景っていうのは非常によく理解できる有意義な討論だというふうに私は思いながら聞いてたわけでありまして、同時にですね、町民のさまざまな要求を実現するに当たっては、行政と議会がより包括的に、しかも中長期的にですね、予算編成を議論する仕組みがないと、なぜこれがおくらされているのか、なぜこれが前倒しなのかということについて、議会側が十分に理解する場がないというふうに思っているわけです。この理解の上で討論をすればですね、行政との、議会との予算に対する考え方は一層かみ合って、町民にも説明しやすいものになる。言ってみれば、行政側から見てもですね、より理解の得られやすい予算案の組み立てになるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、いずれにしても、この12月議会の末の全協で説明されるという仕組みになってますので、完成度について議会が一定の了解を示せば、途中経過で発表していただいてもいいんじゃないかというふうに私個人としては考えてるわけでありまして。ということでですね、できれば、もう、ことしは既に経過してしまうわけですが、次の機会には12月議会の前に書面をいただいて、議員として十全審査しながら、必要なものは一般質問に織り込む、あるいは全協の中でより一層詳しい説明を求める、こんなやり方でですね、キャッチボー

ルの制度をもっと上げるべきではないかというふうに思いますので、ぜひ次年度の執行を求めて、改めて町長の御答弁をお願いしたいと思います。

町長 23年度までは3月全協というスケジュールの中で、それをスピードアップして現在に至っておると、こういう努力をしておると伺っております。行政改革、また風通しのいい行政、また議会改革の観点からですね、できるだけ、そういった見通しのある議論が、やっばし必要かなあというふうに思っています。しかしながら、事務量が多くなっていると、こういう現状も片やごさいますので、それは、やっばし、その役場職員の皆さんがですね、そういったことになれることが大事かなあというふうに思っております。早急には、それが3月にまで及ぶかどうかわかりませんが、検討の、研究の余地はあるかなあというふうに思っておるところでございます。

浜田議員 私自身は、むしろ事務量の削減になるかなあというふうに思っております。全体像を示さずに予算執行に対する説明が簡単になるという意味ではですね、ぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思う次第であります。そんなわけですね、これは検討課題としていただくということですが、もう一つ、先ほどの大洗町のもう一つのポイントはですね、12月議会で3月編成の予算案の重点を説明するという仕組みだったわけですね。ですので、2-2の項目、新年度の重点施策は何かということで、今回は一般質問の形でですね、町長がこの3月に編成されようとしている新年度予算、これに重点項目は何かということをお願いしたいと、例えば重要度、あるいは予算規模で、今回が言ってみれば下平新町長が初めて全体を編成される予算ということにもなるわけですね、トップの3項目なり5項目なりをこの場で御披露いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長 新年度の重点施策は何かと、こういう御質問でございます。

平成29年度は、町総合計画後期計画の2年目、また現町政のセカンドステージと位置づけまして、町の将来像「人と緑輝く ふれあいのまち」を目指して、まず一つ目に風通しのいい行政へのチャレンジする予算としまして円滑な行政サービスの向上的かつ安定的な運営、安全・安心なまちづくりの強化、子育て支援と地域福祉の充実、2つ目に儲かる飯島町へチャレンジする予算といたしまして6次産業化から産業、観光産業も含めました10次産業化の推進、情報発信の強化と魅力向上で飯島ファンの獲得、3つ目に田舎暮らしランキング日本一へチャレンジする予算としまして移住、定住、婚活の促進、多様な都市と、都市と農村との交流の推進、以上3点を施策の重点に据えまして新年度予算を編成してまいりたいと考えております。

浜田議員 今のお話は、実は、その本会議の開催の冒頭のあいさつで町長おっしゃったんで、私がお尋ねたい、お尋ねしたいのはですね、もう少し具体的な、事務事業として、個別の項目としてトップ3ないしはトップ5は一体なんであるのかということをお尋ねしたつもりでございますので、もう一度、御答弁をお願いいたします。

町長 今申し上げました3つを基本にですね、今、精査し、どれを挙げるか検討をしてるところでございます。

浜田議員 大変残念です。さっきの大洗町の話は、実は、そのために申し上げたんですけれども、

やはり 12 月の段階です、もう少し具体的な事業の姿、箱物であったり、そうでなかったりすると思いますけれども、既に予算の策定の中ではそこそこ決まっているというふうには私は想像しております。ですので、この場です、おつきな目玉についてお話いただいて、それを議員が町内に持ち帰って審議をするというのが、より、何ていいますか、この町民参加型の予算編成ではないかというふうに思いますけれども、幾つか、その中で発表できるものがあれば、改めてお話いただけませんか。もう一度、答弁をお願いいたします。

町 長
浜田議員

また改めて御報告させていただきたいと思います。

それでは、そういう姿になるまで、もしかすると 3 月議会で改めて要望するかもしれません。なぜそんなことをお話するかという点です、2-3 の項目、目的別歳出及び性質別の歳出の重点は何かということが実は気になったからであります。これまでの動向をちょっとグラフにまとめてみました。お手元の資料にあるかと思いますが、大変ごらんになりにくい下手くそなグラフで申しわけないんですけど、これは過去 15 年間の行政報告書の中です、目的別歳出、民生費ですとか農林水産業費ですとか商工費ですとか土木費ですとか、こういったものをずっとグラフに並べてみました。毎年、縦積みの棒グラフが出てるんですけど、大変わかりにくいと、あとは数字の表だけだということとです。まず、目的別歳出のグラフの中ではかなりの項目を削ってます。まず議会費などというのは少ないので削ったとかですね、それから、総務費は、実は基金への繰り入れやなにかが必ずそこを通過してしまうので、本来の姿が非常に見えにくいと、上がったり下がったりが大きいということで、こんなところは削ったりとかですね、ほんとはほかのとも、教育費なんかも見づらかったんですけど、余りにもグラフが煩雑になるので省略させていただきました。この中から何が見えてくるかっていうことを考えたんですが、実は、この期間、どういう時期だったかということも簡単に申し上げますと、最初の 4 年間は熊崎町政です。それから、その後の 12 年間は高坂町政で、最後が下平町政ということになってるかなというふうに思います。それから、中央政府のことでいいますとですね、スタートは森内閣、それから 2 年後に小泉内閣になりましてですね、それから数年後に、いわゆる地方に大打撃を与えた三位一体の改革ということで、飯島町も財政運営に大変苦労した時期がありました。その後、安倍内閣、福田内閣、麻生内閣というふうに変化してまして、この安倍内閣のころにリーマンショックが起こったと、途中で政権交代、鳩山内閣になって、コンクリートから人へというのが、一応、政策の目玉として示されたわけですが、その直後に東日本の大震災、それに伴う原発事故があつてですね、日本の経済が再びリーマンショック以後、改めて混乱を極めたと、その後、民主党政権が崩壊して、安倍政権に至って、アベノミクスを中心とする政策の中で今日に至った、こんな流れの中です、それが、じゃあ、一体、町の財政運営にどういうふうには反映してきたのかが見えるのかなあと思ってグラフにしてきたわけでありまして。グラフの中でとんがってる点が幾つかありますけれども、これは、どっちかっていうとグラフの本質ではなくてですね、例えば民生費の中で平成 22、3 年に膨れ上がってるのは、恐らく地域介護福祉空間事業というのが、町の補助金、国の補助が町の財政を通ったもんですから、一時的に大きく見えるんで

はなかるうかと。それから、それ以前の平成 17、8 年度は、ちょっと行政報告書から十分には読み取れなかったんですが、企業誘致にお金を使った時期があったと、こんなことが反映してます。それから、上の段の農林水産業費ではですね、昨年度、急増してますけども、これは田切道の駅ということですね、この辺はむしろ取り除いて見たほうがいいのかなあと。それから、下側の土木費の中では、平成 12 年に巨額の予算、歳出があったのは、御存じ、この役場の建設の時期だったということですね、これはどっちかっていうと例外で、ここに注目したいわけではありません。けれども幾つかの動きをこの中から見てとることができます。例えば、上の目的別歳出です、農林水産業費、これは小泉政権になるころからですね、急速に低下傾向、歩んでまして、従来、年間 7 億円ぐらいだった予算がですね、ずうっと 3 億円・4 億円台で推移してる、要するに小泉内閣以降の新自由主義の中で農業が見事に見捨てられたという姿がこのグラフの中に出てるんじゃないか、そんなふうには私には見えるわけでありませぬ。それから、下のほうのグラフの扶助費、これは、やはり高齢化等の中です、じわじわじわじわと上昇してきてる、これは、もう抑えてはいけないうち、抑えたい要素だ、こんなふうに見て取ることができるかというふうに思うわけです。先ほど検討課題にされてしまいましたけど、私は、3 カ年、短期、前年度と今年度だけ比較してみるとですね、こういう姿がなかなか捉えきれないと、だけれども、例えば町政が変わるとですね、重点がおのずと変わっていくので、その結果、3 年、4 年のスパンで見るとですね、どこに予算が重点配分されたかということが見えてくるんじゃないかと、したがって、私ども議会はですね、それぞれの事務事業がいいか悪いかということ片目で見ながら、もう一方で、それが町の歳出のバランスにどういうふうに影響してくるかという長期的な視点でもこれを眺めなければいけないんじゃないかと、つまり、3 カ年ローリングと同時にですね、この町政が一体どこを、に向かっているのかということと同時に見なきゃいけないんじゃないかというふうに見ながら感じましたし、できるものであれば、3 カ年ローリングと同時にですね、その結果、どのような目的別歳出、それから性質別歳出に移っていくのかということもですね、眺めながらお互いに議論するほうがより長い町の財政運営についての見方ができるんじゃないかということを感じた次第であります。ですので、まだ検討課題の中に、もう一つ追い打ちのようにお話をしますけれども、3 カ年ローリングにあわせてこういった情報を提供をさせていただいてはどうかということと、それから、下平町政になってですね、こういったグラフの動向、配分がですね、おつきく変わるような構想をお持ちなのかどうなのか、これについてお尋ねしたいというふうに思います。

町 長

目的別歳出及び性質別歳出の重点は、という御質問でよろしいでしょうか。平成 29 年度予算につきましては、例年同様、限られた財源の中で予算編成を行うこととなりますが、基本的には、さきに行いました実施計画のローリングにおいて精査した内容を軸に予算編成を行ってまいります。現在、予算要望書の作成段階にあり、歳出予算の内容は確定しておりませんので、新年度予算編成における施策の重点を踏まえた目的別・性質別歳出の考え方について述べさせていただきます。まず、目的別歳出の主なものにつきましては総務費でございます。人口増を目指して移住、定住や出会い、婚活事業の多角的な推進、飯島

町営業部におけるインターネット販売促進やアウトドア構想などの具現化。民生費におきましては、少子、少子化対策といたしましてキッズ防災センター、子育て支援センターを拠点とした子育て世代包括支援センターの構築などによる子育て支援の充実。土木費におきましては、道路改良やインフラ資産の長寿命化対策による安全・安心なまちづくりの強化。衛生費におきましては石楠花苑に整備する診療所初め町内開業医との連携による医療体制の充実。農林水産事業費及び商工費におきましては以前から取り組んでいる6次産業に観光産業を含めた10次産業化の推進など、重点政策を見据えて必要な予算措置を講じてまいりたいと考えております。また、性質別歳出につきましては、物件費や維持補修費といった経常的経費はもとより、人件費や扶助費を含む義務的経費の抑制、削減に努める中で、真に必要な普通建設事業や補助費等、特定目的基金への積立金、起債の繰上償還を含む公債費などに必要な予算処置を講じてまいりたいと考えております。

浜田議員

それぞれについてのお考えはいただいたわけですが、さっきグラフを示しましたが、その特異なピークを除いてですね、例えば民生費は、今みたいな事業を行う場合に、これまでの例えば2、3年の平均に対してですね、増える傾向にあるのか減る傾向にあるのかというふうなことについて、それぞれの項目についてお答えいただけませんかでしょうか。

企画政策課長

それでは、目的別、また性質別も含めまして、これ、まだ予算ができておきませんので、実施計画を踏まえての考え方等をお話させていただきます。また、場合によっては、そのゼロ予算というふうなものもございますので、御理解いただきたいと思っております。民生費の関係は、介護、高齢者等の扶助費の関係、また、ちょっとここにはないんですが、衛生費として、また開業医の関係も出てまいります。ちょっと順番、逆になりますが、その民生費の関係で申しますと、子育て支援センターを今年度建設し、また完成いたしますけれど、この箱物を有効なものにしていく、次年度以降、必要がございます。ですので、その組織体制を充実していきたいというふうを考えております。例えば、部署でいうと教育委員会、健康福祉課の部署の連携、また、それ以外において医療機関、保健所、児童相談所、そういったところを踏まえた総合的な機能をコーディネートできるような体制づくり、子育て世代包括支援センター構想と申しますか、そういった取り組みを行ってまいりたいというふうと考えております。農林水産業費でございますけれど、これにつきましては、田切道の駅の関係もあり、昨今、数字的には伸びましたけれど、これについては下降傾向かと思われまます。土木費の関係でございます。やや下降傾向ではございますけれど、これは、社会資本を初め、その国の今の内示が5割、場合によっては3割と低い、いった関係で大型事業がなかなか進まない状況もございます。これらを踏まえまして、次年度以降は、それを見据えた中で予算の組み立てをしていかなければならないというふうを考えております。商工費の関係でございますが、これについては、大きな建設というものは考えておりませんが、観光という分野で、先ほど町長も一つの考え方の中で、今まで6次産業を中心に目玉としてやってきましたが、これから先について、実施計画の考え方ですけれど、観光産業とか、そういったものも含めた10次産業構想、こういったものがないかというふうに思っておるところでございます。性質別歳出につきましては、人件費については、定員管理に基づく、できる限り抑制に努めていきたいというふうに思っており

ます。繰出出資については、このような横ばいの数字かと思われます。建設事業につきましては、先ほどの土木、また、それ以外の建設等も踏まえまして、予算の財源を見ながら住民要望にもお応えしていくような予算編成が望ましいのではないかというふうに思っております。扶助費につきましては、これは、議員のおっしゃるとおり、高齢者が増える、また介護、そういった中では上昇傾向にございます。概要でございますけれど、以上であります。

浜田議員

数字のない概要ですので、これ以上、議論しても仕方がないと思いますけども、ある程度、予算案の幾つかは見えてきたような気がいたします。この続きはですね、全協の中で紹介されるローリングでもう少し聞かせていただければというふうに考えております。ただしですね、一つ、今般の一般質問、一般の中からも、前回からも関係することですけれども、人件費・物件費抑制については引き続きというお話はですね、先ほども同僚議員の一般質問とおなじ方向なのかどうかあといふことは、若干、心配いたします。このグラフ、一つ説明し忘れましたが、下の段、人・物件費というふうに書いてあります。人件費だけではなくて、実際には物件費の中に人件費はかなり含まれてますので、これがどういふ推移を示したかといふことは、このグラフを見ると非常に特徴的ですね、小泉内閣にかわったところが変曲点で、ここからかなり急速に人件費、物件費の比率が下がってきていると、三位一体の行政改革というのがあってですね、同時に大規模な市町村合併で、このあたり、プレッシャーがかかってこういう結果になったのがこのままグラフにあらわれてるのかなといふことで、その結果のひずみを正すべきだといふ一般質問がですね、前回も今回もこの議会であったというふうに私は理解してますので、これが単に下降傾向でいいのかどうかといふことはですね、議会の質問と必ずしもおなじ方向じゃないんじゃないかといふことをつけ加えておきたいと思えます。

続きまして2-4、当初予算及び補正予算審議には財政指標概略見通しも公表をというふうにしたんですが、例の、あのさまざまな4指標ぐらいがございまして、これもあわせて補正のたんびに出してもらってですね、この予算を採択するとどんな影響が後年度に残るのかということもあわせて議論するべきではないかというふうに思ったんですが、事務事業と事務作業としてとんでもないという声が聞こえてきましたので、取り下げるとまではいきませんが、実務的にですね、簡易計算ができるような仕組みが、を研究していただきたいなという要望にとどめておきたいと思えます。けれども、例えば今の下水道事業のようにですね、そのときは非常に積極的だといふことで採用した施策が、その後、10数年にわたってですね、町の財政を圧迫するというふうな事業も当然ございます。ですので、一つの事業を採択するに当たっては、議会側も責任を持って、いいことだからすぐにやるというだけではなくてですね、この後年度負担についても十分な認識を持ってイエス、ノーを言わなきゃいけないという意味ではですね、そういう指標もいずれは発表していただきたいというふうに、ここは要望だけ申し述べて、2-5番目の質問に移りたいと思えます。

5番目は、近年、当初予算に対する補正の割合が非常に急増してるということを私は危惧してます。過去5年ほど見てましたらですね、裏側のグラフなんですけれども、例えば

平成 27 年度は当初予算に 40 数億円に対して 6 億円ぐらい、要するに当初予算の 15% ぐらいが補正、補正が繰り返されて積み上げられてきてると、それもだんだん期限が決まるものですから、使い道についての職員の皆さんの対応も結構大変だろうなというふうに思っていますけれども、それが増えてきているということに気がついたんで、これでいいのかどうなのかということをお尋ねしようと思ってですね、念のために、実は、もっと前まで 10 年分つくってみたらですね、思いがけないことも明らかになってしまいました。ちょっと脱線ですけども、そのあたりを最初にお話ししときたいと思うんですが、実は、もっとひどい補正があった時期があったんですね、約 10 億円です。何の時期かということ、麻生内閣から鳩山内閣に移った政権交代の時期です。政権交代のする前半にですね、大体 7 億円近い補正が組まれたんです。飯島町でも。その前年度も少し増えてます。これはうがった見方なんですけども、政権が危なくなるとばらまきやるのかなと、そうなると、今、増えているのは何なんだろうなというふうに思わず思ってしまうわけですけども、これは余談です。それにしてもですね、もしも補正の要素が非常に大きいと、このことについての弊害は私が言うまでもないと思いますけれども、一つは、行政と議会が審議する 3 月の予算審査の中身がですね、言ってみれば軽んじられると。結局、そこである程度のことを審議してもですね、その後の補正、補正でももとの考え方がだんだん変更をかけて、られてしますと、こんな予算審査でいいのかということが一つあります。もう一つはですね、補正のほうが一般的には審議時間もさまざまな事情で短くて、十分な審議もできないということもありますし、国からのさまざまな補助事業がですね、実は交付税、一般の交付税の形ではない形で来るものですから、ものによっては非常に使い勝手が悪い、あるいは、この前の、何でしたっけ、商品券みたいにですね、ちょっと消化型で事務事業を執行しなければいけないというふうなこともあってですね、町が本来、腰を落としてやらなければいけないと違う方向に予算執行を振り向けなければいけないということがたびたび起こるんじゃないかと、今回もトイレの問題は皆さんから議論になりましたけども、これなぞはその典型だと思うわけです。あの金額は、もともと地方交付税の形で来ていればですね、これほどの制約を受けることはなかったんじゃないかというふうに私自身は思うわけです。ですので、ひもつきではない予算でですね、できるだけ初年度に、年初に盛るべきなのが地方の財政運営に対する国の正しい姿勢ではないかというふうに感じるわけですけども、当事者としての町長は、このあたりどのようにお感じになっているか、お考えをお聞きしたいと思います。

町 長 最近は当初予算に比べて補正予算の割合が増えているんだと、こういうことでございます。その所見を伺うということでございます。例年は、新年度の予算編成に当たっては、予算編成会議において当初予算における年間予算編成を原則として、年度途中の補正は、災害や緊急な事情等ややむを得ないものを、やむを得ないもの及び当初予算編成の段階で財源の留保を行っているもの以外は原則として行わないとしております。しかしながら、実際には、例年 3 月に翌年度予算をつくり上げて、予算年次において法律の改正や経済の変動、国の補正予算に伴う対応、当初予算からの設計変更など、不測の経費を必要とする状況が生じ、例年、その都度、補正予算を編成しているところでありますが、実施計画

等を踏まえ、適時、対応しておるところでございます。こうした状況の中、直近の補正予算の状況を申し上げますと、平成26年度には補正予算9回、補正額7億290万7,000円、平成27年度には補正予算10回、補正額6億3,000万、今年度においても12月議会定例会に上程いたしました補正予算を含めると補正予算5回、補正額5億2,000万余ということに推移しております。補正予算は当初予算を追加または更正する予算であり、回数の制限はありませんけれども、当初予算における年間予算編成の原則を踏まえつつ、今後も円滑な事務事業を推進するため、真に必要な補正予算については適時行ってまいりたいと考えております。飯島町の財政が、やはり交付金に頼る全体的な体質、これは変わらないものでございます。したがって、その動向により飯島町の予算が左右されるということにございます。国からの交付金が当初予算にすべてもめる、盛り込めるなら、計画的な事業を推進することもできるかと思えます。しかしながら、小出し、小出しということの中で、その補正予算が来る、それに対応しなければならない、全部見過ごしていても、それはまた得にならない部分もございます。できるだけ活用していきたいというふうに思っておるわけでございます。しかしながら、何が何でも食い食らいつくと、こういう対応はとっておりません。先日も地方創生関係でですね、ハードにかかわる補正予算の案内が参りましたけれども、それは手にとるほど欲しいものでございましたけれども、しかしながら、基本的な計画、まだ整ってないということの中で、それは、今回、諦めようと、こういう決断をした部分もございます。ということでですね、補正予算に振り回されてはいますけれども、振り回される、今、国の環境、地方行政が振り回せる環境になつてちゅうことも事実でございます。また、議員の皆様方の政府への意見書の中にですね、当初予算をしっかり盛り込んでいただきたいという御意見も上程していただきたいなというふうに思うところでございます。

浜田議員 終わります。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時30分

議長 休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
10番 坂本紀子さん。

10番

坂本議員 それでは通告に従いまして一般質問をいたします。まず、最初のテーマであります減災の考えに立った強い地震、震度5強から7による死亡事故を防ぐための取り組みは進んでいるのかというテーマについてであります。阪神・淡路大震災から21年、新潟中越地震が2004年でございます。そして東日本大震災、そして栄村の地震から5年、ことし4月の熊本の地震、そして10月の鳥取の地震、そのどれもが震度7や6という大きな地震です。日本列島が地震の活動期に入ってきていることは間違いないと思います。阪神・淡路では

6,400人以上の方が亡くなり、東日本大震災では津波と原子力発電所の事故が重なり死者・行方不明者1万8,000人以上、戦後最大の災害となりました。今も17万4,000人余りの方が避難者となり、立ち上がれない状態が続いています。熊本の地震は、4月14日から19日にかけて震度7から5弱が10回以上、その後、震度4が50回以上という中で、死者50人、関連死76人、熊本から大分にかけて斜めに長く3つの断層帯上を転々と地震が移動していったことで被害が大きくなりました。また、その後、1週間後の大雨も災害を大きくしました。お亡くなりになりました方々には心から御冥福をお祈りいたすとともに、被災された方々の復興がスムーズに進むよう、県や国は長期にわたりしっかりとかがわっていただきたいと思うわけです。阿蘇市、熊本市には友人もいますし、南阿蘇村に議員有志で義援金を贈った経過もあり、気になっておりましたので、11月3、4、5と阿蘇市、南阿蘇村、西原町、益城村と地震の現場を見に行っていました。6カ月がたち、ニュースや新聞では余り報道されなくなっておりましたが、やはり現場は、どこもまだまだ大変な状態でした。鉄道は、熊本から大分へ抜けるラインが熊本空港近くの駅までは通じておりましたが、あとはまだ開通しておりません。道路は、幹線になる道路がとりあえず補強で通れるようにしているところが多数ありました。行ってみて感じたことは、断層の上や近くでは波うちや地割れで新しい家でも被害が大きいこと、古い家や瓦の重い家は潰れていること、2階建は激しく揺れたところでは1階部分が潰れていたこと、阿蘇山からの火山灰で形成された山が多いので山崩れがあちこちで起こっていたこと、また、それに巻き込まれた方々もいたことです。地震が起こったとき死亡しないための取り組みが、つまり減災という考え方なんです、地震が起こる前からしっかりと認識して、個人も行政もやっておかないと非常にまずいと私は強く感じたわけです。

1-1であります。耐震化への取り組みと進捗状況はどうなっているのか。一般住宅、民間アパート、企業などです。それについてお答えいただきたいと思います。

町長 坂本議員さんの一般質問にお答えいたします。強い地震の発生を想定しまして、耐震化への取り組みと進捗状況はどうなっているかと、こういう御質問でございます。町では、町内の既存建物の耐震性能を確保するために耐震診断と耐震改修を促進することにより地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的といたしまして、平成20年3月に飯島町耐震改修促進計画を策定しまして、さらに、平成28年3月に見直しによる一部変更を行っております。この計画は、建物の耐震改修の促進に関する法律に基づき長野県の定める長野県耐震改修促進計画に準じて、本町における地域防災計画等の既存計画と整合を図りながら策定したものでございます。町内建築物の耐震化への取り組みは本計画に従いまして実施をされておりますので、取り組みの詳細と進捗状況につきましては建設水道課長より御説明申し上げます。

建設水道課長 それでは、私から耐震化への取り組みと進捗状況について御説明をいたします。まず、住宅建築物の耐震化を進めるためには、所有者の意識と自助努力が不可欠でございます。その上で、町では、県や関係団体と連携し、耐震診断や耐震改修に対する負担軽減のための支援策を講じているところでございます。支援の具体的な内容でございますが、昭和56年以前に建てられた木造戸建て住宅について、所有者の申請に基づいて耐震診断士の派遣

に要する経費を助成し、所有者の負担金なしで耐震診断をいただくことができることとなっております。さらに、診断のその結果に基づきまして耐震性の不足が認められた場合、そういった場合には補強工事を、が必要となるわけでありまして。こちらにつきましても、所有者の申請に基づき 60 万円を限度とする補強工事費の2分の1の助成を実施しているところでございます。これらの取り組みにつきましては、平成 17 年度から実施をいたしまして、これまでに、耐震診断につきましては簡易診断と精密診断を合わせ 508 件、耐震補強への助成の実績は 11 件となっております。また、平成 26 年度現在における町内一般住宅と民間アパートの耐震状況につきましては、総数 3,991 戸に対し、耐震性を満たす建物が 2,734 戸、耐震化率は 68.5%でございます。なお、企業の耐震状況につきましては、耐震改修促進計画の対象とする建築物には含まれておりませんので、現時点では把握しておりません。この飯島町耐震改修促進計画でございますが、平成 32 年度における耐震化目標を 90%として掲げてございます。この目標に向け、広報等を活用した耐震支援策の P R、個別相談会の開催など、啓発に努めているところでございます。

坂本議員 民間アパートのことはおっしゃらなかったんですけど、民間アパートの件はどうなっていますでしょうか。

建設水道課長 民間アパートにつきましては、総数 3,991 戸の中に含まれており、民間アパートのみが 52 戸でございます。なお、民間アパートについては、56 年以前の建物はございません。

坂本議員 今、総数に対して割合が 68.5%。これは一般住宅、それから民間アパート含めた中での割合をおっしゃっていただきました。半分以上ということで進んでおります。きのうのですね、同僚議員の質問の中では、一応、1 次避難を集会所とか、2 時避難は公的な区とかの施設になるわけですけど、そこにおいては、一応、耐震はできているということなので、そういう部分では、逃げていくっていうか、先のお話は、耐震化は全部、うちの町はできているということでございます。それで、平成 20 年から促進計画をつくって、現在まで進んできてるわけですけども、32 年に今のお話ですと 90%とするようにするというところでございます。この 68.5%から外れている人たちというのは、多分とても古いおうちだったり、あとは引き継ぎ手がないというか、高齢者の方たちが、多いと思います。それでですね、3 年前に政府が発表しました……。あ、もとに戻ります。すいません。今のことの中でですね、3 年前に政府が発表しました長期の地震の起きるか、確率というのは、九州中部では 30 年以内に震度 6 から 8 以上が 18~27%とされ、ということで、実際にそれがことし起こったわけですね。それで、2014 年の発表では、伊那谷の地震というのは震度 6 弱以上というのが 40~50%と言われておりまして、東海地震のほうは 90 年~150 年に起こると言われて、現在の安政の東海地震という南海トラフで起こった地震が 1854 年ですから、既に 162 年たっているというわけで、もう本当にいつ地震があってもおかしくないという、現在そういう状況になってきております。それで、耐震化率は 60%と上がっておりますけれども、それでもまだまだ、その実際的なも、部分で住民に対する意識という点では、何だか、そういうふうに言われていても、伊那谷はずっと、ここ、災害がなかったわけで、住民自身が何か来ないような、そんなような気持ちの方たちが結構多いような感じがします。話をしている。なので、啓蒙という点では、まだまだこれからも頑張っ

いただきたいと思うわけですが、1－2に当たります。住宅建築法令の改正は1982年にされているわけですが、それによって判断される危険を伴う住宅や建物が町内にどの程度あり、それに対して、今の言った68.5%から外れるということですが、それに対してですね、どのように町内に点在して、または、そういう状況をどう把握しているのかという点をお尋ねしたいと思います。熊本の地震ではですね、やっぱり断層上では、益城町なんかは1,000棟以上が全半壊ということで、非常に被害が大きく、亡くなった方たちの多くは、やっぱり建物の下で圧死されたということがありますので、その点に対して心配をするものでございます。現状についてどう把握しているのかお尋ねします。

建設水道課長

それでは、ただいまの御質問に対しましてでございます。建築基準法における構造基準につきましては、昭和53年の宮城沖地震などを受け、昭和56年に耐震関係規定が大きく見直されました。阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に建築された建物の被害が特に大きかったことがわかっておるところでございます。飯島町内の状況につきましては、平成26年度時点の住宅総数3,991戸に対しまして耐震性能を満たしていない住宅が1,257戸、率にして31.5%を占めておるところでございます。なお、そういった点在関係の状況につきましては、この町の計画の中におきまして飯島地区で563戸、田切地区で168戸、本郷地区で146戸、七久保地区で380戸と把握しているところでございます。

坂本議員

今は、地図上では点在するという形では把握してなく、地区ごとには、今言っていました。飯島563、田切168、本郷146、七久保で380戸ということで、全体では31.5%がまだ耐震ができていないということでございます。これはですね、地域防災計画という、こういう分厚いのをいただいたわけですが、そこの中にはね、やはり、この耐震化のこともうたわれておまして、それで、伊那谷断層の地震という中では、全・半壊が木造で45%ということと、あと、非木造建築で全体の17%という予知がされております。あの分厚い資料は、私たち議員のほうには全部配られております、防災関係の委員の方たちはみんな知っているわけですが、住民に対しても、こういう実態というか、地震に対する危険性を、もう少しですね、あからさまに示すような形で公表しながら、耐震化ということと防災という知識においても向上を図って、住民の意識を促すようなことをやっていっていただきたいと思います。なぜ私が、この今の言ったみたいに地図上に、こう、それを、も点在してるかっていうことを地区ごとっていうんじゃなくて地図上で落とすかという、もし地震があった場合にですね、地図上でそれがわかっているならば、ある程度、その地震が起こる前に、町全体がどういうふうな形になっていくかっていうのがね、想定できると思うわけです。それに、もちろん、断層がどういうふうに走るかっていうことで、それはまた違った、違ってくるとは思いますけれども、被害っていうのを地震が来てからそういうふうになったっていう前に、ある程度、その崩壊する建物が、町の中心部の、そういう繁華街にあったとしたら、やはり、それは個人の持ち物であるかもしれませんが、周りにとっては危険を催すというか、そういうことになるわけで、やっぱ、それは行政サイドとしても、そういう状態を、持ち主というか、個人的にっていうよりも、地域を挙げて、そういうことに、防災、減災っていうことに対して目を開いていってもらえるような働きかけをしていっていただきたいと思うわけです。

それで、次の1-3であります。耐震診断への補助はありますかということで、先ほどの最初の質問では、耐震の補強がされた家が11件ということでした。診断をされている家は508件ということですが、そこから耐震補強に至るまでが、ちょっと、この間が総数が随分と離れていると思うわけですが、診断をした後、耐震化をするとなるとですね、古、おうちの築年数で違いますけれども、100万円単位という形で費用がかかるために、ここ数年の行政報告書の私のお尋ねの中では進んでないように感じております。ここではですね、住宅リフォームでは10万円というふうに、少な過ぎるというような通告しましたけれども、後からは、先ほど言われましたように60万円の補助が出るという、耐震化に対してすれば60万円の補助が出るということでもございました。それでも、家全体、耐震化するとなると、やっぱり200万とか300万とかかかるわけで、その200万としたら2分の1は100万っていうことになりまして、100万は町では出せないということになりますので、もう少しですね、耐震化の補強に対してですね、総額的な金額をかき上げしていただければと思うわけです。それから、その制度そのものなんですけれども、そういう部分に関して、住民自身がよくわかっているかというのと、その60万円出るっていうお話も、耐震化をしようと思っている人はよく聞かれるんですけども、そういう意識がない人は知らない場合があるということで、そこら辺の制度のあり方そのものもどういうふうに考えてるかということをお尋ねしたいと思います。

建設水道課長

耐震補強の、今、話をいただいたところであります。この耐震補強工事に対する支援につきましても、先ほどもお話をさせていただいたとおりでありまして、国、県、町の費用を合わせまして60万円が補助金として出るという内容でございます。要件といたしましては、昭和56年以前の木造戸建て住宅でありまして、まず、耐震診断を実施していただき、その結果、基準に満たなかった住宅が対象ということでございます。なお、事業の一層の推進を図るために、まず、現行補助制度額の拡大につきましても、県にも要請、要望をかける中で検討をしております。また、住民の皆さんへの耐震診断や耐震補強に関する補助制度の普及及び耐震化の必要性につきましても、さらなる啓発に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

坂本議員

ぜひ、いろんな補助制度、県、国、あると思いますけれども、そういうのをですね、もう少しかさ上げして、住民の方たちに使いやすいような制度とか、やはり耐震補強をこれからまだやられてない方たちをやってもらうようにするためには、制度の内容もよくわかっていることも大事だと思いますので、その点をしっかりと、行政サイドとしても、各地区とかなんかとともに一緒にやっていっていただきたいと思います。

それから、1-4になります。阪神・淡路では早朝の地震でしたし、白馬村や栄の地震は夜でした。熊本も夜の地震ということでございました。特に夜の地震は非常に危険だと私は思っております。それで、対策と啓蒙という点ではどういったところに力を入れてやっていくのか。町は、そういう点では、減災ということに対してどういう取り組みをしているのかという質問です。お答えいただきたいと思います。

総務課長

夜の地震に対する、その対策、それから啓発に力を入れるべきという御質問の中で、この夜間、暗闇で大地震が発生した場合も想定して、やはり一人一人が、この防災・減災意

識を高めていただくということが欠かせないことかなあと思っております。特に大地震の場合には、地震発生と同時に停電になるということが想定されます。まずは、暗い、暗い中で自分の身を守ってもらうということが大切でございます。そして、揺れがおさまってから、今度は避難ということになるわけですが、避難する際には、やはり夜ですと明かりを確保するということが極めて大切なことになってまいります。就寝中の無防備な状況の中で身を守るための有効な対策として幾つか考えられるわけでございます。中でも住宅の耐震化が、やはり最も効果的であると考えますが、これには多額な費用がかかるという課題がございます。次に、寝室のみ耐震化するという手法も考えられるわけでありまして、住宅全体の耐震化に比べますと費用は少なく済む手法でございます。それから、もう一つ、家庭用の耐震シェルターを設置をして、その中で就寝することも、これも効果が高いというふうに言われております。これらはいずれも費用がかかる対策になるわけですが、こういった多額な費用をかけずに身を守る対策も幾つかありまして、この大地震では就寝中に家具の下敷きになるという、なって被災するというケースが多いと言われております。家具を固定することは大変有効な対策と言われておりますし、寝室に家具類を置かない対策、これも有効だと考えます。さらには、寝室内における家具のレイアウト、特に直接身にかかってこないようにレイアウトを工夫する、こういったことも減災につながるというふうに言われております。次に、避難に際しては、明かりの確保がどうしても必要になってまいります。停電の際は懐中電灯等が頼りになるわけでありまして、仮に枕元に懐中電灯を備えておいたとしても、激しい揺れでもって移動してしまって、その物が散乱するような暗い状況下では探すことすら困難だということが言われております。そこで、大変便利な防災用品がございまして、通常は部屋のコンセントに刺しておくタイプの非常用ライトがございます。通常時は点灯せずに、停電時には自動的に点灯する、そして、コンセントから抜くと懐中電灯として使えるというすぐれものの非常用ライトがございます。これを各家庭で居間やあるいは寝室に常備していただくことで、停電時の明かりの確保が容易になるかなと考えております。明りの確保ができてからは、今度は逃げ道を確保することが課題になってくるわけですが、やはり、例えば食器棚が開けっ放しになったり、家庭内、どこでもいろいろなものが散乱する状況でありますので、ガラスが飛散しないようにする対策ですとか、物を固定する対策、これがどうしても必要になってまいります。それから、そういった状況の中で外に避難する場合には、履物も必要になりますし、寒い時期には防寒対策も必要になってまいります。そういったものをできるだけ身近に用意して、すぐに身支度できることが理想というふうに言われております。先般、町の地震防災総合訓練に合わせて全世帯を対象に家具類の固定状況調査を行いました。その結果、家具類の固定に関しては、一部を含めて固定済みと回答した世帯、全体の27%程度と極めて低い実施率でございました。各家庭においては、この家具の固定を初めとして、防災用品を備えていただくこと、それらを含めた防災、減災の対策を行っていただくためにも、町としては、固定金具を初めとした防災用品のあっせんについて検討をしてみたいと考えております。なお、現在、町では、本年度から希望する耕地、自治会に出向いて防災の専門家を派遣しての防災講座を行っております。ただいま申し上げたような対応につきまし

て、大地震への事前の備え、夜間に発生した場合の身の守り方、いかに素早く避難するか、そういった具体的な対応について講義を行っているところでございます。こうした講座を、3年以内、昨日の一般質問において3年以内という答弁を申し上げたところ、ちょっとそれでは余りにも長過ぎるという御指摘もいただきました。3年以内は一つ目標でございますが、できる限り早期に全耕地・自治会において開催をして、防災、減災の意識を高められるように努めてまいりたいと思います。

坂本議員

いろいろな角度からおっしゃっていただきました。お配りしましたこの写真と、それから下にその説明があると思いますけれども、これは、上のほうは防災になっているベッドを寝室に置いて、その中で寝るということでございます。これでも、このフレームのところは金属になっておりまして、結構、これでも値段がかかります。35、6万という金額になります。この下のところは、6畳の中にもう一つ、四隅にですね、補強材のほりをもう1個つくって、天上もつり下げてるというか、天井にも補強を入れているということで、部屋の中に、ちょっと二重のお部屋があるような感じになっておりますが、これは寝室だけそういうふうな形にして、これで45、6万でできるというお話になっておりますので、その各自治会に出向いて講座をするっていうときでもですね、こういうような現実にやっていることもありますし、これは個人の方たちで、メーカーさんはいろいろありますので、もし、この下のですね、補強をするということになったら、先ほども補助金の申請対象になると思いますので、そういうこともですね。説明していただいて、家全体が補強、耐震補強にならなければ、こういうふうに寝られる部屋だけでも、せめて自分の身を守るといって、そういう観点に立ってやっていただけるような活動をしていただきたいと思っておりますし、3年以内とおっしゃっておりましたが、それをもう少し短い中で回って説明していただければと思います。もう一つは、そのガラス、今、ガラスの窓っていうのは、ほとんど少ないと思っておりますけれども、ただ、室内に置いてある鏡とかもありまして、台所のガラス戸とかもありますので、そういうところに張る飛散防止フィルム、公共施設では、全部、飛散防止フィルムが張られておりますが、そういう点のこととかもやっていただければいいと思っておりますし、先ほど課長がおっしゃいましたコンセントに差しておいて非常ライトがつくというのは、私も調べてみましたが、非常に使いやすいですし、そこまで買わなかったとしても、枕元には、やはりスリッパと懐中時計と携帯用のラジオを常備、すぐ袋に入れて手にとれるようにしておくというようなことはとても大事なことだと思います。それから、あとですね、最近では2階建てのおうちが多くなっておりますが、熊本の地震のひどいところは、大体、全部潰れておりまして、寝室は1階ではなく2階にするような形のほうがいいというふうな結果が出ておりますので、ぜひですね、寝室を1階にされている方は、できるだけ2階のほうで寝られるような、そういうほうな助言をしたほうがいいかと思っております。だから、そういうさまざまな角度からですね、そういう減災という形でのことを住民自身も自分の中で、その地震があつて、ここ、この伊那谷も震度7が来るんだっていうことをね、自覚するような形でやっていかないと、行政だけの対応ではとても進まないことだと思います。そういう点では、年に1回やってます防災の日も、毎年同じような形でやっておりますが、そういう中で、こういう具体的な取り組みに関して、やはり自治

会、あと耕地の方たちと話をするというのも大事だと思いますので、ぜひ、そういった中で住民の啓蒙を図っていただきたいと思います。

次に1-5ですけれども、建物が崩壊した際の救出をどのように考えているかという質問でございます。白馬村では、車用のジャッキが有効だったと報道されています。町の現状はどうなっているのでしょうか。自治会によってはジャッキを自治防災の補助金の中で備えているところもあるとは聞いておりますが、現状についてお答えいただければと思います。

総務課長

次の御質問は、建物が崩壊した際の救出方法・手段ということで、特にジャッキということでございます。災害の発生時に崩壊した家屋から人命を救助する活動、まずは、地元の消防団を含めた近隣住民の力がどうしても必要になってまいります。その場合、車用のジャッキは自動車を所有している家庭なら必ずある身近な救助ツールということでございます。消防団員の中でも救護隊などについては、こういった家庭、家屋ですね、家屋倒壊を想定した救急救護訓練を実施しております。各自主防災会でも、救助用具のセットですとか油圧ジャッキを備え始めたところもございます。本年度から、町の地震総合防災訓練におきましては、町からお願い、ぜひやってほしい訓練、それから、各自治体、自治防災会が独自で行っていく、行っていただく訓練というふうに2つに分けてお願いしているところでございまして、自主防災会で整備した油圧ジャッキ、あるいは身近にある車のジャッキを使って実際に訓練を行ったというところも聞いております。ぜひ、今後も、そういった訓練の際にはですね、こういった救出方法の講習なども取り入れた訓練をしていただくように、耕地総代、自治会長を参集しての防災研修会等で提案をしてみたいと考えております。

坂本議員

既にジャッキを使った救出方法というのは、はやっている実態があるということを知って安心しましたし、自分のところの自治会もやらなければいけないなあと感じておりますが、ジャッキの使い方は、なかなか女性の方は、車のタイヤを変えるのも、もう、こう、工場に持って行ってやってしまうという形で、やっている方が少ないとは思いますが、ジャッキの使い方も、女性も覚えていかなきゃいけないなあと、今回の質問をするに当たって、すごく私自身も感じておりますので、ぜひ、救出という点に、の観点においても、それ、そういうことを取り組んでいただければと思います。それでですね、今回の質問は、するに当たって、総合的な中で、その防災の、その関係を調べたんですけれども、そのハザードマップですね、ハザードマップは、各家庭に1部ずつ配られてるわけなんですけれども、ハザードマップには、土砂崩れの地域とか、雨が降ったときの川の氾濫とか、避難場所っていうのはあるんですけれども、実際、地震が、伊那谷断層なんかの強い地震がどこにどの程度起こるかっていうのは、そのハザードマップには知らされてなくて、地域防災計画の中の7ページの部分にはね、伊那谷全体の図の中で、強度が、こういうふうに色で点在してるのがよくわかるわけですね。だから、今度、ハザードマップをつけるときには、その土砂崩れっていうだけではなく、地震がどのように起こるかっていう、それは、その震源の問題もあるんでしょうけれども、一応、予測としては、それが国サイドでの発表になっておりますので、そのハザードマップの作り方においても、もう少し突っ

込んだ考え方の中で検討していただきたいと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

総務課長

御指摘のように、ハザードマップ上には活断層の位置は示してございません。地震の際ですね、この活断層がすべて動くかどうかは何とも言えないところでありまして、伊那谷の断層帯が連動して動いた場合には、最大震度7が想定されるということが言われております。どれが動くかはわかりませんが、少なくとも活断層がここにあるということは既にわかっていることですので、わかっている部分についてはハザードマップに掲載していくように検討してまいりたいと思います。

坂本議員

ぜひですね、そういった点でも改良できるところは改良してですね、地域防災計画というのも今度少し変わってくるというようなお話でしたけれども、年を応じて、やはり防災に対する考え方とか、国でのそういう発表なんかのも、部分も変わってきますので、そういう住民に対する啓蒙に関しては丁寧な形をとっていただければと思います。

それでは、2つ目の大きな質問になります。来年からですね、始まる介護保険に係る地域支援総合事業をどのように展開していくつもりかという内容についてであります。町内の高齢化率は34%という中で、今後、この状況がまだまだ高くなっていくであろうと思われれます。しかし、現在、町が進めてます定住促進の効果とかですね、健康寿命を延ばす、先日ありました健康寿命を延ばす取り組み、それから自殺予防の取り組みといういろんな取り組みをやる中で、地域の住民同士がですね、お互い支え合おうという気持ちが高まってきて、元気な中高年が増えてくればですね、高齢化率の数字も怖くないのではないかと私も思うわけであります。しかし、現状の認識は大切だと思いますが、2-1になります。町内の高齢者の状況、それから、ひとり暮らしとか、障害児と書きましたけれども、これは介護保険制度にかかわるということで、障害者に、や引きこもりの大人などですね、現状をどう捉えているのでしょうかという質問でございます。

町長

お尋ねの御質問ですけども、65歳以上の高齢者の方は現在3,311人でございます。このうち介護認定を受けている方は525人おりまして、約6人に1人が認定を受けていますが、逆に6人中5人は元気な高齢者ということになります。これは、介護サービスに頼るばかりでなく、地域で支え合うことが重要となってきたおと感じております。そのため、人と人とのつながりを持ち、地域で元気に活動し、社会参加を続けていただけるよう、耕地・自治会単位で活動する高齢者団体をいちいの会と称しまして、高齢者活動交付金を交付しています。いちいの会は、耕地・自治会内での親睦やボランティア活動にとどまらず、町の健康福祉大会や地域づくり講演会、社会福祉、社会福祉協議会主催の事業などへの積極に、積極的に御参加いただいております。また、地域の介護サービス事業所と連携して避難訓練、介護教室、認知症サポーター養成講座等を行っているところであり、それぞれ活発な活動を行っていただいております。しかし、認知症の方の数は年々増え続けておりまして、認知症は身近な病気となってまいりました。残念ながら認知症は100%防ぐことはできませんけれども、だからこそ早期診断、早期対応が重要となると考えております。そこで、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられる支援体制を整えていくために、認知症初期集中支援チームの設置に向け、現在、準備を

進めているところでございます。現在の状況でございます。

坂本議員 ええとですね、いちいの会のことをおっしゃいましたけれども、このいちいの会なんですけど、町内、自治会、耕地の中、できていますが、ちょっとお聞きしたいんですけど、1つの耕地で1つじゃなくても、1つの耕地で1つ、2つとか3つとかチームをつくっていいんでしょうか、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

健康福祉課長 高齢者の活動の支援っていうか、そういう関係でございますので、幾つもとつくる、大体、人数的なものもでございますので、今んところ、多分、一耕地、一自治会、一団体というのがございまして、その中でございまして、お話をいただく中で、幾つもの話になれば、ちょっと御相談をいただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

坂本議員 ええとですね、というのは、年齢幅が広いというかですね、例えば新田だと160軒、158軒というか、そういう感じで自治会へ入ってますんで、全部のおうちにみんな高齢者いるわけではないんですが、自治会の中の高齢者が多いところは、やはり仲間内という感じでまとまってまいりますので、どうも後から入った人は入りにくくてうまくやれないという、そういうお話も聞いておまして、今後もう1つ、1つの自治会に1か、1つっていうことではなく、集まってみんなでの、いちいの会という近い、名前はともかくとして、そういうものができたとしたら、それに対しても補助対象の活動費というか、そういうのを広げていただければと思いますが、そういった考え方はどうでしょうか。

健康福祉課長 確かにですね、新田の自治会のような状況はあるというふうに、今、把握を、一応、報告が来ておりますので、つくってしまったのに入りづらいということは、お聞きしておることは確かでございます。町もですね、高齢者活動の支援という名目がございまして、そこら辺につきましてはですね、また御相談願えれば、その中でまた対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

坂本議員 次はですね、ちょっと時間がなくなってきましたので、2-2と2-3をちょっと一緒にやりますけれども、こういった自治会、耕地、それから民生児童委員、健康推進員などが各自治会の中で役を持つて方たちがいますけれども、やはり、元気な人たちをうまくチームとして交流させながら活動してくということは、こういう現状の認識というのは、共有していないとなかなか広がりを持った組織体制にはならないと思いますけれども、そういう点はどん、その点も、どういうふうに町としてこの人たちに対して進めているのかということです。あとはですね、2-3のほうで言いましたのは、その元気な方たちが、ただスポーツをすとか、そういうことではなくて、互助会的な組織という変ですけども、草取りをして、草取りが大好きな方とか、草取りは苦手だけど手仕事は大好きで何でもつくってしまう方とか、時間はたっぷりあるので話し相手にもなれるという、そういういろんな方たちがいるんですけども、地域通貨っていうことは何年前に言われたと思いますが、地域通貨システムのようなですね、時間、やってあげて、それをポイントとして物々交換するというか、そういうような互助的なシステム、会員制みたいな形になるんですけども、そういうようなポイントでやりとりするような、そういうようなシステムっていうのは、総合事業とはちょっと手前の外れていく部分になりますけれども、社協

とかは総合事業で絡んでくると思いますが、そういう社協を使わないで、各、その自治会とか地元の方たちの元気な方たちのチームリーダーみたいな方にそういうものを担ってもらうような、そういう方たちも養成、今後、養成していかなければいけないと思いますけれども、そういった形の小さな互助システムっていうのの中で生活支援をするというようなことの提案をするわけですが、この2点についてお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長

それでは、まず最初に、耕地、自治会の役員、民生児童委員、それから健康推進員などの役目を持つての方の認識をということでございます。会議を通じてでございますけれども、そういう皆さんには啓発活動を、一応、行っております。高齢者の皆さんが、この地域、住みなれたところで健康で生き生きと安心して暮らし続けていくということは、住民同士の助け合いが大変重要だということで町も認識をしております。また、先月、11月の23日にはですね、社協と共催で「みんなでつくる地域と笑顔」と題しまして地域づくり講演会を開催をさせていただきました。その際には、区長さん、耕地・自治会長さん、それから民生委員、いちいの会の皆さん、一般的な地域住民の皆さん、それから介護事業所の皆さんにも多く参加をいただきまして、地域の助け合い、支え合いの気持ちづくりということで、その周知、啓発を行ったところでございます。また、地域ケア会議というものを地域包括システムの中には設けるようになってございまして、地域の課題を解決していく中で、耕地や自治会長さん、それから隣組長さん、それから、そこにかかわります民生委員さん、健康推進員さんとか、そういう方々に御出席をいただいて、個々のケースにつきましてもですね、話し合いを行っているところでございます。今後もですね、そういう協議体のようなものでございますけれども、開催する中で、地域の皆さんのお力をお借りした支え合いづくりを進めるっていう事業を、総合事業を含めて展開をしてみたいというふうに思っております。また、その元気のうちに働いておいて、そのポイント制のシステムとか、そういうことでよろしいかと思うんですけれども、現在ですね、介護保険事業所でもですね、サービスも大分充実してきております。サービスを受けれる体制っていうのは整っているわけでございますが、それらをですね、利用しつつ、人と人とのつながりを大切にしたい支え合いづくり、それから生活支援の充実を構築するっていうことがこれからの総合事業の中の課題というふうになっております。また、その中でですね、介護事業所の連携、啓発活動、地域を巻き込んだ活動の推進、住民支え合い意識の広がりをだんだんだん育てていく中でですね、そういうポイントシステムの構築ですとか、支え合い活動の核になる住民をつくりながらですね、その啓発活動の中で意識を高めてまいりたいというふうに思っております。そうした中でですね、その意識の高まった中で、一つの方法として、そういうことも考えられるかなというふうに考えておりますので、それにつきましてはですね、これからの研究課題かなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

坂本議員

終わります。

議長

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休 憩	午後 2 時 2 1 分
再 開	午後 2 時 2 2 分
議 長	休憩を解き会議を再開します。 7 番 三浦寿美子議員。
7 番 三浦議員	<p>それでは、通告に従いまして一般質問を行います。介護保険制度 16 年、飯島町の介護環境についてということで最初にお聞きをいたします。介護保険制度が始まってから 16 年がたとうとしています。3 年ごとの見直しに問題はありましたが、介護に関する、対する社会的な認識は大きく変わったと思います。介護保険制度ができる前は措置制度でした。家庭で介護するのが当たり前との意識があり、デイサービスを利用することにも気が引けたり、ショートステイを利用するときはよほど困ったときでないと利用できないといった、そんな利用状況があったように記憶をしております。2000 年の介護保険制度の導入で措置から介護サービス利用へと介護の環境が大きく変わりました。介護保険料を払い、介護認定されれば、利用料を払うことで介護度の範囲内で基本的には自分でサービスを選び、ケアマネージャーのケアプランに従って介護サービスを利用できるようになりました。介護の社会化という目的が浸透してきたことで家族介護のあり方が徐々に変わってきたと思います。今では、16 年前にはなかった宅幼老所、認知症のグループホームなど受け皿になる事業所が身近にあり、多様なサービスを選択できる環境があります。来年度からは飯島町の介護の環境が大きく変わります。16 年を経て介護の社会化で得たものは大きかったと感じています。飯島町として 16 年の実績をどう評価しているのかお聞きをしたいと思います。</p>
町 長	<p>最後の三浦議員さんの一般質問にお答えいたします。介護保険制度を 16 年と、この歩みをもって飯島町の実績をどのように思うかということでございます。介護保険制度は、少子高齢化を初めとする社会情勢の変化に伴い、地域社会全体で介護を支えることを目的に平成 12 年 4 月からスタートいたしました。開始当時、当町の人口は 1 万 1,182 人、65 歳以上の方は 2,748 人で、高齢化率は 24.6%でございました。現在の人口は 9,700 人余、65 歳以上の方は 3,311 人、高齢化率は 34.1%という状況になってまいりました。当時の要介護認定者は 322 人で、年間の保険給付費は約 4 億円でした。現在、認定者数は 530 人で、平成 28 年度の保険給付費予算額は 9 億 9,000 万円、10 億近くになっております。このように大きく伸びており、約 2.5 倍となっております。これまで何度も介護保険制度が改正されまして、平成 18 年度からは予防事業を重視する方針が打ち出され、地域包括支援センターを中心に予防事業の強化を図ってまいりました。平成 23 年度の改正では、介護サービスの基盤強化として医療と介護の連携や認知症対策の推進が強化されました。あわせて地域での介護や高齢者の権利擁護の推進が求められるようになりました。平成 27 年度の改正では、生活支援体制の整備による地域支援事業の推進が出され、介護保険サービスだけでなく、住みなれた地域での支え合いが求められてまいりました。介護保険サービス事業所も充実し、さまざまなサービスが受けられる体制が整っておりますけれども、今後は、それらも利用しつつ、人と人とのつながりを大切にされた地域の支え合いづくり、地域におけ</p>

る生活支援の充実を図ってまいりたいと思っております。いずれにしても、16年、この制度が始まる前とは雲泥の差のこの社会的認識、また施設、環境が整ってきてるなというふうに感じておるところでございます。

三浦議員

ただいま実績についての評価をお聞きいたしました。当初は介護保険制度への理解が、住民の中、余りありませんでした。先ほども申されましたが、介護保険制度の3年ごとの見直しによる介護の環境に変化もありました。今では、できるだけ介護度が重くならないように、デイサービスの利用、介護度の軽いうちからのリハビリを利用し、機能の改善と重度化を防ぐことで、できる限り自立を目指すことが重視をされているというふうにかん、見ております。当人はもとより、家族、行政、事業者の努力があればこそできることだというふうに思っております。要支援の軽度の人でも専門的な知識のある人がかかわることで重度化が抑えられてきたというふうに私は考えておりますが、その点について認識はいかがでしょうか、お聞きをしたいと思えます。

健康福祉課長

それでは、それについて私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。確かに、議員さんのおっしゃるとおり、専門的知識のある方、飯島町の各事業所でもですね、リハビリ関係の方が増えてきた現状もございます。町といたしましてもですね、地域包括支援センターを中心に介護予防事業に取り組んでまいりました。9月の一般質問でお答えしましたとおりですね、町内事業所と連携をするということ視野に入れながらですね、それから、来年度の総合事業のメニューとも連携するようなことを考えておまして、その中でですね、楽しみながらリハビリを行える居場所、社会参加の継続のために利用いただいて、そういうところをいただいているというふうに思えます。また、今年度においてもですね、そういうところを利用された皆さんのですね、高評価というのがございましてですね、そこを利用していくことがこれからもいいんだろうというふうに考えております。国の考え方はですね、生活支援、地元でということでございますので、先ほども申しましたとおり、事業所を利用しながら地域で生活し続けると、そういうようなことも念頭に入れて、要介護者関係、それから要支援の軽い方もですね、重度にならないという、そういうところを重点を置きながらやってくのがいいんじゃないかというふうに思っております。ですので、来年度もですね、こういった事業を取り入れながら展開をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

三浦議員

その今後のあり方について、今、お聞きをしたわけです、ですけれども、専門的な対応っていうのは、これからも、幾つもの段階ができるというか、A型、B型とか、介護度——介護度というか、支援の状況によって対応が変わりますね、それについての専門的なかかわりっていうのは、どこまでを専門的にかかわってもらえるようになるんですか。

健康福祉課長

要支援1・2につきましてはですね、介護関係から、来年度、外れてくるということで、それなりのメニューをつくってですね、そこらところをですね、カバーするようなもの、ただ、人によってはですね、家での、そのいろいろレンタルとかですね、利用できるということでございますので、一概に全部それが外れてしまうわけではございませんけれども、重度にならないというのが一番の目的というふうに思っております。要介護1・2もですね、要支援1・2、介護認定の1になったとしてもですね、動ける方もいらっ

しゃいますので、そこら辺のところを踏まえて、先ほど申しましたように、リハビリ関係のそこにはかかわっていただけるのではないかなというふうに思っております。要介護3以上になりますと、今度は特養の入所が出てくるということでございますので、そこら辺はですね、また、それについておりますケアマネさんの考え方もございますし、地域包括支援センターとのお考え方もございますので、相談をしながらということになるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

三浦議員

考え方をお聞きいたしました。介護保険制度が策定をされたときに既に2025年の問題は想定をされていたというふうに私は認識しております。しかし、時が経過する中で、小泉内閣の三位一体の改革、構造改革により社会保障制度への負担増が大きく問題視をされ、自然増への国庫負担を抑制する方向に変わってきたというふうに認識をしております。先ほど浜田議員が示されたあの中にも、表の中にも、そんな様子があらわれていたように思います。そういう中で、介護保険制度も大きな打撃を受け続けているというふうに私は思っております。国の言うように、できることは自分たちでお金のかからない方法で支え合うというのがこれからの方向かなというふうに思っておるところですけれども、保険料は徴収をし続けます。これからは、財源が足りないと言って、今40歳からの保険料の徴収をさらに若い人たちに負担をしてもらおうというような構想もあるように聞いております。というように、保険料は徴収します。しかし、介護保険の利用はなかなかできにくくなっていくというのが今回の改正にあらわれているというふうに思います。私は、社会保障制度というものが、そのわ、社会保障の制度の1の1からだんだん外れていっているということで危機感を感じているところです。先ほど答弁の中にありましたが、国が制度を改正して、地域の中でみんなで支え合っていこうということで、それがすべて悪いとは私は言っているわけではありませんけれども、必要なところにはきちんと社会保障として対応していくという制度の構築が必要だというふうに思っています。先ほど、なぜ実績やらどのような認識をされているかというようなことをお聞きしたかといいますと、やはり、措置制度であったときには、本当に家庭で介護をしなければいけない、そのことが非常に重い、家族にとって重いものであったということが今になってひしひしと感じられるからであります。最近、介護をされている方にお聞きをしましたら、今のこの制度で「デイサービスに行ってもらってるから、たまにはショートステイで泊ってもらってるから、今こうやって何とか見てやろうと、いるときには何とかしようと思って頑張っているけど、ずうっとこのままおられたんじゃ、とてもじゃないけど自分が変になっちゃう」っていうのがその人の気持ちでした。確かにそうだと思います。その方は、だんだんに介護されてる姑さんが認知、認知度が重くなってきて、とんでもないところからカビの生えた御飯が見つかったり、ない、ないと探していた物がおかしなところから見つかったりと、いろんな思いをして、今、あっちをのぞき、こっちをのぞき、苦勞をされてるようですけれども、しかし、もう介護を始めてから随分になります。その間、やっぱり、この制度があって、刺激は大きい、デイサービスに行って手仕事をしています。こんな手仕事までするのかなあと思うような手仕事をやられております。そういうことが認知度が急激に重くなることを防いでおられます。軽いときからそういうサービスを受けながら、一気に介護度が重くならない

で、ゆっくりと、家族もほんとにその中で心も安らかに介護ができるというのが、ほんとに、制度は変わりつつあっても、介護環境は、この制度ができたことで本当によくなったなあというふうに私は思っております。先ほど専門家、専門職も対応できると、対応、かわるんだというふうにもおっしゃっておられましたけれども、実は、あのですね、先だって、私は健幸教室で筋トレをやりました。脳トレと筋トレをやったんです。足首を動かしたり、足がつかないようにどうすればいいとか、いろいろ細かな筋トレもやりました。私たちは見よう見まねで足首を動かせばいいのかなあと思いますけれど、やあ、なかなかすごいなあと思って、後から講師の方にお聞きをしました。その方がおっしゃるには、やはり体の仕組みをしっかりと学んできた方で、ですから、足首を動かしたらどこの筋肉がどうふうに動いて、それが脳にどう刺激があるとか、いろんなことをちゃんとわかっていて私たちにそんなことを教えていただいたと。私はそのときに介護の分野でも同じだろうなあというふうに思いました。初めのころは、要支援の方が1、今の要支援1になるか、要支援1から、まだ、もう外れてしまった方もいたような気がしますけれども、介護度1が今の要支援2くらいなレベルの出だしだったと思います。これからは要支援1・2の方たちが町の事業の総合事業の中に入って行くわけですが、要支援1・2と認定された方、今までされてきた方は、予防ではないんです。予防、予防ではなく、実際に支援が必要な状態であるので要支援という認定がされて、専門家が支援をし、サービスを提供してきました。しかし、今度の制度になると、そこから外れていくのかなあというふうに思います。今は、要支援であれば、たとえ1でもデイサービスに行けばデイサービスに必要なサービスが、限度額、その枠の中ではありますけれどもサービスが受けられます。通所リハビリですね。通所リハビリと訪問リハビリ、訪問介護、私ねえ、ずうっと行政報告書の支援の利用の推移というのを見てまいりました。そうしますと、訪問介護が、要支援1・2の方、非常に訪問介護と通所介護が非常に利用が多いです。訪問介護で通所、訪問リハビリを受けている方が増えているんですね。要支援1で増えています。こうした利用によって重度化がふさげ、防げているというふうによん、見てとれるのではないかなあというふうに、私はこの今までの推移を見て感じました。これから、事業が介護保険のサービスから外れて、総合事業の中で要支援の1、2の方たちが対応されれると、サービスを受けることになります。同じようなサービスが継続的に飯島町のこれからの総合事業の中で受けていけるんなら、軽度の重症化、重度化が進まないで維持ができるかなあと思いますけれど、予算的にも人的にも、非常におなことは難しいというふうに私は思っております。そうしますと、目先はみんなで見れて、お金もなくて、あ、お金は、国もあんまり財政的にお金出さなくても介護保険制度そのものは財源的に支援できるかなあ、維持できるかなあということになりますけれど、私どもがあと10年たつて、私は今64歳ですが、こないだなつたばっかですけど、10年たつと74歳、もう1年たつと後期高齢者対象になるわけです。そのころになりますと、団塊の世代と言われる、私たちは終わりのころですけど、そうした皆さんが介護が必要な人、みんな元気ならいいですけど、介護の必要な人も増えます。しかし、今、これから、皆さん、サービスをみんなで支え合っていこうというふうになったときに、私は自分を支えてくれる人は誰がいるんだろうと、みんな、年金はさんざん先

送りになったので働かなければならない、働いて、家におってもらって、みんなで支えてよと言われて、もう、とてもじゃないけど面倒見れないよという時代がじきに来る、そんなふうに思いますし、今のまんま続けていけば、気がついたら介護度の重い人たちが飯島町に増えてしまったということになりかねないというふうに私は感じているわけです。そういうことをお考えにならないのかどうか、今、国の方針のまんまで、今までの総括して、実績を考え、介護保険ができて介護の環境もよくなったというふうには実感を感じていると思いますけれど、これから変わっていく介護保険の制度の中で、本当に飯島町の介護が今の環境が守れるのか、このまんまでほんとに飯島町町の将来いいのかどうかという点で町長のお考えをお聞きしたいなあと思います。

健康福祉課長

確かに、先ほど町長答弁の中にもございましたが、当初は4億円ぐらいでしたかねえ、それが2.5倍で介護保険料がなっておりますので、だんだんだんだん、改正によりましてですね、補助金、それから介護保険料も上がってまいります、そういう傾向になってきていることは確かでございます。来年度の総合事業の中身、まだ全部確定をしておるわけではございませんけれども、今言われました要支援1・2の部分ですね、そこをカバーするようなメニューは、ことしの引き続きでやってまいりたいというふうに考えております。ただし、その部分はですね、だけではですね、介護保険料、これまで医療費だとか、それから、そういうものも全部続いてくるわけでございますが、自分の将来を考えたときということをお言われましたが、みんな、今、介護している方の環境を見てもですね、なかなか昔のように次の世代に見てもらえないという格好のものもございまして、家族関係が薄くなってきているというのがございまして。そういう中で生まれてきたのが生活支援といえども名がいいんですけども、なかなか、その地域で支えるというのは大変難しいことでございます。それをやっていかないと、介護保険事業、持たないのかなってところまで来たんだというふうな理解をしております、そのところをですね、補完する形で、できるだけサービス低下にならないようにはメニューを整えてございますけれども、財源の限りもございまして、時代、時代に合ったものを積み上げて、その今まで来た介護の事業でございまして、その介護保険事業所との連携とですね、そのノウハウもですね、お借りをしながらですね、町の体制をやって、つくり上げてくという格好をとっていかねばならないのかなあと思っております。今までいただいた一般質問の中でですね、社会福祉協議会との連携とか、そういうものもございました。その部分もですね、生活支援に係れば、多分、そのところが一番連携していくには大きいのかなというふうに思います。それから各介護事業所へ広げるサービス、そういうのをやりながら、各事業所のノウハウも生かし、それから町の考え方とマッチングさせながらやっていかないと、多分、この介護保険は、これからうまくいかないのではないかとこのように思っておりますので、そんなふうで来年度から事業計画を立ててやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

町長

三浦さんの今後の介護制度のあり方についてのお話をお聞きいたしました。新介護元年と申しましょうかねえ、来年から本当に新しい体制、我が身に迫る介護の体制を築かなければならないという時代をまさに迎えておるとこのように思っております。どこの自治

体も、はっきり言って手探りじゃないかなというふうに思っております。十分な介護がどのようにしたらできるかと、かいいところにどのようにしたら手が届くかということにつきまして、行政はもとより、あらゆる飯島町の関係機関、またボランティアの皆様方が協力してその体制をつくっていかねばならないんだなあというふうに思うところがございます。その介護の体制を整えることも大事ですけども、片や6人に5人は元気なお年寄りがおるわけでございますから、この方々がですね、本当に健康寿命を保って元気に余命を全うしますといたしますかねえ、生涯を送れるということも、やはり、そこら辺、力を入れていくことが大事かなあというふうに思っております。これも、やはり地域とのきずなのもとに、ともに仲間をつくって山に登るとか、いろいろの趣味のことは行うとか、そういったグループもしっかりつくって支え合っていくということも大事かなあというふうに思っております。過度に老け込まないように、元気に、元気に生活するということを目標に、その方々には頑張っていたきたいなあ、飯島町も、そこにつきましてできる限りの支援をしていきたいと思っております。以上です。

三浦議員

ただいま町長からもお聞きをいたしました。私も、元気な人は元気で、いつまでも元気でいてほしい、昨日もきょうも、そんな元気、元気を維持するための質問が出され、出され、また答弁をお聞きしていると思えますけれども、私は、しかし、どんなに努力をしても具合が悪くなるっていうことはあります。介護が必要な人が軽いうちにしっかりと専門的な支援を受けて、できるだけそれ以上悪くならない、でき得れば少しでも改善をした中で自立生活をしていく、それが介護保険の、私は、今までのあり方で、重度になればなっただけのそれべしの支援を受けながら、自分らしく、その人らしく生きていくというための介護保険制度で、そのために保険料も元気なうちから払っているというふうに思っております。ですから、予防事業は、飯島町、うんと力を入れて当然やるべき、今までもやってきたと思いますが、さらに力を入れてやるべきことかというふうに思っております。しかし、実際に支援をしなければならぬ、求めている人に対してどうするかということは別問題です。今度の介護保険制度の改正は、努力すれば重くならなくても普通に近い形で生きていける、もしかしたら、そのまま一生が終えられるかもしれない、そういう軽度の要支援1・2の皆さんの支援の形が変わっていくということです。私は自分の周りで、私は、介護の現場、随分とかかわってきましたので知っておりますけれども、やはり本人の元気でいよう、これ以上悪くならない、少しでもよくなりたいという、その意欲が、また、それを一緒になってサポートし、その人に合ったメニューでサービスを提供している、そういう事業所の皆さんの努力で頑張っておられますし、もう歩けない、車椅子の世界だ、ベッドから起きられないと言われた方が、今、自分でつえをついて歩いております。その人の意欲と努力と周りの根気のある専門的な支援があったからこそだというふうに思っております。ですから、動けないと言われた方は、相当重度だった。そのとき。しかし、もっと軽い方だったら、外から見たらその方が障害があるかどうか、支援が必要かどうかかわからないくらいの軽度の方でも、専門的な支援があるからこそ維持ができる。先ほどの健幸教室の筋トレの、健幸教、指導士の先生のお話ではありませんけれども、筋力は動かさなければどんどん減ってしまう、同じことが、介護の世界でもそうです。きちんと

それなりのその人に合った支援がされて、リハビリもされて維持ができる。そのことがなくなって、私がサポートしてそこで見守っていてもちっともよくはなりません。重くはなるかもしれません。このことは、すごくこれからの介護の費用がかかるとか財源が厳しいと言われますけれど、これから先、この制度が変わってから、気がついたらもっと、要支援1・2の皆さんは総合事業のほうに行っていただきましたけれども、なぜか介護費、介護の費用は高騰、非常に高くなり、非常に重くなってきたと、こんなにかかるのかということがじきに起きるのではないかというふうに私は懸念をしています。ですので、私が何を言いたいかと、今回、質問の中でお聞きをしながら言いたかったことは、ぜひ、町長には、全国の町村長会、全国規模の長、村長さん、首長さんたちの集まった席で、そういう声を上げていただきたい。県の段階でも、ぜひそういう声を上げていただきたい。少なくとも、改正前の制度に、要支援1・2の皆さんはきちんと介護保険の中でサービスが受けられるような、そういう制度に戻してほしいという要求をしていただきたいと。これは、国の財源があるとかないとかの問題ではなくて、そういう問題ではないと思います。社会保障ですから。それから、飯島町の住民の皆さんのこれからの将来を考えたときに、これからの制度が本当にいいのかどうかという視点で考えると、今のまんま、これからの制度のまんまでいったら危ういなあと、飯島町にとっても、気がついたら介護保険、大変なことになっていたと、介護の精神、環境が非常に悪くなってしまったということの悔いの残らない、そのためにも、町長には、ぜひ大きな運動として国に対して飯島町のために物申してほしいということを言いたいために先ほどからいろいろお聞きをいたしました。ぜひ、その辺について町長の所見をお聞きしたいと思います。

町長 私の声がですね、どこまで届くはわかりませんが、その場、その場においてですね、この介護、多分、地方自治体に今回任せられる部分については、いろいろ問題が出るかと思えます。そこら辺を分析しながら、その状況を報告しながら、支援いただくようお願いしたいと思っております。

三浦議員 町長の所見をお聞きしました。ぜひ奮闘していただきたいというふうに思います。では、次の質問に移ります。野外運動場のトイレについてということで質問をしたいと思えます。昨日も同僚議員からも町民運動場のトイレについて質問がありました。私は、平成25年9月に公衆トイレに関する質問をいたしました。その中で町民グラウンドのトイレの改修についても質問をいたしました。私が質問したときに前教育長の答弁、そのときには次長のほうが答えていただいたと思えますけれども、このように答弁をされております。「グラウンドのトイレにつきましては、教育委員会の管轄です」ということでお答えをいただきました。

教育委員会のほうにも施設利用者からトイレの改修を望む声が届いている。現在、トイレの管理については、防犯上のこともあり、町民グラウンドにあっては鍵をかけてあります。グラウンドの使用団体が利用するときにあける方式をとっているという事情がある。町民グラウンドは防災計画上の避難場所に指定されているため、災害時でも使用できるトイレとして整備をしなければならないと、そんなように考えております。このことを踏まえて、総合的に改修整備については研究をしてみたいと思っております。当面は、

気持ちよく使用していただくために、今後ともグラウンド全体の施設を含め、使用団体、利用者と共同して清掃等を行ってまいりたいというふうに思っております。

と、こんなふうな答弁でございました。災害時の避難場所となっていることから整備をすべきですけれども、本来の運動場のトイレとして気持ちよく利用できるように整備をしなければならないというふうに私は考えております。教育委員会へ利用者が要望した当初、運動場を利用している子どもたちの声として「不衛生で利用したくない。トイレをそのために我慢をしている」などと言っているというふうに聞いております。今の状況はどうですか。夏にはハエや蚊が発生してはいませんか。においの問題など衛生上の問題はないのでしょうか。私は、使えればよいという問題ではないですし、これからの防災の問題、運動場として必要なトイレとしてどのように認識をされているのかお聞きをしたいと思います。

教育長 今、飯島運動場のトイレについて御質問をいただきました。御指摘のとおり、災害時の使用も考えまして、今年度、改修を計画しておりましたけれども、国の補助対象とならずに大変残念に思っています。今お話にありました、そのトイレの環境ということだと、災害時にも使える形のトイレであり、通常時は水洗等のよい環境で使えるトイレが望ましいというふうに思っております。教育委員会としましても早急な対応が必要と思っておりますし、実施計画、ことしは、そういうわけで国の補助対象とならなくて残念でしたけれども、補助対、実施計画に盛り込んで早目に財政的な状況の応援をいただきながら改修整備できればいいなというふうに思っております。

三浦議員 具体的に実施計画には載ってくると、その実施計画は来年度の実施、実施というふうに載ってくるのでしょうか。

教育次長 飯島運動場のトイレにつきましては平成30年度を予定しております。

三浦議員 屋内のトイレの環境は非常に充実すべきということでしょうかねえ、小学校のトイレなども改修は、当初、実施計画に載っていたかなあと思うのも改修がされて、大変に衛生的で使いやすいきれいなトイレに改修がされております。では、野外の公共のこの運動場のトイレ、飯島の町民グラウンドのトイレ、御存じでしょうねえ、当然見てらっしゃると。町長も御存じですか。皆さん御存じですかねえ。先日、大博覧会がありまして、駐車場が何と町民グラウンドを駐車場に使いまして、大勢の方が町民グラウンドに車をとめました。私の知り合いは、トイレに行きたくなって、町民グラウンドでトイレがあそこにあったと飛んで行きましたが、何とトイレはあきませんでしたし、そこからどこのトイレへ行っていいのやら、ほんとに焦ってしまったというふうにお聞きをしました。私は、この前のときは、公衆トイレとして使いなさいという質問をしたと思いますが、災害時は、町民グラウンド、避難場所になりますねえ、今のトイレで、皆さん、どうなの、どうでしょうかねえ。私は、子どもたちが不衛生で使いたくない、我慢をしちゃったっていうのを聞いたときには衝撃的でしたけれど、のぞいてみました。そのときにね、ぜひ見てこいと言われたので見てきたんですけれど、私たちみたいに、昔、あのようなトイレを、もっとひどかったかもしれませんし、学校のトイレもひどかったです。経験していれば、まあ、そんなもんかと、しゃあないなあと思えますけれど、今の子どもたち、今の若い皆さん、衛生上水洗トイレにし

なさい、公共下水道ができ、みんな水洗です。そういう中で、あのトイレを、そういうときに使、使えるでしょう、じゃあ我慢しなさい、じゃあどっかへ行ってきなさい、仮設トイレをつくりまして、そんな簡単にいきますかねえ、そんなことを考えると、一刻も早く改修しなければならないトイレだというふうに思いますし、それよりも何よりも、あそこは町民の運動場として、夏はソフトボール、やっていますね、野球ですか、子どもたちも中学生がよく練習をしています。利用者がトイレをあけたり閉めたりする、あけたり閉めたりして使えるのはいいです。しかし、環境的にどうなのかといえば、本当にいいのでしょうかねえ、それが補助金がなくなったから残念ですけど実施計画にありましたがやめました、いいんでしょうかねえ、それで。私は、例えば、ふるさと応援寄附金が今度も補正予算で2,400万、お返しをしても1,000万は町に寄附金として残るかなあと思って私は見ましたが、補正が出てますねえ。どうですか。1,000万で少し足りませんか。トイレは改修できますかねえ。そういうふうなところに使って寄附をいただいた方々にお返しをするという、そういう考え方はできないのでしょうかね。誰のための施設なのか、どういふときに使う施設なのか、お金がないからといって先送りしていいものと悪いものとあると思います。片や衛生的に環境がと言いながら、みんなでするトイレが、あれはいつできたものでしょうかねえ、ずうっと、私が質問したのは平成25年の9月です。研究すると言いました。確かに実施計画に載りました。補助金目当てで実施することになってたんですか。単独予算でもやるべきことではなかったでしょうかねえ、一刻も早く町の財源で単独事業でもやるべき事業だというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

副町長

大博覧会の際のトイレの鍵が閉まっていたというのは、ちょっと不手際で、おわび申し上げます。実施計画の中ではですね、耐震化の関係で近々にやらなければならない非構造部材の耐震化工事等がありまして、全体の計画の中で、全体の予算もありますので、そういった緊急に必要なものをまず優先的にやっていくということで、実施計画の中で先送りをさせていただいたところでもあります。ただ、きのうも御質問ありましたし、きょうも御質問いただきましたので、最終的に予算の編成の中で再検討をしていきたいと考えております。

三浦議員

ぜひ、これは、ほんとに町の財産、グラウンド、財産ですよ、公共施設です。そこへの、そのトイレが実際には使用不可能、使えなかったなんていうことが本来あってはならないし、衛生的な、誰が使、誰が利用しても安全なトイレに、ぜひ一刻も早く改修をお願いしたいというふうに思います。

もう一つなんですけれども、本郷グラウンドのトイレの件についてです。本郷グラウンドにあるトイレは仮設です。現状は、水回りが破損しておりますので使えません。大変に不衛生な状況にもなっております。実は、区民運動会にですねえ、大勢の皆さんがグラウンドを利用しました。トイレにも大勢並びましたが、私も利用しましたが、何と水が出ないんです。みんなパニック状態です。利用した後、次の人にどうしていいのか……。 (笑い) おかしいですけど、ドアをあけて外へ出ることができませんでした。しばらく考えてしまいました。こういう状況にあります。本郷グラウンドは、管轄は、やっぱり町の財産ですよ。町の管轄、所管で、本郷区が仮設トイレをつくるのか、トイレをつくる状況ではな

いですよ。確認いたします。

教育長 本郷運動場の仮設トイレでありますけれども、これは153号線のバイパスの通過に伴う補償の中で、設置は本郷区がされた仮設トイレであります。管理は、町のグラウンドの施設ということもあわせて、教育委員会が行っております、くみ取りとかですね、不凍液を補充するようなことは教育委員会で行っています。

三浦議員 では、実際に町、本郷グラウンドに対してのトイレを設置する義務はどこにあるんですか。

教育長 町の運動場でありますので、基本的には町が設置すべきものという認識はあります。いろんな経緯はお聞きしておりますけれども、基本的には町の施設として、今後、整備していくべきだというふうに思っています。

議長 時間がないですがいいです。

三浦議員 はい。ぜひ現状を把握していただいて、町の責任で対応をお願いしたいと思います。もう一度お聞きをして終わりにしたいと思います。

教育長 御指摘のとおり、本郷の運動場のトイレにつきましてもホースが劣化して水の流れが悪くなっております。こちらもお指摘のとおり早急な対応が必要だという認識を持っておりますので、実施計画に載っておりますので、できるだけ早目に対応をしていきたいというふうに思っています。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後3時15分

平成28年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成28年12月16日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	第 8号議案	平成28年度飯島町一般会計補正予算（第5号）
日程第 3	第 9号議案	平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	第10号議案	平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	第11号議案	平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6	第12号議案	平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	第13号議案	平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	第14号議案	平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 9	発議第 8号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
日程第10	発議第 9号	国会議員選挙における地方代表の確保を求める意見書について
日程第11	請願・陳情等の処理について	
日程第12	議会閉会中の委員会継続調査について	

平成28年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

追加日程第1	発議第10号	「給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」について
追加日程第2	発議第11号	「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	折山 誠
5番	橋場みどり	6番	堀内 克美
7番	三浦寿美子	8番	浜田 稔
9番	中村 明美	10番	坂本 紀子
11番	竹沢 秀幸	12番	松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副町長 唐沢 隆 総務課長 宮沢 卓美 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 宮下 寛 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 田沢 義郎 会計管理者 堀内喜美江
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教育次長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮下 務
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成28年12月16日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。去る12月8日の本会議におきまして付託いたしました補正予算案件7件、陳情案件7件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。本会期中に議員から意見書提出に係る案件2件が提出されました。提出のありました案件につきましては、これを受理し、本日の議事日程としておりますので報告いたします。これで諸般の報告を終わります。 ここで議事進行についてお諮りいたします。今後、審議いただく補正予算7議案につきましては、いずれも各所管の常任委員長へ審査を付託しております。そこで、これらの案件につきましては一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 (なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
議 長	日程第2 第8号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第5号) 日程第3 第9号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 日程第4 第10号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 日程第5 第11号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号) 日程第6 第12号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 日程第7 第13号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 日程第8 第14号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号) 以上、第8号議案から第14号議案までの平成28年度補正予算7議案を議題とします。本案につきましては各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長からの一括してそ

それぞれの議案に対する審査報告を求めます。

初めに総務産業委員長の報告を求めます。

総務産業委員長

総務産業委員会から12月定例会の補正予算の審査について報告をいたします。平成28年度12月定例会初日におきまして本委員会に付託されました第8号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第5号)分割付託分、第12号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、第13号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、会計補正予算(第2号)、第14号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、12月14日、午前9時10分より委員会を開催し審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり4議案とも可決すべきものと決しましたので御報告いたします。なお、一般会計補正予算の審査におきまして出ました主な審議について報告いたします。問い「JR飯田線古跨水路、水路橋の見送りという説明があったが、用水はどうか、増工になるのか」答え「その新井用水は広がることになる」問い「町長交際費が毎年増額補正される。当初から盛り込んだらどうか。こここそ抑えるべきものだと考えている。どうしても足りなくなった場合に増額補正と考える」問い「林道整備事情の工事請負費が減額し補償費にかわっているが、どういうことか」「工事の前段階で電柱移転が必要で、そちらに回した」「情報危機管理費のOCRの内容は」「会計課で行うシステムで、上伊那広域での契約が平成29年度で切れる。それに伴い独自にシステムを構築する必要になった。会計課のシステム改修と必要な機器を導入するものである」。

次に意見を報告いたします。一般会計補正予算(第5号)につきましては、「維持費が中心で、妥当なものであり、賛成とする」。次に公共下水道特事業補正予算に関しましては、質疑、意見とも特にありませんでした。農業集落排水事業補正予算では、質疑で「修理費が50万円増加した要因は何か」答え「思った以上に傷みがひどく、修理範囲が大きくなったものだ」関連しまして「よからぬものの流入はないのか。汚泥を堆肥化しているが放射能汚染はないか」答え「原発当時、事故当時は検査をしていたが、今はしていない。汚泥は駒ヶ根のクリーンピアに持ち込んでおり、そこで検査は行っている。飯島町からのものでプラスに出たことはない」と報告されている。特に問題はないと思う」意見についてはございませんでした。次に水道事業補正予算(第3号)につきましては、予算関連に関する質疑、意見はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務委員長、自席へお戻りください。

次に社会文教委員長の報告を求めます。

社会文教委員長

それでは当委員会に付託されました案件について報告いたします。

第8号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第5号)分割付託分、第9号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、第10号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、第11号議案 平成28年度飯島町

介護保険特別会計補正予算（第3号）について、12月14日、午後1時30分から関係職員の説明を求め慎重に審査を行いました。結果は、お手元の報告書のとおり、全委員の賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、ここに報告いたします。審査の中で出されました主な質疑等を申し上げます。問い「キッズ防災拠点施設の備品でおんぶひも、冷蔵庫、洗濯機の用途は」答え「おんぶひもは避難時使用、冷蔵庫は、夏季、親御さんが持参の子ども用食べ物の保存、洗濯機は通常施設で使うものを洗う」問い「関連で、全体的に備品金額が高く思うが」答え「決定額ではないので、なるべく抑えるようにしていきたい」問い「社会福祉センターの屋根雨漏りに関してはどのようになっているか」答え「屋根の修繕も入っている」以上が質疑でありました。

討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村社会文教委員長、自席へお戻りください。

以上で平成28年度補正予算7議案に係る院長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第8号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第8号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告はそれぞれ可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に第9号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第9号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

続いて第10号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第10号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に第11号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第11号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に第12号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第12号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に第13号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第13号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、会計補正予算（第2号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に第14号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第14号議案 平成28年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 発議第8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 （議案朗読）

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10番

坂本議員

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についての趣旨説明をいたします。現在、地方議会の重要性が論じられる中、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして議員のなり手不足が深刻化していることであります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われましたが、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定員数、定数割れという状況になってしまいました。御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方では加入していた厚生年金に議員の在職期間は通算されず、老後に受ける年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々から議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。よって、この意見書への皆様方の御賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 発議第9号 国会議員選挙における地方代表の確保を求める意見書についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

3番
久保島議員 それでは国会議員選挙における地方代表の確保を求める意見書の提案説明を行います。この夏の参議院選挙におきましては、初めて都道府県を合区とした選挙区が構成され、鳥取県と島根県、徳島県と高知県がそこに当たったわけでございます。報道によりますと従来より投票率が落ちたという、報じられておまして懸念するところでございます。また、長野県でも定数2だった定員がですね、1に減じられ、国民の多様な意見が届けられないという結果になっております。最高裁では両議院とも1票の格差は違憲状態と判じられております。この点からいきましても、選挙制度の見直しは早急に行うべきものというふうに思いますが、しかし、地方の声を封じるような制度改正ではあってはならないと思うところでございます。憲法43条では、両議院は全国民を代表する選挙をされた議員でこれを組織するところでございます。これでいけば地方の人間は国民出ないのかというような議論も出てくるところでございまして、声を荒げるところもあるだろうというふうに思います。また、憲法の47条におきましては、選挙区、投票の方法、その他両議院の選挙に関する事項は法律でこれを定めるとなっておりますので、1票の格差だけではなく、地方の声もちゃんと届くという制度が法律でできるものだというふうに解釈いたします。このことから、ぜひとも地方から、地方議会からこの声を上げて、地方の声が国会にまともに通りますように制度の構築をお願いしたい、そのことを、詳細は意見書のほうにいろいろと書いてございます。ごらんをいただきたいと思いますが、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番
三浦議員 それでは、提案者に質問をしたいと思います。私は、そもそもが定数の削減に問題があったかというふうに考えております。定数を増やすように求めるのが筋かなあというふうに考えておるわけですが、国民の一人一人の1票の重さというものがあります。一票、これは平等でなければならぬと思いますが、この内容ですと、それは解消されないのではないかというふうに私は感じるところです。この問題、内容の根本的な問題解消にはならないということで、この不平等に対してどういうふうに考えているのかお聞きをしたいと思います。

3番
久保島議員 はい。お答えいたします。そもそも平等だ不平等だという意見の捉え方というのもですね、私には少し疑問点もあると。では、票の格差だけでそれが平等なのかという、私は

そうではない、地方の声というのは、人数が少なくてもですね、声は届けなければならぬという中で、どうしても都道府県の代表というのは確保すべきかというふうに考えています。その辺のところ、そこが平等なんだろうと。単に1票の格差だけではなくてですね、その辺も考慮した制度になってほしい。決して最高裁の判例を曲げてくださいという話はしているわけではありません。それに沿って選挙制度を構築していく、これが国会の役目だろうと、そういうふうに考えております。答えになりましたか。

議長

ほかにありませんか。

10番

坂本議員

では、お尋ねします。先ほど久保島議員がおっしゃった中で憲法的な部分の改正も含んだような意味のようなこともおっしゃいましたけれども、それは、この内容には含まれたことなんでしょうか。現在は小選挙区で行われていますけれども、私としては、中選挙区のやり方に戻せば、小選挙区になって格差は広がったと感じておりますし、それをその以前の状況に戻せば随分緩和されると感じておりますが、そういったことの具体的な方策についてはここでは述べられておりませんが、それについてはどのように考え、また検討され、どうしてそれを含んで、含んだ内容にしなかったのか、そこら辺もお答えできればと思います。

3番

久保島議員

はい。お答えします。私は、ここで憲法改正をうたっているものではありません。どこにもそれは書いてないと思います。違憲状態だと言われている中で1票の格差も減じなければならぬ、そのほかに地方の声をちゃんと届ける、そういうシステムにしてほしい、そういうことをお願いしたいということでございます。したがって、そのシステムというのが、坂本議員おっしゃるように小選挙区制から中選挙区制に戻すのか、または比例というほう、あれが、選出というものがありますが、それを、じゃあ、もう少し解消するのか、その辺のところはですね、国会議員の中で論じていただきたい、これは私どもがああせえこうせえと言うものではないだろうというふうに思っています。お答えになりましたか。

議長

ほかにありませんか。

8番

浜田議員

それでは、意見書に対してお尋ねいたします。この意見書の基本的な趣旨に従えば、例えば、地方は少数であるので、その意見を尊重させるために合区をやめてですね、その意見が国会に反映させられるようにするべきだというふうに理解することができます。当然、その結果、国民1人当たりですね、一人一人が1票、平等の権利を持つという条件が失われることになるわけですね、もし、少数意見を尊重するために投票制度を政策論的に反映させようということがですね、選挙制度のたびに検討されるとするならば、ほかのさまざまなことも考える必要があるというふうに思います。例えば、基地の多い沖縄に対してはですね、その被害が大変大きいので沖縄からの議員はもっと増やすべきだとか、あるいは東日本大震災で大きな影響を受けた福島県、あるいはその周辺からはですね、もっと大き

な声を上げるべきだとか、あるいは全国に散らばっている障害者やなにか、この人たちは大変声が小さいので、障害者の団体もしくはそれに関する人たちにはですね、より多くの票を配分すべきだとか、こういう政策論的な配分の中の地域に関するアンバランスを認めろという意見に私には聞こえてならないわけです。であれば、少数意見の尊重ということであればですね、単に地方ではなくて、すべての問題に対してですね、こういうことを求めるべきではないかと思えますけど、そのあたりはいかがでしょう。

3番

久保島議員

はい。確かに、それはですね、言えてくるだろうと思います。しかし、そこまでいろいろな細分化されてくると非常に煩雑になってくるだろう、私は、とりあえず都道府県の意見、これは単位としてですね、一つ守るべきじゃないかというふうに、そこまでの踏み込んだ要件で、沖縄の要件がこうだからと、福島がこうだからということではなくてですね、各都道府県ごとの確保、地方議員の確保、これはぜひともしてほしいというところが主な趣旨でございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。反対討論ありませんか。

7番

三浦議員

私は、国会議員、国会議員選挙における地方代表の確保を求めるこの意見書について反対の立場で討論をしたいと思えます。先ほども質問の中で言いましたけれども、そもそもが、私は定数を削減したことに問題があったというふうに認識をしております。国民一人一人の権利としての1票の重さがあるということが、まずここからは抜けております。私は、このことが論じられる、また、そのことを求める意見書であれば賛成をいたしますが、一番大事な一人一人の大事な1票の重さが抜け落ちているということに関しては納得できませんので、反対いたします。

議長

賛成討論ありませんか。

9番

中村議員

最高裁で問題になっているこの定数削減の問題であります。我が党といたしましても、これは早急に解決していかなければならない課題であるというふうに認識しており、真剣に国会議員の中でも進めている内容であります。抜本的な見直しが必要であるということが一番ではないかというふうに思います。よって、今、水際だけの定——1票の格差にほんどうするのではなく、もう少し深めた中で、地方の声が届くような、そういう体制づくりが必要と考え、その内容がこの意見書の中には含まれていますので、賛成といたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

8番

浜田議員

この意見書に反対する立場から討論いたします。日本国民は、その平等、国民はすべて平等であるということがですね、現在の憲法のもとでは保証されている、少なくとも先進国ではそのようになされています。その一番基本的な権利はですね、投票権、選挙権では

なかろうかと思えます。選挙権自身は、婦人参政権も含めてですね、実は国民の権利を反映させるための一番基本的な歴史の中でち取られてきた制度です。その1票の格差をですね、是正することこそが基本であって、さまざまなその時々の方策的な理由によつてですね、この1票の格差をゆがめるような制度をつくるべきではないというふうには私は考えます。特にこの意見書については、そこから発生する大きなゆがみ、例えば東京都の人間は、4分の1の権利しかですね、地方の住民に対して持たないのか、そういったような制度がですね、公然とまかり通るような制度ではですね、到底、民主的な国家とは言えないだろうというふうには思えます。よつて、この意見書がもたらす国民の権利の不平等、これについて一言も言及がない意見書は採択すべきではないというふうには考え、この意見書に反対いたします。

議長 ほかには討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これから発議第9号 国会議員選挙における地方代表の確保を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は、この採決は起立によつて行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

(賛成者起立)

議長 お座りください。起立多数です。したがつて、発議第9号は可決されました。

ここでこの後の議事日程、請願、陳情等の処理についての議事進行についてお諮りします。初めに地方自治法第117条に規定されます議員の除籍についてお諮りします。飯島町農業再生協議会にかかわります28陳情第8号の案件につきましては、堀内克美議員に直接の利害関係にある事件には該当しないと認められます。したがつて、議員は引き続き議事に参加することとしますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。次に審議方法についてお諮りします。請願、陳情等の処理にかかわります7案件につきましては、いずれも各所管の常任委員会へ審査を付託しておりますので、これらの案件につきましては一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、案件ごとに討論、採決を行いたいと思つていますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

議長 日程第1 請願陳情等の処理についてを議題とします。お手元に配付のとおり各常任委員会委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これからそれぞれの委員長報告を求めます。

初めに総務産業委員長の報告を求めます。

総務産業委員長 それでは、総務産業委員会から陳情審査の報告を申し上げます。去る12月8日、12月定例会初日におきまして付託されました3件のうち、28陳情第8号、飯島町本郷、中村澄

雄氏から提出された飯島町農業再生協議会の運営の適正化及び巨額な税外負担の廃止に関する陳情に関しましては、12月9日、午後1時30分より委員会を開催し、審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり趣旨採択すべきものと決しましたので御報告をいたします。なお、この審査につきましては、再生協の堀内会長、大澤幹事長、久保田副幹事長にも御出席を願い、経過と現状、今後の課題等について伺いました。少し時間を置きまして中村澄雄氏にも御出席を願い、補足の説明や現状などをお話いただき、審査に入ったところでございます。趣旨採択という結果につきまして、その経過を報告申し上げます。

「再生協が転作や永年作物への転換に果たしてきた役割は大いに評価できる。その意味で陳情者の趣旨には認められない部分が存在する。一方、水田経営が大規模農家に委ねられるようになってきた、変化してきた今日、抛出金の変更負担、要するに偏った負担ですね、その感は増してきている。また、再生協の運営費の収入に占める水田農家の抛出金の割合というのはですね、大きいものがある。支出の内容からすれば、他の農家、畑作や果樹農家等なんですが、でも負担することもですね、いただくことも考えられる。負担の軽減の改善の余地はあるんじゃないか。また、平成30年度から自主生産調整が始まるわけですが、そこが再生協の果たしていく役割というのはますます大きくなっていく。したがって、再生協並びに町は今まで以上に公平性、透明性を高め、正確、適正な運営に努めていく必要がある。このような意見のもとにですね、結果、陳情の主たる、主の趣旨、主なる趣旨ってというのはですね、再生協の運営の適正化と抛出金の見直しだというふうに委員会では解釈いたしまして、全体的に趣旨採択とするのが妥当だろうという意見になりました。一部採択という見方もあったんですが、一部にすると、そうすると、そこの一部はどこなんだということになりますので、全体的な流れの中で趣旨が一番妥当だろうということに決しました。

次に28陳情第12号、「駆け付け警護」の付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤回を求める陳情、28陳情第13号、立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情の2件につきましては、12月14日、午後1時30分から陳情者の「平和って何だ」伊那谷代表 角憲和氏に御出席をいただき審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり不採択とすべきものと決しましたので御報告いたします。審査で出されました主な意見は次のとおりでございます。陳情20、28陳情第12号に関しましては、反対意見として「駆けつけ警護は憲法違反ではない。また、南スーダンへ派遣されている同盟国とともに任務を遂行すべきだ。日本だけ撤退するわけにはいかない。よって反対とする」賛成意見では「本PKOは安全保障関連法の拡大解釈がされている。PKO活動軍と南スーダン政府軍との衝突もある。このことから、危険な地域で自衛官の命を脅かすおそれがあり、自衛隊は軍隊でないため法整備がされておらず、補償もない。この状況を考えると本陳情は採択すべきだ」。

次に28陳情13号の主な意見を申し上げます。反対意見では「陳情の中の97条の削除は、の指摘は重複するもので何ら問題はない。ほかも個人的解釈と言える。自民党草案は自民党の考えをまとめたものであり、撤回を求められるものではない。憲法審査会でのベースにししないと明言されているので、お互いに修正案を出し合って議論をすべきだ。よって本

陳情は反対とする」。賛成意見では「自民党草案は国民に説明されていないし、選挙の折に改正も訴えていない。草案は、基本的人権をないがしろにし、家族制度、地方自治体への関与や道州制が盛り込まれており、明治憲法への回帰だ。よって本陳情は採択すべきだ」以上、意見でございました。採決では、両陳情とも賛否が2対2となったために飯島町議会委員会条例第14条第1項の規定によりまして委員長の決するところにより不採択となりました。以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島総務産業委員長、自席へお戻りください。

次に社会文教委員長の報告を求めます。

社会文教委員長 それでは、社会文教委員会の審査報告を申し上げます。去る12月8日の本会議において付託されました4案件を審査するため、12月14日、午前9時10分より委員会室にて本委員会を開催いたしました。それでは案件ごと報告いたします。28陳情第9号、給付型奨学金制度の創設を求める意見書(決議)の採択を求める陳情、提出者、日本労働組合総合連合会長野連合会上伊那地域協議会議長 日比野誠氏、説明員に連合長野上伊那協議会副事務局長平澤光氏に出席いただき、内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なお、審査の過程で出された主な質疑等を申し上げます。質疑の中では、問い「趣旨は理解するが、既に11月30日に自民・公明両党で制度の創設を2017年度に実施の方向で条件もほぼ決まり動き始めている。この時点での陳情提出はタイムリーであると思われるか。9月の定例会であればタイムリーに思えるが、提出のタイミングは適切と考えるか」答え「報道でも動いているのは理解している。上の連合から下りてきたのがこの時期になってしまったということを理解いただきたい」。賛成討論「この課題は前々から連合を含め各政治団体で創設を求められており、いよいよ国も給付型が新たにスタートしようとしている。2017年度から低所得者の方から、2018年度から本格的稼働ということでもあるので、今陳情に賛成する」。続きまして28陳情第10号 免税軽油制度の継続を求める陳情書、提出者、株式会社伊那リゾート代表 白澤裕次氏、説明員に小坂みどり氏に出席をいただき、内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なお、審査で出された質疑等を申し上げます。問い「この制度は時限立法で継続しているので、廃止は心配なのでは」答え「厳しい経済状況でもあり、作道事業者の趣旨を理解していただきたい」問い「小中学校のスキー教室利用の状況は」答え「去年の児童数で4万243人でした」。賛成討論「冬季の観光産業、また当地域では農業についてもこの制度を活用して農業振興が図られている。時限立法ではあるが、このまま継続すべきと判断し、賛成とする」。

続きまして、すいません、28陳情第11号、「誰もが安心して利用できる介護制度の実現を求める意見書」の提出を求める陳情、提出者、上伊那医療生活協同組合飯島支部支部長天野良子氏、説明委員に医事の下平氏とケアマネージャーの田中氏の出席をいただき、内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定いたしました。

審査で出されました質疑等を申し上げます。問い「今回の陳情は介護保険制度の陳情に関係ない戦争・安倍政権批判など関係のない資料が添付してあり、本旨のほうが軽く見えてしまいがちだが、添付した理由はどういうことか」答え「介護、医療に関するところを見てほしいとの思いで添付した」問い「介護制度が2000年にできた当初4億円ぐらいの給付であったげんが現在は10億と2.5倍になった。介護保険制度を永続していくためにどうしたらよいと考えているか」答え「財源が一番。財務省の検討しているところでもある。国負担が減ったかなあとと思う。消費税は福祉のためにとなっているが、その予算がどこに行ったのかと思う。高齢化で介護者が増えるのは当然。軽度者のサービスを減らさないことが将来の財源負担を軽減できると思う」。

討論、反対討論です。「介護制度が2000年に発足して16年がたつ。国では10兆円規模の経費がかかっている。また、国も1,000兆円の借金を抱えた中で、応分の負担は利用者がしていかなければ将来の人たちに負債を残していくことにもなる」。

賛成「社会保障は国の根幹で、一人一人の人権、暮らしを守る重要な分野であり、国が行うべきもの。要介護の1、2が2割負担になるのが心配される。16年間続いてきた介護の環境を停滞させるべきでない」。

続きまして28陳情第14号、放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情、提出者、放射能のない環境を守るネットワーク代表 柳井真結子氏、説明員に提出者と中川賢俊氏に出席いただき、内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定いたしました。審査で出された質疑等を申し上げます。問い「飯島だけ表明したら自分だけよければよいという考えになるが」答え「飯島の皆さんが福島原発を動かしてくれとか原発事故を起こしてくれとお願いしたわけではない。原発をつくり政策を進めてきたのは政府であるから、最終的責任は政府がとるべき。放射性ごみの処理は政府が厳重に管理すべきです。飯島町民や飯島議会に責任ないと考えるので、そのような考えから陳情した」問い「8,000ベクレルの放射性廃棄物が全国に拡散していくことは問題に思うが、拡散するとどのようなことにつながるのか」答え「全国の中で汚染されない地域もまだたくさん残っており、汚染されてない地域を守っていかなければならないと考える。拡散すると、福島、東北の人が移住したくても行くところがない、避難所もなくなってしまふ。今後、公共事業にまで使うことになるとう安心して住むところもなくなり、そのほかの環境悪化にも及ぶ」。討論です。反対討論「飯島だけがということは賛成できない。対象物が違うことをしっかり判断しなければならないことで、県としても立証実験の結果を受けとめて検討とのことである。国で定めた法律であるので、この中で行っていくしかないと思う。宮田の問題は別問題である」賛成「福島原発の放射性物質は従来の80倍もの放射性廃棄物であり、出どころが違って放射性物質としては同じ。今後、放射性物質を運ぶに当たって事故が起きたとしても責任は事業者や各自治体にあるとしている。たとえ国がとると言っても信用できない。8,000ベクレルの安全性の説明も納得できない。処理は違って私たちが議会は宮田村における問題に賛成してきた経過もある。飯島町民の命や暮らしを守るため、飯島に持ち込まないことを言うべき」以上です。以上、報告を終わります。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

10番

坂本議員

ええとですね、現在、飯島町には最終処分施設が田切クリーンセンターとあるわけですが、それに対しての話とか、それに対しての議論とかはされなかったのでしょうか。

社会文教委員長

それは出ませんでした。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中村社会文教委員長、自席へお戻りください。

以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに討論、採決を行います。

初めに28陳情第8号、飯島町農業再生協議会の運営の適正化及び巨額の税外負担の廃止に関する陳情について討論を行います。討論ありませんか。

11番

竹澤議員

本陳情は趣旨採択であります。この中でですね、拠出金の反対給付がない事務事業を廃止というふうに述べておるわけでありまして。私は、取締役経理部長を行っております有限会社水緑里七久保に所属しておりますけれども、平成28年の地方再生計画拠出金が96万4,710円であります。現状、ほとんど反対給付はございませんけれども、このお金がですね、町全体の農業振興に使われているということは大変私はいいいことだというふうに思うわけでありまして。なぜかと申しますと、飯島町営農センターの地域複合への道は、当時、我々もこの物を制作した一人でありますけれども、この理念はですね、専業農家も兼業農家とともに支え合い、向きのあった作物を複合的に経営し、自然環境を守っていくという理念があるわけでありまして。今次、農業情勢も変化してまいりまして、当町においても土地利用型の認定農業者たる個人の方と法人が存在するわけでありまして、この人たちが我が飯島町の農業を支えなくて誰が支えるのでありましようかということをお願いしたいわけでありまして、この拠出金反対給付云々の部分については賛同できないものであります。ですが、一方ですね、この営農センターの費用について、再生協のほうへ一旦補助金を流して支出しておるわけでありまして、ここをですね、私、同感でありまして、営農センターそのものは町の組織であるわけでありまして、本来は一般会計の農業予算に計上して執行すべきものでありまして、町当局も同席しておりますので、町にもこのことを求めたいなあというふうに思うところでありまして。よって、私的には一部採択すべきかなあと思いましたが、総務産業委員会の審査結果を尊重いたしまして趣旨採択に賛成するものであります。

議長

ほかにありませんか。

6番

堀内議員

それでは、本陳情に対して本当はいろいろ言いたくないんですが、一応、趣旨採択に賛成ということで御意見を申し上げたいと思います。少し、組織の責任者ということもありますので経過等も含めてお話をさせていただきたいと思いますが、議長さん、よろしいですか。

議 長
6 番
堀内議員

はい。

昭和 46 年、米の転作事業が始まったときに、転作目標達成の調整のため、農家から拠出金をいただく中で水田対策協議会が組織をされました。その後、国の政策が変わるたびに名称が変更されてきて、平成 23 年度からは現在の農業再生協議会という名称になって運営されております。昭和 61 年に営農センターが設立以降は、営農センターと表裏一体となりまして米の生産調整にあわせまして転作作物支援の補助金、町の農業振興のためのそれぞれの団体への支援、また、新たな食や農業への取り組みに対する立ち上げの支援、それから美しい農村環境づくりのためのコスモス祭りなど多角的な支援を飯島町の農業・農村づくりのために実施をしてまいりました。このことは現在の飯島町農業の振興に大きな影響——貢献をしてきたもの、そんなように考えております。今後は、平成 30 年に米の生産調整が国から国が撤退するという事に合わせまして営農センターとの関係を明確にしながらか農業再生協議会の事業や会計の見直し、これらの検討を進め、農業者や担い手や担い手法人、地区営農組合等と連携し元気な飯島町の農業・農村づくりを進めてまいりたいと思っております。さて、陳情の中にはもっともな御意見もありますが、疑問な点も幾つか見られます。例えば、飯島町農業再生協議会の農協拠出金は戸数割 1,000 円、面積割 2,000 円でございます。近隣市町村の拠出金は、伊那市が面積割 5,000 円、駒ヶ根市と宮田村が面積割 4,500 円、中川村は当協議会と同額となっております。飯島町の農家拠出金は巨額と言われるのでしょうか。また、この農家拠出金は税外負担ということですが、そういう意味になるのでしょうか。いささか疑問がございます。また、再生協議会は農業協同組合や商工会と同様の地方自治法の規定上で公共的団体等にはなりません。しかし、あくまで任意団体であると考えます。このことから、本来なら、私の立場としましては採択と言いたいところでございますが、委員会での趣旨採択は再生協議会の取り組みも理解をされてのことと思えます。また、既に見直しについては我々も着手をしているということにも配慮いただいたことかな、そんなふうに思います。よって、本陳情につきましては趣旨採択に賛成の意見といたします。

議 長

反対討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから 28 陳情第 8 号、飯島町農業再生協議会の運営の適正化及び巨額の税外負担の廃止に関する陳情について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと求めます。したがって、28 陳情第 8 号は趣旨採択することに決定しました。

次に、28 陳情第 9 号、給付型奨学金制度の創設を求める意見書の採択を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから 28 陳情第 9 号、給付型奨学金制度の創設を求める意見書の採択を求める陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、28 陳情第 9 号は採択することに決定しました。</p> <p>続いて、28 陳情第 10 号 免税軽油制度の継続を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから 28 陳情第 10 号 免税軽油制度の継続を求める陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、28 陳情第 10 号は採択することに決定しました。</p> <p>次に 28 陳情第 11 号、「誰もが安心して利用できる介護制度の実現を求める意見書」の提出を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。</p>
9 番 中村議員	<p>私は、この陳情に反対の立場で討論をいたします。次期介護保険制度については、現行制度の見直しについて、現在、国の社会保険審議会の介護保険部においてその内容が審議中であります。制度見直しに関する介護保険部会の審議は、平成 16 年 2 月からことし 9 月まで 16 回開催され、12 月 9 日付で意見書としてまとめられました。今陳情の内容では既に見直されているものもあります。要介護の 1、2 の利用料が 1 割から 2 割以上に負担増になるよう目指しているとありますが、すべての人が対象ではなく、高所得者を 2 割～3 割負担、高額所得者の介護サービスの上限引き上げとしています。続いて介護福祉用具の貸与全額個人負担は全国平均価格に一定額を上乗せした額を設定しました。要するに、上限を超えた場合自己負担といたしました。続いて介護職職員の処遇改善は昨年 12 月に意見書提出済みとなっております。要支援者が今後サービス低下になることを懸念されているが、町の機関に聞いたところでは「現状の支援が受けられるよう総合事業と連携していくので特段低下することにはならないと思う」と、「個人にはケアマネージャーがついているので利用者さんに寄り添いサービス提供していきたい」とのことです。少子化社会にあって、時代を見据え、お互いが支え合う努力をし合うと捉えていくべきではないでしょうか。今後も制度見直しがされていくことと思います。今陳情内容で懸念されている内容は当たらないと考え、反対といたします。</p>
議 長	<p>賛成討論ありませんか。(「議長、動議、動議」と呼ぶ者あり)</p> <p>動議。はい。どうぞ。</p>

8番

浜田議員

討論内容の進行について動議を提出いたします。議員必携によれば、討論交互の原則ということが書いてございます。その中で、例えば委員長報告が可決であるときに、それに続いて賛成の討論をさせることは、結局、賛成討論を重ねることになり、また、本会議においての審議する場合、提案理由の説明と質疑が重なるということですね、委員長報告と反対から始まって交互にやるというのが議会の原則だろうということですので、討議の進行に関しましては、この議会の公平性を保っていただく議会進行をお願いする次第であります。これが動議の趣旨であります。

議長

暫時休憩とします。

休憩

午前10時21分

再開

午前10時27分

議長

休憩と解き会議を再開いたします。

討論を続けます。討論の原則は反対討論、賛成討論の順でございます。ただいま反対討論がありました。次に賛成討論がございましたら。

7番

三浦議員

それでは、私は「誰もが安心して利用できる介護制度の実現を求める意見書」の提出を求めるこの陳情について賛成の立場で討論をいたします。まず、社会保障制度は憲法 25 条に基づいた国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るために国のすべき責務であります。すべての生活場面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならないという条項で国民が安心して生活できるよう、よりよい制度の構築が国に課せられています。今回の改正により介護保険制度で保障されていたサービスの一部を介護保険サービスから切り離すというもので、今まで受けていたサービスを受けられない状況が生まれ、福祉の向上、増進に努めることに反するものであるというふうに考えます。制度を維持するためにはやむを得ないとの意見もありますが、社会保障のための財源は国庫負担が本来あるべき姿であると考えます。社会保障のために消費税は介護保険のためにどれだけ使われてきているのかと疑問に思われる昨今です。大型公共事業には簡単に財源が生まれます。総工費 9 兆円以上と言われているリニアは J R の全額負担だったはずなのに、3 兆円にも及ぶ財政と融資を決めるなど、御都合主義だと考えます。国債の発行も当然のように行われています。問題は、何が時の政府にとって重要かということのあらわれではないでしょうか。国民の命と暮らしを守る責務に関する関心の薄さがあらわれており、憲法を重視することを誓った国民の代表としての資質に欠けていると私は言いたいです。社会保障重視の予算を組めばよいことでもあります。要介護 1、2 のサービス利用料が 2 割負担になればサービス利用の削減にもつながります。補助具レンタルの自費負担は先送りをされましたが、取りやめたのでもありません。在宅で安全に安心して生活するためには、福祉補助具は必要不可欠なもので、ないと生活が困難になる方も大勢います。福祉補助具のレンタルが全額負担に、自費になれば補助具を返上しなければならない

人が生まれてまいります。既に不安を抱えている人がいます。返上した結果、自分の足で歩くことが困難になり、介護度が上がることは目に見えています。住宅改修でも、在宅でできるだけ自分の力で移動し、転倒などの危険から身を守るために必要不可欠です。全額自費負担は安全な住宅環境と介護環境を担保できません。さらに、要介護1、2の人の利用料が2割負担になれば必要なサービスを控える傾向も生まれてまいります。ここ数年の飯島町の居宅サービス支給限度額に対する利用率は、要介護1、2の平均は50%~60%くらいにとどまっています。以前には60~70%利用されていた時期もありました。年金支給額の引き下げ、医療費負担増、物価の上昇など、利用を控える要因が家計を圧迫し、介護サービスを控える結果になっている、あらわれていると考えられます。このように、現在でも利用を控えなくては生活できない状況の中で2割負担にすることは、さらにサービス利用を控える結果となり、後に介護度の重度化が社会問題になることが予想されます。このように16年間で築いてきた介護の環境を後退させ、重度化を助長するような制度の実施はするべきではありません。陳情にある項目について私は同感であり、賛成するものです。

議長
4番
折山議員

ほかに反対意見はありませんか。討論ありませんか。

討論ありませんかということでしたので、引き続き賛成討論を行いたいと思います。私、注目しますのは、本陳情の強く要望する記の事項でございます。先ほど来、反対討論の中に国の財源を心配する声があったのですが、飯島町も私はこういうふうと考えております。施設へ入るということはものすごく大変なお金がかかるということでもあります。在宅でおっていただくということは、経費的にもものすごく国の負担する、町の負担する経費は削減されるものであります。この陳情書の内容をよく見ますと、生活援助を初めとするサービスの削減、それから2番目には福祉用具、住宅改修、これ、まさしく在宅の支援でございます。介護従事者の大幅な処遇改善、これは、反対の方も言ってらしたとおり、全議員は一致してこれを進めております。ここに書かれていることは、在宅を一生懸命支援することで軽度の方が重度化しないように、在宅から施設へ移らないように、そのことが財政的視点から見ても有利だし、そこに介護を受ける対象者の皆さんの真の幸せもそこにあるのではないかと、こういった趣旨でございますので、この趣旨に全く賛成する立場で、町民の福利向上のために本陳情に賛成をするものでございます。以上です。

議長
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから28陳情第11号、「誰もが安心して利用できる介護制度の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

(賛成者起立)

議長

お座りください。起立少数です。したがって、28陳情第11号は不採択とすることに決

定しました。

次に 28 陳情第 12 号、「駆け付け警護」の付与の閣議決定を撤回し南スーダン P K O からの撤回を求める陳情について討論を行います。初めに反対討論はありませんか。委員長報告に対する反対討論はありませんか。

7 番

三浦議員

委員長報告に対して反対という立場で、この駆けつけ警護付与の閣議決定を撤回し南スーダン P K O からの撤退を求める陳情について、私は賛成ということで討論をしたいと思えます。9 月前半に日本国際ボランティアセンタースーダン現地代表のイマイさんは南スーダンに入り、7 月の大統領派と副大統領派の戦闘で被災した人々の支援のために首都ジュバに入ったそうです。現地の様子について、「大統領官邸や周辺の建物は弾痕だらけ、副大統領の拠点であった地域は警戒態勢をとっているが治安が悪い。日本大使館は縮小されて、国際協力機構の職員は全員退避の状態である。日本人はイマイさんだけである」と語っています。イマイさんによると「南スーダンの人たちは、自衛隊は P K O で来ている部隊の一つで、特に関心を持っていない」とのこと、「ジュバを流れるナイル川に J I C A が新しい橋を建設中で、日本ことはよく知っているが、市民は橋ができることを期待していたのに 7 月の戦闘で中断したままなので残念に思っている」と言っております。「大統領派は国連が副大統領派をかくまっていると疑っているので、P K O の他国部隊を自衛隊が駆けつけ警護とすれば、自衛隊は政府軍と戦闘することになりかねない。駆けつけ警護でわざわざみずから市民の反感を買う必要がどこにあるのか」とイマイさんは話しております。現地の生々しい状況を見ても、自衛隊員を南スーダンに送ることは、自衛隊員が戦闘に巻き込まれる危険性が極めて高いこととなります。私は直ちに憲法違反の駆けつけ警護付与の閣議決定を撤回し南スーダン P K O から速やかに撤退すべきと考えております。もしも私の子どもがこの戦闘になっている南スーダンに送られるようなことがあったら本当に許せないことですし、反対を私はすると思えます。また、現在、非常に危険な箇所だということで行ってはいけない——行かない場所に南スーダンは国際的にはなっているというふうに認識をしておりますので、そのこともつけ加えて、この陳情に賛成するものです。

議 長

1 番

本多議員

ほかに。

私は、この陳情に反対する立場から討論します。駆けつけ警護の武器の使用は、安保法制の憲法違反は解釈の相違であり、個人的所見です。リスクを最小限にするための自衛措置で憲法違反には当たりません。日本は、国連の一員として、まだまだ不安定な南スーダンの安定化に 60 カ国以上の国と協力していく必要があります。単に南スーダンの問題ではなく、隣接の国々にも影響を及ぼし、ひいては日本の法人や企業及び経済に悪影響を及ぼすおそれもあります。国連加盟国の多くが P K O に参加しているのに、日本だけがさまざまな理由をつけて撤退することは、日本への信頼を失うことになり、将来の日本にとって決して得策ではありません。参加国と協力することで信頼関係の構築ができ、さらなる日

		本の理解者や協力者を増やしていくこととなります。リスクを最小限に抑えるべき対処し、日本への評価をますます高める自衛隊員の働きができるよう応援、支援するのが国民の務めではないでしょうか。よって、この陳情には反対します。
議 長		ここで念のため休憩をとります。再開時刻を10時50分とします。休憩。
休 憩		午前10時41分
再 開		午前10時50分
議 長		会議を再開いたします。引き続き討論を行います。討論に入る前に原案に賛成の方、次に手を挙げていただきたいと思います。
10番 坂本議員		原案に対して賛成の立場で討論いたします。先ほども三浦議員が言われましたように、現在の南スーダンの状態はですね、大統領と副大統領、つまりは反民族紛争——反というか、民族紛争の色合いが濃くて内戦状態が続いているという、それが激化してきているという状況でありまして、もしかして、ここに入れば、日本の自衛隊がですね、戦争——政府の隊員を傷つけるということの可能性も出てきております。日本で決めているPKO参加5原則の停戦状態という状況ではなく、もっと危険な状況になってきております。そしてまた、現在、国連のPKOというのは、本来の目的以上の武力行使、それから先制攻撃というのを始めてしまっていて、そういうところですね、日本の自衛隊がかかわっていくというようなことにもなってきて、私は、よく、ここに参加すればこの戦闘状態に巻き込まれるという可能性は非常にあります。また、自衛隊員の処遇に対しても、傷ついた場合や亡くなった場合の憲法上の位置づけも、きっちりまだできていないということになってきております。さまざまな問題をはらんでおりまして、これを続けるということは憲法違反ということになると私は考えられます。よって、この意見書を採択し、国に上げていただきたいと思います。
議 長		反対討論ありませんか。
5番 橋場議員		「駆け付け警護」の付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤回を求める意見書に反対の立場から討論します。南スーダンPKOには60カ国以上が参加し、日本も施設部隊を派遣しています。任務は治安維持ではありません。国連職員などとしてジュバに滞在する邦人、国際機関やNGOの職員にも危険があり、助ける能力があるのに何もしないわけにはいきません。自衛隊の海外派遣時の武器使用に関しては厳しく制限されており、原則として正当防衛と緊急避難に該当する場合にしか認められておりません。施設部隊の装備は自己防衛のための装備であり、その能力の範囲内で可能な対応をするだけです。暴徒鎮圧のために狙い撃ちをすることは許されません。安全を確保しつつ有意義な活動が困難と認められる場合は撤回します。PKOの活動と戦争を一緒にして不安をあおるべきではありません。よって、この陳情に反対いたします。
議 長		ほかにありませんか。

8番

浜田議員

この陳情を採択すべきという立場から討論いたします。まず第一に、日本のこれまでの国際平和に対する貢献は武力によるものではなく、平和主義、そして外交あるいは経済援助、こういったことが中心でありました。PKO自身も従来は停戦の監視であって、それに対する武力介入がPKOの本来の責務ではありませんでした。しかし、その後、さまざまなPKO活動の中で次第に武装介入が強化され、結局のところ当事者に対する第三勢力として武力紛争にかかわるようになってきたということがPKOの最近の動向であります。これに関しては、国際的にも多くの懸念が出ている状況であります。そこまで介入してもですね、実はウガンダでの大虐殺をとめることができなかつた。つまり、武力による問題解決ではなくて、例えば、そこに絡む武器輸入ですとか、あるいは難民の保護ですとか、もっと周辺のところを強化しない限り、その地域資源を狙ったり、あるいは武器の輸出を狙ったりしている勢力に誘発された紛争というのはとまることがないだろうと思います。そのところに日本の果たすべき役割はあるだろうというふうに考えております。そして、この陳情に対する反対意見の中で、私は非常に見過ごすことができない議論がなされているというふうに思うのはですね、他国と同じ状況で参加すべきだ、いろいろ言い訳をつけるべきではないのだという議論があります。これほど危険な議論は、私はないというふうに思っております。もしそうであるならば、駆けつけ警護自身がいいわけです。むしろ、そうではなくてですね、武力をもって国連の軍として参加をすべきと言うべきではないでしょうか。もしそうだとするならば、それと駆けつけ警護との間にですね、憲法上、どれだけの開きがあるのか、この説明なしに徐々に徐々に武力介入に日本が加わっていく、このようなかわり方はですね、日本としてはなすべきではない。そして、今、既にジュバ、それから南スーダン全域に第4レベルの警告が外務省の最新のページに出ています。要するに撤退勧告です。これがPKOが活動できる状況だとは決して言えません。ジュバだけが安全だという標識は、これはホームページごらんになれば明らかなことですが、ここに自衛隊を派遣するということではですね、日本の自衛隊の隊員の命を危険にさらす、こういった行為でもあるということではですね、この陳情に賛成するものです。

議長

9番

中村議員

ほかに討論ありませんか。

私は、この陳情に反対の立場で討論をいたします。危険性を大変あおっているような陳情のように思えてなりません。そもそも、この駆けつけ警護というものの理解がないということ、認識不足であるというふうに思います。今回の駆けつけ警護は、極めて限定的な事態が起こる可能性があるということで制定された、決められた内容であります。そして、PKOに、今、るる当初と決まって——変わって戦闘の——にも行くような方向になっているかのように言われましたけれども、全くそのような根拠はないことを断言申し上げます。まず、PKOは、一般的に、戦争や内戦の武器紛争が終結した後、不安定な平和を維持するために国連が軍事部隊を派遣して停戦監視などをする活動で、道路や公共施設の復旧を支援することも多い、武力紛争の鎮圧が目的でない定められております。PKOは、1として紛争当事者の停戦合意、PKOの派遣同意、PKOの中立性確保が原則になって

おり、日本は、この1から3のどれか1つでも崩れた場合の撤収、武器使用は限定的になっており、PKO参加5原則として1992年成立のPKO協力法に規定されております。これが今もって何も曲げられているということはありません。また、南スーダンの場合は、日本政府は、そもそも紛争当事者となり得る組織はなく、武力紛争が発生したとは考えていません。いないと判断しております。PKOの派遣同意についても、安定的に維持されると認めています。この陳情の中では、武器の使用、武力の行使等ありますけれども、そもそも、これがしっかりと把握されて載せられていないように思います。武器の使用と武力の行使は厳格に使い分けられています。武力の行使とは国際紛争を解決するために武器を使うことで、いわば戦争の場合に使われるもの。自衛隊の場合は、どこかから攻撃を受ける武力攻撃事態などに限って武力の行使が許される。一方、武器の使用とは戦争ではなく治安を守ることを職務とする警察官が武器を使うことをいう。自衛隊が武器の使用をする場合もある。この典型的な例がPKOです。武器の使用のあり方は、自衛隊法や警察官職務執行法で厳格に定められています。武器の使用では、人の生命、身体に危害を与える射撃は正当防衛等緊急避難の場合以外は許されない、駆けつけ警護で認められるもの、武器の使用であるため暴徒を鎮圧のために狙い撃ちをすることは許されないというふうになっております。よって、ここで言っている憲法違反には当たらないと判断し、この陳情に反対といたします。

議長 ほかにも討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから28陳情第12号、「駆け付け警護」の付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤回を求める陳情について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は不採択です。

ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

(賛成者起立)

議長 お座りください。起立少数です。したがって、28陳情第12号は不採択とすることに決定しました。

続いて28陳情第13号、立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情について討論を行います。委員長報告は不採択です。不採択、反対です。初めに本陳情に採択に賛成する方の討論を求めます。

7番

三浦議員 それでは、私は立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情について賛成の立場で討論をいたします。私は自民党草案を読みました。全く現憲法とは相入れない別のものであると啞然としたものです。憲法の三原則、平和主義、国民主義、基本的人権の尊重が自民党草案からは欠落しているというふうに考えます。基本的人

権の尊重が何よりも大事であり、日本国憲法は世界に誇る憲法です。自民党草案は立憲主義を否定するもので、容認することはできません。また、国民的議論もされておらず、世論調査では自民党草案を知らないが76%もあります。陳情にあるとおり、改正の是非を決めるには主権者である国民が決めることであり、このような自民党草案を審査会で審査することは一切中止すべきと考えておりますので、この陳情に賛成するものです。

議長

反対討論ありますか。

1番

本多議員

私は、この陳情に反対する立場から討論いたします。現憲法の97条の削除は、憲法でも11条で明記されており、重複するものではありません。削除されても何ら基本的人権を否定するものではありません。草案の99条は、14条の法の下での平等、18条の苦役からの自由、19条の思想の自由、21条の表現の自由を保障するものであり、現憲法を発展させるものであります。立憲主義の全面否定ではありません。憲法審査会では自民党草案をベースにしないと明言しています。草案の撤回を求めるのは筋違いの議論です。草案は自民党の考え方で、外部から撤退や修正を要求されるものではありません。現憲法の改正そのものの是非を問うのは改正手続の中で明確に規定され、3分の2の国会議員の賛成で発議し、2分の1の国民の賛成で決議することです。これを否定することは、まさに立憲主義に反するものではないでしょうか。世界中、70年以上も改正されない憲法、法律は存在しません。しかも、制定時に、ある政党は9条を指摘し、こんなことで日本の国の国民を守れるかと反対した憲法です。占領下で本音の言える状況ではなかったが、時代が変わり、指摘の矛盾を正すときが来たのではないのでしょうか。時代に即して、それらに適応した憲法、法律にしていくことが必要です。よって、この陳情には反対いたします。

議長

次に賛成討論ありませんか。

10番

坂本議員

私はこの陳情に対して賛成の立場で討論いたします。憲法審査会で審議が始まっていると言われますけれども、この自民党の中での憲法の新しい草案は、党内でも統一見解ということではなく、完全に練られた段階で、まだ完成されているものではありません。それを憲法審査会にかけて審議している、そのことそのものも私は疑問を感じます。それからまた、憲法を改正するということになったとしても、そしたら、これをですね、この草案をですね、今の現安倍政権がですね、選挙の際にですね、掲げて、こういうふうに変えたいから、だから僕たちはこれでやっていきたいとか、そういうことを言ったことはなく、改正に関しては全く踏み込んだことを言わないで選挙をしているような状況でありまして、本当にこの自民党の草案が自分、住民としてというか、自民党内で統一見解で正しいとするならば、その点を国民に是非をとってもよかったと思いますが、そういうこともなされませんでした。よって、この意見書を賛成するものといたします。

議長

反対討論ありませんか。

5番

橋場議員

この陳情に反対する立場で討論します。現在、日本の領海への侵犯を繰り返す国、ほかにも日本人を拉致して返さない国や領土を占領したままの国に囲まれ、そのうちの3カ国

が核兵器を保有しているという日本の厳しい現実を見ると、置かれている状況を正しく認識する必要があります。そして、今の憲法やその解釈が今の日本の現実に照らし合わせて正しいのか、そこから考える必要があるのではないのでしょうか。自民党草案はベースにしないと明言しています。草案は自民党の考え方で、外部から撤回や修正を求められるものではありません。憲法審査会参加自民党議員などの参考書のようなものです。審査方法として、何らかの案があり検討していけば進めやすいと言えます。現憲法の不足の部分や抜けている部分をつけ足し、日本語の修正や全体的に整理整頓する部分の検討を進める方法もあり、これからの議論です。よって、この陳情に反対いたします。

議長
8番
浜田議員

ほかにありませんか。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。大変議論が錯綜しているというふうに、これまでの討論を聞いて私は思いました。一つはですね、一方では、この憲法審査会では自民党草案を審議するものではない、そういう主張が繰り返されているわけですが、その一方で、この陳情に対する反対意見の中には、97条の削減は当然であるとか、幾つかの条項に触れられています。これは自民党憲法草案そのものです。じゃあ、一体何をもとに審議を進めるのか、その土台を何一つ示すことができないまま、憲法審査会だけが運営されようとしている、これほど国民意見を反映しない議論の仕方はないのではないのでしょうか。実際、これまでの選挙の中で、例えば先だつての参議院選挙の中で、安倍晋三首相はですね、一言も憲法問題に触れませんでした。そして、国会で多数を占めるということの中で憲法審査会の再開を始めた、こういうやり方であります。もしもこの審議をするのであれば、まず何よりも、どの点を変えるのかということですね、少なくとも政権党は明確にする責任があるでしょう。それを国民に説明する必要があるでしょう。その具体的な姿のもとに意見を集約する手続が必要なのではないかというふうに私は考えます。実際に、例えば、その憲法改正には国会の3分の2の議員が必要となるということに憲法に定められているわけですが、その3分の2もですね、こういった憲法議論なしに、しかも小選挙区制のもとで成り立っている議会であります。もし多数を言うのであれば、例えば長野県民はですね、さきの参議院選挙で憲法擁護を掲げる議員を当選させました。反対の議員はですね、憲法については一言も触れませんでした。これが長野県民の総意であります。上伊那郡においても、まさにそうだと思っております。少なくとも憲法改正を掲げる自民党議員というのはですね、長野県の市町村には1人もいません。こんな状況でもってですね、国民の世論が反映されたということになるのか、このことを十分に考えるべきではないのでしょうか。私は、十分な議論も隠したまま、何がポイントであるかということも明示しないまま、非常に曖昧な形で議論に入る、この憲法審査会の動きに対して全面的に反対し、この陳情に賛成するものであります。

議長
9番
中村議員

ほかにありませんか。

私は、この陳情に反対の立場で討論を申し上げます。まず、この陳情内容の中を見ますと、憲法改正、それに対して公明党は公約もなしというふうに表現をされております。大

変、公明党の真意を知らずして、ただ感情的に書かれているものと大変憤慨するところがございます。我が公明党は、立党以来、平和と福祉の旗を高く掲げ、今現在もその手を一瞬たりとも緩めず活動しております。国会議員の中には、若手の議員から、そして山口代表も、国際友好にみずからが世界を回っております。そのような党が果たしてどこにあるのかと私は申し上げたいくらいです。この憲法改正に当たっても公明党は、初めにこの日本国憲法の制定に当たってどうであったのか、その様子を少々申し上げたいと思います。これは圧倒的な多数で新憲法が、改正案が可決・成立しております。戦後ですが。その中で、衆議院では賛成が 421 票、反対が 8 票で、共産党が反対しております。共産党の反対の主な理由は、天皇制が存置されていること、そして憲法 9 条に反対のためのこの憲法に対する反対でありました。ところが、今はどうでしょうか。信じられない様子を伺います。では、公明党の真意といいますか、この憲法に対する考え方をはっきりとここで申し上げさせていただきます。日本国憲法は、我が国の民主主義を進展させ、戦後日本の平和と安定、経済発展に大きく寄与してきました。国際社会から信頼も広げてきました。特に国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和の三原則は、過去、幾多の試練にも耐え確立させてきた人類普遍の理念であり、これからも堅持されなければならないと考えております。私たち公明党は、この日本国憲法をすぐれた憲法と評価しています。しかしながら、憲法制定から 70 年を経過した、時代も大きく変化し、制定当時、想定できなかった課題も明らかになっています。また、現行の規定のままで不都合があるならば、憲法の基本原則はあくまでも維持しながら条項をつけ加えていく方法、いわゆる加憲方式で憲法改正論議を進めていくことがふさわしいと、公明党は、代表を初め、このような方針で憲法に対する考えを持っております。今後は、国民の理解が不可欠であること、また少数の意見に配慮を持つこと、政局から離れ冷静に判断をしていくこと等を公明党は掲げております。よって、この陳情の中にある余りにも侮辱した内容、現実を知らない内容で書かれていること、すべての内容においても、そのように個人的な判断で陳情をされているように受けとめざるを得ない内容でございます。これから慎重に、与野党を含めて、憲法改正にと、最終的には国民の投票もしていくわけですから、確実に国民の声が届くわけでございます。そのような観点から、この陳情に対し反対をいたします。

議長 ほかにありますか。
(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから 28 陳情第 13 号、立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。
(賛成者起立)

議長 お座りください。起立少数です。したがって、28 陳情第 13 号は不採択とすることに決定しました。

続いて 28 陳情第 14 号、放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情について討論を行います。初めに本案に賛成の方の挙手を求めます。

7 番

三浦議員

それでは、放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情について賛成の討論をいたします。福島原発事故の汚染された地域の除染による放射性廃棄物は増え続けています。国の福島原発事故による放射性廃棄物処理の放射性廃棄物物質対処特措法の中身は、従来の基準の放射性セシウムの濃度 100 ベクレルの 80 倍もの放射性廃棄物である除染土を放射能に汚染されていない地域に運び込むことを合法化するものであり、安全性について納得のいく説明もありません。福島原発事故が起こるまでは、放射性廃棄物の一般社会での利用の安全基準を 10 ベクレルキログラム以下としています。2010 年までは 100 ベクレルキログラムの基準は、それなりの検討を経て決められていました。飛散や接触で体内に取り込まれ深刻な影響を生む内部被曝の評価、放射線の障害を強く受ける幼児などへの影響の評価、セシウム以外の放射性元素や厳格な法定測定方法への言及、再利用の例も車どめや公園のベンチなど限定をされたものです。安全性の評価をして再利用についても決められております。再生利用についても、展示品はありますが、国内で 100 ベクレルキログラム以下の再生利用はされていないとのことです。100 ベクレルキログラムを超えたものは原子力施設の敷地から持ち出せないよう厳重なチェックがされ、施設内でドラム缶に詰められ、六ヶ所村のコンクリートピットで最終処分をすることになっています。では、8,000 ベクレルキログラムの放射性廃棄物を安全な処理が可能かどうかということです。原発施設内で発生した放射性廃棄物と福島原発事故で降り注いだ放射性廃棄物のどこに違いがあるのでしょうか。今までに経験のない事態で、安全基準など誰もわからないのが今の実態ではないでしょうか。8,000 ベクレルキログラムの放射性廃棄物をたとえコンクリートで固めて土を盛ってみても放射性セシウムの数値が安全と言われるまでに 170 年もの歳月がかかると言われています。8,000 ベクレルキログラム以下では放射性廃棄物の人体への影響を評価して定めた安全基準 100 ベクレルキログラムの 80 倍であり、どのような方法であっても現在汚染されていない地域に持ち込むことを許してはならないと考えます。現在、宮田村村民挙げて放射性廃棄物——放射性物質を含む産廃の処理場建設の反対に取り組んでいます。天竜川じゅう——流域、飯島においても問題があるとして議会としても反対を表明いたしました。これから進められようとしているのは原発事故で放出された放射性セシウムに汚染された廃棄物を一般的な処理方法、分別、焼却、埋め立て処分などで処理をしまおうというものです。安全に処理するものと言っていますが、2010 年までの安全基準と同じ評価をしています——評価をしてはしません。同じ放射性セシウムの性質が変わっただけでもないですし、除染している場所は原子力施設内でないのは当然のことです。その除染土を処理できる基準が 80 倍にもなり、安全だという確たる根拠もないまま 8,000 ベクレルキログラム以下の放射性廃棄物が通常の廃棄物として自治体や廃棄物処理業者が処理できるようになることは、日本中に放射性廃棄物を拡散することであり、非常の恐ろしいことであると私は思います。政府の行うべきことは、政府の責任で安全に管理できる最終

処分場を一刻も早くつくることで、汚染のない地域に拡散しない手だてを一刻も早く行うことであると考えます。放射性廃棄物を処分場までは、放射能物質そのままの状態に運搬され、処分場内でコンクリートで固めるなどの作業が行われるとお聞きいたしました。運搬中の事故、施設内の事故、災害などにより放射性廃棄物の流出や拡散があったときの責任は、国でも営業を許可した県でもなく、自治体や廃棄物処理業者が負うことになるということです。国が基準を緩和し、全国に放射性廃棄物を拡散する法律をつくりながら、国が最終的な責任をとらないという極めて問題のある内容です。よって、陳情の内容に賛同するものです。

議長
1番
本多議員

反対討論ありますか。

私は、この陳情に反対する立場から討論いたします。この陳情は、自分たちのことだけを考えた身勝手な陳情ではないでしょうか。飯島町から出たごみは受け入れをするなど各自治体が決議するのと全く同じです。PCB汚染の汚染物の処理も長野県ではできず、低濃度のものは全国の自治体をお願いしている状態です。8,000ベクレル以下の廃棄物は従来と同様の方法により安全に焼却したり埋め立て処分したりすることができ、焼却施設や埋め立て処分場では廃ガス処理、排水処理や覆土によって環境中に有害物質が拡散しないように管理が行われることから、周辺住民にとって問題なく安全に処理することができます。安全であるというならば問題がないと思います。福島から避難してる子どもさんたちの中には、学校でいじめに遭っている人がいます。学校でいじめに遭わないため福島から来たことを隠しているそうです。大変かわいそうなことです。この陳情は、子どものいじめと同じではないでしょうか。自分たちのことだけを考えた陳情には反対いたします。

10番
坂本議員

私は、この陳情に賛成の立場で討論いたします。もともと100ベクレルを超える放射性廃棄物はドラム缶に詰め原発施設内に厳重に今までは管理してきておりました。それでさえも地震国の日本は地下に埋めるにも安定した場所がないと問題視されておりました。それが東日本大震災における原発事故で放射能が広く飛び散り、大気、大気と海洋を汚染しました。その後、さまざまな地域から生活排水やごみ処理の中から100ベクレル以上の放射性廃棄物が出てきております。そもそも私は、ロシアのように高濃度汚染地域の立ち入りを禁止し、そこで放射能汚染のごみや放射性廃棄物を集中的に管理すべきだという意見を持っております。今の政府の除染のやり方には納得しておりません。しかし、現実としては県内でも軽井沢、佐久市など下水処理の汚泥から低レベルの放射能が出てきております。現在、それらは県内で適正に処理されております。国際原子力機関の安全指針は、子どもへの被曝も考慮した中で上限100ベクレルとしております。政府のいう80倍にした8,000ベクレルが安全だとは到底考えられません。福島県内でも二本松や郡山、福島市、伊達市にそれぞれ避難のした子どもたちの中から少しずつ低線量被曝や甲状腺がんの子どもたちが出ています。当町にも原発事故のために避難してきた子どもを連れた家族がおります。この方たちは空気も水も安全だからと移住してきたものです。私たち議員は地域の安全と安心を守っていく義務があります。政府が大丈夫と言っても、放射能汚染は人類に

とってわからないことばかりで危険が大きいのです。ましてや、当町では田切クリーンセンターという最終処分場を持っており、そこに放射性の廃棄物が入る可能性も認めることとなります。よって、私は、この陳情を賛成し、やはり 8,000 ベクレルという基準のものは原発汚染地域の中で処理をするような方向に持っていったほうがいいと思います。

議 長
11 番
竹澤議員

反対討論ありませんか。

本陳情に反対の立場、不採択という立場で討論に参加してまいりたいと思います。発言者の中にもありましたし、陳情のところにも書いてありますけれども、運命の分かれ道は、この特措法をどう捉えるかで見解が違っちゃうのかなあというふうに思うわけです。確かに、その 2011 年、福島原発が起きましてですね、特措法ができて、従来のものと違って 8,000 ベクレル以下のものについても通常の焼却や埋め立てしてもいいというふうに国会でこの法律が決まったわけです。今も御議論ございましたが、その従来の 100 ベクレルと 8,000 ベクレルの違いちゅうのは何かちゅうところが間違っちゃいけないところだと思うんですけども、まず、そのもともとの 100 ベクレルは原子炉等規制法という法律に基づくものでございまして、廃棄物を安全に再利用できる基準ということで、これは運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリート、金属などをいうわけでありまして、今、特措法における 8,000 ベクレル云々の基準ですけれども、これは廃棄物を安全に処理するための基準でありまして、根本的に違うわけでありまして、また大量に、こう、発生しちゃったわけで、そうしたことから、我が国として、この特別措置のですね、法律を立てて、その処理の方法について基準を緩和したと、こういうだというふうに思うわけでありまして。それで、現在、国のほうでは、福島県の相馬市において、この陳情書にもありますが、その公共事業に使うことはまずいよちゅう趣旨がありますけれども、今、実証実験を行っておりまして、この 12 月に結論が出るということになっておりまして、その結果も注目して見る必要はあるかと思いますが、この陳情のようですね、全国にどんどん散らばると、こういうことにはすぐはならないのかなあというふうに思うわけでありまして。本県のほうにも、一応、問い合わせをいたしまして、今月の 12 月 1 日の日に、長野県のほうでは、この所管はですね、資源循環推進課のほうで担当しとるわけでありまして、本県のほうでも、国のこの実証実験ですね、そういうのの動向を踏まえながら対応していくと、こういうことかと思っております。先ほど宮田の例も引用もございました。我が町議会なりですね、町民の皆さんの署名なり、先般 10 万人の署名も越えて、それはよかったんですけど、これ、冷静に考えてみますと、この特措法が是とするならば、事業者ですね、いずれ県に申請すれば、本県は多分、これ、認可せざるを得ないような、そういう、今、現行の制度なのかなあというふうにも思うわけです。それが現実の姿ではないかというふうに私は思うわけでありまして。そこで、この陳情の中では放射能汚染に汚染された廃棄物及び除染土が 8,000 ベクレル以下のものを持ち込むことに反対する決議を飯島町議会で行うことを求めているわけでありまして、先ほども申しましたように、この措置法は、私は、我が国として、この事故が起きちゃった要因の中でやむを得ずした措置でありまして、これは国会の先生方が決めたことでありまして、それをですね、どうのこうのちゅうの

は、今回のこの2つに分かれる分岐点かなあというふうに思います。議会として、そういう表明することは適切ではないというふうに思います。私たち議員はですね、また違った形で対応すべきじゃないかということで、私が取り組んできたことを申し上げます。この課題についていち早く、ことしの3月議会におきまして、私は、飯島町に放射性物質に汚染された廃棄物などが、処理事業がですね、展開されないように規制するため、宮田村や駒ヶ根市が環境条例を整備したとおり、飯島町における飯島町さわやか関係保全条例並びに規則をですね、見直しをして、そうしたことの歯どめをかけると同時に地下水保全についても一連の改正を行うべきだということを求めておるわけでありまして、これについて、町当局、今、研究進めていることかと思えます。そういう意味で、我々議員はですね、議会でこの進言するのもいいのかもしれませんが、果たしていかがなのかなあということに疑問を持つわけでありまして、我々議員は、飯島町の環境を守る、また町民の皆さん命を守るという立場で、我々議員として何ができるかというところで活動していくことが求められているんじゃないかなあということできくりさせていただいて、本陳情をですね、不採択すべきだということを申し上げて、討論を終わります。

議 長
8 番
浜田議員

賛成討論。

この陳情を採択すべきとの立場から討論いたします。放射線の危険度というのはですね、改めて語るべきこともないかもしれませんが、非常に長期間にわたって人類、人体に深刻な影響を及ぼすものであります。そのために、実は、原発も発明されず原爆も発明されない時代からどの程度が安全かという議論がずっとなされてきました。ICRPという国際的な学術機関でありまして、そもそも科学者たちが放射線やX線を扱うに当たってですね、多くの科学者たちが被曝をして、命を落とした方もいるということですね、それと、もう一つは、医療用に使う場合に、それによって病気の検出と、逆にその被験者が受けるダメージのバランスをどこで線を引くべきか、こういったことをずっと議論してきた団体であります。世界の安全基準はですね、このICRPの勧告に従って、さらに原子力安全委員会も——機関ですね、IAEAもこれを採用して今日に至っている、こういう経過がございます。実は、日本政府、環境省はですね、2010年、つまり3・11の1年前に改めてこの勧告に基づいて100ベクレル以下に再利用は抑えるべきだということを決定しています。その再利用のやり方については、先ほどお話があったように、何人かの議員からですね、非常に厳格なやり方でした。セシウムだけに限らず、ありとあらゆる成分について、33の元素について、その構成要素を検出すること、それから、例えば1トンの廃棄物を処分する場合には、それを100キログラム単位に分けてばらつきがないかどうかを検証すること、それから、放射能についてもですね、外部被曝だけではなくて、例えば公園に置いた場合に子どもたちがそれに手を触れ、あるいはなめてしまった場合に内部被曝につながるか、そういったことを検証すること、そういった非常に細かい角度からの議論が行われて100ベクレルが決定されたわけでありまして。原子力安全委員会、保安委——当時の保安委員会もですね、これに基づいて核廃棄物の処理を決めてきたと、こういうことですね、かなり詳しい情報が今でもネットから手に入れることができます。それに

対して特措法、それから、さらにそれを踏み越えたですね、今回の公共物施設の利用、これについてどれだけの議論がなされたのか。実は、ネットを調べても、環境省を調べてもですね、どこにもその議論された情報はありません。もっとストレートに言うそうですね、実は秘密会でしか行われなかったということでもあります。一体、この秘密会で行われた内容も知らずにですね、政府が保証しているから大丈夫だということを断言される方は一体どこにいらっしゃるのか。私は、このことをまず第1に伺いたいと思います。

それから、第2に、この放射線をですね、福島が汚染しているから全国が受け入れるべきだと、これほど恐ろしい決定は、私はないというふうに思ってます。議会がやるのは踏み越えるというふうにおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、例えば恵那山トンネルの向こう側、土岐市、瑞浪市、ここには原子力施設があります。名古屋大学、それぞれの研究所の核融合施設、それから、瑞浪市にはですね、大深度地下の埋設処分場があります。ここは議会の議員も視察に行ったことがありますけれども、こういったところで、実は数億円の電源立地交付金を受けてるわけですけども、この交付金を受けてる団体、土岐市自身がですね、放射能持ち込みを禁ずる条例をとくに制定しています。全国で放射線を持ち込む条例を決定してる市町村は幾らでもあります。飯島町がそれができない理由はありません。もし、そうではなくて、我々が、福島の被害をですね、平等に受け入れるために、例えば田切に持ち込んでもいいということをおっしゃるのであればですね、これは、ぜひ、町内の皆さんに言っていただきたい、それが議会の決定であるというふうに言うべきだろうと思います。これは、将来、何100年にわたって影響の及ぼすものですから、曖昧な議論は私は許されないというふうに考えております。そういった意味でですね、この放射線をめぐる問題、単に一過性の問題ではありませんし、十分慎重な審議と、それから町民に十分な周知をして態度を決定するべきだろう、そういう意味ではですね、政府の決定は非常に危険だというふうに思っております。まず第一は、特措法自身がですね、限定され、十分な説明がなかったものであること、しかも、その特措法の条件をさらに踏み越えて、公共事業、つまり、その道路の下ですとか堰堤ですとか、こういったところに8,000ベクレルの放射能を使っていいという恐るべき決定がですね、環境省でなされたという、これを飯島町が受け入れていいのかどうかですね、これは子孫におっきな影響を及ぼす問題だというふうに私は思っております。さらにですね、この決定をした環境省の報告書、これが3月に出されていますけれども、その中でどんなことが書かれてるかといいますとですね、これは世界に前例のない大きな挑戦だと、これが成功すれば我々は世界に貢献することができるんだと、ちょっとハイになった文章が書かれてるわけですけども、この文章をもっと正確に読めばですよ、8,000ベクレルを居住地域にばらまくよというようなことはですね、世界のどこもやったことがない暴挙だということでもあります。これを飯島町が受け入れるのかどうなのか、ぜひ慎重なというか、こんなことを許してならないという意味で、私は、この陳情に賛成するものであります。

議長
4番
折山議員

ほかにありませんか。

ほかということは賛成討論が続いていいということで理解をいたしましたので、続けて

賛成討論を行いたいと思います。8,000 ベクレル以下の危険度の危険なのか、あるいは国が安全だと言ったから安全なのかは、私、詳しくないのでよくわかりません。しかしながら、先ほど反対討論をした議員が発言したとおりであります。この地域では、受け入れを宮田村で反対した事実が、もう直近にあります。宮田村で反対してることをこの地域の住民は署名までして運動して、さあ、飯島へ持ち込んでくるっていうのを、反対討論したどなたかの議員の発言のように、ほいじゃあ応分の負担で受け入れるかっていったら、とてもそれは考えられません。ということは、うちでは嫌だけどよそで受け入れてくれるんらいいいよという意思表示を今ここでしようとしてるわけですが、私は、純粹に、難しいことわかりませんが、町民の多くが、今、そういったものを、危険なものをここへ持ち込むのが嫌だという書名行為をしたのであれば、我々町議会議員として、その思いを負託に応えるような、やはりきちっとした態度を示すべきではないかということと、あの宮田の持ち込みに反対した当時と今日と状況がどこが変わっているんでしょうか。余り議会の議決という重大な局面でそれぞれの立場を変遷させてはならない、議会っていうのは、ある程度、広い町民の負託にきちっと応えた、その精神をゆがめてはならない、そういった意味で本陳情に賛成するものでございます。

議長
3番
久保島議員

ほかにありませんか。

私は、この陳情に反対するものでございます。環境省はですね、廃棄物に含まれる放射性セシウムの基準については、今もお話がありましたように100ベクレルパーキログラム、これは廃棄物を安全に再利用できる基準というふうに定めています。竹澤議員からのお話もありましたように運転を終了した原子力発電所の解体されて出てくるコンクリート、また金属等をですね、想定しているというふうに考えています。これ以下であれば、他の原発で利用したりですね、一般社会、例えば公園のベンチ等っていう話もありました。そのように——ところで利用することもできるという基準と、ただ、特措法で定めました8,000ベクレルパーキログラムはですね、廃棄物を安全に処理するための基準というふうに定めていると、要するに、ここで分別、焼却、埋め立て処分ができるもんだというふうなことでございます。要するに、この焼却処分や埋め立て処分はですね、排ガス規制法とか排水の処理とか、おうどによって有害物質が拡散しないようにできると、管理していくことができるということございまして、これ、明確に区分されているものだというふうに認識しています。例えばですね、8,000ベクレルパーキログラムのものをですね、まあ1キロですね、それ毎日食べるということになれば、そりゃあ、多分、影響があるでしょう。廃棄物を食べるっちゃうこと自体が無理でしょうから、食べられないと、っていうことになると、そんなに問題はない、心配はないんじゃないかなっていうのが私の見解です。そもそも、人体はですね、65キロの人で6,500ベクレル、まあ、パーグラムじゃないんで、全体でですね、6,500ベクレルの放射性を持っていると言われてます。私、ちょっと最近太ってきまして75キロになりましたので、8,000ベクレルを超えておりまして、非常に危険だと言われても仕方がないのかなというふうに思います。したがってですね、そんなに心配したことはない、最終処分場に埋め立てるということであればですね、そんな

に心配したことはないかなというふうに思います。飯島町だけに持ち込むなっているのもですね、ちょっと受け入れがたい。宮田村の話が出てまいりました。宮田村の建設予定地はですね、いわゆる河川敷であると、それで、そこがですね、たとえ、その浸透対策はするでしょうし、おうどもするでしょうけれども、台風とか集中豪雨とか大水害っていうおそれもですね、あるわけで、その辺を考えると、宮田村のことについては別というふうに私のほうでは解釈をしているところがございます。適地ではないと。よってですね、野積みされて放置されるよりも適正な方法で処分されるということのほうがよほど国民にとって安全であるということでございまして、私は本陳情を採択することにはできません。不採択が適当と考えております。

議長 ほかにありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから 28 陳情第 14 号、放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

(賛成者起立)

議長 お座りください。起立少数です。したがって、28 陳情第 14 号は不採択とすることに決定しました。

議長 日程第 11 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 48 分

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり、堀内議員、三浦議員から各 1 件、計 2 件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第 1 及び第 2 として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案2件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第1 発議第10号 「給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番

三浦議員 それでは、給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について提案をいたします。社会経済の厳しい状況が続いている中で、奨学金制度は国立大学、私立大学とも授業料が高いまま推移をしております。奨学金の利用者は増え続けています。2016年度の大学生などの4割に当たる132万人が奨学金を利用していると言われております。一方で、卒業後の収入は、非正規雇用など不安定な利用者も多く、奨学金の返済に悩む人が少なくないのが現状です。卒業時に300万円に近い借金を抱えることになると言われていますが、無利子に奨学金には成績の要件があり、有利子の奨学金を利用している人が大半だということです。卒業後の明るい希望よりも就職と奨学金返済の厳しい社会が待ち受けているのが大学生などが置かれている現実と感じております。学ぶ意欲のある若者が経済的な理由で進学を断念することのないよう、早急な奨学金制度の充実が求められています。政府に返済不要の給付型奨学金の創設とともに無利子奨学金の拡充や返還期限の猶予など具体的な経済支援策を講じるよう、お手元にお配りいたしました提案内容を政府に求めることを提案いたします。皆様の全員の御賛同をお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号 給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第11号 「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番

堀内議員 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書につきまして提案理由の説明を行います。軽油引取税の課税免除の特別処置は道路特定財源が一般財源化した以降も時限立法として3年ごとに継続をされ、スキー場などの観光産業、また農林水産業などの産業用機械などに多く適用されてまいり、観光事業、農林業などの負担軽減に貢献をしてまいりました。平成30年4月から引き続き軽減措置が適用され、スキー場などの観光事業や農林業の振興に寄与することを求め提案をするものでございます。議員各位には御賛同いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論ありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第11号 「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町長 12月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る8日から本日まで9日間の会期をもって開催されました12月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしましたすべての案件を原案どおり御議決、御同意いただきまして、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。また、一般質問におきましては、多くの皆様から3本柱として掲げてまいりました政策を初め、町政の重要課題に全般にわたり厳しい御指摘や御示唆をいただきました。このことを重くかつ謙虚に受けとめ、私を初め全職員が目標を共有して確固たる信念と情熱を持って全力で行政運営に努めてまいり所存でございます。課題山積の中ではありますが、町ににぎわいや活気を取り戻し、まちづくりの将来像である人と緑輝く触れ合いのまち、行政の目指す究極の目標として安心して暮らせる豊かなまち、言いかえればいいまちを築いていくために、決して他人任せではなし得ません。町民と行政がともに知恵を出し、汗を流して行動すること、町民と行政が総力を挙げて事をおこすことが極めて大切であり、欠かせないことであります。町民の皆様には、いいまちをつくっていくために、より一層、主体的、積極的な参加をお願い申し上げますとともに、議員各位には、今後とも一層の御理解、御協力を心からお願い申し上げます。

さて、町では、現在、来年度予算の編成を進めているところでございます。国は現在の景気を緩やかな回復基調にあるとしていまして、当地域でも有効求人倍率がリーマンショック前の水準に戻ったという朗報もあります。米国大統領選でトランプ氏が当選して

以来、国内株価は上昇傾向にあります。しかしながら、国の税収は7年ぶりに前年度実績を下回る見通しであり、激動の海外情勢を踏まえると、不安要素や厳しさの残る経済情勢と見る向きが多いようであり、地方におきましては、経済の好循環にはほど遠い状況にあります。こうした先の見通せない中で、このたび第5次総合計画後期基本計画やまち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略をベースに29年度から3カ年の実施計画を策定したところでございます。29年度予算につきましては、行政運営は引き続き厳しい状況が続きますが、策定した実施計画に基づき、3本柱のチャレンジとそれを構成する具体的施策を重点に据えるとともに、住民生活にかかわる重要度、緊急度の高い事業を最優先として、限られた財源の中ではありますが、創意工夫によって来年度の予算編成を進めてまいり所存でございます。

さて、11月に異例の積雪があったことしの冬であります。気象庁の発表の3カ月予報によれば、この冬の気温、降水量は平年並みということでもあります。しかしながら、平年並みという予想の年でありましても、そのとおりになったことはないという統計もあるそうございまして、心配なところではございますけれども、どうか、長期予報どおり平年並みで穏やかな冬であってほしいと願うところでございます。

ところで、先ごろ、ことし一年の世相を一字であらわすことしの漢字に「金」という漢字が選ばれたという報道がありました。「金」が選ばれたのは、シドニー五輪が行われた16年前とロンドン五輪が行われました4年前に引き続きまして、これで3回目ということで、両五輪の日本人選手の活躍、金メダルラッシュは記憶に新しいところであります。そのほか、ことしの世相を挙げて、いろいろ理由が挙がっておりました。迎える年が文字どおり輝かしい年になることを大いに期待するとともに、町としては田舎暮らしランキングの金を目指して頑張る覚悟でございます。ことしも余すところ10日余りとなりましたが、議員各位におかれましては、ことし一年間の御労苦、御協力に対しまして心からお礼申し上げますとともに、いよいよ御健勝でよい年を迎えられ、飯島町の発展のために一層の御活躍を心からお願い申し上げます、12月議会定例会閉会のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

議長 以上をもって平成28年12月飯島町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後0時03分

上記の議事録は事務局長 宮下 務の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員